



寫本研究年報

京都大學人文科學研究所

中國中世寫本研究班

第六號

2012年3月

敦煌寫本研究年報

高田時雄 主編

第六號

2012年3月

京都大學人文科學研究所

中國中世寫本研究班

注 記

本誌『敦煌寫本研究年報』は京都大學人文科學研究所の共同研究班「西陲發現中國中世寫本研究」班の報告として、昨年までに5冊を世に送り出した。該研究班は昨年度末で所期の計畫通り一應の終了を見ることとなったが、今年度から新たに「中國中世寫本研究」班を組織し、繼續して本誌の刊行を行うこととした。研究班名稱の變更は、敦煌吐魯番など西陲發現寫本のみならず、日本古寫本をも研究對象として取り上げていきたいという希望を託してのことである。大方の支持をお願いしたい。

目次

新出の行瑠『内典隨函音疏』に關する小注 高田時雄	1
“見之悲傷、念之在心”——道教の唱導をめぐる 遊佐昇	13
敦煌の喪葬儀禮と唱導 荒見泰史	27
敦煌發現の宮廷寫經について 大西磨希子	41
河西高臺出土的幾件前涼、前秦時期墓葬文書 郭永利	67
敦煌寫本中の『法苑珠林』と『諸經要集』 本井牧子	81
羽 53「吳安君分家契」について——家産相続をめぐる一つの事例 山口正晃	99
和製類書所引《說苑》小考 藤井律之	117
大英博物館藏甲戌年四月沙州妻鄧慶連致肅州僧李保祐狀 坂尻彰宏	155
書儀の普及と利用——内外族書儀と家書の關係を中心に 山本孝子	169
敦煌本「祇園因由記」考 ——9、10世紀の敦煌講唱文藝の發展に關する一考察 高井龍	193
陳寅恪論及敦煌文獻雜記——利用經路を中心に 永田知之	215
敦煌文書における紛れ込み問題覺書 岩尾一史	239
敦煌・トルファン出土唐代法制文獻研究の現在 辻正博	249
伯編敦煌文獻目錄羅譯本考 蔡淵迪	273
李滂と白堅（再補） 高田時雄	283

新出の行瑠『内典隨函音疏』に関する小注

高田時雄

はじめに

二〇〇九年秋北京のオークションに、行瑠『内典隨函音疏』卷二百六十四の金粟山藏經寫本一軸が出品された。そのことは当時刊行された圖録¹によって知ってはいたが、そこに掲載された圖版は若干鮮明度を欠き、小字の判讀は困難だったため、これのみでは詳しいことは分からなかった。色々関係者にも訊ねてみたが、偽物だという人もあり、一度すべてを見てみたいという思いは一層強くなっていた。ところが、筆者が二〇一〇年秋から二〇一一年初めにかけて北京に滞在中、幸いに中國國家圖書館の李際寧氏の仲介によって現所藏者からこの經卷の寫眞の提供を受けることが出来た。行瑠『音疏』については、筆者は嘗て一文を草し²、さらに最近にもこの新出資料を含めて新しい材料について若干觸れたことがある³。いまこの卷二百六十四を鮮明な畫像によりつぶさに觀察することが許された機會に、改めて註釋を加え、行瑠『音疏』について現時點で分かる事柄を整理しておきたいと思う。

オークションに出現した寫本は、その題簽に「唐人寫中阿含經音釋 過雲樓鑒藏 第〇〇〇弍号」とある（圖1）。

過雲樓とは清代蘇州の收藏家顧文彬（1811-1889、字は子山）が文物書畫を収めた



圖1: 題簽

¹北京德寶國際拍賣有限公司による二〇〇九年秋期拍賣會「佛教文獻專場」の圖録。フルカラーの豪華な精裝本で、表紙の中央に「寶藏」と印刷してある。國家圖書館の趙前氏が「說說顧氏過雲樓舊藏的一件《金粟山大藏經》」、故宮博物院圖書館の翁連溪氏が「吉光片羽——宋人寫金粟山大藏經零卷」を寄稿している。

²「可洪隨函錄と行瑠隨函音疏」『中國語史の資料と方法』（1994年、京都大學人文科學研究所研究報告）、109-156頁。

³「藏經音義の敦煌吐魯番本と高麗藏」『敦煌寫本研究年報』第4號（2010）、3-4頁の注10。

所で、その豊富な收藏はかつて“江南第一家”と稱された。卷末に鈐される「元和顧子山秘笈之印」「過雲樓收藏金石圖書」の藏印はまさしく顧文彬のそれである(圖2)。

寫本の流傳と現況

顧家では善本書などは家憲により特に秘して見せなかったと云われ、保存状態は極めて良好だとされる。解放後の一九五一年、五九年に、法書名畫など308點が上海博物館に寄贈されたほか、九十年代に南京圖書館がその善本541種を購入、近年では二〇〇五年春に北京の嘉徳会社が、宋版『錦綉萬花谷』40冊など過雲樓の藏書178部の賣り立てを行い評判となったことがある。但し今回のこの經卷は顧氏の過雲樓を出た後、「流落海外數十年」⁴であったと解説されているので、比較的早い時期に海外に流出していたものと思われる。筆者が國家圖書館の関係者から聞いたところでは、海外とはイギリスだというのが、詳しいことは不明である。ちなみに顧氏には『過雲樓書畫記』(光緒八年)があり、孫の顧鶴逸⁵(1865-1930)にも『過雲樓書畫續記』⁶があるが、ともに本卷は収録されていない。さらに民國元年に傅增湘が怡園を訪れ、その時の記録に基づいて作ったとされる『顧鶴逸藏書目』⁷にも見えないことからすれば、顧家を出た時期もかなり早いのかも知れない。



圖2: 顧氏印記

この經卷は現在卷子本に仕立てられているが、趙前氏もすでに指摘するように⁸、寫本の折り目から判断して、この經卷はもと卷子本であったものが、ある時期に折り本に改装され、さらに清代に再度卷子本に仕立て直されたものと判断される。題簽に「唐人寫」と稱するのはもとより誤解で、金粟山藏經は今日一般に宋代、それも十一世紀半ば以降の書寫であることが分かっている。

⁴趙前「説説顧氏過雲樓舊藏的一件《金粟山大藏經》」。

⁵本名は麟士、西津漁夫、鶴廬主人などと號した。蘇州の怡園を據點に、書畫の同好を集めてサロンを主催した。また鑑識にも優れ、先祖の収集を更に豊かにしたと傳える。

⁶『過雲樓書畫記・續記』1990年、江蘇古籍出版社。

⁷『北平圖書館館刊』第5卷第6號(民國20年11、12月)、81-96頁。傅增湘と顧鶴逸の交遊については、劉薈「蘇州顧鶴逸藏書考」『中國典籍與文化』1998年第1期、82-87頁、を参照。

⁸趙前前掲文。



圖 3: 卷二百六十四の全姿

本文は黄染紙に朱で界線を施し、墨色ひときわ鮮やかに端正な楷書で書寫されている。京都国立博物館の行瑠『音疏』と全く同一の風格をもつ、典型的な金粟山藏經の一である⁹。この一卷は『中阿含經』全六十巻のうち第四帙、すなわち卷第三十一から卷第四十のテキストに對する音義で、本文中には卷三十一以下それぞれ行を改めて卷數の標示を行ってある。いまその卷數標示の部分だけを列擧すると、「卷第三十一」「第三十二卷」「第三十三卷」「第三十四卷」「第三十五」「第三十六」「三十九卷」「第四十」となっていて、奇妙なことに卷三十七、卷三十八が脱落している。ではこの二巻には音義が附されていなかったのかというとそうではなく、実際には「第三十六」のあと「三十九卷」の始まる前に、卷三十七、卷三十八に對する音義が挟まっている。要するに卷數標示が抜け落ちていただけのことだが、寫本の體裁がいかにも堂々たる割には、こうした杜撰な面が見られることは面白い。

いずれにせよ本来「五百許卷」あったとされる行瑠『音疏』は今日もはや完帙を傳えない。その原姿をとどめる金粟山藏經本にしても、これまでただ京博本しか知られなかったが、この經卷の出現により更に一本を加え得るのは幸いと云うほかない。



圖 4: 卷首

行瑠『音疏』卷二百六十四の出現と現存諸本

我が國には早く行瑠の『隨函音疏』が傳わっていたことは、目錄の記載や他書に引用されたものなどから知られるが、纏まったかたちで今日に傳わったものはない。これまで知られている限り、行瑠『内典隨函音疏』の現存諸本は以下の通りで、すべて日本に存在するものだが、それぞれ傳存の背景はかなり異なる。

⁹圖 3 を参照。この圖は注 1 に擧げた拍賣圖録から採った。

- 卷三百七『摩訶僧祇律』（金粟山藏經本、守屋孝藏舊藏、現在京都國立博物館）
- 卷四百八十一（不全）『大威力烏樞瑟摩明王經』等（大谷大學所藏高麗藏に附屬）
- 卷四百九十『大乘理趣六波羅蜜多經』（同上）
- 卷一至四、八至十一（不全）『大般若經』（西大寺藏磧砂版藏經に附屬）
- 卷次不明（不全）『琉璃王經』等（法帖仕立、東京大學東洋文化研究所藏）¹⁰

大谷大學及び西大寺の本は、兩者ともに大藏經の卷末音義のかたちで附録されたもので、大藏經から獨立したのではなく、中國、朝鮮から我が國に輸入された時にすでに附いていたものである。特に大谷大學の高麗藏は貞元錄による續入部分に付けられた音義で、大谷本に限らず古く舶載された高麗藏はみなこうなっていたらしい¹¹。では高麗にも行瑫音義の完帙が傳わっていたのかということそうではなく、中國からこれら續入經が輸入されたときに附載されていたものが、未整理のためにたまたま残ったものと考えられる。ただ驚くべきことは、この部分の版本そのものが最近韓國で發見されたことである¹²。海印寺に所藏される國寶高麗八萬大藏經の版本とは別途に保存されてきたことを考えると、ある時期に整理を経て抜きだされたものと想像される。刊本大藏經の卷末に附載されている事實は、行瑫『音疏』が一般的に藏經と一具のものとして傳わったものであることを推測させる。南方の藏經の音釋はもと字函ごとに一卷（或いは一帖）の獨立した音釋を添えるかたちであったが、後に毎卷の末尾に分割して載せるようになった。いわゆる卷末音釋の形式である。偶々大谷大學ほかの高麗藏に残った『音疏』は帙ごとの形式を保存しているものの、西大寺の磧砂版藏經では行瑫『音疏』を卷末音釋の形式にしてしまっている。その意味では、これは行瑫『音疏』のナレノハテの姿と云ってもよい。

¹⁰10年ばかり前、東京大學で佛教文獻の古寫本刊本の展覧會が開催され、その折りにこの本も出品された。筆者はその時のパンフレットに「行瑫『内典隨函音疏』（十世紀前半成書）殘卷、帖裝一冊、浙江省海鹽縣金粟山廣惠禪院藏經本（十一世紀後半）、南海伍元蕙舊藏、東方文化學院東京研究所を経て現在東京大學東洋文化研究所所藏。五代時期に江南で作られた一切經音義の一種で、これは琉璃王經一卷と五苦章句經一卷に對する音義部分のみの殘卷である。京都國立博物館の守屋コレクションに、同じ金粟山藏經から出た「摩訶僧祇律」の部分（卷三百七）の卷子本が所藏されている。」と解説しておいた。『東京大學所藏佛教關係貴重書展——展示資料目録』、平成13年（2001）東京大學附屬圖書館、8-9頁。

¹¹高田「可洪隨函錄と行瑫隨函音疏」127頁。

¹²高田「藏經音義の敦煌吐魯番本と高麗藏」3-4頁、注10。

金粟山寫本の行瑠『音疏』が依據した藏經

さて新出の『中阿含』や京都国立博物館の『摩訶僧祇律』など金粟山藏經本の『音疏』は、古い形式を備えたもので、それぞれの字帙（或いは字函）に獨立した一卷（或いは一帖）の音義が附屬されたのである。これら二卷の例では、卷頭にまず「海鹽金粟山廣惠禪院大藏」と書いた下に、大きく千字文の帙號（函號）（『中阿含』では「清」、『摩訶僧祇律』では「登」）を表示し、更に○紙というふうに『音疏』の使用張數を書き記してある。『中阿含』では四紙、『摩訶僧祇律』では十五紙となっている。この方式は元はといえば行瑠が會稽の大善寺藏經に基づいて撰述したそのままの形式を保存している筈である¹³。ただ行瑠『音疏』を金粟山藏經の附載音義として採用するに當たって、それにあわせて形式上の統一を圖ったものである。

いずれにせよ卷首に記入された千字文番號によって、音義の依據した大藏經が如何なるものであったかの推測が出来るわけであって、今、下に述べる東京大學東洋文化研究所の法帖仕立ての『音疏』も含めて表にすると以下ようになる。

	行瑠	隨函錄	略出	麗藏
中阿含經 60 卷	夙興温清似蘭	夙興温清似蘭	薄夙興温清	履薄夙興温清
摩訶僧祇律 40 卷	登仕攝職	登仕攝職	優登仕攝	學優登仕
琉璃王經等	(定)	定	安	辭

『隨函錄』は五代後唐の僧可洪が、河中府（今日の山西省蒲州）の延祚寺藏經を底本として編述した音義で¹⁴、行瑠とほぼ同時代のものである。可洪は北方、行瑠は南方の代表と見て差し支えない。また『略出』は『開元釋教錄略出』で、千字文番號を附した經錄として最も古いものだが、その函號は實は江南に行われた藏經のシステムに據っているとされる¹⁵。最後の高麗藏は、いわずと知れた開寶藏系統の代表として擧げる。さて表に見える『千字文』の文字の前後は「臨深履薄、夙興温清、似蘭斯馨、如松之盛、川流不息、淵澄取映、容止若思、言辭安定、篤初誠美、慎終宜令、榮業所基、別紙藉甚無竟、**學優登仕、攝職從政**」の如くである。つまり行瑠『音疏』と可洪『隨函錄』は一致するが、『略出』及び高麗藏ではそれぞれ一字ずつ（したがって高麗藏では二字）のズレが生じていることが分かる。これは竺沙雅章氏の提唱された漢譯大藏經の三つの類別に符合するものだが、行瑠と可洪が完全

¹³ 行瑠は後唐の天成年間（926-929）に會稽の大善寺に來たって『音疏』の撰述に従い、廣順二年（952）にこの寺でその生涯を終えた。上掲高田「可洪隨函錄と行瑠隨函音疏」124-125頁を参照。

¹⁴ 長興二年（931）に編纂を開始し、清泰二年（935）に草稿を完成、續いて淨書にかかり後晉の天福五年（940）に擱筆した。高田「可洪隨函錄と行瑠隨函音疏」118頁。

¹⁵ 竺沙雅章『漢譯大藏經の歴史』（平成5年、大谷大學）7-8頁。

に一致することは、宋代以前の中國では南北を問わず各寺院の藏經が均一のシステムを持っていたことを明らかにし得る點で興味深い。

『隨函音疏』 卷二百八十八

さて上に觸れた東洋文化研究所に所藏される折帖仕立ての『音疏』は、新出の『中阿含經』に對する『音疏』が卷二百六十四、既知の京都國立博物館所藏『摩訶僧祇律』の『音疏』が卷三百七であったことから順序を辿っていくと、『琉璃王經』等の音義を収めるこの一帖が、實は大藏經の定字帙¹⁶に對する音義であり、『隨函音疏』ではその卷二百八十八であったことがわかる。残念ながら法帖の常として界線ぎりぎりの位置でばらばらに斷裁してあるために、多くの情報が缺落していることは如何ともしがたい（圖5）¹⁷。特に經題は『琉璃王經』『五苦章句經』二經のものしか保存されていないが、音義そのものは同帙の他の經卷にも及んでおり、また四行ごとに切斷された斷片の順序にも混乱が見られるようである。そこでこの折帖の構成についてやや詳しく検討を

加えておきたい。この折帖は、四行ごとに切斷して一面としているが、それが全部で十三面ある。ただし最後の面は二行だけなので、行數としては合計五十行となる。上述のとおり、經題は第一面の『琉璃王經』と、第五面の『五苦章句經』が見られるのみである。しかし逐一經文と引き比べてみると、音義の掲出語はこれら二經に現れないものが少なくない。先ず問題のないものから片付けてしまうと、『五苦章句經』の經題を備える第五面から第十二面までは、すべてこの經の音義であることは間違いない。順序もまた正しく配列されている。しかしながら第一面の『琉璃王經』の音義を見ていくと、第二面の第二行「弥同用」に至って、音義掲出字が經文中に検出し得なくなる。實はここから第四面までの音義は、『琉璃王經』ではなく、『禪秘要

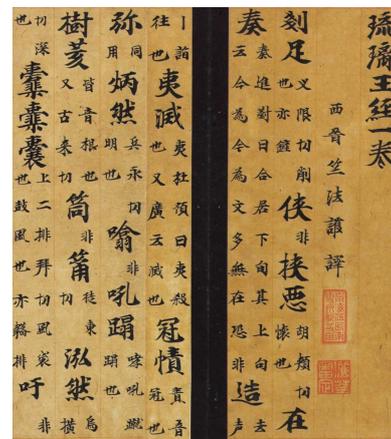


圖5: 『音疏』卷二百八十八

¹⁶ この定字帙には『開元釋教錄』によれば、『禪秘要法』等十五經十七卷を収めていた。

¹⁷ ちなみに現在この寫本の全文は、東京大學東洋文化研究所所藏漢籍善本全文影像資料庫の「1486 琉璃王經音義一卷 唐鈔本」（貴重-56）として見るできるので、参照されたい。ただしそこに唐鈔本というのはもとより誤りである。ここには同研究所の許可を得て、最初の部分を掲げておいた。

法經』¹⁸に對する音義なのである。第二面第一行と第二行のあいだを諦視すると、正しくここで紙を繼いであることが分かる。またこの事實は下界線がこの部分で僅かにずれていることによっても確認できる。おそらく原件を見れば一目瞭然であろう。

ではなぜこのようなことになったのであろうか。『開元釋教錄』卷二十小乘入藏錄によると、定字帙に収める經典は以下の通りであった。

禪秘要經三卷

七女經一卷

八師經一卷

越難經一卷

所欲致患經一卷

阿闍世王問五逆經一卷

五苦章句經一卷

堅意經一卷

淨飯王涅槃經一卷

進學經一卷

得道梯橙錫杖經一卷

貧窮老公經一卷

三摩竭經一卷

萍沙王五願經一卷

瑠璃王經一卷¹⁹

『禪秘要法經』を含めた問題の三種の經典はすべて同じ定字帙に含まれているので、行瑠『音疏』卷二百八十八を裁斷してこの帖を調製したとき、こういったことが起こるのは充分あり得ることであろう。ただ卷二百八十八がもと何紙から成っていたかは分明しない。少なくともこの帖に貼り込まれた五十行は行瑠『音疏』卷二百八十八の全部ではあり得ない。しかも最初の部分の缺落していることは容易に想像できる。他の例から判断して、卷首には圖4と同一の體裁を備えていなければならぬからである。おそらく卷二百八十八は裁斷されて幾つか複数の法帖に仕立てられたのであり、その際卷首は別の帖に貼り込まれてしまったのである。いずれにせよこの帖は卷二百八十八の全部ではない。

また最後第十三面の二行はどこから來たものかも考えておくべきであろう。こ

¹⁸ 『開元錄』では『禪秘要經』に作り、「或云禪闕要法」と注する。『隨函錄』では正に『禪秘要法』と稱してある。ここでは便宜上大正藏の經題を用いる。

¹⁹ 『開元錄』はこのように作り、「或作流離字」と注する。

の部分も直前の第十二面『五苦章句經』にはうまく接續しないのである。そこで調べてみると、これは第四面（つまり『禪秘要法經』の音義）に續くものと判明した。第四面第四行には「婁婁、脆婁」という二つの異體のペアを掲げて、これに「非」と注した上で、正體の掲出字としては「萎菑」を出し、「邑音」と注してある。一方、第十三面の初行は割注のかたちで「一菸蔦損茹熟」と書かれてある。「一菸」の部分は恐らく「菑菸」と讀ませるつもりなのであろう。『廣韻』入聲緝韻の「菑」字注に「菑菸、茹熟」とあるのを見れば、この注が「菑」字に對するものであることは明らかで、したがって第十三面の二行は第四面から續いていることを知り得る。ちなみに『隨函錄』では『禪秘要法』下卷の音義に「萎婁」を掲出し、「上於垂反、下奴果反、正作婁婁、婁婁弱貌也」と注する。『音疏』と『隨函錄』の解釋が異なるのは興味なきにしもあらずだが、今はそれに立ち入らない。ここでは『隨函錄』に據っても、この部分の接續することを確認し得ることを示せば十分である。

この帖に含まれる經典は『琉璃王經』『五苦章句經』『禪秘要法經』の三種に盡きることが明らかとなった。では『音疏』でもこれら三種の經典は接續して列んでいたのであろうか。餘計な事柄とも云えるが、些か氣になるところである。上掲の通り『開元錄』ではそれぞれ離れているのである。そこで『隨函錄』を見ると、その定字帙は、『禪秘要法』以下の十五經十七卷が収められていることは同じでも、その順序がかなり異なっている。

禪秘要法三卷

越難經一卷

所欲致患經一卷

阿闍貫王門五逆經一卷

進學經一卷

得道梯橙錫杖經一卷

堅心政意經一卷

七女經一卷

八師經一卷

琉璃王經一卷

貧窮老公經一卷

三摩竭經一卷

萍沙王五願經一卷

五苦章句經一卷

淨飯王般涅槃經一卷

さらに慧琳『一切經音義』を見ると、その順序はやはり異なっている²⁰。これのみからは何とも判断の仕様がなないが、常識的に考えれば『音疏』ではこれらの三經が近い位置にあったと見ておくべきであろうか。ここでは暫く疑いを存するにとどめる²¹。

むしろ気になるのは第五面『五苦章句經』の經題下に鈐された三顆の藏書印のうち「雙玉庵珍藏印」という印記である。そもそもこの帖には、第一面「琉璃王經一卷」の譯者「西晉竺法護譯」の行下に「南海伍氏南雪齋祕笈印」「儷筌審定」の二顆、第五面「五苦章句經一卷」の題下に「伍元蕙儷筌甫評書讀畫之印」「伍氏儷筌平生眞賞」「雙玉庵珍藏印」の三顆、第十二面の末行に「伍元蕙儷筌甫評書讀畫之印」「伍氏南雪齋藏」の二顆、さらに第十三面に「伍元蕙儷筌甫評書讀畫之印」、計六種八顆の印章が見えている。「雙玉庵珍藏印」を除いては、すべて道光咸豐間の大收藏家であった廣東南海の人伍元蕙（1824-1865）²²の藏印である。また末尾に三件の題跋が見える。二件は雙玉庵すなわち戴茜筱のもので、それぞれ乾隆癸丑（1793）十二月望日、甲寅（1794）花朝の紀年がある。最後のものは末に「琴山農部好古善鑑、出此冊相示、為識數語歸之。棠溪陳其鋌」とある。この琴山農部とは伍元蕙のことを指しているものと思われる²³。これらを総合すると、この折帖はもと戴茜筱の所藏で、後に伍元蕙の手に歸したものであるらしい。しかし雙玉庵主人戴茜筱²⁴はその藏印をなぜ第一面に鈐さずに、第五面に鈐したのであろうか。思うに、この法帖を伍元蕙が入手したとき、すでに相當に痛んでいたかして、再度仕立て直したのではあるまいか。その際に順序を入れ替えたもので、もとは第五面が最初に置かれていたものであろう²⁵。

²⁰ 慧琳はいわゆる「隨函音義」ではないために同じ帙に収める經典の順序を云々することはできない。しかしここで問題となった三つの經典はすべて卷第五十五に含まれている。同卷巻首の目録では、末尾に「右三十五經四十六卷同此卷音」とあり、その中で『琉璃王經』『五苦章句經』『禪秘要法經』がそれぞれかなり離れた位置にあることは『開元錄』『隨函錄』と大差ない。

²¹ しかし『開元錄』でも『隨函錄』でも、定字帙の最初は『禪秘要法經』であることからすれば、これを最初に据えた第一帖が先ずあったはずで、そこに貼り込まれた經典は何だったのかという疑問も起こり、事柄は更に不確定となる。

²² 伍元蕙はいわゆる廣東十三行の一、怡和行の伍秉鑑（1765-1843）の子で、舉人を授かり、官は刑部郎中にまで至った。その鑑識眼は高く評價されている。外山軍治「明清の賞鑑家（續）」『書道全集』第24卷（東京：平凡社、1961年）36頁。ただ外山が伍元蕙を番禺人とするのは失檢か。

²³ 洗玉清「廣東之鑑藏家」、廣東文物展覽會編印『廣東文物』下冊、中國文化協進會1941年刊、991頁、「伍元蕙」の條下に「番禺陳其鋌嘗過其聽香樓讀畫題帖」とある。

²⁴ この人物について筆者は知るところがない。識者の教示を請いたい。

²⁵ 第十三面の二行の後に「吳榮光敬觀（「伯榮」印）」の識語がある。吳榮光（1773-1843）、字は伯榮、嘉慶四年の進士、嘉慶道光間の最も傑出した鑑藏家である。伍元蕙とは非常に年齢の開きがあるが、吳榮光が道光二十年（1840）廣東に歸老したのち、伍元蕙の南雪齋で書畫を鑑賞しているから、多分この識語はこの頃に認められたものと思われる。莊申「由袁立儒蘆雁圖論吳榮光對於古畫得鑑定」『屈萬里先生七秩榮慶論文集』（臺北：聯經出版事業公司、1978年）157頁。

結語：行瑠『音疏』亡佚の背景

以上、新出の行瑠『音疏』巻二百六十四を紹介するとともに、行瑠『音疏』巻二百八十八から作られた東洋文化研究所所蔵の帖装本につき若干の考證を行った。

行瑠『音疏』の特徴は、音よりもむしろ字體の正訛にあると言える。この點はすでに以前も述べたことがあるが²⁶、可洪『隨函錄』とも共通する特徴である。行瑠は所住の會稽大善寺藏經の函次に従って（すなわち隨函）その『音疏』を撰述したのであるが、他の藏經を廣く參照しつつ藏經の字體の正非を定めることにその重點を置いた。そこに掲げられた多くの異體字は、唐末五代の寫本藏經のテキストが字體標準という點に於いて如何に混亂した状態にあったかを想像させるに十分である。行瑠は可洪と同じくその混亂状態に對して、自己の見解に基づき一定の規範を持ち込もうと努力したのである。可洪『隨函錄』は宋代にすでに刊本が出現して北方中國に流布し、遠く敦煌の地でも刊本から作られた寫本が行われていた²⁷。さらに刊本は高麗國にも流傳し、そこで忠實な翻刻本が作られた。今日我々が『隨函錄』の全帙を目にし得るのはこの高麗本に據ってである。一方、行瑠『音疏』はといえば、單行の刊本によって廣く流布することはなく、わずかに金粟山藏經のような寫本藏經に附載されるかたちで行われたにすぎない。恐らくはその通行範圍も限られていたであろう。ところが一部の藏經に附載され、他の藏經の文字を參酌できないようなかたちでは、その體例として行瑠『音疏』はその特色を十分に發揮できないのである。五百許巻の鉅帙が纏まったかたちで傳わらず、巻末音義などという行瑠『音疏』にとってもっとも不適當な形態でしか保存されなかったのは不幸と云うべきである。一旦このようなかたちで行われた行瑠『音疏』が、利用に不便なことから間もなく見棄てられるようになったこともまた見易い道理である。まして間もなく刊本大藏經の時代が來ようとしていた。寫本時代の藏經音義として作られた行瑠『音疏』の存在條件そのものが失われつつあったのである。

[注記] 小文は、幸いに中國國家圖書館の李際寧氏を通じて、新出の『内典隨函音疏』巻二百六十四の現所藏者より提供を受けた寫眞が材料となっている。圖版の1、2、4はその寫眞を利用させていただいた。私人の所藏であるため、一般の閲覧には困難が伴うと考えられるので、出来る限り忠實な録文を作り、これを附録として下に掲げる。

²⁶ 高田「可洪隨函錄と行瑠隨函音疏」129頁。

²⁷ 高田「可洪隨函錄と行瑠隨函音疏」118-121頁。

【附錄】行瑠『内典隨函音疏』卷二百六十四錄文

※注文中に更に割注があるものについては、文字が小さくなりすぎて不便なため、() に入れて示すこととした。

海鹽金粟山廣惠禪院大藏 清 四紙

内典隨函音疏二百六十四 小乘經之六

雪川沙門釋 行瑠 製

中阿含經帙之四 十卷

東晉三藏僧伽提婆譯

卷第三十一

吒怛 陟嫁切 戶戈切 鉢 他兜切 切名 家使 上声 以箕 從草

者 非 枚 無粉切 紺黛 上古暗切 下代音 御街繼 非

絹涼 上絹丈切亦一索也綱係也下強向切亦作襪 餌去

仍吏 嚴毅 銀既切威嚴不切 可犯也亦毅 輦 非 疾棟

連展切 邏騫 下去虔切 又去声呼 責數 去声呼 呵也

鬚 音 漿

第三十二卷

髦 非 毛裘 下求音 斗藪 非 抖擻 振去除拂之義

沽 非 酤酒 故音 一賈 肉積 子賜切亦作積上亦六 斫

剉 下七臥切 亦堂 掣制 非 剗割 割肉曰一 騏

驎 非 麒麟 其隣二音 糜 非 糜鹿 上莫悲切 麋鹿也

罰罰 伐音不從寸 再再 非 再 作代切 載同用 瑋瑋

玳妹 二音

第三十三卷

芟 非 苳葛 測愚切 窈窕 上烏皎切迢鳥切亦窕 衽

非 消耗 一減也 遂遂 非 逐會 追逐也 栢戲

非 喜拍 普百切 從手 酒鑪 魯都切亦作壚 史記文君當一

章昭曰酒肆也以 切 非 認過 而振切 土邊高如一也 識別了

知也諳也又失物而記之也 切 非 悒 如孕切漢書作悒今不取也

挾溜 胡類切 持也 焯燁 非 暉暉 為鬼切下云輒切一

一光 美也 肢 非 敗 壞 娶 七喻 二切

第三十四卷

椽椽 非 海裝 壯霜切一飾 修治牢固 船船 述專切

粘羊 古音 亦殺 大瓠 胡故切尔雅康瓠器名一曰瓠(丘倒)也又瓠

瓠之屬 棹 非 簿筏 上步埋切 下亦作楫 翁 非 蓊鬱

上鳥孔 切茂也 椹 非 璇璇 皆似宣切玉名也 又美石次玉也亦

璿 璿 噉喚 非 噉々 傲高切衆口 噉聲亦噉噉 呀呼 同用

椹 非 椹叢 上効交切大桃樹也又 含歡樹也下昨紅切亦

藜藜 一 林木也 未寤 字從 穴非 脫不 一忽也 駢馬 毛音

亦影 璧 校飾 上交効切字宜作 斂從玉者非 玳瑁 非 交

絡 交羅 結絡 噉潔 上皎字 同用 抗 非 共枕 從木 默

非 以墨浣浣 下五同胡管切 以墨洗墨也 澣澣

餞 非 燒殘 昨滄切 蟪蛄 代每二音正從 玉亦從甲虫

第三十五

個 非 回顧 亦作迴 一轉也 庀厄 同用 譁說 花音 譁一

不實也 穰積 上汝羊切一草下 亦誇 子賜切亦作穰 俠 非

挾長 叶音 夾也 鋤掘 上助魚切亦作 鋤下其屈切 填下

田音 糞浞 上亦作糞下 一塞 烏酷切一瀉 落杭 非 剗治

上郎鐸切通俗文云剔 一竹枝節也說文作斲 械 非 陞梯 登豆

切亦 斲橙 絃街 非 因鞞 孤犬切又玄犬切亦作 鞞馬鞞(子田)制

馬之具 匆冢塚 同知重切一闕下正用 一墓釋名曰腫也高

擁 非 便擁 於用切加 土一田 枝 支 覺分

第三十六

膺 非 如鷹 億凝切 煩猥 鳥罪切 一雜 環 非 為

鎖 亦作 璣 逮 非 逮 代音預也獲也 分 非 纖芥 介字

同微 細也 畜牧 日音一養 滋生也 滂沛 上普傍切 亦滂下环

貝切亦 作審 燮 非 燮不 一他易改也即一化 不從門入也即一

屨(仙叶) 屨義然不取又上句云着白 衣之言与前着袈裟之理有似相違

怒 非 怒 書慮切 香陰 受胎具 三緣也 摘 非 指摘

汀的切指也 也舉也斥也 奸反 古寒切 是靡 於容切亦

爪擗 同上 挑壞 創開 楚霜切 亦瘡 焯燁 上為 鬼切

下為 輒切 拉 非 捫摸 門音 椎身 直追切

第三十九卷

吹攪 交巧切 輕 非 抨乳 上拍拚切一擊 鑽搖取醍醐之

用字從 手作 餘 非 貪味餘 下天涅切貪食 曰一亦養作味

字得 非 不廉 飲沾切清儉 也不貪也 撮 非 手撮

此活切取也又
子活切亦撮
臍臍 非 地肥 正用 淖蜜

上尼教
切和也
麩麩 非 有穢 古猛切
穀芒也 藁藁藁

高略切禾
未稈也
併取 卑娉切
一聚 朝刈 魚吠
非 畜

儲穡 上除音下丑六切
一一積聚也 襟華 房玉切
亦轉 咄

々 敦骨切責也
又多活切 榜 非 標榜 下博莽切
表示也

殯 非 可擯 一奔斥
逐也 霏那 匪微切此云
福德行也

恕亮 下良仗
切信也 噉 非 噴數 去声
責也 搆犖 古候

切取
乳

第四十

柱 非 拄杖 知柱
切 淋 非 胎牀 正用 蒿草 好
高

切 啄破 卓音 非
亦啄 臘 時暖 奴短切
亦暖媛

藁草 高略切禾莖
草也亦藁 逕逕 非 經歷 經
涉

遊也 杵凡杵 非 孟 正用 行緯 為貴切機
織之經也

觜榮 即委
切

已上十卷中阿含經第四帙竟

(作者は京都大學人文科學研究所教授)

“見之悲傷、念之在心”

——道教の唱導をめぐって

遊佐 昇

はじめに

「敦煌道教文獻簡明目録」王卡編（『敦煌道教文獻研究』王卡著 中國社會科學出版社 2004, 10 / 以下「敦煌道教文獻簡明目録」と略稱）には、「道教布施發願講經文（偽）」と題されて、このBD1219の外に一點、BD7620との二點の文書が記載されている。

これらの文書は今まで確實に存在していたであろうことが推測されながらも、その實際を判断できる具体的な資料が発見できないことから、その研究が進まなかった。筆者はこの二點の文書について、これまでにそれぞれに自ら翻刻と校録を作成して公刊し、上記の考えを述べてきた¹。

道教の俗講を考えると、唐代の武宗期に佛教と同時に敕命で長安の寺觀において開講されていたことは当時の留學僧圓仁の残した『入唐求法巡禮行記』の記載から知れる²。その時には、佛教、道教ともに特定の經典を取り上げて、その經典を講ずる「講經」が行われており、道觀では「南華真經」が講じられていた。ところがBD1219、BD7620の二點の資料を検討すると、これらは特定の經典について講ずるものではなく、全體を通じて講ずる主題をもち、その内容に合わせて複数の道教經典を引き合いに出して進めていく形式を持ったものとなっていた。そこに示されるのは、唐代における俗講、あるいはその場で講じられた唱導作品に

¹ 「北京圖書館藏BD1219文書について」、明海大學大學院紀要『應用言語學研究』No.12、2010年3月；「道教と唱導——BD1219文書の検討から」、明海大學大學院紀要『應用言語學研究』No.13、2011年3月；「道教と俗講——BD7620文書を中心に」、日本道教學會『東方宗教』第百十七號、平成23年5月。

² 圓仁著『入唐求法巡禮行記』卷三、開成六年。

ついても、圓仁の記録した如く道佛において同様の形式で特定の經典を講ずるといった決まった形のままで繼續され續けたものではなく、時間の経過の中で變化していったとの理解が必要となることであった。その点についての指摘とそこから生じる問題について一部はすでに取り上げている³。

前稿で BD1219 文書を取り上げた際に、全體の内容とそこに使用される表現の分析を通じて唐代において道教の俗講において使用されたテキストであると考え、その内容から「道教受戒布施唱導文」と假題すべきものと提唱した（以下、本稿では BD1219 文書の全文を「唱導文」と略稱する）⁴。本稿ではそれを受け、次の問題として、この唱導作品がどのように作成されていったのか、そして、その作成される過程を追う中で見えてくるものは何か、具體的にはこのような問題について考えたい。

俗講そのもの、或はそこで演じられた唱導作品については、これまで佛教に關係する資料が多く発見、指摘されていることから、佛教サイドからの研究を中心として進められてきた感があるが、その全容をつかむまでには至っていない。必ずしも佛教、道教が出発点を同じにしながらも、同様の發展経過をたどったとはいえないだろうが、互いに意識しあい影響しあう關係から、その變化には類似する部分を多く持っていたことと考えられる。道教に關する俗講の文獻は數少ない。だがそのことが、却って唱導作品の成立、そしてその變化に關して分かりやすい道筋を示してくれることもありうると思えてもいる。

（一）BD1219 唱導文の構造

BD1219 唱導文のもつ全體的な構造については、すでに基本的な考えを示しているが、本稿の記述に關係することから、その後に気づいたことを加えながら再度簡略に示しておきたい。

BD1219 文書は『國家圖書館藏敦煌文書・第十八冊』條記目録によると、「(5 + 649.3 + 2) × 27.2cm；18 紙；449 行、行 22～25 字」の文書で、「道教布施發願文(擬)」の題があげられている。また、文書の状態に關しては「卷軸裝。首尾均殘。薄紙。卷面多殘洞、上下邊處多有破損。已修整。」とある⁵。

18 紙・449 行からなるとされる比較的長い状態を殘している寫本であるが、形態上からも寫本の前後が完全なままでは殘されてはいない。前後部ともに破損が

³注 1 參照。

⁴注 1 參照。

⁵『國家圖書館藏敦煌遺書・第十八冊』中國國家圖書館編、任繼愈編、北京圖書館出版社、2006 年 2 月。

見られ、欠損部分の有ることが確実に認められる。写本の写真版を見ると、最後の一行は文字の判断も困難な切断面となっはいるが、実際には 501 行存在しているのが確かめられる。現状での状態から見るとこのように前後に欠損部分があることがうかがえるが、全體の内容から判断すると、少なくとも前部の欠損については、それはさほど大きな部分ではない。最後部の欠損も全體の構成から見た上での推測と、切断面のある第 18 紙目の中ほどから書寫される文字が行間を極端に詰めたうえで小字で書かれるようになってい（これはこの用紙の中に残り少なくなった全體を書き込みたいと思つての所作か、あるいは残りの紙が少なくなったことによつて、やはり全體を書き込みたいと思ふ書き手の心理がそうさせたのだと考えられる）。このような状態にあることから終り部分もやはり大きな欠損ではないと判断でき、ほぼ元來の全體に近い部分が残されていると思われる。

現在残された部分から見ると、この唱導文は以下のような構造で構成されていると考えることができる。

- 1 導入部分（第 1 行～15 行）
- 2 前段本文（第 15 行～72 行）
- 3 説話部分（第 73 行～249 行）
 - 第一話（73 行～128 行）
 - 第二話（129 行～180 行）
 - 第三話（181 行～233 行）
 - 第四話（234 行～249 行）
- 4 後段本文（250 行～431 行）
- 5 質疑應答部分（432 行～500 行）

この 1～5 の構造がどうして、またどのようにして組み立てられていったのかが、當面の問題としてある。さらにもう一點、俗講で取り上げられていたのは特定の經典についての講義であつたはずであつたのが、なぜ、いつ頃にその形態を變えていったのか、この點も新たな疑問がある。本稿では、このうちの前者の問題を中心に考えていきたい。

これら 1～5 についてそれぞれに見たうえで、その構造の成立して行く由來について考えていきたいのだが、1～5 をその作成成立を考える視點から見ると、1 導入と 5 質疑應答については、以下のように別に分けて見ることができよう。1 導入部分は、續く 2 前段以下の部分と内容的な連續が無く、押座文とほぼ同様の役割を持った部分と考えられ、必ずしもこの後に續く唱導文とのみ繋げて用いられたものではなく、他の作品を用いる場合においても使用されていた可能性も考え

るべきものであり、また、5 質疑応答の部分は必ず決まってここに残されたものと同じ問いと答えの内容で運用されていたものではないであろうことが予測される。唱導文自体はそれらを除いて考えると、間に説話を挟んだ、

前段——説話——後段

の三つの構造からなると考えることもでき、この視点からも考えていきたい。

(二) 經典の引用

説話部分を間に挟む 2 の前段と 4 の後段部分は、語る内容の一つ一つを確認づけるために經典の一節が引用されつつ進行していく形式となっている。そうであることからこの引用にいかなる經典が用いられているのか、これを整理して全體として見てみることは、この唱導文の成立背景を知る上で重要である。

引用は表 1 に見られるように全體で 36 か所あり、それを出典となる經典と照らし合わせた結果を表 2 で示した。

表 1

番號	寫本行數	引用の表記	構造上の部分
1	29 行	《本際經》云	2 前段
2	34 行	《經》云	
3	43 行	《經》云	
4	46 行	《本際經》云	
5	47 行	《定志經》云	
6	47 行	又	
7	52 行	《經》云	
8	60 行	《經》云	
9	285 行	《經》云	4 後段
10	291 行	《經》云	
11	317 行	《經》云	
12	318 行	《經》云	
13	318 行	佛教《經》云	
14	324 行	《度人經》云	
15	330 行	故真人曰	
16	357 行	《大戒經》云	
17	361 行	《靈寶經》	
18	363 行	《本相經》云	
19	364 行	《定志經》云	
20	366 行	《經》云	

21	368行	《易》云	4 後段
22	368行	《尚書》云	
23	368行	《礼》云	
24	380行	《經》云	
25	381行	《十戒經》云	
26	382行	《正一經》云	
27	385行	《經》云	
28	387行	如《經》中所明	
29	394行	《經》云	
30	396行	《度人經》云	
31	396行	《昇玄經》云	
32	399行	《經》云	
33	403行	《昇玄經》云	
34	403行	《請問經》云	
35	472行	曾子曰	5 質疑応答
36	500行	《經》云	

表 2

經典名（おおよその分類を含む）	引用經典ナンバー	合計件数
『太上洞玄靈寶智慧定志通微經』	2、3、5、19、28、29	6例
『老子』	9、10、11、12、20、32	6例
『太玄真一本際經』	1、4、8、36	4例
『靈寶無量度人上品妙經』及びその関連經典	14、17、24、30	4例
『昇玄經』	31、33	2例
『抱朴子』	15	1例
その他の道教經典（含18「太上妙法本相經」、7『太上玄一真人説三途五苦勸誡經』）	6、7、16、18、25、26、27、34	8例
佛教經典	13	1例
儒教經典（一般的な中國古典）	21、22、23、35	4例

表1でも示したが引用箇所を本文の構造に照らし合わせてその配置の把握を試みると、經典の引用が以下のように行われているのが見て取れる。

- 1 導入部分—— 無
- 2 前段部分—— 1～8（8か所）
- 3 説話部分—— 無
- 4 後段部分—— 9～34（25か所）
- 5 質疑應答部分—— 35、36（2か所）

この結果を見ても、説話を挟む前、後段部分にのみに道教經典の引用が行われ

ており、説話部分を間に挟む前、後部分と、それらを包むようにしてある1導入部分、5質疑応答部分とは作成の意圖が異なっていると理解してよいようである。5質疑応答部分に2か所の經典引用があるが、この2か所は佛教經典と儒教經典の引用となっていて、明らかな違いを感じさせる。

表2は表1において經典名を出さずに「《經》云」とされる部分を可能な限り道教經典と照合して、その出典を調べ出し經典名の明記されたものと合わせたもので、結果的にはほぼ全體を突き止めることはできた。この結果を見ると、本文中にもっとも頻繁に引用されているのが『太上洞玄靈寶智慧定志通微經』（以下『定志經』と略稱）、と『老子』であった。この内『老子』の引用は以下の6例である。（表1で示した番號順に示す）

- 9 — 「經云、信不足於不信」（『老子』第17章、第23章）
- 10 — 「經云、如舉無舉」（『老子』第39章、王弼注本）
- 11 — 「經云、和光同塵」（『老子』第56章）
- 12 — 「經云、道而見傳告無窮」（『老子』葛仙公序）
- 20 — 「經云、名與身熟親、身與貨熟多、多藏必厚亡」（『老子』第44章）
- 32 — 「經云、信不足有不信」（『老子』第17章、第23章）

これらの『老子』の引用はどれも引用經典名を示さずに、ただ「經云」とのみいうに止めている。これは老子の名を出すのを憚ったか、あるいは引用自體も12の1例を除いてどれもが人口に膾炙していたであろう一節の引用であることから、唐代社會の持っていた老子の存在自體の特殊性を合わせて見ると、意圖的に伏せられているとも考えられる。

『定志經』の場合は、引用の仕方が『老子』の場合と異なるようだ。以下に引用部分も再度取り出しながら見てみる。

- 2 — 「經云、此法實玄妙，免汝九租役，是其人不受，令人與道隔，授與非其人，見世被考責，死墮三塗中，萬劫悔无益」
- 3 — 「經云、是其人不受，令人與道隔」
- 5 — 「定志經云、天尊在七寶紫微宮十種戒法」
- 19 — 「定志經云、樂靜信供養山中道士、賣兒供法以是捨財、三代得道合有六人」
- 28 — 「如經中所明、用金龍、金紐、金環、金錢、文繒、命綵」
- 29 — 「經云、此法實玄妙」

これを見ると、2、3、29は引用に長短の差があるだけで同じ部分の引用であるのだが、その引用部分については、ただ「經云」だけで引用されている。そこでは「此の法實に玄妙」という「法」に強い印象が與えられている部分であることが理解される。前段で二度、全體で三度も同じ部分を繰り返して引用していることから、この前段部分を含め唱導文全體の内容的な意圖が那邊にあるのかについてははっきりと見て取れるとあってよいであろう。5、19、29は4後段部分の引用となるので、後で取り上げる。また、5と19では、「定志經云」と經名が示されることにも注意を向けておくことにしたい。

『定志經』を改めて全體を通してBD1219唱導文と對照して見ていくと、前段部分についてのみならず、「前段—説話—後段」の全體にわたって關連の深さを感じられる。その點について順を追って全體の構成を考慮に入れつつ検討していくことにする。

(三) 『定志經』と唱導文

『太上洞玄靈寶智慧定志通微經』は『思微定志經』とも稱される道教經典で⁶、東晋の頃、或いは劉宋の時に已に世に出ていたとされる古靈寶經で、「敦煌有此經殘卷、文字與《道藏》本大致相同，《太上經戒》(洞神部戒律類)、《雲笈七籤》(太玄部)等多種道書往往引用是經，知其頗有影響(敦煌にこの經の殘卷があり、文字は《道藏》本とほぼ一致している。《太上經戒》(洞神部戒律類)、《雲笈七籤》(太玄部)等多種の道書にはしばしばこの經が引用されていて、頗る影響のあったことが分かる)」⁷とされる經典である。また、その内容については「是經敘述靈寶天尊以思微定志要訣、兩半圖局(一名思微定志眞券)及修業十戒，授豫左玄、右玄二真人。(この經は靈寶天尊以思微定志要訣、兩半圖局(一名思微定志眞券)及び修業の十戒を，左玄、右玄二真人に授豫したことを敘述している。)⁸もので、特に「『戒』による得道を説く道典」⁹との理解がされているものである。

この『定志經』とBD1219唱導文との間に、全體の構造上の類似が指摘できる。

まずは、前段部分について『定志經』と對照しつつ検討してみる。唱導文前段の主題は「戒」を受けることの重要性を説くと前述した。同様に『定志經』の内容においても、その冒頭に「修業の十戒を，左玄、右玄二真人」に授豫したとあって、

⁶『敦煌道教 目錄編』45頁、大淵忍爾著、福武書店、1978年3月。

⁷『道藏提要』任繼愈主編、中國社會科學出版社、1995年8月(第二次印刷)。

⁸注5參照。

⁹山田俊著『唐初道教思想史研究——「太上眞一本際經」の成立と思想』253頁注⑧、1999年7月、平樂寺書店。

同様に受戒を説くことにあるとっていいだろう。以下に具体的に比較対応しながら見てみることにする。

○BD1219 前段部分

是故貧道欲爲施主受天尊金口所説大乘經戒 (A)，施主男女至心諦聽。

《本際經》云，天尊遺教，戒勤分明，努力懃修，早求解脫，勿懷憂苦，虛養善功。行者，優婆姨欲受戒者，頭面云云稱善。

重白大衆，貧向來欲爲施主等受戒，即今意者還復未能。何故如此，爲施主等未有真心，所以得知，貧道勸施主合掌當心，合者少，不合者多。遣舉手彈指，彈者小少，不彈者亦多，□觀之足明□心受戒。

《經》云，此法實玄妙，免汝九租役，是其人不受，令人與道隔，授與非其人，見世被考責，死墮三塗中，萬劫悔无益 (B)。施主等幾非受戒人，貧道何勞強□經戒勸施主受持，自身獲罪隆然，■可貧道一人墮三塗不可□，施主如許人，沈淪地獄。

(中略)

不可思議，施主始來竝有真心受戒也。貧道勸合掌即合掌，遣稱揚，則念聲不絕。可不是有心受戒，始作如此。《經》云，是其人不受，令人與道隔 (C)。施主既有真心，若爲得不爲施主受戒。貧道何能爲施主受戒，只爲施主作个傳語人可以。然只个經云，竝是天尊金口所説，非關貧□能。何以得知。案《本際經》云，元始天尊在長樂舍中騫木之下，説三善行戒，受左玄真人 (D)。又案《定志經》云，天尊在七寶紫微宮十種戒法 (E)。天尊又以開皇元年七月一日午時，於西那玉國鬱察山中浮羅之嶽長桑林中，授太上道君智惠上品大戒法文。道君幾得其戒，乃爲將此戒，開悟群生，爲諸男女解災却患，拔諸苦根。令使生者見□，身脫八難，死者勸樂，飲食天堂。以義尋經，所以如此。今日殷懃勸令受戒者何。故《經》云，見之悲傷，念之在心 (F)，故遣明戒，度入法門。

是の故に、貧道施主の爲に天尊金口所説大乘經戒を受(授)けんと欲す (A)，施主男女至心に諦聽せよ。

《本際經》に云う，天尊の遺教，戒勤分明，努力懃修，早に解脫を求め，憂苦を懷うこと勿れ，虚養善功せよ。行者，優婆姨受戒せんと欲する者，頭面云云稱善。

重ねて大衆に白す，貧(道)向來施主等の爲めに受戒せしめんと欲す，即ち今意う者還お復た未だ能わず。何故に此くの如きなるや，施主等未だ真心もて、以て知を得る所有らざる爲なり。貧道施主に勸む合掌當心せよ。合する者少く，合せざる者多し。舉手彈指せしむるも，彈する者小少なく，彈せざる者亦た多し，□觀之足明□心受戒。

《經》に云う，此の法實に玄妙，汝の九租の役を免がれしむ，是れ其の人受けざれば，人をして道と隔たらしむ，授與するに其の人に非れば，見(現)世にて考責され，死して三塗中に墮ち，萬劫悔みても益無しと (B)。施主等幾ど受戒の人に非ず，貧道何勞強□經戒勸施主受持，自身罪を獲ること隆然たり，■可貧道一人墮三塗不可□，施主如許の人，

地獄に沈淪せん。

(中略)

不可思議なり、施主始めて來るに竝な真心の受戒有るなり。貧道合掌を勸むれば即ち合掌し、稱揚せしむれば、則ち念聲絶えず。あに是れ有心の受戒ならざらんや、始めて作すに此くの如き。《經》に云う、是れ其の人受けざれば、人をして道と隔たらしむと (C)。施主既に真心有り、若爲んぞ施主の爲めに受戒せざるを得んや。貧道何ぞ能く施主の受戒を爲すや、只だ施主の爲に今の傳語人と作りて以て可なり。然れども只だ今の經に云う、竝に是れ天尊金口の所説、非關貧口能。何を以て知るを得んや。案ずるに《本際經》に云う、元始天尊長樂舍中騫木之下に在りて、三善行戒を説う、左玄真人に受す (D) と。又案ずるに《定志經》に云う、天尊七寶紫微宮に在りて十種の戒法すと (E)。天尊又開皇元年七月一日午時を以て、西那玉國鬱察山中浮羅之嶽長桑林中に於いて、太上道君智惠上品大戒法文を授く。道君其戒を得るに幾んで、乃ち爲めに此戒を將て、群生を開悟し、諸男女の爲めに解災却患し、諸の苦の根を抜して。生者をして見口、身は八難を脱せしめ、死者をして勸樂し、天堂に飲食せしめんとす。義を以て經を尋ぬるに、以て此くの如き所ならん。今日殷勤に勸めて受戒せしめんとするは何ぞや。故に《經》に云う、之を見て悲しみ傷み、之を念いて心に在り (F)、故に明戒を遣わし、度して法門に入らしめんとす。

○『太上洞玄靈寶智慧定志通微經』(以下『定志經』と略稱)

爾時靈寶天尊 (a) 靜處玄都元陽七寶紫微宮、恬神玄漠、寂然無爲。時紫微宮中、中外光明、映照無量、百和寶香、不燒自熏、香光纏會、衝溢虛空、飄飄流流、散注無窮。飾光遐鬱、柔濡清涼、清涼奇雅、非可演銘。天鈞大樂、萬種互作。

天尊俄然、初不顧眄、思念萬兆造化之始、胎稟是同、各因氤氳之氣、凝而成神。神本澄清、湛然無雜、既授納有形、形染六情。六情一染、動之弊穢、惑于所見、昧於所著、世務因緣、以次而發。招引罪垢、歷世彌積、輪迴於三界、漂浪而忘反、流轉於五道、長淪而弗悟、嬰抱痛毒、不能自知、馳神惶悸、唯罪是履、愍之在心 (b)、良無已矣。億其稟受之始、理有可哀、即遣侍臣、召左玄真人、右玄真人 (c)。須臾、二真人立便躬到、稽首禮畢、依位而坐。… (中略・天尊が思微定志の旨訣を言う) …

天尊曰、雖得此訣、當以十戒爲本。授兩半訣畢、次度十戒、度十戒法、法師居南、弟子向師三禮畢、請曰、願見成就、授以十戒、當終身奉行、誓敢有違。於是長跪、心存見十方大聖在於上方、乃稽首諦受、法師燒香、便爲說戒。

一者不殺、當念衆生。

二者不姪、犯人婦女。

三者不盜、取非義財。

四者不欺、善惡反論。
五者不醉、常思淨行。
六者宗親和睦、無有非親。
七者見人善事、心助歡喜。
八者見人有憂、助爲作福。
九者彼來加我、志在不報。
十者一切未得道、我不有望。(d)

是爲十戒。受者竝云、弟子某甲受、終身奉修。又禮師、都畢。

(中略)

天尊曰、然然。此竝爲形外之教。思微定志之至理、務知三元妙覺无二、有道有地獄、祈請七玄苦、兼度未見者。當爾之時、上方空中有人誦曰、**此法實玄妙、免汝九祖役、是其人不授、令人與道隔、非人而趣授、見世被考責、死墮三塗苦、萬劫悔無益**(e)。

靈寶天尊(a)は玄都元陽七寶紫微宮靜處していたが、天尊はふと、萬兆造化の始めを思念した、胎が稟けたものは同じであったが、各々氤氳の氣に因って、凝びて神と成った。神は本と澄清で、湛然無雜なものであったが、既に有形を授納すれば、形は六情に染まる。六情一たび染れば、之を動かし弊穢し、所見に惑わされ、著れる所に昧く、世務因縁、次々に發してくる。罪垢を招引し、歷世彌積して、三界を輪廻し、漂浪して反るを忘れ、五道を流轉し、長く淪んで悟らず、痛毒を嬰抱しながら、自ら知る能はず、馳神惶悸して、唯だ罪のみ履みおこなう、**之を愍みて心に在り**(b)、良に已むなきなり。其の稟受の始めを憶えば、理として哀しむ可き有り、即ち侍臣を遣わし、**左玄真人、右玄真人を召す**(c)。須臾にして、二真人すぐに到りて、稽首し禮し畢りて、位に依りて坐す。

…(中略・天尊が思微定志の旨訣を言う)…

天尊曰く、此の訣を得ると雖も、當に十戒を以て本と爲すべし。兩半の訣を授け畢りて、次に十戒を度す、十戒法を度すに、法師は南に居り、弟子は師に向いて三禮し畢りて、請いて曰う、願はくば成就を見わし、授くるに十戒を以てせんことを、當に終身奉行し、誓敢有違。是こに於いて長跪し、見十方大聖の上方に在るを心存し、乃ち稽首諦受す、法師燒香し、便ち説戒を爲す。

一は不殺、當に衆生を念うべし。

二は不姪、人の婦女を犯す(なかれ)。

三は不盜、非義の財を取る(なかれ)。

四は不欺、善惡論を反(たが)う(なかれ)。

五は不醉、常に淨行を思え。

六は宗親和睦、親を非とすること有ること無かれ。

七は人の善事を見れば、心に歡喜を助(ま)す。

八は人の憂い有るを見れば、助爲(たす)けて福を作せ。

九は彼來りて我に加(ほどこ)すに、志は報(みかえりをもと)めざるにあり。

十は一切未だ道を得ざれば、我に望み有らず。(d)

是れを十戒と爲す。受くる者竝云う、弟子某甲受けて、終身奉修すと。又師に禮し、都て畢る。

唱導文下線部(A)の「貧道欲爲施主受天尊金口所說大乘經戒、施主男女至心諦聽。」(貧道施主の爲に天尊金口所說大乘經戒を受(授)けんと欲す、施主男女至心に諦聽せよ。)の一節は、聽者への語りかけの部分であり、かつ唱導文自體の全體に有する意圖を表したもので、『定志經』にはそのまま對應する一節はないが、この中で言われている「戒」は、具體的には以下に示す下線部(E)でいわれる十の「戒」に当たると考えてよいであろう¹⁰。

下線部(B)、(C)は『定志經』の引用部分であり、そのまま『定志經』の(e)に當てはまる。

下線部(D)受左玄真人(左玄真人に受す)は、(c)の次の部分「召左玄真人、右玄真人」に對應している。ここで左玄真人だけとなり、右玄真人が省略されるのは、『定志經』の末尾近くに「天尊曰、時樂淨信者者吾今身、是法解者左玄真人、是法解妻者右玄真人」ともあるように、「左玄真人」が「元始天尊」の第一弟子とされていたことと關連していることであろうし、「左玄真人」の名があればそのまま『定志經』であったとされていたとの背景もあったようである¹¹。

(E)《定志經》云、天尊在七寶紫微宮十種戒法。(《定志經》に云う、天尊七寶紫微宮に在りて十種の戒法すと。)は、十種の戒法との對應からも具體的に(d)に示される十の「戒」と對應していることは明らかであろう。

(F)《經》云、見之悲傷、念之在心(《經》に云う、之を見て悲しみ傷み、之を念いて心に在り、)は、(b)を受けての表現的な廣がりから生まれたものと思われる。この點については、節を改めて考えてみたい。

このように見てくると、前段部分は明らかに『定志經』をその底本として、その經典内容に沿って聽衆を前にして語るものにパラフレーズして出來上がったものとして考えられる。この點を更に確たるものにしていくために、唱導文全體と『定志經』全體とをその構成の觀點から比較して見ることにする。

改めて唱導文の構成を確認してみると、

¹⁰楠山春樹著『道家思想と道教』所收「道教における十戒」1992年7月、平川出版社。

¹¹注⑦参照。159頁、注30。

前段——説話——後段

となっていた。この前段については「天尊金口所説の大乗經戒」を授けることがその主題となっていて、それが具體的には『定志經』にいう「十種戒法」に当たることを見てきた。この後に「説話」が續いて、その後に後段となるのだが、實は『定志經』も十種の戒を説いた後に「説話」が挿入されている。この説話部分についても興味ある問題が見られるが、本稿では取り上げない。別に稿を立てたい。

「説話」部分の内容の一致は無いが、BD1219 唱導文には後段部分に説話の内容に基づく一節が効果的に表れてくる。

後段部分での引用部分である3例について個々に検討してみよう。

19「『定志經』云、樂清信供養山中道士、賣兒供法以是捨財、三代得道合有六人。」

これは『定志經』の説話部分の内容に一致していて、裕福な樂清信夫妻が山中の道士に多くの施與を行い供養し、その二人の子供胤祖と次胤を跡繼ぎのいない姨に與え多額な禮金を得るが、それを道士の供養に供したという三代六人の話とそのまま對應している。BD 1219 唱導文では同一の説話を用いていないが、『定志經』の説話の内容を全體の構成上の流れの中にしっかりと取り入れているということができる。

28「如『經』中所明、用金龍、金鈕、金環、金錢、文繪、命綵。」

ここに列擧されている物は、『定志經』中に見られる『經』を受けるときの儀式に必要とされる物を列記した中に以下のように見られる。

法用**金錢**、二萬四千、上金五兩、五綵紋巾各一段、素絲五兩、五方紋繪各一疋、明鏡一面、本命**紋繪**、歲計餘一、**金鈕**一雙。
卿受此經、當依冥典法信、所用**金錢**、**紋繪**等物、皆令如式。

29「『經』云、此法實玄妙。」

これは前段2、3での引用と同一部分の引用となる。この唱導文での大きなテーマが受戒にあることが見て取れる重ねての引用である。

このように見てくると、後段もやはり同様に『定志經』との關連を強く感じさせるものとなっているといえよう。

改めて『定志經』自體の構成を大きくとらえていくと、やはり、

前段——説話——後段

の構成からなっているということが出来る。こう見てくると、BD1219 唱導文は

『定志經』をパラフレーズして成立したものと前述した考えを、兩者の構成上の相似点からも確認することができる。

視野を広げて大まかな理解を示しておきたい。俗講で演じられていた講經は、時間の経過の中で變化を生じ、この作品の時点においては、特定の經典を基にしつつも、そこにその講座において人々を引き付ける工夫と共に、何を聴衆に伝えるのかという開講者側の目的がはっきりと示されるようになっていったと解される。俗講とそこで演じられる唱導文は、BD7620に見られるように更に大きな變化を遂げていくと思われ¹²、BD1219唱導文は、その變化の経過を明確に示した作品と考えられる。

おわりに

最後に、唱導文の作り手の文學性について若干触れておきたい。

唱導文中に「見之悲傷、念之在心」との表現が見られていて、これは『定志經』に見られる「愍之在心」との表現を敷衍したものと前述した。

道教經典に廣く視野を広げて見ていくと、六朝期以降の道教經典には、關連する表現がこの他の經典にも見ることができる。

道言、…（中略）…見之悲傷、爲之不言、責之在形、愍之在心、

道言、…（中略）…見之悲傷、愍之在心、

（以上の二例『太上玄一真人說三途五苦勸誡經』洞玄部戒律類）

元始天尊告五老上帝、九天神王、十方至眞、神仙聖衆曰、…（中略）…念之在心、（『太上洞淵神呪經』卷之十二 衆聖護身消災品）

『太上玄一真人說三途五苦勸誡經』は、「出劉宋陸修靜之前」（『道藏提要 修訂本』任繼愈主編、1991年7月、社會科學出版社）とされる經典で、『太上洞淵神呪經』卷之十二は、全二十卷中の後半十卷は唐代以降に付加されたとされているその部分にあっている¹³。

この表現は、この唱導文中において文學的な光彩を放っていることから、この表現について基づくところを探てみると、陶淵明の作品に行きつくことが見えてくる。

陶淵明の「與子儼等疏」（「子の儼等に與ふる疏」）に、

¹² 「道教と俗講——BD7620 文書を中心に」日本道教學會『東方宗教』第百十七號、平成23年5月。

¹³ 菊池章太著『神呪經研究——六朝道教における救濟思想の研究』281頁、研文出版、2009年1月。

告儼俟份佚佟。天地賦命、生必有死。自古賢聖、誰能獨免。…（中略）…
汝輩稚小家貧、每役柴水之勞。何時可免。念之在心、若何可言。

儼、俟、份、佚、佟に告ぐ。天地の命を賦するや、生あれば必ず死有り。古より賢聖も、誰か能く獨り免かれん。…（中略）…汝が輩稚く小さきより家貧しく、毎に柴水の勞の役せらる。何の時か免がる可き。之を念ひて心に在り、若何に言ふ可けん。

この「與子儼等疏」は、淵明が五十を過ぎて生命の安否にかかわる病の床に就いた。病狀がひとまず小康を得た時、自らの餘生と儼、俟、份、佚、佟の五人の息子たちの將來に思いをはせて成った文章で、ここでの「疏」は、自分の意見を相手に正しく伝えるために一條一條箇條に分けて記述していく文體の意で使われている¹⁴。これは宗教者からいえば、そのまま「戒」と同義と取ることができる。

『太上玄一真人說三途五苦勸誡經』では、神格の「道」が言う言葉であり、『太上洞淵神呪經』では、元始天尊が五老上帝、九天神王、十方至眞、神仙聖衆に告げて言う言葉であり、陶淵明の「與子儼等疏」と同様の用いられ方をしている。

BD1219 唱導文でこの表現が用いられたのは、『定志經』にあった故との見方もあろうが、『定志經』そのままの寫しではなく、BD1219 唱導文は『定志經』からその全體としての構成と受戒を説く内容を受けたものであった。その中で、この「見之悲傷、念之在心」の表現が用いられたのは、唱導文の作者に陶淵明の文學的表現を受けていける知識人としての文人要素があったからと解したい。

俗講に参加する人々、それらの人々の文化水準について、これだけの要素から全體を考えることには、當然無理がある。一つの可能性の推論として、この時點での俗講の参加者は、通りを歩く誰にでもとまではいかずに、知識人層につながる人々が想定されていたようにも思える。

（作者は明海大學外國語學部教授）

¹⁴ 『陶淵明集全釋』 田部井文雄等編、平成13年1月、明治書院。

敦煌の喪葬儀禮と唱導

荒見泰史

第一節 前言

敦煌文獻中に、佛教寺院における儀禮に關わる文獻が多く含まれていることについてはすでに贅言を要さないであろう。8世紀頃と見られる『齋琬文』を始めとする10世紀後半までの一連の齋願文の範文¹、9世紀から10世紀にかけての八關齋に關わる齋儀の類²、預修齋や追福齋を織り交ぜ發展した十王齋關連資料³、9世紀半ばと見られる俗講關連の文獻『俗講莊嚴迴向文』、『佛說諸經雜緣喩因由記』など⁴、いずれも10世紀頃までの儀禮テキストであり、變文などの講唱文學演出の場とも密接にかかわる貴重な資料であると考えられる。

そのような敦煌の儀禮テキストの中で、文獻點數も多く、また講唱文學との關係が予想される文獻として、喪葬儀禮に關するテキストが挙げられるのではないかと筆者は考える。というのも、詳細については後述に譲るが、中國における葬送と藝能の關係は古く、例えば漢代においても『史記』卷第五十七「絳侯周勃世家」第二十七には「勃以織薄曲爲生，常爲人吹簫給喪事」、『集解』「如淳曰：『以樂喪家，若俳優。』瓚曰：『吹簫以樂喪賓，若樂人也。』」とあり、『鹽鐵論』「散不足」には「今俗因人之喪以求酒肉，幸與小坐，而責辦歌舞俳優，連笑伎戲」などの記載が残されている⁵。また實際に使用された多くの挽歌が今日まで残されているのはよく知られている通りであろう。さらに、唐代の喪葬においても音曲を多く交

¹拙稿「敦煌本『齋琬文』と諸齋願文寫本研究——唱導文學との關係をめぐって」、東アジア宗教文獻國際研究集會（2011年3月10日）、シンポジウム原稿。中國語譯は『敦煌學』第29輯収録予定。

²拙稿「敦煌本《受八關齋戒文》寫本の基礎的研究」、『敦煌寫本研究年報』5、2011年、129-149頁。

³拙稿「敦煌本《佛說十王經》與唱導——從十王經類的改寫情況來探討民間信仰的變遷」、第四屆中國俗文化國際學術研討會會議論文集、2011年10月、57-74頁。

⁴拙稿『敦煌變文寫本的研究』中華書局、2010年。拙稿『敦煌講唱文學文獻研究』、中華書局、2010年。

⁵參看丁淑梅「中國古代的喪葬演戲與禁戲」、第四屆中國俗文化國際學術研討會會議論文集、2011年10月、27-40頁。

えているばかりか出棺以降に歴史語りの傀儡戯が演じられていたことは『唐語類』などにも詳しい。のち近代に至るまでにおいても目連戯は盂蘭盆會ばかりではなく喪葬儀禮において演じられた事例も多く事例が見られ⁶、また『三國孝歌』のように⁷、エレジーとして歌われる孝子譚や軍記物語の例も見られるなど、喪葬と歌舞音曲、そして藝能の関係を示す例は枚舉に暇がないのである。このような喪葬儀禮の場における藝能という枠組みから改めて敦煌文獻に關連する文獻を考えた場合、確かに齋願文のような具體的な儀禮に用いられる文辭が多く見られ、軌則の類から、『孝子傳』類、『目連變文』類のような講唱文學資料、あるいは『佛說十王經』類やそれに付隨する淨土五會念佛などまで⁸、實に幅廣い資料が關連していることが預測されるのである。

このような考えに基づいて、筆者はかつて北京 8719『(擬)目連變文』の喪葬儀禮との關係について若干指摘したことがある⁹。しかしその時點ではあくまでも北京 8719に残される『(擬)目連變文』と併記される祭文の關係を解明するのみにとどまるものであり、喪葬儀禮と敦煌の講唱文學との關係について論じるものではなかった。しかし、その後の調査を経て、本來喪葬儀禮とは縁の薄かった僧侶が如何にそこに關わるようになっていったのか、そしてそこで行われてきた藝能に如何に關わるようになっていったのか、そして多く残される目連變文類などの變文が後代の目連戯等に見られるような喪葬儀禮での演出に結び付くのか等の問題に對して、若干の資料を提示できるようになった。

そこで、本稿では改めて敦煌における 9、10 世紀の佛教の葬送儀禮における歌舞音曲と講唱文學、唱導との關係について考えていきたいと考える。

第二節 唐代佛教喪葬儀禮の展開

古來、僧侶が喪葬儀禮とは關わらないという立場をとっていたことについては、すでに多く指摘がある¹⁰。中國における喪葬儀禮は、「孝」を重んじる思想を背景として複雑かつ華美な儀禮へと發達し、佛教が中國へと傳來して徐々に浸透するようになってからも長くこの傳統に基づいた喪葬儀禮が行われていたと考えられる

⁶參看細井尚子、山本宏子編『泉州目連傀儡にもとづく日中比較の諸相』、日本「目連傀儡」研究會、1997 年。

⁷參看龔敏「三國孝歌初談」、第四屆中國俗文化國際學術研討會會議論文集、2011 年 10 月、29-37 頁。

⁸拙稿「大足寶頂山石窟“地獄變龕”成立の背景について」、『繪解き研究』第 16 號、2002 年。

⁹拙稿「敦煌文獻にみられる『目連變文』の新資料」、『東方宗教』第 103 卷、2004 年、61-77 頁。

¹⁰西脇常記『中國古代社會における佛教の諸相』（知泉書館、2009 年）、とくに「佛教徒の遺言」（213-238 頁）を參照。

のである。六朝時代後半頃には中國の孝の思想と結びついた佛教の盂蘭盆會、七七齋などの追福供養が多く行われるようになるが、これらは、中國の喪葬儀禮をもとに徐々に佛教的な読み替え、或いは付加させる形で發展したものと見ることが出来る。しかし、そうした中で佛教界からも徐々にそうした中國の喪葬儀禮に関わる者が出始めていたことであろう。そして隋唐の時代に入り國の管理體制の中で僧制も公度、試經度僧、進納度僧等と次々と制度が整えられる中で、佛教界が喪葬に如何に関わるかという點が議論されるようになるようになるのであろう。

そのような意見の中では、例えば、隋の慧海はすでに佛教者として華美な葬儀を批判し、そうした喪葬儀禮に僧侶が関わるべきではないことを言っている¹¹。また唐代に入り、佛教界の道宣『四分律刪繁補闕行事鈔』などでは亡僧の遺品管理の制度などについても詳細な規定を設けており、後の唱衣（後述）と結び付く制度を提唱している。また、義淨『南海寄歸内法傳』の「尼衣喪制」等では、俗衆の中にあつて靈机を設け、供養を行う僧尼を批判し、佛弟子が世俗の禮に據つて喪葬儀禮を行うことを戒めている¹²。このように様々に批判を受け續けてきたという事は、それだけ佛教者の中で喪葬儀禮に関わるものが多かった事を表していると思われる譯で、そのような流れの中で、百丈懷海の古清規に始まる禪宗の清規類によつて、僧侶の生活や法會の次第、法則が定められていくなかで喪葬儀禮についても詳細が定められていくのであろう。しかし、そうした中には中國の儀禮が強く影響を與えたことはすでに指摘されている通りであらう¹³。

敦煌文獻にも、9、10世紀頃を中心としたこうした在俗信者の喪葬儀禮に関する文獻が多く残されている。ここではまず P.2622 を中心に當時の喪葬儀禮を窺つて見よう¹⁴。

この P.2622 というのは、張敖『新集吉凶書儀』を寫したものと推定される文獻のうちの一つである¹⁵。前闕の文書であるが、「吉凶書儀上下兩卷。大中十三年(859年)四月四日午時寫了」の尾題と識語を残しており、敦煌が吐蕃時期を終え、張議潮によつて歸義軍時代を迎えたばかりの大中十三年(859年)に寫記されたものであることが分かる。その内容は全編を通して在俗信者の葬儀の概略（前闕の爲題

¹¹道宣『續高僧傳』、卷第十一。

¹²義淨「尼衣喪制」、『南海寄歸内法傳』卷第二、『大正新脩大藏經』第54卷、216頁a。

¹³譚蟬雪「三教融合的敦煌喪俗」、『敦煌研究』、1991年3期、72-80頁。

¹⁴同寫本は、周一良「敦煌寫本書儀中所見的唐代婚喪禮俗」(『文物』1985年第7期；『東方學』第71號、1981年に日本語譯として紹介されているほか、『魏晉南北朝史論集』、『唐五代書儀研究』にも収録されている)にすでに取り上げられているが、新たに發見された敦煌資料も多く、若干補足し得る點もあるので、ここに改めて取り上げている。

¹⁵趙和平「晚唐五代時的三種吉凶書儀寫卷研究」、『文獻』、1993年第1期。周一良、趙和平『唐五代書儀研究』、中國社會科學出版社、1995年、200頁に収録。

名は不明)、弔問とそれに應答するための書儀(『四海弔答書儀』)、口頭による弔問の爲の文辭(『口吊儀』、S.1040にあり)、喪葬儀禮における各種祭文類(『諸色祭文』)が残されている。一見して喪葬儀禮の爲の総合的文範集といったところであらうか。

初めの概略を述べる部分は、P.2622のみに残される一文であるが、『禮記』に據る部分が多く、中國で古くから伝えられる喪葬儀禮を基本としていると見て良いようである。

5. □□□□□□□□□得食粥，朝夕各米一溢。如不能食粥，飯亦可。
6. □□□□□□□□□其孝子朝夕哭，無時節；婦人不夜哭。
7. □□□□□□□□□得墳，則孝子自將酒脯、五方、綵信、鋪座、錢財□□
8. 祭所，於墓西南上立壇設齋。后土文曰：“ム年歲次ム月朔ム日辰，孤哀子
9. □清酌之奠，敢昭告于后土神之□等，不意上近考妣。今以吉辰卜茲 [宅]
10. 兆。謹以清酌之奠，伏惟保無後艱。”饗三獻告說，其壇撤除於四隅，立縹
11. 之其壇，不得栽種，留之。
12. 三品已上墳高一丈二尺，五品已上墳 [高] 九尺，七品已上墳高七尺，九品 [已]
13. 上墳高六尺，庶人墳 (下闕)。
14. 至吉日主饌設齋，齋文在後，[幕] 中三獻訖，孝子哭再拜至夜。排比挽
15. 郎，持嬰振鐸唱歌，及排比車，舉輜車入□門東，盟 (明) 器陳於南墻，魂車於門外左
16. 右。此□祭訖，柩出昇車。少傾以薄帛□魂車裏，則掌事昇柩上車，以□□
17. □動之勿搖動，則以帛兩匹屬輜車兩邊，以挽郎引之，持嬰振鐸，唱『薤露』之歌。
18. 征 (柩) 車到墓，亦設幕屋，鋪氈席上，安柩北首。孝子居柩東北首而哭，臨 [壙] 設
19. 祭。祭文在後，卷 (幕) 中三獻訖，孝子再拜擗踊，撫棺號殞，內外俱哭。則令僧道四部
20. 衆十念訖，昇征 (柩) 入壙。
21. 掌事昇棺入壙安置訖，即閉關儀。壙掩訖，於壇上設饌祭，
22. 文云：“以今吉辰於此安置，伏願保無後艱。”其餘頭尾，竝准前祭文同。
23. 詣父母在遠亡沒，使者到即鋪一領地□屏風錢財香爐將告哀書讀，即號踊哭。
24. □聞哀訖，即奔喪。禮云：……

上のように、中國の傳統的な喪葬儀禮の上に成り立つものであることは明らかであるが、19行目以降に「則令僧道四部衆十念訖，昇柩入壙」に言うように、「十念」を行っていることは、すでに佛道のこうした傳統的葬儀への關係を示していると言って良い。ここに言う十念とは、僧道の四部衆が十念文を唱えることを言う。四部衆とは佛教界で言えば比丘、比丘尼、優婆塞、優婆夷であらうが、道教については不詳である。この僧道を僧侶としてとらえる研究者もあるが、この文獻全體

を見た場合、後ろの『四海弔答書儀』に「俗人弔僧道遭師主喪疏」、「僧道答疏」の記載があり、それぞれ僧侶と道士を指していることは注釋に據って明らかであるので、やはり僧侶と道士と捉えるのが正しい。具體的な十念から入壙の作法についても、圓仁『入唐求法巡禮行記』の記載や、今日の日本の儀禮などから論じられることもあるが、ここでは敦煌文獻 S.4474「十念文」が存在していることも補足しておきたい。在俗の參列者の多い喪葬儀禮においては、内容的にこの「十念文」が喜ばれたことであろう。その内容は以下の通りである。

115. 十念文 一切恭敬禮，禮常住三寶，作如來梵歎佛功德：
116. 阿彌陀佛眞金色，相好端嚴無等倫。
117. 白毫宛轉五須彌，紺目沉青四大海。光中化佛無量□，
118. 菩薩化衆亦無邊。四十八願度衆生，九品咸令等彼岸。
119. 我今稱讚佛功德，迴滋法界諸有情。臨終竝願往西方。
120. 其堵彌陀大悲主。歎壙 是以受形三界，
121. 若電影之難留；人之百齡以 (似) 隙光而非久。是知生死之
122. 道，熟 (孰) 能免之？縱使紅顏千載，終歸 [□] 上之塵；財積丘山，會
123. 化黃泉之土。是日，輻車颯颯，送玉質於荒郊；素蓋翩翩，
124. 餞凶儀而互道。至孝等對孤墳而躡躑，淚下數行；扣棺擲
125. 以號咷，心推 (摧) 一寸。泉門永閉，再睹無期；地戶長關，更開何日。無
126. 以奉酬罔極，仗諸佛之威光。孝等止哀停悲，大衆爲稱十念；
127. 南無大慈大悲西方極樂世界阿彌陀佛 三遍
128. 南無大慈大悲西方極樂世界觀世音菩薩 三遍
129. 南無大慈大悲西方極樂世界大勢至菩薩 三遍
130. 南無大慈大悲地藏菩薩 一遍
131. 向來稱揚十念功德，滋益亡靈神生淨土：惟願花
132. 臺花蓋，空裡來迎；寶座金床，承空接引。摩尼殿上，
133. 聽說苦、空；八解泥 (池) 中，蕩除無明之垢。觀音、勢至，引到□
134. 方，彌勒尊前，分明聽說。現存眷屬，福樂百年；過
135. 往亡靈，神生淨土。孝子等再拜奉辭，和南聖衆。

S.4474「十念文」

冒頭に12句からなる七言の讚が見られるが、例えば『淨土五會念佛略法事儀讚』や敦煌本『淨土五會念佛誦經觀行儀』の「觀經十六觀讚」に見られる「第九彌陀法主身，相好光明無等倫」等のように、五會念佛の影響下にある讚と見ることができる。因みに、敦煌本の多くの讚では、このように五會念佛を書き換え發展させたものが多く見られることは、『佛說十王經』に據っても明らかである¹⁶。讚の書き換えについては贊寧『宋高僧傳』卷第二十五「唐睦州烏龍山淨土道場少康傳」

¹⁶ 拙稿「大足寶頂山石窟“地獄變龕”成立の背景について」、『繪解き研究』第16號、2002年。

にも以下のようにある。

系曰：康所述偈讚，皆附會鄭衛之聲，變體而作，非哀非樂，不怨不怒，得處中曲韻。譬猶善醫以飴蜜塗逆口之藥，誘嬰兒之入口耳。苟非大權入假。何能運此方便，度無極者乎？唱佛佛形從口而出，善導同此作佛事，故非小緣哉。

こうした五會念佛の書き換えと発展については、敦煌本にも『佛說十王經』に見られる讚を代表として数多く例が見られているのであるが、このことは稿を改めて論じることとする。なお、127-130行目の部分がまさに他の文獻記載に見られる十念に相当する部分と見ることができるとは言うまでもないであろう。

さて、P.2622の記述にもどるが、次の『四海弔答書儀』では、「弔人父母喪疏」、「孝子答疏」、「弔人父母經時節疏」、「答疏」、「弔人翁婆伯叔姑兄姊〔疏〕」、「答疏」、「父母亡告伯叔姑等」、「俗人弔僧道遭師主喪疏」、「僧道答疏」などがある。先にも触れたが、「俗人弔僧道遭師主喪疏」、「僧道答疏」など、僧侶や道士に對して使用する文辭が用意されている點は、佛教者ばかりか道教者も喪葬儀禮に關わっていたことを示すものであろう。この時代の佛教と道教の儀禮の類似點については、遊佐昇氏の論稿中に指摘される通りと思われるが¹⁷、こうした喪葬儀禮においても同様であることが確認された事になるであろう。

P.2622では次に『口吊儀』が續く。その内容は以下の通り。

144. 口吊儀 凡人有子，先須教弔孝之禮，竊見凡備之流弔人未殮已前□

145. 拜喪兼孝子等，如此切不可也。惟尊者執卑者手。

……

149.

……吊人父亡云：

150. 不圖凶禍，尊丈人丈母傾背，伏維攀慕號絕！ 答：罪逆深重，不自

151. 死滅，上延所恃母云所恃，不堪號絕！

152. 吊人翁婆云：不圖凶禍，尊翁婆傾背，奉助哀慕摧割！

153. 答：私門凶豐，上延翁婆傾背，不勝哀慕摧殞！

154. 吊人經葬云：日月長流，安厝永畢，奉助哀慕號絕！

155. 答：罪逆深重，不自死滅，安厝永訣，不勝攀慕號絕！

156. 吊人經時節等云：日月易流，奄經某節大小祥云詳制外除云詳釋，奉助號絕！

次の『諸色祭文』では「如父母初終祭文」、「大小祥祭文」、「夫祭妻文」、「啓柩祭文」、「到墓所祭文」、「臨壙祭文」、「掩壙祭文」、「葬畢迎神祭文」、「大小祥祭文」、「葬行至橋樑津濟祭文」、「夫祭妻文」、「妻祭夫文」、「弟祭兄文」、「兄祭弟文」、「父

¹⁷遊佐昇「北京圖書館藏 BD1219 文書について」、『應用言語學研究』No.12、2010年3月。遊佐昇「道教と俗講——北京國家圖書館藏 BD7620 文書を中心に」、『東方宗教』、第117號、2011年5月。

祭子文」等が残されているが、これによって、当時の一連の儀禮の順序などを読み取ることができる。例えば「葬畢迎神祭文」などは『開元禮』等には見られないものであり、当時の民衆の葬儀の實態をより明らかにする爲の資料となる。

以上、P.2622の内容は伝統的な禮に適うものであるが、佛教者、道教者の介入が見られていることは明らかであり、9世紀半ばの敦煌において、すでに儒佛道が習合した在俗信者の喪葬儀禮が行われていたことを知ることができるのである。となると、古代より中國で行われてきた葬送儀禮における歌舞音曲もまた、敦煌の葬送儀禮に取り入れられていた可能性が推測されるのではないだろうか。

第三節 敦煌の葬送儀禮と歌舞

唐代の喪葬儀禮の華美なることは、多くの文獻に記録が残されている。例えば「論喪葬踰制疏」（『全唐文』卷第七〇一）等もその一つであろう。

敦煌本に見られる葬儀の様相においても、他の地域と同じように歌舞音曲を伴う華美な喪葬儀禮が行われていたことを読み取ることができる。

たとえば、靈柩車を引く道中で葬式歌を歌う習慣は古くから見られるものと同じものである。

例えば、唐代傳奇の『李娃傳』の中で、落ちぶれた主人公が葬式を生業として生活する中で「薤露」を歌ったことが描寫されていることは有名である。

歌『薤露』之章，舉聲清越，響振林木。曲度未終，聞者歎歎掩泣。

『李娃傳』

このように墓地までの途上、挽歌を歌うことは敦煌における喪葬儀禮においても受け継がれていることは先のP.2622に「以挽郎引之，持翬振鐸，唱『薤露』之歌」のように言われていたことによって分かるであろう。

因みに、こうした挽歌は「薤露の歌」ばかりではなく、様々な歌が創作されていたことが知られる。例えば『北里志』の「顔令賓」の一節では、令賓が亡くなった後、隣家の劉駝駝が令賓の爲に送られた追悼文を整理し、挽歌を作ったことが記されている。

及卒，將瘞之日，得書數篇。其母折視之，皆哀挽詞也。母怒擲之：「於街中曰此，豈救我朝夕也。」其鄰有喜羌竹劉駝駝，聰爽能爲曲子詞。或云嘗私於令賓。因取哀詞數篇教挽，柩前同唱之，聲甚悲愴。

『北里志』「顔令賓」

このように、當時の流行曲に合わせて挽歌が新作されていたことも、藝能的な発展という点から考える場合、併せ考える必要があると考える。

さて、このような喪葬における歌舞音曲、あるいは藝能への僧侶の関わりという点では、P.3566は貴重な文獻のうちの一つであろうと思われる。このP.3566は、10世紀中頃の、僧侶が喪葬儀禮にも用いたと見られる、すでに佛教色の濃厚な文範集であり、「亡兄」、「亡弟」、「願齋文」、「亡僧文」、「二月八日文」、「患文」、「亡齋文」等が残されている。最後には曹元深の喪葬儀禮に用いられた「(擬)臨壙文」も見られていて、ここでは墓所での臨壙に向かう道中における凶儀の様子が描寫されている。

5. ……厥今車敷五色之
6. 蓋，路有百種凶儀，樂音競奏於城旁，萬民泣血於郊
7. 外，兼捨淨財啟嘉願者，有誰施作？時則有持爐至孝，
8. 奉爲故太傅臨壙追福諸所建也！

P.3566『(擬)節度使曹元深臨壙文』

これのみでは、「路有百種凶儀，樂音競奏於城旁」の具体的な儀禮の内容は不明であるが、薤露歌などの挽歌を歌うばかりではなく、節度使の葬儀では墓地までの間において相當に華美な儀禮が行われたことが予測される場所である。このような墓地での臨壙を前に行う儀禮と演劇、藝能に関しては以下の『唐語林』の記載が参考となる。ここにはこのような節度使の喪葬の墓地への道中において、傀儡戲、歴史語りなどの藝能が行われていたことが記録されているのである。

大曆中，太原節度辛雲京葬日，諾道節度使使人修祭。范陽祭盤，最爲高大，刻木爲尉遲鄂公與突厥鬪將之戲，機關動作，不異于生。祭訖，靈車欲過，使者請曰：“對數未盡。”又停車，設項羽與漢祖會鴻門之象，良久乃畢。縵經者，皆手擘布幕，輟哭觀戲。事畢，孝子傳語與使人：“祭盤大好，賞馬兩匹。”

『唐語林』卷第八「補遺」

同じ節度使の葬儀ではあるが、中唐期に当たる大暦年間と10世紀の差を考えた場合200年ほどの開きがあることにはなる。大暦年間の祭では儒家の作法にかなうものであったかもしれないが、10世紀敦煌における藝能となるとより佛教的なものであり、後代の事例に見られるように佛教者が関わりを持っていたものである可能性を考えてもよいのではないと思われる。

その点に関しては、同寫本上の「設齋文」という一文に残される15行目の「戲僧」なる一語は重要であろう。

1. 設齋文
2. 蓋聞法身空寂，保之者莫側測其源；佛性幽玄，思
3. 之者罕知其意。不生不滅，與庶品而作津梁；
4. 即色即空，拔郡(群)生於彼岸。澄心淨域，開八
5. 萬四千之法門，入五濁而救蒼生；分身百億，
6. 睹三千之大地如觀掌中，歷萬劫而旬
7. 不離方寸。致使浩浩蕩蕩，現無邊之法身；
8. 妙有妙無，隱真如之法海。自非十方雄猛，是三界
9. 特尊；大聖峗峗(巍巍)，名言難可側測矣！厥今座前齋
10. 主，某乙公，悟未來之有果，預造橋樑；識先世之無
11. 因，修茲白業。故於今日，請佛延僧設齋之所建也。齋主
12. 某公，迺(乃)後代後德，英明哲良；治[至]孝居身，天知禮
13. 樂。常以信捨爲念，虔仰釋門；含君子之風
14. 懷，敬重福田。托三寶而作歸依，率一心而崇萬
15. 善。所以年常發願，每歲戲僧保護家門，
16. 無諸災障。於是延(筵)羅百味，還皎映於天
17. 廚；爐散六銖，近芬芳於綺席。總斯多善，
18. 無限勝因，盡用莊嚴，齋主合門居眷、表裏姻
19. 親等；惟願，香風拂體，法水盈襟；洗盪塵
20. 勞，銘空景位。菩提妙藥，灌注身心；般若
21. 零靈津，解除煩惱。千殃電滅，萬善扶身；諸苦
22. 不侵，功德圓滿。合宅無橫，同居歡喜之園；
23. 大小平安，共住彌陀佛國。四天護念，堂倫七珍；
24. 八部流恩，永離災障。舉足下步，恆訪道場。
25. 然後七世父母，蓮花化生；人及非人，齋登佛
27. 普誦。

P.2058、S.4507等にも類似する文辭が見られており、「戲僧」についての同様の記載は見られる。これら2寫本はかつて黃徵、吳偉兩氏による『敦煌願文集』でも紹介され、そこでは「戲」字を「獻」と理解しているが、いずれの寫本でも明らかに「戲」の俗字體「戲」で書かれており、「戲僧」と解釋するのがよいと思われる。これによって、10世紀當時においては、戲を擔當する僧が存在した可能性を指摘できるのである。

なお、佛教の喪葬儀禮における歌舞音曲に関しては、齋願文類の中にその様相を読み取ることができる。そのうちの十王齋における歌舞を含む音曲の様相は前稿にも示したとおりであるが¹⁸、他にもS.5637に以下のような例が見られるのでここに一應紹介しておきたい。

¹⁸拙稿「敦煌本《佛說十王經》與唱導——從十王經類的改寫情況來探討民間信仰的變遷」、第四屆中國俗文化國際學術研討會會議論文集、2011年10月、57-74頁。

1. 憂婆夷「母儀騰秀，蕙間(問)馳芳；柔范自居，夙(風)姿
2. 婉淑。厭榮華而慕道，隱俗修真；繼佉母之勝緣，
3. 潛通大道。棄囂奢而(如)掣疾，澄心於不二之門；捐
4. 瓔貝而(如)灰塵，留意於無爲之道。六度俱守，十
5. 業非虧；深曉四空，朗知五假。將謂久居人代，永訓禪
6. 宗；於家立慈范之儀，族內置忠貞之孝；何圖業
7. 運已逼，東波之浪難回；奄去九泉，西山之光孰
8. 制(掣)？至孝等想慈顏之日暮，陪(倍)憶悲辛；思鞠育
9. 之恩深，無階答效。謹於是日，大建齋延(筵)；屈請聖凡，用
10. 酬上德。是日也，弟(第)宅宏敷，金園卜勝。青蓮聖衆，
11. 聞法鼓以來來儀；龍象高僧，隨梵聲而集會。堅
12. 固林內，迦陵銜淨妙之花；阿耨池邊，風吹忍辱之
13. 草。廚營百味，爐焚淨土之香；焚唄盈場，供列
14. 香積之饌。總期多善云云。其賢者時候亦同。

喪葬の當日、「法鼓」の音や「梵聲」とともに僧侶が集まるという記載は、禪宗の清規類にも通じるものである。ここでは葬儀の場で焼きしめられた香とともに饌の香りも漂うというその場の情景が生きいきと描き出される。そうした中で迦陵頻伽が淨妙之花を捧げ持つというのは多く圖像に描寫される迦陵頻伽が華盤を捧げる様子を想起させるものであることは言うまでもない。淨土世界を演出するために登場する迦陵頻伽であるが、或いは後代に法會で舞われる迦陵頻伽の舞などのように葬儀を演出するような例があったのだろうか。

歌舞音曲ばかりではなく、一連の喪葬儀禮においては、他にも民衆を集めた一種の娯樂として唱衣が行われていた可能性が指摘できる。この唱衣というのは、『禪苑清規』、『敕修百丈清規』など禪宗の清規類に多く記載されている尊宿、亡僧の葬儀の最後に行われる遺品整理の方法で、オークション形式、あるいは後の籤引きの形式で行われていた¹⁹。先の『四分律刪繁補闕行事鈔』にその早期の形が見える他、今日の『昭和訂補曹洞宗行持軌範』に記される「遺贈」の作法へと通じる遺品整理の歴史に見られる一形式である。敦煌本には多くこの唱衣に関わる資料が見られており、その研究も進められている。この「唱衣」も葬儀における参列者の楽しみとなっていたことは『幻住庵清規』などからも見てとれる。遺品の管理が寺院内で嚴格化されることは遺品の篡奪を避け公平に分配しようとするもので

¹⁹敦煌の寺院における唱衣に関しては、郝春文『唐五代宋初敦煌僧尼的社會生活』(中國社會科學出版社、1998年)に詳しい。また、唱衣の研究史については劉進寶「從“唱衣”研究看學術研究的困難」(原載『社會科學戰線』2008年第1期。のち『敦煌學術史』(中華書局、2011年)に収録。他に禪宗で行われた唱衣の研究としては「『敕修百丈清規』における唱衣法：遺品の動きを中心に」(『宗教研究』84、2011年)、「葬送における遺品處理：禪宗清規における唱衣法について」(『宗教研究』80、2007年)などがあり参考となる。

あるが、入札式の唱衣が後代なって鬪拈法（籤引き）へと変更されたのは、あまりに唱衣が過熱するのを避けたものとされているくらいである。

このような唱衣の法は、寺院内の僧侶の遺品處理に止まらず、布施された在俗信者の遺品によって行われていた。P.2638には以下のようにある。

9. 巳年、官施衣物唱得布貳阡參伯貳拾尺；陰僧
10. 統和尚衣物唱得布玖阡參拾貳尺；價法律衣物唱
11. 得布參伯陸拾參尺；陰家夫人臨壙衣物唱得
12. 布捌伯參拾尺。甲午年，官施衣物唱得布貳阡參
13. 伯貳拾尺；又壹件衣物唱得布肆阡捌伯壹拾尺；又
14. 壹件衣物唱得布伍阡伍伯捌拾陸尺；普〔光寺〕精進衣物唱
15. 得布貳阡玖伯壹拾捌尺。乙未年曹僕射臨壙衣物
16. 唱得布三千伍百肆拾尺，大王臨壙衣物唱
17. 得布捌千三百貳拾尺，梁馬步臨壙衣物唱得
18. 布伍百壹拾尺。……

P.2638 「沙州儼司教授福集等狀」

俗人の遺品を入札するにあたり、例えば「陰家夫人臨壙衣物」のような俗人の遺品を落札するのが僧侶とは考えられないであろう。この葬儀に付随する入札會に在俗の信者が参加していたと考えるのが自然であろう。

第四節 小結——講唱文學文獻と葬送儀禮の關連性

以上のように、9、10世紀敦煌の喪葬儀禮關連資料からは、中國の傳統的な法を受け継ぎつつ、佛教的な新たな法へと變化する過程を窺い知ることができる。そしてそこには數々の佛教的な歌舞音曲が交えられていたこと、「戲僧」と呼ばれる僧侶が存在したと見られる事など、僧侶の藝能への關與を読み取ることもできるのである。

このように見た場合、變文など講唱文學との關係も容易に推測されるところであろう。確かに、講唱文學文獻には、祭文、齋願文と併記されるもの（北京 8719 『(擬) 目連變文』、P.3213 『(擬) 伍子胥變文』）、唱衣に用いられた帳簿の背面に記されるもの（S.2614 『大目乾連冥間救母變文』、北京 8444 『(擬) 目連變文』）、供養經として寫經されたもの²⁰（北京 7707 『大目乾連冥間救母變文』）など、喪葬儀禮との關係を指摘できる文獻は決して少なくはないのである。

²⁰七七齋に行われた追福の爲の寫經は、『佛說十王經』で行われる事が多い。參照筆者拙稿「敦煌本《佛說十王經》與唱導——從十王經類的改寫情況來探討民間信仰的變遷」、第四屆中國俗文化國際學術研討會會議論文集、2011年10月、57-74頁。

このうちの北京8719『(擬)目連變文』は、前稿にもすでに紹介したことのある變文の稿本と見られる、大きく書き換えが行われている文獻である。その書換えの中で、葬儀と関係する興味深い點はたとえば、もともと記述のあった孟蘭盆會の描寫とその功德についての一段が數行にわたって大きく削除されているのである。これは、孟蘭盆會での演出から、喪葬儀禮での演出へと用途がかえられたことを思わせるものである。そして同一の寫本には『祭文』が残されるが、それもまた多く敦煌の齋願文に残される文辭から新たな文句への書き換えが見られるのであるが、加筆訂正の様相からは變文の書き換えと同時にに行われたことが疑われる。いずれにしても、變文とともに喪葬儀禮に用いられたものであることは間違いないものようである。以下に、その『祭文』を修正後の形で紹介しておく。

維大唐天福四年歲次丁亥

伏惟素質凝然，清貞令德，溫恭作性，婉順懷柔，貌姿巫山，容過洛浦，訓子有孟陵之譽，成家播曹氏之風²¹，德美洽(恰)於六親；軌範能和九族。冀保長居閨閣，永鎮高堂。何期忽深縈纏療，無損減半年，服藥徑(經)歲求師，神無驗力之功，藥令迴生之效。何圖長波，迅速促限催時，金鳥²²落影於崙山，碧玉沈埋於土底。是日也，傷隣理(里)悲鄉閭，甘井²³先竭恨早涸，木秀於林風堆(摧)折泉臺，盡掩夜光，珠寶釵□一浮沈，鴛鴦失伴痛諸隣，孫兒雉子攀號泣，親姻無不淚霑巾。錦帳冷寂屏幃，紅顏再覩是何時。冥冥黃泉長隔地，戶重開早脫期。驀路行人皆慘愴，姑嫜伯叔盡含悲。輜前歆馨(馨)歌別酒，聊領單盤支禮殲。

伏惟□□□ [後闕]

北京8719(水8)『祭文』

因みに、この祭文の末尾の部分には七言韻文が書き換えられたと見られる一段が書きいれられているが、とくに最後の4句を見ればわかるように、もとの書き換えることによって韻が不揃いとなっている。このような書き換えは、目連變文の部分にも見られるものであることは前稿にも記したが、『祭文』部分においても同じような書き換えが行われていることが分かるのである。

次に、唱衣の記録帳に關しても一言付け加えておきたい。北京8444の背面に記されているは以下のような記載であり、唱衣の記録帳である事は明らかである。

1. 法律德榮唱紫羅鞋兩，得布伍伯捌拾尺。支本分一百五十尺。支
2. 乘延定眞一百五十尺，支乘政會一百五十尺。支圖福

²¹参考：P.3173「(擬)願文」部分に類似する文辭あり。

²²参考：S.2717「(擬)亡文」部分に類似する文辭あり。

²³参考：S.6417「亡尼」に類似する文辭あり。

3. 盈一百五十尺，餘二十尺。
4. 法律保宣舊律阡捌伯玖拾尺。
5. 僧政願清唱緋綿綾被得布壹阡伍伯貳拾尺，舊觀壹阡尺
6. 支〔靈〕圖〔寺〕海朗一百五十尺，支〔靈〕圖〔寺〕願護一百五十尺，支智全一百
7. 五十尺，支智榮一百五十尺，支〔靈〕圖〔寺〕福盈一百五十尺，支
8. 支〔靈〕圖〔寺〕應求一百五十尺，支〔靈〕圖〔寺〕願德一百五十尺。支〔靈〕圖〔寺〕法興
9. 一百五十尺，大應一百五十尺，支〔靈〕圖〔寺〕應祥一百五
10. 十尺，支〔靈〕圖〔寺〕應慶一百五十尺，支〔靈〕圖〔寺〕大進一百五十尺，
11. 支〔靈〕圖〔寺〕大願一百五十尺，支〔靈〕圖〔寺〕談濟一百五十尺，支〔靈〕圖〔寺〕廣
12. 進一百五十尺。
13. 金剛唱扇得布伍拾五尺。支本分壹百五十尺。餘九十五尺。
14. 道成唱白綾袜得布壹伯柒拾尺。支本分一百五十尺，支普
15. 願法一百五十尺。餘一百參十尺。
16. 道明舊觀參伯玖拾尺
17. 「法律道英唱白綾袜得布參伯尺，又唱黃畫帔子得布五百尺。
18. 支〔靈〕圖〔寺〕道明一伯五十尺，支本分一百五十尺，支〔靈〕圖〔寺〕祥定一百五十
19. 尺，支〔靈〕圖〔寺〕談宣一百五十尺，支〔靈〕圖〔寺〕談惠一百五十尺，支〔靈〕圖〔寺〕戒
20. 云一百五十尺，支雲賢惠一百五十尺，支云祥通一百五
□□□□□□□□□□□□□□□□（以下闕）

これに對して、S.2614の背面（實際にはこちらが先に書かれたものであるが²⁴）にある記載は、從來『（擬）僧尼籍』として扱われてきたものであるが、筆者は單なる名簿ではなく、これもまた唱衣に用いられた記録の帳簿であろうと考えている。というのも、S.2614とやや似た形式で書かれた寫本にはP.2250Vがあるが、こちらの方には落札者を示す「唱」字の書き込みが見られているのである。この點に注目し、大英圖書館での調査時に詳細にこの文獻を確認したが、寫眞に映らない程の薄さではあるが、朱書による「唱」字の記載が残されていたことを記憶

²⁴筆者が實見したところでは「大目乾連冥間救母變文」側の第7紙を切斷して別紙が繼ぎ足されており、183行目から188行目が書かれている。「僧尼籍」の側から見た場合では116行目から空白があり、またその空白部分の兩側の墨書きが繋がることから、この部分は「大目乾連冥間救母變文」を寫記する際に繼ぎ足されたものとする。恐らくは長く續く韻文部分に6行の散文部分を書き足すために切斷され數センチ幅で繼ぎ足されたものであろう。このような書き換えは變文の發展的研究では重要であり、稿を改めて論じるつもりである。寫本のこの部分については藤枝晃氏「敦煌の僧尼籍」（『東方學報』第35冊、1964年）にも指摘があり、「第116行の後、三行に互って裏打ちの紙（牒文の反故と思われる）が貼ってあって、十數人の名が讀めない」のように言われるが。實際は以上のような状況であった。

している。

以上のように、講唱文學文獻を喪葬儀禮との関係で見えてきたが、中國の傳統的藝能を取り込みながら佛教的な喪葬儀禮へと發展したと考えた場合、そこには轉變から佛教的な變文が構成された過程など、中國傳統の講唱文學から佛教的な講唱文學という道筋を窺うこともできるのではないかと考える次第である。

(作者は廣島大學総合科學研究科准教授)

敦煌發現の宮廷寫經について

大西磨希子

はじめに

藏經洞發現の敦煌文獻のなかに、初唐期の長安宮廷で筆寫された寫經群が存在することを初めて指摘されたのは藤枝晃氏である¹。同氏はそれを「長安宮廷寫經」と呼び、その書寫年代や特徴、經典の種類や性格などを明らかにされた。この藤枝氏の示された見解は、以後そのままに踏襲され、ほとんど定説化しているといっても過言ではない²。そのため、いわゆる「長安宮廷寫經」そのものに関する研究は進展しておらず、とくに宮廷由來の寫經群がなぜ敦煌に傳來するにいたったのかという点については、わずかに官寺の介在が想定されるのみで、それ以上には考究されていないのが現状である³。

小論は、西方淨土變の研究から導かれた知見を手がかりに、隋代から唐代前半期にかけて敷かれた諸州官寺制に着目し、「長安宮廷寫經」の敦煌傳來について考察を試み、いわゆる「長安宮廷寫經」の書寫年代や經典の種類などについても若干の検討を加える。その目的は、隋唐期の宮廷が佛教文化に果たした役割を、諸州官寺制を軸にみていくところにある。

一、綴織當麻曼荼羅圖と宮廷工房

奈良・當麻寺に傳わる綴織當麻曼荼羅圖（圖1）は、阿彌陀の西方極樂淨土をあらわした西方淨土變（阿彌陀淨土圖）である⁴。本圖は繪具で描いた繪畫作品では

¹藤枝晃「敦煌出土の長安宮廷寫經」（『佛教史學論集』塚本博士頌壽記念會、1961年）。

²例えば、榮新江『敦煌學十八講』第十七講「敦煌寫本學」（北京大學出版社、2001年、304頁）や、2010年に奈良國立博物館で開催された『大遣唐使展』の圖録解説（308頁）など。

³楊富學・王書慶「唐代長安與敦煌佛教文化之關係」（韓金科主編『1998法門寺唐文化國際學術討論會論文集』陝西人民出版社、2000年、177-178頁）にも「官辦譯場中抄經生所書寫本」として23點を掲げるが、藤枝氏の論考は参照しておられない。官寺の介在については、藤枝晃「敦煌寫經の字すがた」（『墨美』97、1960年5月、23頁）に指摘がある。

⁴畫中には『觀無量壽經』所說の西方淨土の場景と、觀想法（十六觀）、及びその觀想法を釋迦が韋提希に教示するにいたった經緯（序分）の圖があらわされている。西方淨土變（阿彌陀淨土圖）

なく、綴織により圖相を織りあらわした織成品である（圖2）⁵。文獻には類例の存在がうかがえるものの、現存するものとしては本圖が唯一である。法量は縦394.8×横396.9cm。絹絲に金絲を交えた高價な材料を驅使し、しかも、通常の綴織が一寸（3.3cm）四方に經絲40本であるのに比して、本圖はその巨大な法量にも関わらず、經絲60本という緻密な織目によって構成されている⁶。さらに本圖では、圖相だけでなく左右兩縁の題記の文字までもが織りによってあらわされている。したがって、本圖は材質の面からも、技術的な面からも、破格なまでに豪華で手の込んだ超一級品であったことが知られる。



圖1：綴織當麻曼荼羅圖



圖2：綴織當麻曼荼羅圖の細部（菩薩の頭部）

本圖の制作に関しては、次の太田英藏氏の指摘が注目される⁷。

である本圖を「曼荼羅」と稱するのは、平安時代中期（10世紀）以降、密教の流行により西方淨土變を「淨土曼荼羅」ないしは「極樂曼荼羅」などと呼んだことに由来するもので、日本での訛稱である。したがって“當麻曼荼羅”とは、“當麻寺に傳わる淨土曼荼羅”つまり“當麻寺の西方淨土變”の謂いである。なお本圖は、長らく堂内に懸吊されていたために画面の下部は鎌倉時代初期にはすでに圖相を識別できないほど損傷していたという。そうした経年による劣化に加え、本圖は一時、保存のために板に貼られ、それを江戸時代の延寶五年（1677）に板から剝離し軸装に改めるといった人爲的處置が重ねて加えられたことにより、画面全體が茶色く變色し、画面の傷みも著しい。

⁵かつて本圖に関しては、明治以來、織物か刺繡か繪畫かで議論が分かれていた。これについて本圖が綴織であり、かつ傳承にいう「藕絲」すなわち蓮絲ではなく、絹絲による綴織であることを初めて明らかにされたのは大賀一郎氏である。大賀一郎「當麻曼荼羅は綴織である」（『古文化財之科學』1、1951年1月）、同「故瀧精一博士の思い出 古美術自然科學研究會と當麻曼荼羅に関する研究の一展望」（『古文化財之科學』3、1952年1月）、同「當麻曼荼羅原本の研究」（上・下）（『國華』572・573、1938年7・8月）など。

⁶龍村謙「觀當麻曼荼羅」（『佛教藝術』45、1961年1月）。太田英藏「綴織當麻曼荼羅について」（文化財保護委員會編『國寶綴織當麻曼荼羅』便利堂、1963年。のち『太田英藏染織史著作集』上巻、便利堂、1986年に再録）。

⁷前掲注6太田論文。

綴錦が奈良時代以前に我國で織られたか否かは確證はないが、當麻原本古曼荼羅のような精絶な巨作になると、久しい傳統なくしては到底織ることができないし、政府や宮廷の織錦房のように生活が保護できて、多数の織工をようし、そのなかから傑出した技能の工人を選ばなければ織ることは到底不可能である。當麻原本古曼荼羅を織るには數人の専門織工がその勞に従うこと十年餘りにして、漸く完成を見たであろうから、當麻曼荼羅縁起にあるように一夜にして織上がるものではない。かような點から推して唐からの舶載品の可能性が甚だ強いといわねばならない。

すなわち太田氏は、本圖が唐製であるのみならず宮廷工房の作である可能性を指摘され、とくに織りに關しては、息の合った熟練の織工が數人、生活を保障されたなかで織り續けたとしても、十年近い年月を要すると推定しておられる。これは、太田氏自身が實際に織りに携わっておられただけに傾聴に値する⁸。

一方、本圖の制作地ならびに制作年代については、本圖下部に「天平寶字七年」(763)の年紀をもつ銘文が織り付けられていたと傳えられることから、日本の奈良時代の作とする見解が一般的である⁹。しかしながら、銘文は作品そのものが完成した後に、法會などの儀式にあわせて記される性質のものであり、あらかじめ制作の段階において織り付けられていたとは考えられない。恐らくは墨書されていたものを、本圖左右縁の題記の文字が織りあらわされていることに引きずられ、織り付けられていると誤認されたものであろう。いずれにせよ、銘文の年紀を日本

⁸前掲注6太田論文。本圖の制作に要する人數および年數については、龍村平藏氏もまた太田氏と同様の見解を示しておられる(『綴織當麻曼荼羅』について)『國寶綴織當麻曼荼羅』佼成出版社、1977年)。

⁹濱田隆「當麻寺の繪畫—とくに當麻曼荼羅を中心として」(『當麻寺』近畿日本鐵道株式會社、1962年)、同「當麻曼荼羅の成立とその變遷」(『國寶綴織當麻曼荼羅』佼成出版社、1977年)など。文化財保護委員會編『國寶』1(毎日新聞社、1963年)および文部省文化廳編『原色版國寶』2(毎日新聞社、1968年)でも本圖を奈良時代の制作としている。一方、河原由雄氏は中國製の可能性を否定しないものの、粉本のみが中國製で制作は日本であった可能性もまた否定しておられない(『綴織當麻曼荼羅圖』解説(『大和古寺大觀 第二卷 當麻寺』岩波書店、1978年))。また、文化廳監修『國寶・重要文化財大全』6、工藝品下卷(毎日新聞社、1999年)では「唐又は奈良時代」とし、兩説を併記している。しかし、最新の文化廳の見解は、同廳の「國指定文化財等データベース」(<http://www.bunka.go.jp/bsys/>)によると、本圖を平安時代の作としている(データ登録日2010年1月22日)。なお、綴織當麻曼荼羅圖にあったとされる銘文については、本圖の存在が世に知られるようになった鎌倉時代の時點で、大半がすでに判讀不能になっており、現在ではまったく確認できないが、鎌倉時代に轉寫された禪林寺本には、當時判讀できたであろう部分が拾字されており、そのなかはこの年紀箇所が含まれていることから、年紀については當初のものと同解され、本圖を日本で制作されたとする見解の根據の一つとなってきた。

製の根據とすることはできないのである¹⁰。むしろ、太田氏が指摘されたように、日本における綴織は、帯のような小品が正倉院寶物中にみられるだけで、それ以降は江戸の安永年間（1772～1780）にいたるまで長く途絶していたのであり、かつて綴織當麻曼荼羅圖のような作品を制作できるだけの高度な技術と大規模な人的組織を擁していたのであれば、なぜ突然に途絶えてしまったのか説明がつかない¹¹。やはり本圖は唐製であり、しかも宮廷工房のような特殊な錦織組織によって制作されたものと解されよう。

さらに注目すべきは、本圖の圖様のきわだった正確さである。唐代前半期の西方淨土變の現存作例は敦煌莫高窟に集中しているが、そのうち本圖と同じく、淨土變の外縁に『觀無量壽經』（以下、『觀經』）所説の説明的圖相を加えたタイプの作例は計 20 例ある¹²。それら敦煌の作例と『觀經』とを照らし合わせた場合、いずれの作例にも寫し崩れや省略が認められるのに對し、綴織當麻曼荼羅圖にはそうした不正確な表現や曖昧な表現は一切認められず、その圖樣的正確さは現存作例中、群を抜いている¹³。

唐代西方淨土變は、『觀經』に説かれる阿彌陀淨土の場景および阿彌陀三尊の相好を觀想することにより阿彌陀淨土への往生を目指す目的で成立・發展したものである¹⁴。しかし敦煌の作例でみるかぎり、その觀想の對象としての宗教的意義は、初唐期の時點ですでに薄れ始め、盛唐期に入るともはや失われてしまう¹⁵。と

¹⁰ 拙稿「綴織當麻曼荼羅考——圖樣解釋および制作地と制作年代について」（『佛教藝術』280、2005年5月）。なおこの銘文については『當麻曼陀羅注』卷三に全文が録されている。しかし、この銘文全文については、「曼陀羅」や「局」といった平安時代の用語が含まれ、天皇の治世と年號とが一致していないことが江戸時代（義山『當麻曼陀羅述獎記』卷四、大順『當麻曼荼羅搜玄記』卷六）から指摘されており、明らかに奈良時代當初のものではなく、後世の手になると解されている。望月信亨「當麻曼陀羅と善導の著書及び則天淨土變」（『寧樂』1、1924年12月）、福山敏男「當麻寺の歴史」（『佛教藝術』45、1961年1月）、柳澤孝「織成當麻曼陀羅について」（『大和の古寺2 當麻寺』岩波書店、1982年）、元興寺文化財研究所編『日本淨土曼荼羅の研究』中央公論美術出版、1987年、68-69頁）参照。

¹¹ 前掲注6 太田論文。

¹² 第45窟、第66窟、第103窟、第113窟、第120窟、第122窟、第148窟、第171窟（北壁・南壁・東壁）、第172窟（北壁・南壁）、第176窟、第194窟、第208窟、第215窟、第217窟、第218窟、第320窟、第446窟（右縁の十六觀圖缺失）。拙著『西方淨土變の研究』（中央公論美術出版、2007年）第一部第三章「敦煌における十六觀圖の研究」、および第三部資料篇II「敦煌十六觀圖」参照。

¹³ 拙稿「敦煌莫高窟の西方淨土變に描かれた『觀無量壽經』モチーフ」（『南都佛教』83、2003年10月）、同「唐代西方淨土變の成立と流布」（『第13回日中佛教學術交流會議發表論集』2010年10月）。

¹⁴ 拙稿「初唐期の西方淨土變と『觀無量壽經』——敦煌莫高窟の作例をてがかりに」（『佛教藝術』273、2004年3月）。

¹⁵ 前掲注12 拙著、前掲注13 拙稿、および拙稿「敦煌十六觀圖の分類と變遷」（『朝日敦煌研究員派遣制度記念誌』2008年3月）参照。

くに、この圖相の崩れは中臺（淨土變部分）において著しい。ところが綴織當麻曼荼羅圖では、觀想の意義が外縁と中臺（淨土變部分）を貫いて見事に造形化されており、そこに教理的また内容的な破綻は全くみられない。これほどの正確な下圖は、淨土教理ならびに淨土經典に精通した僧侶の關與なくしては考えられず、しかるべき高僧が下圖の創案や校閲に關わったものと想定される¹⁶。つまり綴織當麻曼荼羅圖は、教理・經典に通達した高僧が下圖の制作に携わり、宮廷工房が織成を擔當した、文字どおり當代一流の作であったということになる。

では、こうした教理的正確さをもった超一級品が宮廷工房において制作されたのはなぜなのか。どのような歴史的背景のもとで生み出されたのか。次にこれらの問題について考えていきたい。

二、宮廷工房と諸州官寺制

宮廷工房における佛教美術制作の問題を考えるうえで、手がかりとなる記述が、延喜二年（902）の『天臺宗延曆寺座主圓珍傳』（以下、『圓珍傳』）にある¹⁷。

（貞觀）九年。唐溫州内道場供奉德圓座主、婺州人詹景全の向國の便に付し、則天皇后縫繡四百副の内極樂淨土變一鋪長二丈四尺、廣一丈五尺、織繪靈山淨土變一鋪長一丈五尺、廣一丈、付法像¹⁸、上は釋迦・迦葉より下は唐慧能に至るの影像二幀子各廣四丈を贈る。（九年。唐溫州内道場供奉德圓座主、付婺州人詹景全向國之便、贈則天皇后縫繡四百副之内極樂淨土變一鋪長二丈四尺、廣一丈五尺、織繪靈山淨土變一鋪長一丈五尺、廣一丈、付法像、上自釋迦々葉下至唐慧能之影像二幀子各廣四丈。）

ここにみえるのは圓珍が唐より歸國した後の貞觀九年（867）に、溫州内道場の德圓座主から圓珍に贈られた品々である。重要なのは「則天皇后縫繡の四百副の内、極樂淨土變一鋪長二丈四尺、廣一丈五尺」とある箇所、この刺繡製の西方淨土變は残念ながら現存しないものの、則天皇后縫繡というからには、その制作はやはり宮廷工房が擔當していたと考えられる。

¹⁶ 『天臺宗延曆寺座主圓珍傳』（『續群書類從』第八輯下、706b）には、「兼ねて供奉の畫工刁慶等を龍興寺に召し、今上御願の大曼荼羅像を圖繪せしむ。青龍の傳法和尚、始終檢校す（兼召供奉畫工刁慶等於龍興寺、圖繪今上御願大曼荼羅像。青龍傳法和尚、始終檢校）」とあり、圓珍が入唐中に畫工を雇い、曼荼羅像を寫させた際、青龍寺の傳法和尚が「始終檢校」と記している。したがって、佛畫などを制作ないし模寫する際に、教理的正確さを擔保するために、僧侶が立ち会いチェックする場合のあったことが分かる。

¹⁷ 『續群書類從』第八輯下（續群書類從完成會、1927年）710a。

¹⁸ 『續群書類從』第八輯下（710a）には「付法藏」と記されるが、後文（714a）に同じく德圓座主から贈られた品々に關する記述があり、そこでは「景全圖畫付法大師」とあることから、「付法像」に改めた。

注目すべきは、その四百副という数、そして隋から唐代前半期にかけて敷かれた諸州官寺制との関わりである。すなわち唐代前半期において、州の数はおよそ三百餘であった。

『舊唐書』卷三八地理志には、太宗期における州の数について、「(貞觀)十三年に至り定簿す。凡そ州府三百五十八、縣一千五百五十一。十四年、高昌を平らぐるに至り、また二州六縣を増す(至十三年定簿。凡州府三百五十八、縣一千五百五十一。至十四年平高昌、又増二州六縣)」と述べ、貞觀十三年(639)の時点では計三百五十八州、翌十四年には計三百六十州を数えたと傳えている。

また、玄宗の勅撰による『大唐六典』卷三戸部尚書戸部郎中條には、「凡そ天下の州府三百一十有五、而して羈縻の州、蓋し八百なり(凡天下之州府三百一十有五、而羈縻之州、蓋八百焉)」とあり、開元年間には計三百十五州と傳える。さらに『資治通鑑』卷二一五天寶元年(742)一月條には、「是の時、天下の聲教、被ふ所の州三百三十一、羈縻の州八百(是時、天下聲教所被之州三百三十一、羈縻之州八百)」とあり、天寶元年には計三百三十一州であったと記している。

このように、時期により増減はあるものの、唐代前半期における州の数は概ね三百餘であり、多い時には三百六十にも及んでいたことが分かる。

次に諸州官寺制とは、すなわち隋から唐代前半期に行われた佛教政策であり、天下諸州に官寺を設置し、その多くは同一の寺名を冠するという統一的性格の強い制度であった。その濫觴は隋の文帝に始まり、彼は四十五州に隋帝國の興起を紀念した大興國寺という同一名稱の官寺を建てている¹⁹。文帝はその他にも、仁壽年間の三次〔仁壽元年(601)十月十五日、同二年四月八日、同四年四月八日〕にわたって天下の計百十一箇所に舍利塔を建立し、每次、同一日時に同一の規格で同一の儀式を行なわせるという、まさに統一王朝を印象付ける統一的佛教施策を打ち出している。

唐朝においても、高宗は乾封元年(666)に、兗州に道觀三所(紫雲觀、仙鶴觀、萬歲觀)と佛寺三所(封巒寺、非煙寺、重輪寺)を置き、さらに天下諸州に佛寺と道觀を一所ずつ置いている²⁰。このときに設置された寺觀の名稱は不明であるが、同一名稱であった可能性は否定できない。明らかに同一名稱の諸州官寺を置いたのは、次の則天武后である。彼女は武周革命においてこの制を利用し、まず載初元年(689)七月に自身の受命の符讖とするために『大雲經』を天下に頒布し、明くる天授元年(690)十月、諸州に大雲寺(大雲經寺とも稱す)を置いている²¹。つ

¹⁹ 『辨正論』卷三「隋高祖文皇帝」に「始龍潛之日、所經行處四十五州、皆造大興國寺」と記す。

²⁰ 『舊唐書』卷五高宗本紀下乾封元年正月條に「兗州界置紫雲、仙鶴、萬歲觀、封巒、非煙、重輪三寺。天下諸州置觀寺一所」と記す。

²¹ 『舊唐書』卷六則天皇后本紀載初元年七月條には、「有沙門十人僞撰大雲經、表上之、盛言神皇受命之事。制頒於天下、令諸州各置大雲寺、總度僧千人」とあり、大雲寺設置も同じく載初元年

いで中宗は神龍元年（705）に、「大唐中興」を名とする寺觀を諸州に置き²²（のち「龍興」に改名²³）、玄宗もまた開元二十六年（738）に、開元寺と開元觀を設置している²⁴。

したがって『圓珍傳』記載の、則天皇后縫繡の西方淨土變四百副とは、こうした諸州官寺制のもと天下諸州に頒布することを意圖してつくられたものであったと考えられる。その時期は高宗期であった可能性もあるが、武周期であれば諸州に置かれた官寺は大雲寺ということになる。四百副の縫繡西方淨土變は、恐らくこうした諸州の官寺に頒たれたものであり、宮廷の佛教施設たる内道場はそれに類するものとして頒布の対象とされ、ゆえに温州内道場にもそのうちの一鋪が伝わっていたのであろう。

このようにみてくると則天武后期に、諸州官寺制により統一的に天下諸州に頒布する目的のもと、宮廷による佛教美術の制作が行われていた事実が浮かび上がってくる。その際に制作・頒布された作品が、すべからく國家によるスタンダード（標準作）としての意義を有すべきものであったことはいうまでもない。したがって、その圖様の校閲や監修には大寺の高僧らが携わり正確を期したうえ、宮廷工房において高價な材料と卓越した技術を駆使して制作されたものと推測される。そして、同様の特徴をもつ綴織當麻曼荼羅圖もまた、このようにして天下諸州に頒與する目的で中央の宮廷工房と高僧によって制作されたものであったと考えられる。それが日本に伝えられているのは、唐帝國の秩序構造のもと、スタンダード

のように讀める。しかし、『唐會要』卷四八寺條には「天授元年十月二十九日、兩京及天下諸州各置大雲寺一所。開元二十六年六月一日、竝改爲開元寺」とあり、大雲寺の設置を天授元年（690）のことに記す。また『資治通鑑』卷二〇四天授元年十月條にも同じく、「壬申、勅兩京諸州各大雲寺一區、藏大雲經、使僧升高座講解、其撰疏僧雲宣等九人、皆賜爵縣公、仍賜紫袈裟銀龜袋」と記す。天下諸州における大雲寺の設置は、武周王朝の成立を記念しての一大事業と考えられるため、武周革命のなった天授元年以降のことと考えるのが自然であろう。それゆえ、ここでは『舊唐書』に記す載初元年是『大雲經』の偽撰のみを指し、實際に大雲寺が諸州に設置されたのは天授元年と解しておきたい。

²²『舊唐書』卷七中宗本紀神龍元年二月條には、「諸州各置寺觀一所、以中興爲名」とあり、『冊府元龜』卷五一崇釋氏一條にも「中宗神龍元年二月制。天下諸州各置寺觀一所。咸以大唐中興爲名」と記されている。

²³この間の事情については、次の『唐會要』卷四八寺條に詳しい。「至神龍元年二月、改爲中興寺。右補闕張景源上疏曰、伏見天下諸州各置一大唐中興寺觀。……況唐運自崇、周親撫政、母子成業、周替唐興、雖紹三朝、而化侔一統、況承顧復、非謂中興。夫言中興者、中有阻間、不承統歷。既奉成周之業、實揚先聖之資、君親臨之厚莫之重、中興立號、未益前規。以臣愚見、所置大唐中興寺觀及圖史、竝出制誥、咸請除中興之字、直以唐龍興爲名。庶望前後君親俱承正統、周唐實歷、共叶神聰。上納之、因降勅曰、文叔之起春陵、少康之因陶正、中興之號、理異於茲、思革前非、以歸事實。自今已後、不得言中興之號。其天下大唐中興寺觀、宜改爲龍興寺觀、諸如此例、竝即令改」

²⁴『唐會要』卷五十雜記條に、「（開元）二十六年六月一日、勅每州各以郭下定形勝觀寺、改以開元爲額」と記す。

を天下の中心から周縁へと敷衍させていくという行爲が、時に天下諸州という實效的支配領域を超えて周邊諸外國をも射程に入れるものであったことを物語っているように²⁵。

この宮廷によるスタンダードの制作と流布、官府と高僧の協同は、宮廷寫經にも全く同じことがいえるのではないだろうか。そして、背後にあってこれらを動かしていた仕組みこそ、諸州官寺制であったのではないだろうか。

諸州官寺制に関しては、佛教史の山崎宏氏や塚本善隆氏による詳細な研究があるが、いずれも佛教による治國策としての側面に主眼を置いておられる²⁶。一方、美術史の方面から隋唐時代における諸州官寺制に着目された肥田路美氏は、「管見の限りでは美術史の見地からこれを取り上げたものを知らない。しかしながらこの制度は、造形においても王朝中央から地方へ一元的な規範——様式や圖像の上でも主題の上でも——を及ぼすことになった可能性が、推測される」と述べ、唐代佛教美術に関わる注目すべき見解を提示しておられる²⁷。ところが、造形的影響として肥田氏が指摘される具體的事例は、山崎氏や塚本氏も言及された①隋文帝の仁壽年間における舍利塔建立、②隋文帝の等身銅像と神尼（智仙）畫像の頒布、③唐玄宗の「玄宗等身」金銅佛像の開元寺安置にとどまっており、西方淨土變のような、造形的には皇帝權と直接關係しない佛教美術一般については論及しておられない。

しかし、綴織當麻曼荼羅圖や『圓珍傳』所載の「則天皇后縫繡の四百副の内、極樂淨土變一鋪」という記事からは、繡佛・織成像などを含む佛教繪畫的作品が、宮廷による標準作として制作され、それらが諸州官寺制のネットワークをつうじて地方に盛んに頒布されていたことがうかがえるのである²⁸。そこからは諸州官寺制が佛教治國策としての理念的意義を超えた、より實際的なレベルにおいても、佛教美術やさらにそれを含めた佛教文化全般の統一的規範を地方に廣める仕組みとして機能していたことが指摘できよう。このようにみてくると、經典の寫本もまた、同じシステムのなかで制作され、頒布されていた可能性が浮上してくるのである。

²⁵唐代における天下概念については、渡邊信一郎『中國古代の王權と天下秩序』（校倉書房、2003年、39-46頁）に詳しい。

²⁶山崎宏「隋の高祖文帝の佛教治國策」（『佛教法政經濟研究所モノグラフィ』8、1934年。のち『支那中世佛教の展開』清水書院、1942年に再録）。塚本善隆「國分寺と隋唐の佛教制作並びに官寺」（『塚本善隆著作集 第六卷 日中佛教交渉史研究』大東出版社、1974年、1-50頁）。

²⁷肥田路美「隋・唐前期の一州一寺制と造像」（『早稲田大學大學院文學研究科紀要』第55輯第三分冊、2010年2月）。

²⁸奈良國立博物館所藏の刺繡釋迦如來說法圖（勸修寺繡帳）もまた、綴織當麻曼荼羅圖と同じく、唐代前半期の諸州官寺制のもと宮廷工房で制作され日本に將來された遺品の一つと考えられる。これについては、いずれ稿を改めて論じたい。

三、敦煌遺書中の宮廷寫經

敦煌遺書の中に含まれる宮廷寫經について考察する前に、これらの存在を初めて指摘された藤枝氏の研究²⁹を振り返っておきたい。

藤枝氏が「長安宮廷寫經」と名づけられた一群の寫經は、上質の麻紙に、丁寧かつ見事な筆跡で記され、長文の奥書をもつという特徴を有する。奥書からは、宮廷の寫經組織が筆耕を擔當し、化度寺や西明寺など長安の大寺の高僧が校閲・校正を擔當していることが知られる。さらに藤枝氏は、それら「長安宮廷寫經」とは唐・高宗期の咸亨二年（671）から儀鳳二年（677）の間に、虞昶や閻玄道の監督のもとに書寫された、『妙法蓮華經』（以下、『法華經』）と『金剛般若波羅蜜經』（以下、『金剛經』）の二種であると結論づけられた。

このように、膨大な量の敦煌寫本の中から宮廷寫經の存在を初めて指摘し、基本的な特徴を整理するとともに、それらが有する性格について「テキストの亂れを統一するために、高僧の校定になるテキストを政府が一流の寫字生たちに筆寫せしめて全國に頒布したものの一部³⁰」であると看破されたのは、本質を突いたまことに重要な指摘である。ただ、藤枝氏が宮廷寫經として挙げられた計 24 例³¹以外にも、同様に宮廷寫經とみなしうる寫本があるのではないかと思われる。

宮廷寫經と目される佛教經典の寫本のうち、藤枝氏に指摘のないものをまとめたものが表 1 である。そのうち、P.4556（『法華經』卷二、咸亨三年二月廿五日）、P.2644（『法華經』卷三、咸亨三年三月七日）、P.2195（『法華經』卷六、上元二年十月十五日）、三井記念美術館所藏の 2 點（『法華經』卷二、上元二年十一月廿六日；『法華經』卷七、上元三年九月十八日）、P.3278（『金剛經』、上元三年九月十六日）の 6 點は、いずれも藤枝氏による「長安宮廷寫經」の定義に当てはまる。すなわち、高宗期の咸亨二年から儀鳳二年の間に書寫された『法華經』あるいは『金剛經』である。しかし、この定義に当てはまらない寫本のなかにも、宮廷寫經と解せるのではないかと思しきものが 4 點ほど見出せる。そこで以下では、これらについて奥書部分を順に掲げ、考察を加えてみたい。

²⁹前掲注 1 藤枝論文。

³⁰前掲注 1 藤枝論文。

³¹前掲注 1 藤枝論文において、本文中に 23 例掲げるほか、篇末「補遺」に 1 例を挙げる。

[表 1]

經題	卷數	筆寫年月日	文書番號／所藏
佛地經	殘卷	貞觀二十二年八月十九日	P.3709
妙法蓮華經	二	咸亨三年二月廿五日	P.4556
妙法蓮華經	三	咸亨三年三月七日	P.2644
妙法蓮華經	六	上元二年十月十五日	P.2195
妙法蓮華經	二	上元二年十一月廿六日	三井記念美術館
金剛般若波羅蜜經	殘卷	上元三年九月十六日	P.3278
妙法蓮華經	七	上元三年九月十八日	三井記念美術館
佛說寶雨經	九	證聖元年四月八日	S.2278
大周新譯大廣佛在華嚴經表及總目		聖曆二年十月八日	P.2314
佛說示所犯者瑜伽法鏡經	一	延和元年六月廿日	S.2423

(注) 大谷余乙29(法華經卷第四・咸亨四年)、端方(金剛經・咸亨四年)、書道博(金剛經・上元二年)など、影印未見のもの、および中國所藏の諸本は未調査のため本表には含めていない。

① P.3709 『佛地經』〔太宗期：貞觀二十二年（648）〕（圖 3）

佛地經

貞觀廿二年八月十九日直司書手臣郗玄爽寫

凡五千五百二言

裝潢手臣輔文開

摠持寺沙門辯機筆受

蒲州普救寺沙門行友證文

玄法寺沙門玄蹟證文

摠持寺沙門玄應正字

弘福寺沙門靈閏證義

弘福寺沙門靈範證義

弘福寺沙門惠明證義

弘福寺沙門僧勝證義

沙門玄奘譯

銀青光祿大夫行太子左庶子高陽縣開國男臣

許敬宗監閱

夫物情斯惑濱于教悟大聖貽則寔

啟疑徒而先匠譯辰夢爾无記爰使後
 學積滯于懷今故具書以彰來信願傳
 寫之儔與餘同志庶幾彌劫永无或焉

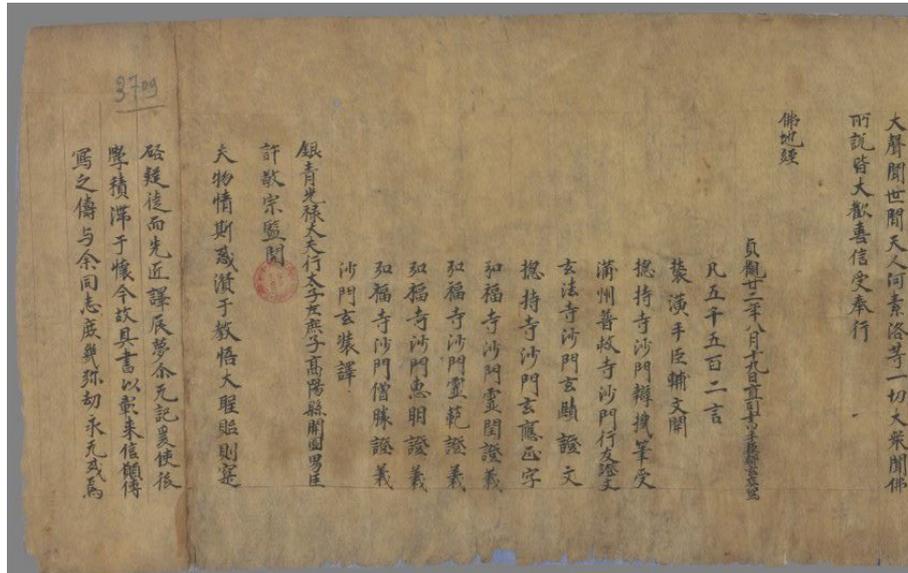


圖 3：P.3709 『佛地經』

これは太宗期の貞觀二十二年に書寫された玄奘譯の『佛地經』である。第一行は奥題、第二行は書寫の日付と書手（寫經者）の官職と姓名、第三行は字數、第四行は裝潢手の姓名を記す。つづく第五行～十三行はいずれも僧侶で、第五行は「筆受」、第六～七行は「證文」、第八行は「正字」、第九～十二行は「證義」、第十三行は「譯」を擔當した僧侶の寺名と法名を記し、末尾の第十四～十五行には「監閱」の官職と姓名を記している。

これを藤枝氏が指摘された「長安宮廷寫經」と比較すると、第三行に記されるのが用紙數ではなく文字數であること、擔當した職掌の表現が「詳閱」「監」「初校」「再校」「三校」ではなく「筆受」「證文」「正字」「證義」となっていること、官人の官職と姓名の前に「判官」「使」と冠するのではなく、官職・姓名の後に「監閱」と記すこと、いわゆる「長安宮廷寫經」では奥書部分の文字が經文より小字で記されるのに比して、ここでは奥書も經文と変わらない大きさで記されていること、が違いとして挙げられる。しかし、これらの大半は用語の差異に過ぎず、書式や體裁はほぼ「長安宮廷寫經」と共通している。

ただし、いわゆる「長安宮廷寫經」の奥書がすでに翻譯された經典の書寫と校正を内容とするのに對し、こちらは經典の翻譯と校正・考證を内容としており、そ

の意味では両者は性格を異にしている³²。ただ、それは既譯と新譯という違いに由来するだけで、官の監督のもと多数の高僧が關與して成っているという点は兩者共通しており、それこそが他の一般的な寫本とは一線を畫する大きな特徴であるといつてよい。

ここで職掌として出てくる「筆受」とは、譯經において梵文から漢文に譯する際の口述筆記のこと。ここでは玄奘が貝葉梵本を手に取り口頭で譯するのを筆記したことをいう³³。そうして筆記された漢文が文章として正しいかどうかをチェックするのが「證文」であろう。「正字」は字の校正、「證義」は譯された經文の文義を考證する意味と考えられる。官人はそれらを「監閱」し、これら一連の業務が問題なく執り行われるよう監督・査閲していたのである。

ここに出てくる惣持寺は、長安の西南隅に位置する永陽坊の西半を占めていた大寺で、寺内には吳道玄や尹琳といった高名な畫家の壁畫があったと傳えられる³⁴。蒲州普救寺の行友は、玄奘の譯經事業に「綴文」³⁵として參加した高僧九名のうちの一人である。玄法寺も長安・安邑坊にあった名利であり³⁶、弘福寺はいうまでもなく玄奘がインドからの歸朝後に譯經に専念した寺院である³⁷。そして、これらを取りまとめた人物は、當時、太子左春坊所屬の左庶子の職にあった許敬宗であった³⁸。

この P.3709 は、奥書末尾の四行の内容からみて、宮廷寫經そのものではなく、その寫しであった可能性が考えられる。しかし寫しであったとしても、その原本は太宗期に書寫された宮廷寫經と解されるのであり、したがって太宗期に宮廷寫經が作られていたことは、事實として認めてよかろう。

② S.2278 『佛說寶雨經』〔武周期：證聖元年（695）〕（圖 4）

佛說寶雨經卷第九

³²ために、池田温編『中國古代寫本識語集録』（大藏出版、1990年）では、前者を「校經列位」、後者を「譯場列位」として區別しておられる。

³³長澤和俊「解題・玄奘三藏の生涯と業績」（慧立・彦棕、長澤和俊譯『玄奘三藏』講談社學術文庫、1998年、297頁）参照。また贊寧の『宋高僧傳』卷三の末尾には、中國譯經組織についてまとめてあり、参照される。

³⁴『兩京新記』卷三、『長安志』卷十、『歷代名畫記』卷三など。小野勝年『中國隋唐長安・寺院史料集成』（法藏館、1989年）史料篇、319-326頁、同解説篇、199-204頁参照。

³⁵譯出經文の文字の統一をはかる職掌をいう。

³⁶安邑坊は街東の第四街第六坊で、東市の南隣に位置する。『長安志』卷八、『寺塔記』卷上など。前掲注 34 小野書史料篇、136-137頁、同解説篇、83-86頁参照。

³⁷長安街西の第三街第一坊の貞安坊（のち則天武后のとき修德坊に改む）にあり、「宏福寺」とも記す。のち神龍元年に興福寺に改名。『兩京新記』卷三、『長安志』卷十、『大慈恩寺三藏法師傳』卷六など。前掲注 34 小野書、史料篇 198-207頁、同解説篇、129-136頁参照。

³⁸左庶子は「司經、典膳、藥藏、内直、典設、宮門六局を總ず」（『新唐書』卷四九百官志四上）と記されており、職掌として經典の翻譯事業を擔當したことが了解される。

大周長壽二垂歲次癸巳九④丁亥朔三②己丑佛穰記寺譯

大白馬寺大德沙門懷義監譯

南印度沙門達摩流支宣釋梵本

中印度王使沙門梵摩兼宣梵本

京濟法寺沙門戰陶譯語

佛穰記寺沙門慧智證譯語

佛穰記寺沙門道昌證梵文

卮宮寺沙門達摩難陶證梵文

大周東寺都維那清源縣開國公沙門處一筆受

佛穰記寺都維那昌平縣開國公沙門德感筆受

佛穰記寺沙門思玄綴文

長壽寺寺主沙門知灑綴文

佛穰記寺都維那贊皇縣開國公沙門知靜證義

大周東寺都維那豫章縣開國公沙門惠儼證義

卮宮寺上座沙門知道證義

大周東寺上座江陵縣開國公沙門法明證義

長壽寺上座沙門知機證義

大奉先寺上座當陽縣開國公沙門慧稜證義

佛穰記寺沙門神英證義

佛穰記寺寺主渤海縣開國公沙門行感證義

京西明寺沙門圓測證義

婆羅門僧般若證譯

婆羅門思李無詔譯語

婆羅門思度破具寫梵本

鴻州慶山縣人思叱干智藏寫梵本

婆羅門思迦菜烏擔寫梵本

婆羅門思刹利烏臺寫梵本

尚方監匠思李審恭裝

專當典并寫麟臺楷令史思徐无處

專當使文林郎守左衛翊二府兵曹參軍思傅守眞

勅檢校翻經使典司賓寺府趙思泰

勅檢校翻經使司賓寺錄事攝丞孫永辟

(以下、別筆)

整璽元垂歲次癸未四④戊寅朔八②

乙酉知功德僧道利檢校寫
同知僧法琳勘授

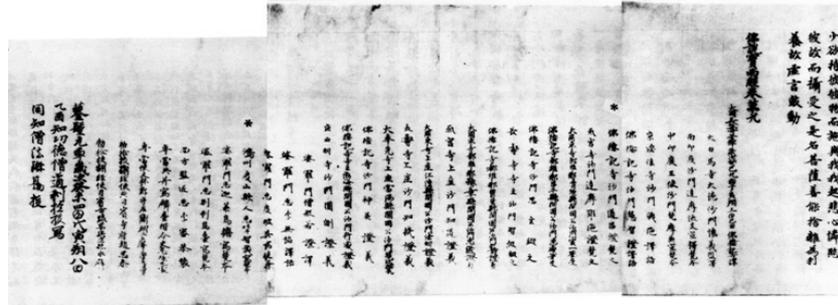


圖 4：S.2278 『佛說寶雨經』

これは武周期の長壽二年（693）に翻譯された『佛說寶雨經』を、二年後の證聖元年に書寫したもので、處々に則天文字が使用されている。これも經典の翻譯に携わった面々を記した譯場列位であり、書手や用紙、文字數等は記されていない。第一行に奥題、第二行に譯出の日付と、譯出場所が佛授記寺であったことを記す。第三行から第二八行までは、「監譯」を擔當した白馬寺僧懷義を筆頭に僧侶が名を連ねる。それら譯經における職掌の内譯をみると「宣釋梵本」「宣梵本」各一名、「譯語」二名³⁹、「證譯語」各一名、「證梵文」「筆受」「綴文」各二名、「證義」九名、「證譯」一名、「寫梵本」四名となっている。その後、宮廷の作物官府であった尚方監の匠人が「裝」（裝潢手）を擔當したこと、さらに官人の「專當典」「專當使」各一名と「勅檢校翻經使」二名の名が記されている。

注目すべきは、ここに名前の擧がっている寺院の大半が東都洛陽にあった点である。譯經が行なわれた白馬寺はいうに及ばず、佛授記寺、天宮寺、大周東寺、長壽寺は、いずれも當時の神都すなわち洛陽にあった大寺である。奉先寺は著名な龍門石窟奉先寺洞のことであろう。一方、長安からはわずかに濟法寺と西明寺の二寺から各一名だけが参加しており、寺名の上にも「京」と特記されている。

この寫本がどこで寫されたのかは不明であり、かつ末尾の別筆にあるように書寫に際しては道利（檢校と書寫を擔當）と法琳（勘授を擔當）の二人しか名前が擧がっておらず、宮廷寫經とは斷言できない。とはいえ、丁寧に書寫された經典本文や、それに比して小字で記される奥書の譯場列位は、原本の趣をかなり正確に傳えているものと思われる。少なくとも原本が洛陽で書寫されていたことは明らかであり、武周期の宮廷寫經は洛陽においてなされていたことが推測される。

³⁹第六行および第二四行にみえる。

③ P.2314 『大方廣佛華嚴經表及總目』〔武周期：聖曆二年（699）〕（圖 5）

大方廣佛花嚴經惣目一卷

聖曆二年十月八日依經撰定
 翻經大德大福先寺僧復禮撰錄
 翻經大德崇先寺上座僧法寶審覆
 翻經大德秦州大雲寺主僧靈叡審覆
 翻經大德荊州玉泉府僧弘景審覆
 翻經大德大福先寺上座僧波崙審覆
 翻經大德長壽寺主僧知澈審覆
 翻經大德大福先寺維那僧惠儼審覆
 翻經大德佛授記寺上座僧玄度審覆
 翻經大德大周西寺僧法藏審覆
 翻經大德佛授記寺主僧德感審覆
 翻經大德中大雲寺都維那僧玄軌審覆
 三藏沙門于闐國僧實叉難陀審覆
 三藏沙門大福先寺僧義淨審覆
 判官承奉郎守左玉鈐衛錄事參軍于師逸
 使朝請大夫守太子中舍人上柱國賈膺福

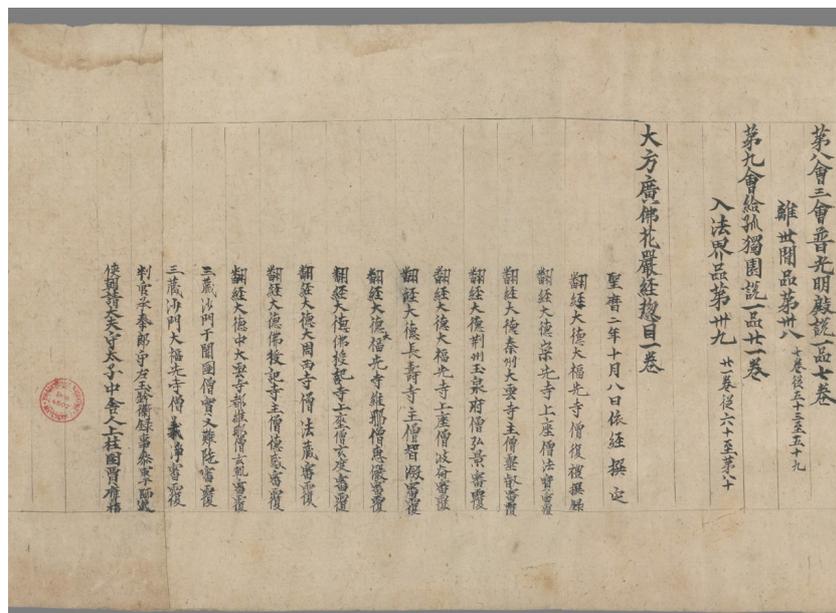


圖 5：P.2314 『大方廣佛華嚴經表及總目』

これは武周期に新たに譯された『大方廣華嚴經表及總目』の末尾部分で、經錄の後にここに挙げた奥書が記されている。第一行に奥題、第二行に撰定の日付が記されている。經錄の撰定という職務内容のためか、僧侶の職掌は「撰錄」と「審覆」の二種のみで、第三行に洛陽・福先寺の復禮が「撰錄」を擔當し、第四行以下で十名の「翻經大德」と二名の「三藏沙門」が「審覆」を擔當したことが記される。官人が「判官」と「使」と記されるのは、いわゆる「長安宮廷寫經」と同じである。したがって、これも宮廷寫經に準じる、宮廷主導の譯經および寫經事業の一環として生み出されたものとみることができよう。

④ S.2423 『佛說示所犯者瑜伽法鏡經』〔睿宗期：延和元年（712）〕（圖6）

佛說示所犯者瑜伽法鏡經一卷

景龍元年歲次景午十二月廿三日三藏法師室利末多^{唐云妙惠}於崇福寺翻譯

大興善寺翻經大德沙門師利筆受綴文

大慈恩寺翻經大德沙門道安等證義

大首領安達摩譯語

至景雲二年三月十三日奏行

太極元年四月 日正議大夫太子洗馬昭文館學士張齊賢等進

奉 勅太中大夫昭文館學士鄭喜王詳定

奉 勅祕書少監昭文館學士韋利器詳定

奉 勅正議大夫行太府寺卿昭文館學士沈佺期詳定

奉 勅銀青光祿大夫太子右諭德昭文館學士延悅詳定

奉 勅銀青光祿大夫黃門侍郎昭文館學士上柱國李乂詳定

奉 勅工部侍郎昭文館學士上護軍盧藏用詳定

奉 勅左散騎常侍昭文館學士權兼檢校右羽林將軍上柱國壽白縣開國伯賈膺福詳定

奉 勅右散騎常侍昭文館學士權兼檢校左羽林將軍上柱國高平縣開國侯徐彥伯詳定

奉 勅銀青光祿大夫行中書侍郎昭文館學士兼太子右庶子崔湜詳定

奉 勅金紫光祿大夫行禮部尚書昭文館學士上柱國晉國公薛稷詳定

延和元年六月廿日大興善寺翻經沙門師利檢校寫奉

勅令昭文館學士等詳定入目錄訖流行

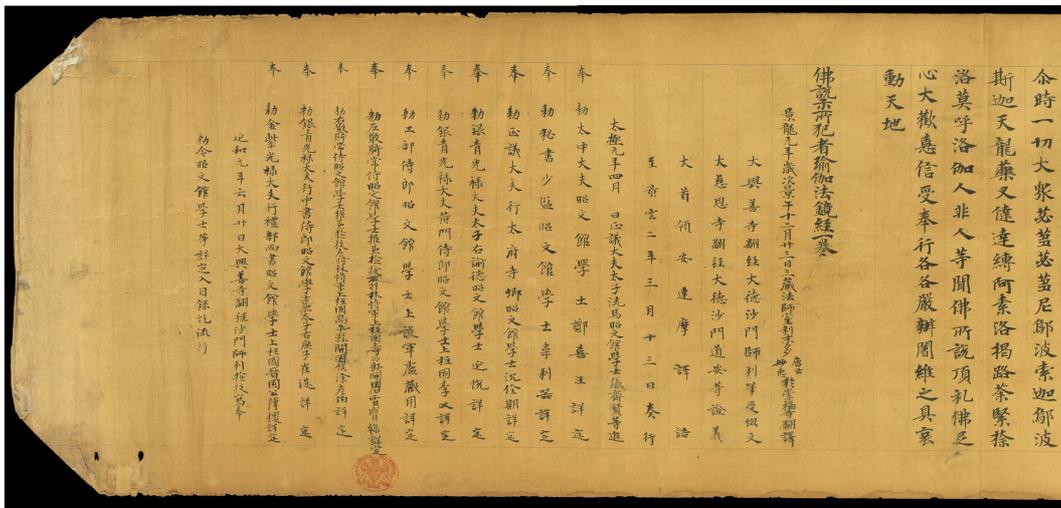


圖 6：S.2423 『佛說示所犯者瑜伽法鏡經』

ここには景龍元年（707）に譯出された『佛說示所犯者瑜伽法鏡經』が、皇帝の許可を得て正式に認定され流布するまでの手続きが記されている。すなわち、譯出された經典は景雲二年（711）三月十三日に「奏行」されたとあるので、恐らくは朝廷に提出されたのであろう。その後、太極元年（712）四月に昭文館⁴⁰の學士によって睿宗に進奉され、勅を奉じて昭文館學士十名が「詳定」したのち、ようやく延和元年（712）六月、大興善寺の師利が檢校して書寫し、昭文館學士等が詳定し目録に入れたうえで「流行」させた、とある。

ここでは檢校と書寫を擔當した僧侶として、長安・大興善寺の師利しか記されていないが、これは代表として名が擧げられているのであって、実際には多數の高僧が關與していたことは疑いを容れない。こうした一連の許認可を経たうえで「流行」させたとあるのは、多數の寫本を作成し、廣く天下に流布させたという意味であろう。それらの寫本がどこで書寫されたかについて、上掲の寫本奥書は何も語っていないが、認定から流布にいたるまでのプロセスからすれば、實際の筆寫を擔當したのは昭文館の楷書手であった可能性が高く、これもまた宮廷寫經の範疇でとらえてよいのではないだろうか。

以上から宮廷寫經は、藤枝氏が指摘された高宗期の咸亨二年から儀鳳二年の間だけでなく、太宗、則天武后、睿宗の時期にも書寫されていたと考えられる。また、經典の種類も『法華經』と『金剛經』以外にも及んでおり、筆寫場所も長安だ

⁴⁰唐高祖の武德四年（621）に門下省に置いた修文館に始まる。武德九年（626）改めて弘文館となし、さらに中宗の神龍元年（706）に孝敬皇帝李弘の諡を避けて昭文館と改めたが、のち開元七年（719）に再び弘文館に復した（『舊唐書』卷四三職官志二、『新唐書』卷四七百官志二ほか）。

けでなく、都が洛陽に置かれた武周期には当然のことながら洛陽であったと考えられる。このうち太宗期には諸州官寺制は敷かれていないが、高祖李淵には州一寺一觀策を模索した時期があり⁴¹、またそもそも太宗は隋文帝の佛教政策を承知していたはずであるから、太宗期に宮廷において標準テキストを書寫するということが行われていたとしても不思議はない。さらにいえば、今回類例を指摘し得なかった中宗期と玄宗期にも、諸州官寺制は敷かれていたのであるから、やはり同じように宮廷寫經が作成され諸州に送られていたと考えてよいであろう。

これについて参照されるのは、佛教經典と同じく道教經典のなかにも宮廷寫經とみなしうる寫本があり、そこに高宗期のもの〔P.3233 (圖7)、P.2444 (圖8)⁴²〕に加えて、玄宗期の『玄宗御註老子道經』〔P.3725⁴³ (圖9)〕が見出せる點である。

⁴¹前掲注 26 塚本論文。

⁴²P.3233 『洞淵神呪經』第一〔高宗期：麟德元年（664）〕

洞淵神祝擔魔品第一

麟德元年七月廿一日奉 勅爲皇太子於靈應觀寫

初校道士李覽

再校道士嚴智

三校道士王感

專使右崇掖衛兵曹參軍事蔡崇節

使人司藩大夫李文暕

P.2444 『洞淵神呪經』第七〔高宗期：麟德元年〕

洞淵神呪經斬鬼第七

麟德元年七月廿一日奉 勅爲皇太子於靈應觀寫

道士李覽初校

道士輔儼再校

道士馬詮三校

專使右崇掖衛兵曹參軍事蔡崇節

使司藩大夫李文暕

この2點は同じ目的のもと同一年月日に、すなわち多病であった皇太子李弘のために長安の永崇坊にあった靈應觀で書寫されたものである。佛教經典に比して手続きが簡素であるが、官人と道士とが協同して作成した宮廷寫經とみてよからう。いわゆる「長安宮廷寫經」で知られる高宗朝の遺例である。

⁴³P.3725 『玄宗御註老子道經』〔開元二十三年（735）〕

老子道經卷上

國子監學生楊獻子初校

國子監大成王仙周再校

開元廿三年五月 日令史陳琛

宣德郎行主客主事專檢校寫書楊光高

朝議郎行禮部員外郎上柱國高都郡開國公楊仲昌

正議大夫行禮部侍郎上柱國夏縣開國男姚奔

金紫光祿大夫禮部尚書同中書門下三品上柱國成紀縣開國男林甫

これもやはり佛教經典に比して短く、校正が二回しか行なわれていないが、明らかに宮廷寫經である。

高宗、中宗、玄宗の各時期にはいずれも、諸州に官寺とともに官観も置かれていた。とすると、玄宗期にはやはり佛教の宮廷寫經も制作されていたと考えてよく、中宗期にもまた同様に佛道二教の宮廷寫經が存在したと推測できよう。

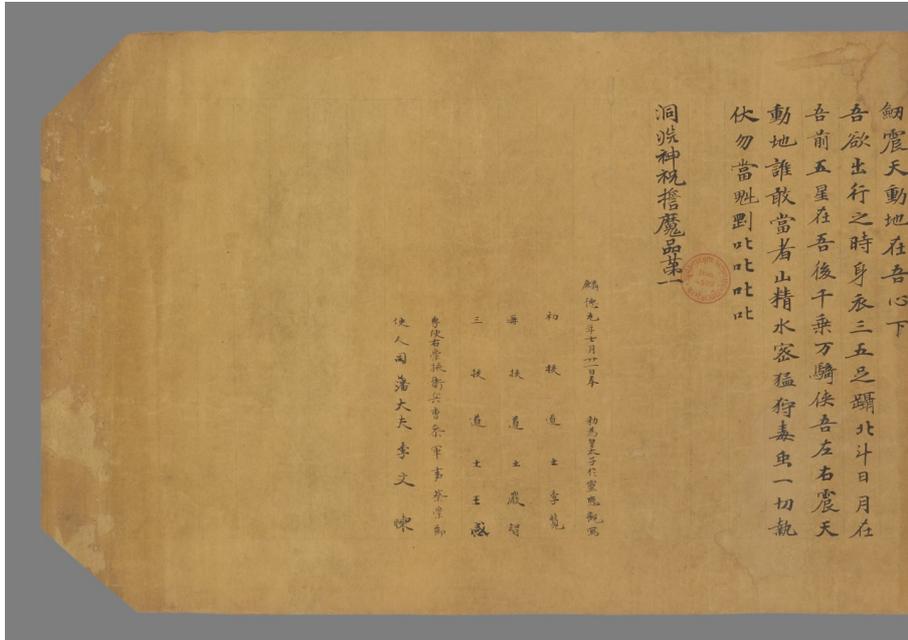


圖 7：P.3233 『洞淵神呪經』 第一

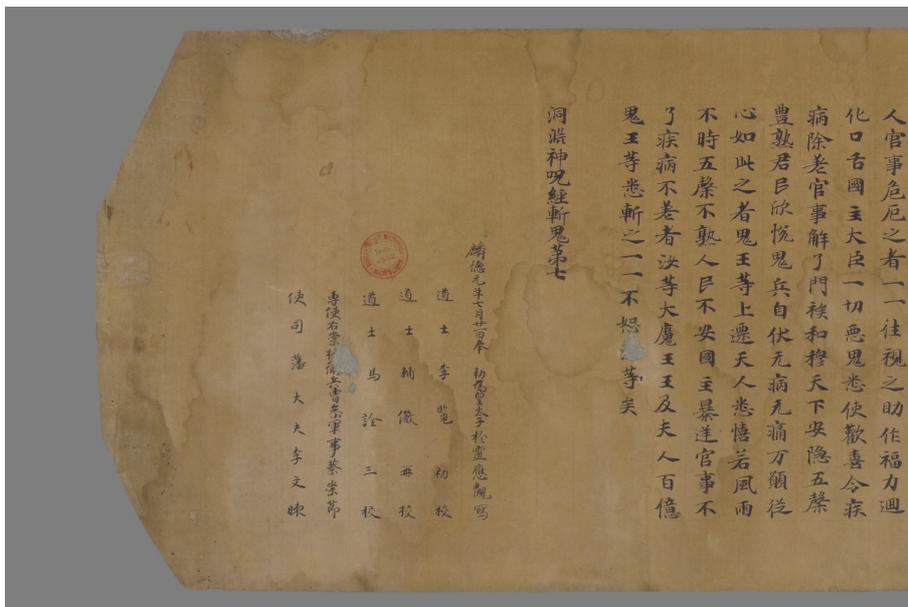


圖 8：P.2444 『洞淵神呪經』 第七

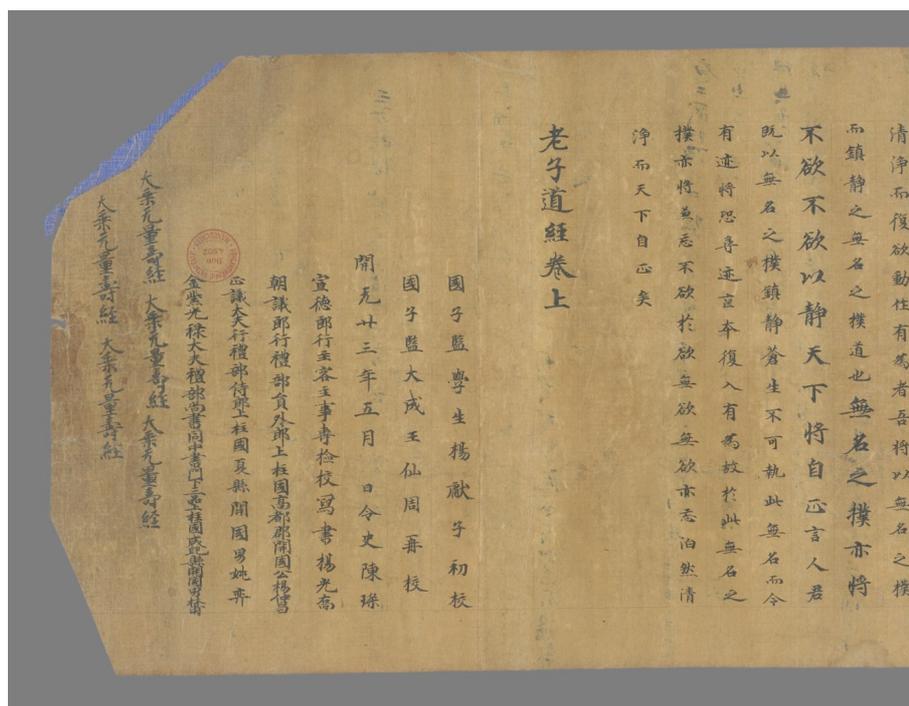


圖 9：P.3725 『玄宗御註老子道經』

宮廷寫經は、諸州官寺制（道經經典の場合は諸州官觀制）によって、宮廷（中央）の認めた標準を天下諸州（地方）に等しく敷衍しようとする統一的宗教施策を背景としてみると、より正確にその存在の意味を理解することができるのではないだろうか。

四、宮廷寫經の敦煌傳來

敦煌寫本のなかに宮廷寫經が見出されることについて、藤枝氏は「印刷術がまだなかった當時では、各地の官寺の經藏は、當然、こうした宮廷寫經、乃至はそれを手本にして寫した經が收められていたのであろう」⁴⁴との見解を提示された。これは的確な指摘であると思われる。ただし敦煌に宮廷寫經が傳來した理由については漠然と官寺の存在を想定しておられるだけで、それ以上の考察はなされていない。しかし、すでにみてきたように、これは諸州官寺制という統一的佛教統治システムのもとで諸州官寺に向けて中央から送られたものと理解すべきではないだろうか。

⁴⁴前掲注 3 藤枝論文。

唐代の西明寺や興唐寺など、勅建の佛教寺院は歴代にいくつも存在した。しかし、隋から唐代前半期にかけて施行された諸州官寺制は、中央から地方にいたるまで、領域全土に一律に同一名称の官立寺院を設置するというもので、他の勅建寺院等とは一線を畫する性格と機能を有していたものと考えられる。その實態や具體的な様相についてはいまだ明らかでない部分が多いが、諸州官寺制の先蹤となった隋の文帝は、先述したように仁壽年間の舍利塔建立事業において、中央から高僧を派遣し、同一日時に同一の設計圖のもと同一の儀式を各地で一齊に執り行っており、その佛教施策が統一的思考に強く裏打ちされたものであったことがうかがえる。したがって、それを引き繼いだ唐代前半期の諸州官寺制もまた、同じような統一的意圖をもって計畫・施行されたものであったと考えられる。

ここで『隋書』卷三五經籍志の、次の記載に注目したい（下線部筆者）。

開皇元年、高祖普く天下に詔し、出家を任聽し、仍て口を計りて錢を出だし、經像を營造せしむ。而して京師及び并州・洛州等の諸大都邑の處、竝びに一切經を官寫し、寺内に置く。而して又た別に寫し、祕閣に藏す。天下の人、風に従ひて靡き、競ひて相ひ景慕す。（開皇元年、高祖普詔天下、任聽出家、仍令計口出錢、營造經像。而京師及并州洛州等諸大都邑之處、竝官寫一切經、置于寺内。而又別寫、藏于祕閣。天下之人、從風而靡、競相景慕。）

これは開皇元年（581）、文帝が北周靜帝の禪讓を受け即位するや、それまでの北周武帝による廢佛を一變し佛教再興事業に乗り出したことを述べている。その復佛の過程において一切經を「官寫」し、長安・太原・洛陽など主だった都市の寺に置き、さらに宮中の書庫に藏したというのである。つまり、隋代にすでに官寫經＝宮廷寫經が存在していたのであり、したがって唐代の宮廷寫經は隋代の傳統を倣ったものであるといえよう。諸州官寺制が隋文帝の施策を繼承發展させたものであったように、宮廷寫經の傳統もまた同じ構想のもと隋から受け繼いだものであったのである。このようにして中央の官人と高僧との協同によってつくられた宮廷寫經（官寫經）が、諸州官寺制のもと、依據すべき國定標準として、諸州に置かれた大雲寺や龍興寺また開元寺などに頒布されたのであろう。

そして敦煌すなわち沙州にも、當然のことながら諸州官寺制のもとに、これらの官寺が設置されていた。龍興寺僧や開元寺僧の名は、莫高窟窟内に殘された供養人題記に見えるほか⁴⁵、藤枝氏が整理された中唐吐蕃期から歸義軍期の沙州僧尼籍

⁴⁵例えば莫高窟第148窟には、「窟禪龍興寺沙門法律周□□供養……窟禪開元寺法律□□□供養」とあり、龍興寺や開元寺の僧侶が名を連ねている。また第192窟には、「燉煌龍興寺沙門明立（ペリオ

に、はっきりと大雲寺、龍興寺、開元寺の存在を見てとることができる⁴⁶（表2）。

[表2]

寫本ID	S.2729v	S.5677v	S.2664 S.5893	S.2614	P.2250v
資料名	辰年牌子曆	僧尼數覺書	僧尼籍	僧尼籍	布支給簿
年代	788	ca.800	ca.865-75	ca.895	ca.925
龍興寺	28	23		50	60
乾元寺	19			27	42
開元寺	10	21		48	38
永安寺	11	17			38
金光明寺	16	26			62
靈圖寺	17	37			
顯德寺					
乾明寺					
三界寺				22	
淨土寺			26+x	22	
蓮臺寺	10	10		27	
報恩寺	9	31		47	
大雲寺	16	15		32	
宕泉		19			
窟		19			

* 藤枝晃「敦煌の僧尼籍」(『東方學報・京都』29冊、1959年3月)表7をもとに作成。
尼寺に関する部分および、諸州官寺に關係しない資料については省略した。

また、数は少ないが敦煌文獻に見出される藏經印にも、龍興寺と開元寺のものを
見出すことができる⁴⁷。「龍興寺／藏經印」（圖10）は、Φ009（『大般若波羅蜜
は「照」とする）撰」の發願功德讚文并序が記されている。Paul Pelliot, *Grottes de Touen-Houang: Carnet de notes de Paul Pelliot, Inscriptions et peintures murales, Grottes 1 à 30*, Paris: Collège de France, 1981. pp.29-52. Ibid. *Grottes 31 à 72*, p.17. 敦煌研究院編『莫高窟供養人題記』（文物出版社、1986年、70頁、84-85頁）参照。

⁴⁶肥田氏は「一般には（中略）中宗の龍興寺・玄宗の開元寺を設置した際に、諸州の大雲寺を廢して改稱した」と述べておられる（前掲注27肥田論文、75頁）。しかし、敦煌の場合は吐蕃期や歸義軍期にいたっても唐代前半期に設置された三寺が並存していたことになる。なお、塚本氏は大雲寺や龍興寺について、新たに建立されたものではなく各地方における最も有力な寺や代表的な大寺を改稱したものであるとし、さらに開元寺については「開元寺の中には龍興寺を改稱したのもあったらしいが、多くは別の寺を以ってした」と述べておられる（前掲注26塚本書、32・36・39頁）。

⁴⁷陳祚龍「古代敦煌及其他地區流行之公私印章圖記文字錄」（『敦煌學要籟』新文豐出版公司、1982

多經』卷四四一)、Φ 023 (同卷四六四、のち三界寺へ轉藏)、Φ 159 (同卷二七九、のち三界寺へ轉藏) に、「大藏經／開元寺」(圖 11) は、P.2351・P.2351v (『蘇婆呼律』卷中) に見ることができる。これらから龍興寺や開元寺には、かつてある程度まとまった藏經の存在していたことがうかがえる。



圖 10：「龍興寺／藏經印」Φ 159 圖 11：「大藏經／開元寺」印 P.2351v

残念ながら、奥書から宮廷寫經と推定される寫本のなかに、これら諸州官寺の藏經印が捺されているものはみられない。とはいえ敦煌遺書の中に含まれる宮廷寫經は、本來こうした諸州官寺宛に送られたものであったと考えるべきであろう。では、こうした諸州官寺に宛てて頒布された宮廷寫經がなぜ莫高窟藏經洞で見つかったのだろうか。

榮新江氏が敦煌研究院所藏 0345 號「三界寺見一切入藏經目錄⁴⁸」をもとに指摘されたように、敦煌寫本中に多く含まれる三界寺の藏經は、敦煌地域の諸寺院の藏經から「古壞經文」を集めて構成されたものであった⁴⁹。先にみたΦ 023・Φ 159 もまた、同様の理由により龍興寺から三界寺に移藏されたものであろう。さらに藏經洞に封藏されていた文獻は、池田温氏の言葉を借りれば「寺院の經藏や文書庫から、古くなって傷んだり不要になったりして退藏されるに至ったもの」「一部

年、319-347 頁)、沙知「龍興寺藏經印」(『敦煌學大辭典』上海辭書出版社、1998 年、293 頁)、李正宇「開元寺藏經印」(前掲『敦煌學大辭典』293 頁) 参照。

⁴⁸「長興伍季歲次甲午六月十五日、弟子三界寺比丘道眞、乃見當寺藏內經論部不全、遂乃啟願虔誠、誓發弘願、謹於諸家函藏、尋訪古壞經文、收入寺、修補頭尾、流傳於世、光飾玄門、萬代千秋、永充供養」と記す。

⁴⁹榮新江『敦煌學十八講』(北京大學出版社、2001 年)「第四講 敦煌藏經洞的原狀及其閉原因」、73-75 頁。

取換えで廃棄された残本」であった⁵⁰。したがって、敦煌遺書中にみられる宮廷寫經は、本來敦煌にあった大雲寺、龍興寺、開元寺といった諸州官寺に頒布されていたものの一部が、損壞等の理由により莫高窟に封閉されるに至ったものであると解されよう。

おわりに

最後に小論において考察してきた結果をまとめておきたい。

敦煌遺書中に見出せる宮廷寫經は官寫經というべきものであり、官府の監督のもと多数の高僧が関わって成ったものであった。これらの寫經事業は、高宗期のみならず太宗・則天武后・睿宗の各時代にも実施されていたと解され、さらには中宗や玄宗の時代にも行われていたと推測される。

それらは長安のほかには洛陽でも寫され、唐代前半期に敷かれた諸州官寺制のもと、天下諸州の官寺に頒布されたと考えられる。したがって敦煌寫本として傳わる宮廷寫經は本來、沙州の大雲寺、龍興寺、開元寺といった諸州官寺宛に送られていたもので、のちに損壞等の理由により移藏され、やがて藏經洞に封閉されるにいたったものと考えられる。

宮廷寫經（官寫經）は、諸州官寺制という統一王朝下における佛教統治策の一環として作成・頒布されたものであり、その目的は國定標準として信賴すべき規範を廣く流布させることにあったものと推察される。そして、この官府と高僧の協同事業として實施された國定標準の作成・頒布は、經典と佛教美術というテキストとイメージの両面に及んでいたと考えられる。すなわち、隋から唐代前半期にかけて、統一王朝の宗教施策として敷かれた諸州官寺制のもとで、宮廷寫經が地方に頒布され、佛教美術においても同じく國定の標準作が宮廷工房で制作され地方に頒たれ、さらに時には周邊諸國にも頒與されたものと考えられる。

隋から唐代前半期において、諸州官寺制という宮廷（中央）と地方を結ぶ全國統一ネットワークを介し、佛教文化における國定標準が天下諸州に一律に流布されたという視点は、日本の奈良朝への影響も含め、波及する問題は少なくない。今回検討が及ばなかった中國所藏の敦煌寫本における宮廷寫經の調査を含め、今後の課題としたい。

⁵⁰池田温「敦煌の歴史的背景」〔『敦煌文書の世界』名著刊行會、2003年、89頁（初出『東洋學術研究』24巻1號、1985年5月）〕。

【圖版出典】

圖 1・2 『大和古寺大觀 第二卷 當麻寺』(岩波書店、1978 年) 133・137 頁。

圖 3・5・7・8・9・11 © Bibliothèque nationale de France / IDP

圖 4 『敦煌寶藏』18 (新文豐出版社、1981 年)

圖 6 © British Library / IDP

圖 10 © Institute of Oriental Manuscripts, RAS / IDP

(作者は佛教大學佛教學部准教授)

河西高臺出土的幾件前涼、前秦時期墓葬文書

郭永利

自 1998 年至 2001 年，在甘肅省高臺縣境內，陸續發現了幾座前涼和前秦時期的墓葬，即周振、孫阿惠夫婦合葬墓、高俟夫婦合葬墓、高容男墓葬、耿少平、孫阿昭合葬墓、胡運子墓，出土了幾件木質墓葬文書。這幾件墓葬文書，至今已有曹國新、何雙全及狄曉霞、趙雪野及趙萬鈞、寇克紅、劉衛鵬等人發表的錄、釋文及研究成果。然以上所見錄文仍存在部分可商之處，其中二件文書的文字較長，而文書所涉及的問題也較為複雜。因此，本文在已有成果的基礎上，對文書進行校錄，對相關的問題進行初步的討論。

一、周振、孫阿惠夫婦合葬墓文書

1998 年 4 月發現。墓葬位於高台縣駱駝城遺址東南 3 公里處。為單室磚墓。此為合葬墓。墓內有二棺，在雙棺之間的縫隙中發現了 1 件文書。為木質，長條形。長 26、寬 8、厚 0.7 釐米，墨書 6 列，背無文（圖一）。

錄文

建興廿四年三月癸亥朔廿三日乙酉，直執，涼州建康表是縣顯平亭部前王門王領拔周振妻孫阿惠得用。今歲月道通，葬埋太父母以後入蒿裏。三九入太一下，從玄入白葬。後世子孫法出二千石。宗人室家共齋送死人周振、阿惠。金銀錢財、五穀糧食、荔子、黃遠、牛羊、車馬、豬狗、雞群、樓捨、帷帳、柢朽、槃案、綵帛、脂粉，諸入冢什物皆於方市買，買錢九萬九千九百九十九。上至倉天，下至黃泉。不令左右仞名。時旁人：左青龍右白虎前朱雀後玄武，沽僧各半。如律令。

此件文書，包含了以下幾項內容：

1、墓主姓名、葬日的干支和建除日。建興廿四年三月癸亥朔廿三日乙酉，即西元 336 年。直執，指入葬當日為建除十二日的執日，即建興廿四年三月癸亥朔廿三日乙酉日為建除家建、除、滿、平、定、執、破、危、成、收、開、閉中的執日。

墓主為周振及其妻孫阿惠。墓室出土二具木棺，可知為夫婦合葬墓。據此件文書，墓主為周振妻孫阿惠。從出土的漢晉墓葬文書內容來看，墓葬文書一般是單列一位墓主姓名，或男性墓主，或女性墓主。如果是女性墓主，則首綴其丈夫的官職和名字，後為其姓名，不見夫妻雙方同列的例子。從“宗人世家共齋送死人周振、阿惠”這句，可以非常明確地知道夫妻二人同時下葬，應為合葬。文書應是為合葬所製，則應有墓主周振的文書，但未有出土。文書中又提到“葬隨太父母後”，可知周振夫婦合葬墓，祔葬於其太父母墓後，即葬入了家族墓地。這次的祔葬，對周氏家族來說，應是非常重要的喪事活動，故文書中特意強調，是由其宗人和世家共同為周振和孫阿惠夫婦送葬。從此件文書為合葬時所製，難以判斷二人死亡的早晚。

2、墓主出身地。即建康郡表是縣顯平亭部。《晉書·地理誌》載建康郡為前涼張駿時所設。336年正是張駿執政時期。亭部，亭所轄區域稱為亭部。

3、利子孫之類的套語。此為墓葬文書中常見的套語，在漢晉銅鏡中也多見。

4、隨葬物品種類及價格。這些物品基本包括了日常生活中常用的東西。而且強調這些物品是以高價從市場買來。賈錢九萬九千九百九十九，應是虛擬的價格，是此類墓葬文書中常見的套語。

5、墓地範圍。即上至蒼天，下至黃泉之語，這是墓葬買地券類文書當中必有的內容。其目的，就是標明墓地範圍。買地券當中所用的常用套語為“東至青龍、西至白虎、南至朱雀、北至玄武”等。如南朝（470年）宋歐陽景熙券，其文“買此塚地，東至（青）龍，南至朱雀，西至白虎，北至玄武。上至黃天，下至黃泉，四域之物，悉屬死人。”¹其虛擬的空間範圍很大。同時強調墓主對墓地的私有權，即“不令左右仞名”。即不能被左右所佔。

6、見證人。以四神作為見證人。已不是真實的人，見證人變為了神仙。這是墓葬契約性文書中常見的。尾綴以“沽儉各半”，墓葬文書常見的為“沽酒各半”套語，此為酒禮銀²。指契約成立後雙方沽酒，各分擔一半，答謝中間人。這裏為“沽儉各半”，“儉”意為撮合人，中間人。文尾又綴以“如律令”這樣的文書語，意在強調文書的威力。

從以上的內容分析來看，此件文書，總體反映出了二種性質：一是表明送給死者豐富的隨葬物品，類似墓葬衣物疏；二是表明墓地私有，與兩漢以來盛行的墓葬買地券性質相同。因此此件文書應是衣物疏與買地券的結合形式。但在此件文書中，二項內容變得簡略。未見有分別生死、解注鎮墓的內容。

¹張傳璽：《契約史買地券研究》，北京：中華書局，2008年，第206頁。

²張傳璽：《契約史買地券研究》，北京：中華書局，2008年，第220頁。

二、高俟夫妻合葬墓及出土的文書

此墓 1999 年發現。位於高臺縣駱駝城遺址南 3 公里處。共發現二座墓葬，分別編號為 M1、M2，二墓相距不遠。M1 為單室土洞合葬墓，墓內共有四棺，出土木質文書 2 件。根據文書內容可知 M1 的墓主為高俟及其妻朱吳宋。

第 1 件文書

文書木質，長條形，長 26 釐米、寬 8 釐米、厚 0.7 釐米，正面縱向墨書，背無文。共 4 行、81 字。此文書在墓內的位置不詳（圖二）。

錄文

建元十八年正月丁卯朔廿六日壬辰，建康郡表是縣都鄉楊下裏高俟物故，葬歸蒿里。四維下封，不得禁止。生人有城，死人（有）郭。有任陌道路將軍為（？）往迎送。敢有固遮，收付河洎。丹書鐵券，死人無怨。急急如律令。

（一）文書的內容

此件文書包含了以下內容。

1、墓主姓名及葬日干支。此件文書中的墓主為高俟，文書中僅有高俟之名，並不見有其他人名出現，應是專為高俟亡故後下葬時所作的文書。高俟葬於前秦建元十八（382 年）年正月二十六日。

2、墓主的出身地。據文書可知高俟為建康郡表是縣都鄉楊下裏人。

3、表明墓地範圍和私有權。即“四維下封，不得禁止”。墓地的四止之內，均為墓主所有，不得侵犯。

4、分別生死。“生人有城，死人（有）郭”，有任陌道路將軍迎送，生人、死人有著各自不同的世界。

5、文書常用套語。明確寫出的“丹書鐵券”四字，可知其性質具有絕對的權威。在後面又加上“急急如律令”的套語，以加強其權威性。

（二）文書的性質

此件文書，沒有買地價格、知人、時人之類的見證內容，與買地券那種具有契約性質的文書並不相同；文書中也沒有解注一類防止侵害生人，有利後代子孫的內容，因此，與以解注為主要功能的鎮墓瓶也不相同；不見隨葬物品，與衣物疏類文書也完全不同。從內容看，其主要作用只是分別生死並可保證能使死者順利歸入蒿裏，將這種作用以文書的形式進行明確。因此，這應是一件具有通告性質的文書。雖然沒有明確地寫出來告知對象。但應是當時的人們所明確的。即應是地下官吏。

第 2 件文書

文書木質，長條形，長 26 釐米、寬 8 釐米、厚 0.7 釐米。墨書，正，背均為長文（圖三）。

錄文

（正面）

敢告皇天后土、天赫地赫、丘丞、墓伯：涼故涼州建康郡表是縣都鄉楊下裏長（？）州吏高俟、俟妻朱吳宋。當今年正月廿六日葬，從歲月利道，隨太父後。死者屬太山，生者屬長安。功曹、傳送，長所□□，不犯□塵，生死永已。金錢買塚，黃遠荔子，葬日吉良。奉慎地理、黃帝、風后、玉衡、曆紀，選擇良辰，下入蒿市（裏）。送以奴婢、車馬給使，牛羊、雞犬、束帛、衣履，冢中百物貴買於市。死入陰□永絕矣。黑帝用事，玄武除央，黃泉九重，鬼神大鄉，□□□□□□相妨，有時無朔，律曆□章。終入五墓，神

（背面）

靈所依，青龍入參（？）白虎入箕，生死道別，五□興達。太陰之□，玄武持時。太玄入角，朱雀入樓。三神□鬼，無複相妨，不得止□，有所怨仇。生壽老死入地，其身終始葬歸蒿里。下見先人奉侍，親埋冢道，諸不得禁止。無責父母，無禍妻子。今日安錯，終存永已。生人富貴，死（人）葬絕。冢地左右，各有齊截，若有仞名，券葬□明□，□知狀。左青龍右白虎，前朱雀後玄武。媒人：赤松子。

建元十八年正月丁卯朔廿六日壬辰奏

高俟、俟妻朱吳宋：此件文書，在高俟名字之後複寫符號“々”，由前件文書可知，墓主名為高俟，不會是高俟俟，因此，此處應斷開，即高俟、俟妻朱吳宋。

隨太父後：即葬在太父之後。應是高俟夫妻二人合葬並祔葬於太父之後。第 1 件文書僅書高俟名，言明高俟物故，可知高俟死後，在葬日制作了分別生死這樣的文書。而此件文書中不僅有高俟，還有高俟之妻朱吳宋。從文書中所列的名字來看，夫妻二人的名字是並列的，因此此件不是高俟妻朱吳宋文書，而是為高俟夫婦入葬所制的文書。朱吳宋的死亡時間無法得知，很可能早於高俟而亡，至高俟死後，二人合葬在一起，共同祔葬於太父之後，而從太父之稱，則可知為高俟送葬者是其兒子。合葬的墓位應在太父墓位之後，即高俟之父之後。則俟妻朱吳宋或可能屬遷葬。

高俟夫婦的墓葬文書與高俟墓葬文書相比，除了墓主姓名、葬日干支、墓主出身地以及分別生死這些必有的內容外，又增加了以下幾項內容：

1、增加了諸多天上地下神靈。如皇天后土、天赫地赫、丘丞、墓伯、黑帝、玄武等。

2、增加了買地內容。即金錢買塚。表明墓地所有權不可侵犯。即若有假名，但此內容只出現在夫妻二人的文書中，在前件高俟文書中未見。從這裏，似乎可以推測，加入買地的內容，是在合葬時所使用的，此舉應表明，所買墓地，屬於夫妻二人共同所有。

3、隨葬物內容。所列物件包括了日常生活用品，同時還有奴婢、車馬等。且強調這些物件均高價買於市場，說明物件是沒有被使用過且很貴重。

4、增加了見證人的內容。即四神和赤松子。沒有“急急如律令”的套語。說明二件文書的性質不同。此件文書，是有契約性質的文書，因此需要見證人。而前件是通知性質的文書，無需見證人的內容。另外此件文書的內容比前件多出不少，也更為複雜，可見墓葬文書，也是根據使用目的不同而分別製作的。

5、不妨害生人，這應是具有解注性質的內容。為了防止死人侵害生人，故在文書中還寫下了不得仇怨之語。

6、夫婦二人的名字均出現在文書當中。這在歷年出土的其他墓葬文書中是未見的。大多都是單人的名姓，妻子的名字往往首綴丈夫的官職和名字，以夫婦名姓同時出現的例子不見。

三、高容男墓葬文書

此文書出土於M2，位於M1的東南4.5米處。出土木質文書1件。長29釐米、寬7.5釐米、厚0.7釐米，墨書。正背均有文（圖四）。

錄文

（正面）

敢告皇天后土、天赫、地赫、丘丞、墓伯：涼故涼州建康郡表是縣都鄉楊下里大女高容男，當今年正月廿□六□日葬，從歲月利道，隨太父後。死者屬太山，生者屬長安。功曹、傳送，長所□犯此(?)塵，生死永已。金錢買宅，黃遠荔子，葬日吉良。奉慎地理黃帝、風后、玉衡、□□，選擇良辰，下入蒿市(裏)，送以奴婢、車馬給使，牛羊、雞犬、束帛、衣履，冢中百物貴買於市。死入太□永絕矣。黑帝用事，玄武除央。黃泉九重，鬼神大鄉，□央□□，萬事相妨，有時無朔，律曆□章，終入五墓，神靈所依。青龍入參(?)，白虎□□，生死道別、五行興連，太陰之影，玄武持

（背面）

□太玄入角，朱雀入樓。三神□鬼，莫復相妨。不得怨□，有所怨仇。生壽老死入地，其身終始葬歸蒿里。下見先人奉待，親理塚道，諸不得禁止。無責父母，無禍妻、子，今日安錯，終存永已。生人富貴，死(人)葬絕止。冢

地左右，各有齊截，若有假名，□□□了。時知狀：左青龍右白虎前朱雀後玄武，媒人：赤松子
建元十八年正月廿六日壬辰奏

此件文書出土於 M2，與高俟墓相距不遠。此墓為單人墓。出土僅此一件文書。從內容來看，與高俟夫婦合葬墓文書幾乎完全相同。據寇文的介紹，這 3 件文書是同一塊木板分割後所製，而且書寫筆跡似為同一人。又因二座墓葬相距極近，又是同一時日所製，葬日均為前秦建元十八年正月廿六日，與高俟夫妻相同。因此，這二座墓應為同一家族墓。墓主為大女高容男。高容男墓僅說葬太父後，其墓位與高俟夫妻墓位是相同的。應是祔葬性質。葬在長輩之後。從此件文書，無法判斷高容男的死亡時日。高俟夫婦和高容男同時葬入了家族墓地。且祔葬在其太父之後，高容男和高俟很可能是同輩。其中只有高俟一人，屬於一次葬，高俟妻與高容男很可能均為遷葬。家族墓同時入葬者多，推測這是一次大的家族喪葬活動。

四、耿少平、孫阿昭墓葬文書

耿少平、孫阿昭墓位於駱駝城遺址東南 3.5 公里處。1998 年發現。為合葬墓。為單室磚墓，墓內有二具木棺。出土木質文書 1 件，長條形。長 26 釐米、寬 12 釐米、厚 1 釐米。上部繪有卜宅圖，下部為文字。背無文。置於男棺頂部（圖五）。

錄文

耿氏男祥，字少平。年廿，命在金

孫氏女祥，字阿昭。年十五，命在土

謹案：黃帝司馬季主，九天圖、太史曆記言得用。今年十二月廿三日，月吉日良，星得歲對，宿得天倉。五男四女九子法，冢前交車，作捨作廬，穆穆雍雍，兩家合同。雍雍穆穆，兩家受福，便利姑妯姊妹。共上倉天，共作衣裳，共作旃被，共作食飲，共上車，共臥共起，共向冢，共向宅，共取新，共取水，共產兒子，兒大共使。千秋萬歲，不得犯害家人。生死異路，各有城郭。生人前行，死人卻略。生人上臺，死人深藏埋。生人富貴，死人日遠。自今相配合，千秋萬歲之後不得還反。時共和合。赤松子、如地下二千石、灶君共三畫，青烏子共知要。急急如律令。

1、文書內容

此件文書，內容包含以下幾項：

(1) 墓主姓名、年紀及五行屬性。與通告性質的文書不同。二位墓主姓名並列。墓主被稱男祥、女祥，可知此二人為早亡者，此為合婚性質，為冥婚。

(2) 入葬時日。此件文書，是墓主合葬時的時日。無明確紀年，亦無干支，僅有月、日。

(3) 強調合葬的二人生活上的共同性，在地下世界中，要共同生活。平常的生活，乃至生子等，都強調共同性。

(4) 分別生死。即“生死異路，各有城郭”。

(5) 保證人和見證人。有赤松子這樣的仙人，地下二千石這樣的墓葬官員，還有灶君劃押做保證人。灶君在出土墓葬文書中並不多見。這是明確出現的一件。以往的釋讀都為雷電君。青烏子是見證人。青烏子，在河西出現最早的，是敦煌祁家灣墓葬太康六年（285年）頓霓兒墓的鬥瓶。直到西涼時期，墓葬文書中仍出現青烏子之名。

(6) 急急如律令的套語。

2、文書的年代與性質

這是二人早亡後，兩家人為二人舉行冥婚的墓葬文書，也具有契約性質。文書中有“兩家合同”句。合同，應指兩家訂立的合同。香港中文大學文物館藏前涼張駿建興二十八年松、柏人解注木櫃一枚，其中有“天帝使者合同”句，意為天帝使者與松人、柏人訂立的合同³。因具契約性質，故在文尾寫上赤松子、如地下二千石、灶君共三畫，青烏子這樣的地下官吏、神仙等人為見證人、保證人。同時還可看到，墓主的五行屬金屬土，土能生金，五行相合，可知在民間習俗中，即便結陰親，也講究二人的五行搭配是否相合。

此件文書，並無明確的紀年。有必要對年代進行分析。從字體來看，處於楷隸字階段，與漢代的隸體字相差較大，是魏晉以來的書體形式。此墓出土有幾件隨葬品，以木器和陶器為主。木器中有一件木馬，其形制與高臺2001年發現的M4中的木馬基本相同。都是彩繪木馬。製作方式和結構也完全相同（圖六、圖七）。此墓據發掘報告的研究結論，與同時發掘的M5同時代。M5出土有昇平十三年（369年）的紀年文書，昇平十三年為前涼張天錫統治時期。則M4的時代應與此相近。如此，則耿少平合葬墓也應在這個時期不遠。因此，耿少平墓其大致的年代，很可能在前涼、前秦時期。

此件文書不見墓主出身地和葬日干支的內容。以二人的合婚為主要內容，與前述幾件的墓葬文書性質差異較大。這也是少見的一件冥婚墓葬文書。同時此件文書，也具有分別生死，不犯害生人這樣的內容。不見有衣物疏和買地券性質的內容。這也很可能與其主要為二人合婚所制有關。

從文書文本形式，可以看到一個現象：被合婚的二人姓名和年紀以及五行屬性

³ 《墓葬出土道教代人的“木人”和“石真”》，張勳燦、白彬著：《中國道教考古》，北京：線裝書局，2006年1月。

的內容填入在預先留出的空內，與文書主體內容的筆跡並不相同，應是入葬時所填寫，而文書主體內容部分，文字規範，行文嚴謹，似是提前寫就，由此也可推測，冥婚性質的墓葬文書，可能提前製成，在下葬時才填入死者的姓名、年齡等，這很可能與相關的儀式有關。與常見的買地券和亡故通告類墓葬文書有別。

五、昇平十三年（369年）九月十一日胡運子衣疏

該文書 2001 年發現於高臺駱駝城遺址南墓群 M5。此墓為單人墓。保存狀況較好。衣物疏執於死者的右手。墨書三行，共計 71 個字。長 36、寬 4、厚 0.8 釐米。用胡楊木片製成（圖八）。

錄文

以下據考古報告中的摩本錄文。

故結髮二枚 故□一枚 故衫一□領(?) □□一襪 故□□□ 故褶一襪 故
禪一立 故大袴一枚 故□□一枚 故履一量 故□□一具 被□一具 故官一
□ 各□□五種
昇平十三年九月十一日胡運子衣疏

文書的內容與性質：

此件文書，墓主為胡運子。內容單一。有墓主姓名和葬日，無出身地和干支等內容。以入葬時的物品名稱和數量為主要內容。自名為“衣疏”。其所列物品，除木棺外，均為衣物。衣物均有詳細的名稱和件數。這件文書，詳列墓主衣物，並綴以“故”，也是為表明這些物品是墓主私有物，屬墓主所有，並且是生前所用之物。意即不可被侵佔。是墓葬衣物疏常見的格式。漢晉時期，墓葬所出土的衣物疏，以單純羅列隨葬物品為主要內容。也可見有部分衣物疏加入了時人、如律令等套語。如甘肅玉門花海出土的衣物疏：“昇平十四年九月十四日，晉故大女孫狗女右條衣物雜綵所□，皆生時所素。買松柏器一口，雇買錢九萬九千九百九十。茲在聽過，不得留停。時人：左青龍、右白虎知狀。如律令。”⁴由此也可知，衣物疏並非單純的隨葬物清單，也具有分別生死、契約等性質。

六、相關問題

（一）高臺出土墓葬文書的特點

⁴盧燕玲：《甘肅玉門花海西晉墓群出土木牘的保護》，《文物保護與科學考古》第 18 卷 1 期，2006 年第 2 月。

高臺出土的這 6 件墓葬文書，數量雖不多，但卻反映出了一定的地域特點。

1、木製文書多見。木製的墓葬文書，多見於漢晉時期的南方地區。就是在與高臺相鄰的如酒泉和敦煌地區，也並不多見。在酒泉和敦煌地區，墓葬中出土的文書，多為陶器上的解注文。如酒泉西溝魏晉墓 M6 出土的陶器上的內容，以解注為主⁵。敦煌祁家灣墓地和佛爺廟灣墓地出土陶瓶上的解注文等均書於陶器表面。幾乎不見隨葬的木質文書。

2、可見買地券與衣物疏合在一起的形式。尤其是買地券的內容變得非常簡略。此地區不見有單獨的買地券。買地券是墓葬中長盛不衰的明器，到明清時仍可見其蹤影，就是至今在一些地區仍可見，但在此時期的高臺乃至河西地區均不見。

3、合葬墓的文書，與其他地區的不同，有夫婦姓名並列的現象。夫婦合葬墓附葬於家族墓地。在河西地區發現的漢晉墓葬大多為夫婦合葬墓，以家庭為主，幾代人合葬於家族墓地中。在河西發掘的家族墓大多有一個塋圈。這種塋圈至現在還有遺留。因為夫婦死亡時間不同，這種形式的墓葬，必然會舉行合葬，而合葬時，也應有相應的儀式。因此，高侯墓中所見的並列夫婦名字的文書，應是合葬時所制的文書。

4、出土的冥婚文書，與漢代可見到的冥婚文書相比，鎮墓的內容大減，以指引冥婚夫婦相合為主要內容。較早的冥婚墓葬文書發現於洛陽李屯的一座東漢墓中。這件墓葬文書，有明確紀年和葬日干支，內容書於鎮墓陶瓶上。但主要內容是鎮墓⁶。而高臺的這件卻不見紀年，無鎮墓解注類的內容，而且內容變得複雜。由此可以推測，寫於木板和寫於陶瓶上的文書，其性質並不相同。

5、有些內容，在其他地區出土的墓葬文書尚未見。如卜宅圖，繪於文書的頂端。耿少平和孫阿昭冥婚文書，在文書上部繪有卜宅圖。實際上，在高臺調查墓葬時，還發現一件相類似的文書，也繪有卜宅圖。惜此資料還未公佈。

6、文書中多見方術語言。大多在選擇良辰吉日時用到方術術數語言，雖然有可能全是套語，但也反映出對下葬時日的選擇卻是非常重視。如高侯夫婦合葬墓所見的“太玄入角，朱雀入樓”，耿少平合葬墓“黃帝司馬季主，九天圖、太史曆記言”等，這很可能與魏晉時期河西地區方術盛行有很大關係。河西大族名士中不乏善術數者。如索紞“敦煌人也……明陰陽天文，善術數佔侯”⁷。索襲“游思於陰陽之術，著天文地理十餘篇，多所啟發”⁸。據 S.1889《敦煌範氏家傳殘卷》，範禕“少好書，事師司空索靜（靖），通三禮、三傳、三易、河洛圖書、玄明究算”⁹。郭磨“少明式

⁵甘肅省文物考古研究所：《甘肅酒泉西溝村魏晉墓發掘報告》，《文物》1996年第7期。

⁶洛陽市文物工作隊：《洛陽李屯東漢元嘉二年墓發掘簡報》，《考古與文物》1997年第2期。

⁷（唐）房玄齡等撰：《晉書》卷九十五《索紞傳》，中華書局，1974年，第2494頁。

⁸（唐）房玄齡等撰：《晉書》卷九十四《索襲傳》，中華書局，1974年，第2449頁。

⁹唐耕耦、陸宏基編：《敦煌社會經濟文獻真跡釋錄》（第一輯），書目文獻出版社，1990年9月。

易”¹⁰。故方術語言自然也會出現在喪葬文書當中。

（二）高臺出土墓葬文書的種類及其來源

由以上的整理，可以看到，高臺這一時期出土的墓葬文書種類，可以說是複雜多樣的。有通告式的文書，即高俟墓葬中的第 1 件。有夫婦合葬後祔葬於家族墓地時所制的文書，即高俟夫妻祔葬文書和周振夫妻祔葬文書。有舉行冥婚的文書。還有單純羅列隨葬衣物的衣物疏。在這 6 件文書中，雖不見解注性質的文書，但在高臺地區，此類墓葬文書並不是不存在。2002 年，在高臺駱駝城遺址西南的苦水口發現二座壁畫墓中均出土朱書陶罐。陶罐與 1993 年在酒泉西溝魏晉墓 M6 相同，西溝 M6 陶罐文字內容以鎮墓解注為主¹¹，應是解注性質的墓葬文書。結合敦煌出土的大量的鬥瓶解注文，可以看到不同性質的文書，其載體有大致的區分。寫於木板上的，是給地下官吏的通告或死者的通行證、衣物疏等。寫於陶器上的文書，則以鎮墓解注內容為主，主要是分別生死，防止死者犯害生人，令百註解去。

這些都是東漢以來在中原地區極為盛行的種類。通告式的文書、買地券和衣物疏合流文書、衣物疏以及解注文，在中原地區的東漢墓葬中都有其原形。從文書的行文格式到內容，在東漢時期長安和洛陽墓葬出土文書中均可見到。因此高臺墓葬文書的源頭應是東漢長安和洛陽等地的墓葬文書。

墓葬文書傳入河西地區的歷史較早。在河西發現最早的衣物疏，是武威地區出土的三國青龍四年（233 年）的衣物疏，也為木質文書。與文書形式與內容，與高臺發現的昇平十三年胡運子衣物疏大致相同。由此可知，高臺發現的前涼、前秦時期的衣物疏也並不是突然出現的。其傳入也應更早。而其他種類的墓葬文書相信也非突然出現，也應是較早傳入的。

參考文獻

甘肅省文物考古研究所：《甘肅酒泉西溝村魏晉墓發掘報告》，《文物》1996 年第 7 期。

曹國新：《駱駝城出土珍貴文物》，《絲綢之路》1999 年第 3 期。

甘肅省文物考古研究所、高臺縣博物館：《甘肅省高臺縣駱駝城墓葬的發掘》，《考古》2003 年第 6 期。

盧燕玲：《甘肅玉門花海西晉墓群出土木牘的保護》，《文物保護與科學考古》第 18 卷 1 期，2006 年第 2 月。

何雙全、狄曉霞：《甘肅省近年來新出土三國兩晉簡帛綜述》，《西北師大學報》（社會科學版）44 卷第 5 期，2007 年 9 月。

趙雪野、趙萬鈞：《甘肅高臺魏晉墓券及所涉及的神祇和卜宅圖》，《考古與文物》2008

¹⁰（唐）房玄齡等撰：《晉書》卷九十五《郭騰傳》，中華書局，1974 年，第 2497 頁。

¹¹甘肅省文物考古研究所：《甘肅酒泉西溝魏晉墓發掘報告》，《文物》1996 年第 7 期，第 16 頁。

年第1期。

劉衛鵬：《甘肅高臺十六國墓券的再釋讀》，《敦煌研究》2009年第1期。

寇克紅：《高臺駱駝城前秦墓出土墓券考釋》，《敦煌研究》2009年第4期。

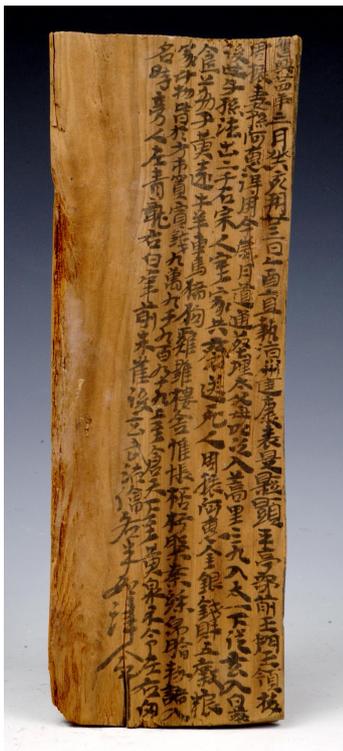
黃景春：《早期買地券、鎮墓文整理與研究》，博士論文，2004年。

張勳燎、白彬著：《中國道教考古》(1-4)，北京：線裝書局，2006年1月。

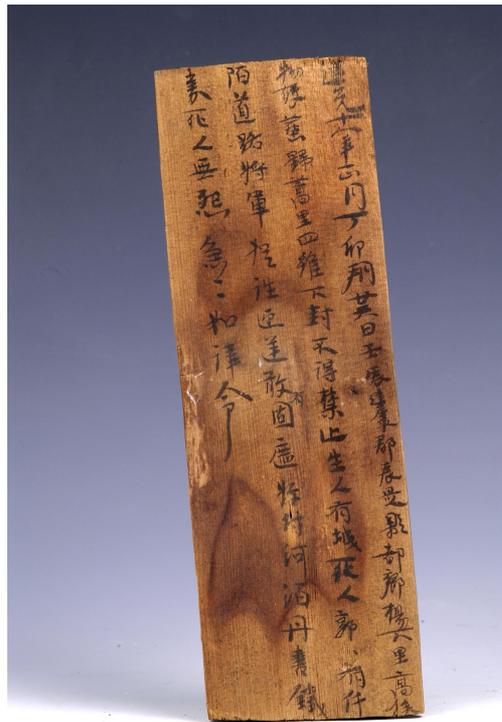
張傳璽：《契約史買地券研究》，北京：中華書局，2008年。

(唐)房玄齡等撰：《晉書》卷94、95，中華書局，1974年。

(作者為蘭州大學歷史文化學院考古與博物館學系副教授)



圖一：周振孫阿惠墓葬文書



圖二：高俟墓葬文書



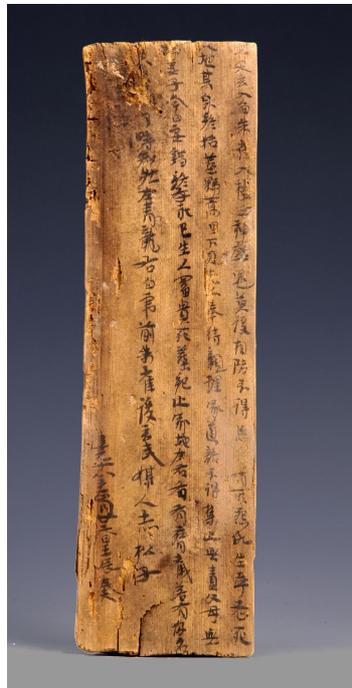
圖三之一：高俟夫婦墓葬文書正面



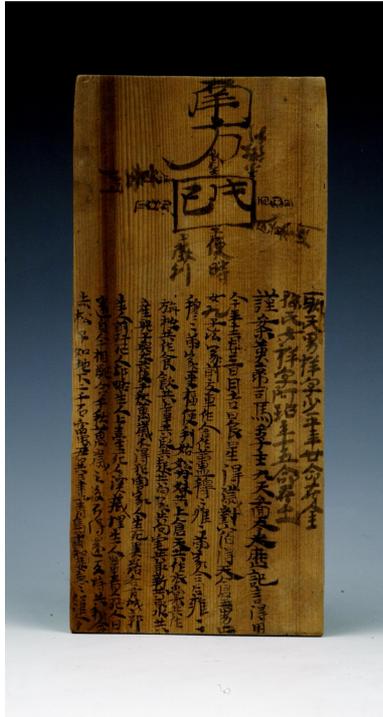
圖三之二：同背面



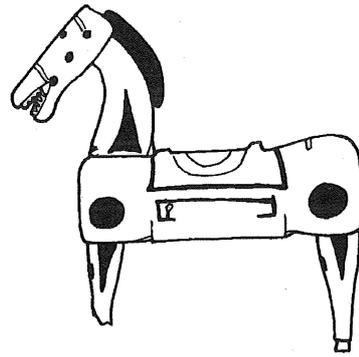
圖四之一：高容男墓葬文書正面



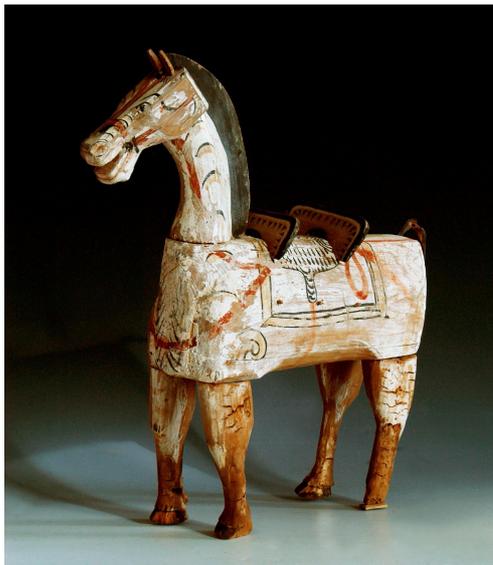
圖四之二：同背面



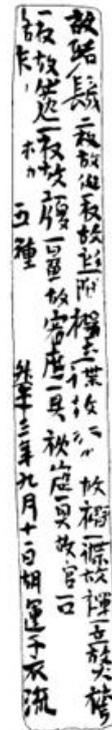
圖五：耿少平墓葬文書



圖六：高臺 M4 木馬



圖七：耿少平墓葬出土木馬



圖八：胡運子墓文書

敦煌寫本中の『法苑珠林』と『諸經要集』

本井牧子

ともに道世の編にかかる『法苑珠林』および『諸經要集』は、佛典からさまざまな記事を抄出し、事項によって分類して集成した佛教類書とよびうるものである。こういった佛教類書には多くの本生譚や因縁譚といった説話的記事も含まれているが、これらの記事が東アジアにおいて説話文學や唱導文藝などの源泉となったことは広く認められつつある。テーマごとに類聚するという類書の形式が、説話集編纂、あるいは唱導といったさまざまな場において、目的に適った説話を検索する際に大いに功を奏したであろうことは想像に難くない。佛教類書は佛典と佛教文學とをつなぐものとして、文學史上大きな役割を果たしたとあってよい。

一方で、佛教類書そのものの流布状況については、十分に明らかにされているとはいいがたい。特に、『開元釋教錄』および『貞元新定釋教目錄』にもれた『法苑珠林』にいたっては、近年急速に進展しつつある日本の古寫經調査においてもその古寫本の存在が報告されておらず、開寶藏の續藏分として板行されるまでの流布状況をうかがう手がかりが極端に乏しい¹。そういったなかで、敦煌寫本中に『法苑珠林』に關連する寫本が數點殘存していることは重要である。これらは確認できる『法苑珠林』のテキストとしては最古層に屬するものであり、『法苑珠林』の實際の使用について、さまざまな問題を示唆するものである。ところがこれらのテキストについては、いまだ整理がなされていない。そこで本稿では、敦煌寫本における佛教類書の基礎研究の第一歩として、まず管見に入った『法苑珠林』に關連する寫本を一覽し、書誌的なデータを提供することとする。同時に『法苑珠林』と同じく道世の手になり、同文的同話を多く含む『諸經要集』についても、關連する寫本を檢討の對象とする。これらの寫本のさまざまな様態からは、敦煌における佛教類書享受の様相の一端がうかびあがってくると考えられる。

¹拙論「徳運寺藏『法苑珠林』—付『法苑珠林』諸本略史—」（國際佛教學大學院大學學術フロンティア實行委員會編『徳運寺の古寫經（愛知縣新城市徳運寺古寫經調査報告書）』、2009年）。

一、『法苑珠林』・『諸經要集』 敦煌寫本

敦煌寫本中で『法苑珠林』および『諸經要集』に該当するとみられる寫本は、管見の限り以下の六點である。

- ・ BD01191：『諸經要集』
- ・ P.3653：『諸經要集』
- ・ P.2295：『諸經要集』
- ・ S.5915：『法苑珠林』
- ・ S.5624：『法苑珠林』
- ・ P.2163：『諸經要集』

このうち、現状で全文書寫本と判断できるのは BD01191 一點のみであり、それ以外は『法苑珠林』あるいは『諸經要集』を抄出したもの、ないし簡約化したものと考えられる。『法苑珠林』や『諸經要集』から、おそらくはその使用目的に應じて、比較的自由に本文を抄出、簡略化して利用することがしばしば行われていたことがうかがえる。當然ながら、こういった書寫態度は如來金言たる經典の書寫態度とは一線を畫するものである。以下、各寫本について書誌データを示しつつ、順にみていくこととする²。

敦煌寫本中、唯一の全文書寫本と考えられるのが、BD01191 である。まず書誌データを示す。對應部分の項目には、大正新修大藏經所收本（以下「大正藏」）の對應卷、部、篇、緣等を示した。

○BD01191（北京 8406、宿 91）

界線：ありカ

題記：首題：缺 尾題：「諸經要集卷第十一」

卷篇部注記：「罪行緣第三」「福行緣第四」「罪福緣第五」

對應部分：『諸經要集』卷 11 業因部 19 發業緣 2 の途中～末尾

卷頭は缺損しているが、殘存部分は『諸經要集』卷十一の途中から同卷末尾までに對應しており、省略はみられない。「罪行緣第三」等の章題もそなわっており、尾題に「諸經要集卷第十一」とあることから、『諸經要集』卷十一を一巻に全文書寫したものと考えられる。

次に挙げる P.3653 は、現在は第六紙の後に白紙（後補）をはさんで第七紙が繼がれるという形になっているが、第七紙は三十字あまりの小さな紙片であり、『諸

²BD01191 は現物未調査のため『敦煌寶藏』の寫眞による。それ以外は落合俊典氏、宮井里佳氏との共同調査における調査データに基づく。書誌事項に関しては赤尾榮慶氏に多くのご教示をたまわった。

『諸經要集』に對應部分がないものである。そのため、第七紙については別の斷簡がつぎあわされたものと考え、ここでは考察からはずすこととする。以下、特に注記しない限り、通し番號（①～）は紙數を表す。

○ P.3653

紙數：6紙＋斷簡1紙（『諸經要集』に該當箇所なし）

法量：縦 29.0cm

横 ① 11.8cm（前缺）、② 38.4cm、③ 38.0cm、④ 37.8cm、⑤ 37.2cm、
⑥ 12.5cm（後缺）、＋⑦縦 15.9cm × 横 8.2cm（別紙斷簡）

界線：なし

題記：なし

卷篇部注記：なし

對應部分：『諸經要集』

①～④ 卷9 擇交部 16 債負縁 4

⑤⑥ 卷9 擇交部 16 懲過縁 5

卷頭が脱落しているものの、第四紙までは『諸經要集』卷九擇交部十六債負縁四とよく對應しており、第四紙の末尾がちょうど「債負縁四」の末尾にあっている。大正藏ではこのあとすぐに「懲過縁第五」がつづくが、第五紙の冒頭（「又法句經云」）は内容的には「懲過縁第五」の途中部分にあたる。第四紙と五紙との間に、大正藏の行數にして七十五行程の本文が缺けており、これを省略とみれば、『諸經要集』を一部省略しつつ寫したものということになるが、間にあった一紙が物理的に脱落した可能性も考えられる。

第一紙から第四紙までは、文字の雰圍氣や行配りなど、BD01191 と非常に近い印象を受ける。一方、第五紙および六紙は、第四紙までに比べて文字が大きく、一行文字數も少なくなっており、筆も異なるように見える。もともと一つづきのものであったのかについても慎重を期する必要がある。

途中に省略（もしくは脱落）があるとはいえ、全體的には比較的『諸經要集』に忠實な書寫態度がうかがわれる本といえよう。

次の P.2295 は『諸經要集』を、部分的に省略しつつ書寫した本と考えられる。

○ P.2295

紙數：12紙

法量：縦 26.0cm

横 ① 0.9cm（前缺）、② 38.1cm、③ 37.6cm、④ 38.1cm、⑤ 38.9cm、
⑥ 22.4cm、⑦ 35.6cm、⑧ 38.1cm、⑨ 37.2cm、⑩ 9.1cm、⑪ 37.5cm、

⑫33.6cm (後缺)

界線：なし

題記：なし

卷篇部注記：「引證縁第四」「歎徳縁第三」「然燈縁第三」

對應部分：『諸經要集』

②～⑥ 卷4 入道部4 引證縁4

⑦⑧⑨ 卷4 唄讚部5 引證縁2～歎徳縁3

⑨⑩ 卷4 香燈部6 華香縁2

⑪⑫ 卷4 香燈部6 然燈縁3

現存部分は「入道部第四」から「香燈部第六」にわたるものであるが、「～部」については注記がなく、「～縁」という章題を掲出し、すぐに改行してその章に含まれる記事を引用するという形式になっている。ただし、全文を書寫したのではなく、「～縁」という章のレベルで省略された部分がある。以下に「入道部第四」以下の構成を一覧し、P.2295に引かれる章には○印を付して示す。()を付した部分は残存していない部分である。

部	縁			
	(述意縁第一)	(欣厭縁第二)	(出家縁第三)	○引證縁第四
入道部第四	(述意縁第一)	(欣厭縁第二)	(出家縁第三)	○引證縁第四
唄讚部第五	述意縁第一	○引證縁第二	○歎徳縁第三	
香燈部第六	述意縁第一	○華香縁第二	○然燈縁第三	(懸幡縁第四)

章の趣意を述べた「述意縁第一」を引かず、具体的な説話を含む章を引いていることがうかがわれる。「～部」の表記がないのは、各部の冒頭に位置する「述意縁第一」を引かなかったことによるものとも考えられる。また、章によって記事の引き方にも粗密がある。例えば「入道部第四」「引證縁第四」は、遺漏なく記事を引いているのに対して、「香燈部第六」「華香縁第二」では、十三條のうち「採華授決經云」という一條しか引いていない。「華香縁第二」で省略されている部分には、「百縁經」に由来する説話(因縁譚)も含まれてはいるが、華香を供養する際の作法に関する記述や、功德を一般的に述べるものが多い。「述意縁」を引かないことともあわせて、本寫本の関心が具体的な説話の部分にあったことを示すものであろう。

次に挙げるS.5915およびS.5624は形態の上で注目される寫本である。まずS.5915の書誌データを示す。『敦煌寶藏』掲載の寫眞の順に、半葉ごとに通し番號(①～⑩)を付した。

○ S.5915

装訂：もと列帖装

法量：縦 22.2cm × 横 13.6cm (①②)

界高 7.1cm 天界 3.3cm 地界 3.2cm 界巾 1.8cm

界線：あり (朱)

題記：なし

卷篇部注記：なし

對應部分：『法苑珠林』

⑬卷 67 怨苦篇 77 感應縁 *中斷カ

⑮⑯卷 68 業因篇 78 十善部 4 *中斷カ

①②卷 74 十惡篇 84 偷盜部 5 互用部 5

③～⑧卷 75 十惡篇 84 邪婬部 6 呵欲部 2

⑨～⑪卷 75 十惡篇 84 邪婬部 6 姦偽部 3

⑫白紙

⑭手習カ「如是我聞一時佛／佛說般若波羅蜜多經一卷」

現状では両面に書寫された八つの紙片であるが、もとは列帖装であったものが半葉で切斷されたと推測される。⑤⑥-⑦⑧、および⑨⑩-⑪⑫は、それぞれ一葉であったもので、切斷部に綴穴が九つ残っている。部分的に連続するところはあるものの、すべてがつながるわけではなく、もとの帖の一部分のみが残っていると考えられる。全體がどの程度の分量であったかについては手がかりがないが、懐中できるサイズであることから、携帯用に『法苑珠林』から抜書したものである可能性が考えられる。本文は端正な楷書で丁寧に書寫されているが、一方で本文の途中で終わっているところや書き損じも目立つ。なお、⑬には卷六十七怨苦篇七十七の「感應縁」に含まれる中國の説話が書寫されている。佛典所載のもの以外の説話へも関心が及んでいたことを示す例として注目される。

題記および卷篇部などの注記はみられないが、⑭の手習のなかに「法苑」「珠林」と判讀できるものがある。敦煌寫本のなかに「法苑珠林」という題記をもつものは管見に入っていない。本寫本の散逸部分などに「法苑珠林」の文字があった可能性を示唆するものとして、手習とはいえ『法苑珠林』の書名を記したものがあることは注目してよいであろう。

次の S.5624 もまた『法苑珠林』の抄出本と考えられるものである。『敦煌寶藏』掲載の寫眞の順に通し番號 (①～⑩) を付して示す。

○ S.5624

装訂：もと折帖か

法量：A (①～⑳：13片) 縦 28.0cm × 横 8.5cm 前後 1折7行

界高 26.0cm 天界 1.0cm 地界 1.0cm 界巾 1.2cm

B (㉗～㉙：2片) 縦 30.5cm × 横 8.3cm 1折6行

C (㉕㉖：1片) 縦 29.5cm × 9.3cm 1折6行

界線：あり (朱)

題記：なし

卷篇部注記：㉒「校量部」、①「故塔部」

對應部分：『法苑珠林』

(A 表) ⑮卷 32 眠夢篇 26 善性部 3

㉒⑦卷 33 興福篇 27 校量部 4

⑤卷 34 攝念篇 28 引證部 2

㉑卷 36 華香篇 33 引證部 2

⑰卷 36 唄讚篇 34 引證部 2

③②①卷 36 唄讚篇 34 音樂部 4

①卷 38 敬塔篇 35 故塔部 6

㉔⑬卷 39 伽藍篇 36 致敬部 3

⑨卷 41 供養篇 38 引證部 2

⑫卷 41 受請篇 39 請僧部 2

(A 裏) ⑪卷 42 受請篇 39 施福部 9

⑩卷 43 輪王篇 40 七寶部 3

⑭㉓卷 43 輪王篇 40 育王部 5

④卷 44 君臣篇 41 王都部 6

⑱⑲卷 45 納諫篇 42 引證部 2

⑥卷 47 懲過篇 46 引證部 2

⑧㉑卷 49 忠孝篇 49 太子部 3

⑯卷 49 不孝篇 50 五逆部 2

(B 表) ㉙卷 51 擇交篇 55 引證部 2

㉗卷 54 詐僞篇 60 詐貴部 4

(B 裏) ㉘卷 62 祭祀篇 69 獻佛部 2

⑳卷 64 慈悲篇 74 畜生部 4

(C 表) ㉖卷 90 破戒篇 88 引證部 2

(C 裏) ㉕卷 91 賞罰篇 91 引證部 2

*①②の裏面は白紙

現状では両面書寫された十五の縦長の紙片である (①②のみつながっている)。一見、貝葉寫本のような形にもみえるが、本文は表裏でつづくものではなく、ま

た、綴じるための穴もみられない。結論からいえば、この寫本は本來は折帖であったものが、一折ごとに切斷されたものと考えられる。①②は切斷される前の形を一部とどめたものである。現存の十五片は縦の長さおよび一折の行數によってA・B・Cの三つのグループに分けられる。もっとも殘存數の多いAグループを、前頁に示したように『法苑珠林』の對應箇所にあわせて配列しなおしてみると、裏面も前後することなく竝ぶ。對應する表裏を線で結んで示した。ただし、①②のみ裏面白紙である點は不審である。直接つながる紙片は多くはなく、間に相當數の脱落が考えられるとはいえ、Aグループで一帖を構成していたと考えるのが穩當であろう。折り目にあたる部分には空白行が一行あり、當初から折帖にするために書寫されたことがうかがえる。Aグループは『法苑珠林』の卷三十二から四十九に對應していることから、『法苑珠林』の二十卷分程度を一帖にまとめたものということになる。Bグループが五十卷代から六十卷代、Cグループが九十卷代と、三つのグループで卷が重複しないことを考えると、サイズや行數などが異なるものの、一具であった可能性も十分にある。そう考えると、全體として『法苑珠林』全百卷を五帖程度の折帖にまとめた簡約版であったということになる。

約二十卷分を一帖にまとめるとなると、かなり大膽な省略が必要となる。極端な例では卷ごと省かれている部分もある。例えば①では卷三十六唄讚篇三十四音樂部四の本文のあとにつづけて「故塔部」という章題がみられる。これは卷三十八敬塔篇三十五故塔部六にあたるので、間の卷三十七が完全に缺けていることになる。卷三十七には同じ敬塔篇第三十五の「述意部第一」「引證部第二」「興造部第三」「感福部第四」「旋繞部第五」までが收められている。塔に關する部分は、實際の法會においても重視されたであろうことが想像されるが、本寫本では新たに塔を建てることの功德を説く「興造部」ではなく、古い塔を修理することを勧める「故塔部」のみ引いている點は、あるいは敦煌における塔供養の實際を反映したものととも考えられ、興味深い。

なお、現状のように切斷されたのがいつの段階のことで、こういった意圖にもとづくものかについては不明といわざるをえない。

このように、『法苑珠林』を縮約した寫本があるのと對應するように、『諸經要集』の簡約版も現存している。P.2163がそれである。本文と同筆とみられる識語に開元二十三年(735)とあり、八世紀前半の『諸經要集』享受の様相をうかがわせる貴重な寫本である。

○ P.2163

紙數：後補1紙(八雙あり) + 40紙

法量：縦 27.0cm

横①36.3cm(前缺)、②38.0cm、③37.7cm、④37.7cm、⑤37.5cm、
⑥37.5cm、⑦37.6cm、⑧37.6cm、⑨37.6、⑩37.6cm、⑪37.7cm、
⑫37.8cm、⑬37.6cm、⑭37.5cm、⑮37.6cm、⑯37.6cm、⑰37.6cm、
⑱37.5cm、⑲37.8cm、⑳37.8cm、㉑37.7cm、㉒37.8cm、㉓37.8cm、
㉔37.8cm、㉕38.0cm、㉖37.9cm、㉗37.9cm、㉘38.0cm、㉙37.8cm、
㉚37.7cm、㉛37.7cm、㉜37.8cm、㉝37.8cm、㉞37.5cm、㉟37.7cm、
㊱37.9cm、㊲37.7cm、㊳37.5cm、㊴37.3cm、㊵6.0cm

界線：あり(押界)

題記：首題：「諸經要集」(卷18・20)、「經要集」(卷14・15・17)、「經集」
(卷13・19)「集」(卷12)

*後補の紙に「諸經要集」 尾題：「金藏論」(同筆別筆判断不能)

卷篇部注記：「罪復縁第五」(卷11)／「欲蓋部第二十」「述意縁第一」「五
欲縁第二」「五生縁第四」「中陰縁第五」(卷12)／「報類縁第二」「生
報縁第四」「後報縁第五」「定報縁第六」「不定縁第七」「善報縁第八」
「惡報縁第九」(卷13)／「偷盜縁第一」「邪婬縁第三」「妄語縁第四」
「惡口縁第五」(卷14)／「兩舌縁第六」「綺語縁第七」「慳貪縁第八」
「瞋恚縁第九」「邪見縁第十」(卷15)／「詐親縁第二」「墮慢部第二十五」
「立志縁第三」(卷16)／「酒肉部第二十六」「飲酒縁第二」「食
肉縁第三」「占相部内偈」「歸信縁第三」(卷17)／「地獄部第十八」
「受報縁第三」「時量縁第四」「王都縁第六」「業因縁第七」(卷18)／
「送終部第二十九」「瞻病縁第二」「醫療縁第三」「安置縁第四」「斂念
縁第五」「捨命縁第六」「遣送縁第七」「受生縁第八」「祭祠縁第九」
(卷19)／「雜要部第三十」「八苦縁第一」「蟲寓縁第四」「五辛縁第
五」「嚏氣縁第六」「便利縁第七」「護淨縁第八」「鳴鍾縁第九」「衰相
縁第十一」「眠夢縁第十二」「雜行縁第十三」(卷20)

卷頭後補紙：「此集共釋道纂撰諸經要集較勘、大意相類、廣略不同。據其
集題、缺頭十一卷。請後樂道緇俗高尚哲人、願尋大藏經文、發心接
續者矣。」

識語：「維開元廿有三歲、于幽州寫記之」(本文と同筆)

「王庭與呂蘭師兄勘校訖」

對應部分：『諸經要集』卷11～卷20

卷頭に後補された別紙に「此集共釋道纂撰諸經要集較勘、大意相類、廣略不同」
とあるとおり、『諸經要集』と大略は一致するものの、大幅に少ない本文となって

いる。巻頭が缺けているが、『諸經要集』の巻十一から末尾（巻二十）にあたることから、『諸經要集』全二十巻を二巻にまとめた簡約版であったと推測される。

抄出方法は巻や章によって粗密があり、例えば「妄語縁第四^{云々}」「惡口縁第五^云」（巻十四）などのように、章題は記しながら内容は省略する部分もあるが、部や縁といった章題すらあげずに省いている部分も少なくない。一方で、「不定縁第七」（巻十三）のように、ほぼ省略なしに引用する章もあり、筆寫者の恣意により抄出している様子がかがわれる。ただし、もとにしたのはかなり整った體裁の本であったと考えられる。形式的にもっとも整った巻二十の冒頭部分を引用する。

諸經要集卷第二十 此有十三縁 雜要部第三十
述意縁 怨苦縁 八苦縁 蟲寓縁 五辛縁 嚏氣縁 便利縁
護淨縁 鳴鍾縁 入衆縁 衰相縁 眠夢縁 雜行縁 八苦縁第一^{ママ}

大正藏の本文と比べると、大正藏では「此有十三縁」の注記が「雜要部第三十」に付されており、巻名のあとに「西明寺沙門釋道世集」と記されている以外は、ほぼ一致する。巻頭に目次をもった形式の本をもとに、抄出された本文と考えてよいであろう。前述のとおり、その抄出方法には粗密があるものの、引かれる記事内容としては、説話的な記述よりも、述意にあたる部分や問答體の部分など、教理的なものがめだつように思われる。このことは前頁にあげた巻編部の注記に「引證縁」がみられないことにも端的にあらわれている。

なお、末尾にみられる「金藏論」の文字は、『法苑珠林』や『諸經要集』と形式的にも本文的にも類似する『金藏論』との關連をうかがわせる。『金藏論』もまた『諸經要集』と同様に、佛典から記事を抄出してテーマごとに集成した類書というべき書物である。「～縁」という章をたてるなど、『諸經要集』と通じる点も多いことから、この寫本を『金藏論』と誤認しての書き込みとも考えられる³。

二、『法苑珠林』・『諸經要集』からの拔書

これまでにみてきた寫本は、程度の差はあるものの、『法苑珠林』あるいは『諸經要集』を書寫するという意識がかがえるものであった。一方、敦煌寫本のなかには、『法苑珠林』や『諸經要集』から記事を拔書したような短い寫本も残っている。これらはおそらく兩書が實際の使用に供された痕跡と考えられることから、これらの寫本についても書誌データを示しておく。

³『金藏論』もまた敦煌寫本のなかに數點が残っているが、いずれも省略なく書寫された全文書寫本とみられる。『金藏論』が七巻（あるいは九巻）と、百巻の『法苑珠林』や二十巻の『諸經要集』に比して小篇であったことも一因か。

その一本は S.3997 である。

○ S.3997

紙数：2 紙

法量：縦 29.8cm × 横① 25.6cm、② 44.4cm

界線：なし

題記：なし

卷篇部注記：なし

対応部分：

① 『珠林』 卷 37 敬塔篇 35 興造部 3 / 『諸經要集』 卷 3 敬塔部 2 興造縁 3

② 『珠林』 卷 41 供養篇 35 引證部 2 / 『諸經要集』 卷 5 受請部 7 供養縁 2

『珠林』 卷 42 受請篇 39 食法部 6 / 『諸經要集』 卷 5 受請部 7 食法縁 7

二紙からなる寫本に、十條程度の記事が書かれている。『法苑珠林』、『諸經要集』ともに対応箇所があり、いずれの場合でも出現順に前後するところはない。しかし、題記も卷篇部の注記もまったくみられないことから、『法苑珠林』『諸經要集』を書寫しているというよりは、必要な記事を抜書したと考えるほうが穩當であろう。内容としては、教理や具體的な作法に關連する部分が多くみられる。

S.4647 も一紙のみの短い寫本であるが、兩面にわたり『法苑珠林』と一致する記述がみられる。

○ S.4647・S.4647V (兩面)

紙数・行数：1 紙・50 行 (表) / 47 行 (裏)

法量：縦 28.3cm × 横 71.3cm

界線：なし

題記：なし

卷篇部注記：表：「降胎述」 裏「述背恩」「發願述」「救厄述」「僧寶述」

対応部分：『法苑珠林』

S.4647 卷 33 興福篇 27 洗僧部 8

卷 8 千佛篇 5 降胎部 4 述意部 1

S.4647V 卷 50 背恩篇 52 述意部 1

卷 49 不孝篇 50 感應縁

卷 62 祭祀篇 69 述意部 1

卷 63 祈雨篇 71 述意部 1

卷 34 發願篇 29 述意部 1

卷 65 救厄篇 76 述意部 1

卷19 敬僧篇8 述意部1

全體が『法苑珠林』からの抄出本文で成り立っているが、卷三十三興福篇二十七洗僧部八から七條を抄出する他は、ほとんどがさまざまな篇の述意部からの抄出であり、『法苑珠林』の卷序とは対応しない。「降胎述」等の注記は『法苑珠林』の篇とほぼ対応するが、引用箇所を示すというよりもむしろ、利用の際のインデックスとして付されていると思われる。述意部からの引用が大部分を占めるなかで、卷四十九不孝篇五十感應縁の説話が引かれている點は注目される。

これらの寫本においては、記事の前後でわずかな連關がうかがわれる部分はあるものの、全體として統一した意圖を見いだすことはむずかしい。しかし、S.3997には、塔や僧の供養にかかわる記述がみられ、S.4647では洗僧に関連する記述が大半を占めるなど、法會や儀式に関連する記述が多いことはみてとれる。特に、後者からは敦煌に『温室經』の講經に関連する資料が散見することなども想起される。これらの拔書が敦煌における法會のために作成されたと考えるのも、あながち的外れではあるまい。

三、『法苑珠林』・『諸經要集』利用の一様相

——授戒の儀禮とのかかわり

『法苑珠林』や『諸經要集』の利用の場ということを考える際に、手がかりとなりうるのがP.2370VとS.6888という二點の寫本である。これらの寫本には、先にみたS.3997やS.4647と同様、『法苑珠林』や『諸經要集』からの拔書が含まれているが、いずれも授戒の次第と連続して書かれている點で共通する。

まず、P.2370Vからみてみることにする。

○P.2370V

紙數：5紙

法量：縦25.2cm

横 ①19.1cm（前缺）、②49.0cm、③49.2cm、④49.0cm、⑤44.0cm

界巾1.8cm

界線：あり（折界）

題記：なし

卷篇部注記：「聖僧縁第四」

對應部分：『諸經要集』

①後半～⑤卷5 受請部7 聖僧縁4（全）

⑤卷5受請部7施食縁5 *一行のみ 餘白を残して中斷
備考：P.2370 ①老子道德經序訣、②太極隱訣、③道經上
P.2370V 前半は剃髮・著袈裟・三歸五戒などの文

P.2370 は黄味を帯びた良質の紙に、端正な楷書體で書寫された寫本である。表面には道教の經典などが書寫されており、赤尾榮慶氏によれば八世紀ごく初期の書寫とみられるとのことである。P.2370V の冒頭は缺損しているが、師の阿闍梨を請じて剃髮し、三歸五戒十戒を授かる次第が記されている。その後改行して「聖僧縁第四」と記され、『諸經要集』卷五受請部七聖僧縁四が全文書寫される。「聖僧縁第四」という章題を含め、本文は『諸經要集』の該當部分と一致するので、『諸經要集』からの引用とみて問題ない。そのあと、つづけて章題なしに『諸經要集』卷五受請部七施食縁五からの引用が一行だけあり、途中で中斷している。前半の授戒法と「聖僧縁」の内容とがどのように関連するののかという點に関しては今後さらなる検討が必要であるが、この寫本ではあきらかにひとつづきのものとして書寫されており、授戒の場において『諸經要集』が利用されている例と考えてよいであろう。

次の S.6888 もまた授戒との関連の推測される寫本である。

○ S.6888

紙數：30 紙

法量：縦 28.7cm

横 ① 2.0cm (前缺)、② 40.0cm、③ 39.6cm、④ 39.8cm、⑤ 40.0cm、
⑥ 39.7cm、⑦ 39.4cm、⑧ 39.2cm、⑨ 39.0、⑩ 39.9cm、⑪ 39.9cm、
⑫ 27.2cm、⑬ 39.7cm、⑭ 40.2cm、⑮ 41.0cm、⑯ 31.4cm、⑰ 29.2cm、
⑱ 40.0cm、⑲ 40.0cm、⑳ 20.4cm、㉑ 26.2cm、㉒ 39.8cm、㉓ 40.2cm、
㉔ 40.0cm、㉕ 39.8cm、㉖ 40.3cm、㉗ 40.0cm、㉘ 40.1cm、㉙ 39.8cm、
㉚ 3.0cm (後缺)

界線：あり (朱)

題記：なし

卷篇部注記：なし

對應部分：後掲の別表参照

現存するのは三十紙であるが、前後が缺けており、もとはかなり長大な寫本であったと考えられる。第十六紙と第十七紙の間に、空白をはさんで裏打ちされている部分があるが、本来つづいていたかどうかは不明である。また、第二十紙と第二十一紙の紙繼部分では本文が繋がらないことから、間に缺落が考えられる。

卷篇部といった注記は皆無で、すべてひとつづきに書寫されている。欄外には「孝」「口香」といったインデックスとみられる書き入れがあるが、本文と同筆かどうかは判断しがたい。

全體は三つの部分に大別できる。冒頭からはその多くを『法苑珠林』から引用したとみられる記事がつづく (A)⁴。ついで三歸・五戒・八戒・菩薩戒といった授戒の次第が記される (B)。さらに、その後には『經律異相』からの引用とみられる記事が列擧されるという形になっている (C)。それぞれの對應箇所については後掲の別表を参照されたい。便宜的に引用記事には敦煌寶藏の寫眞番號とアルファベットを付した。

(A) の『法苑珠林』からの引用は、『法苑珠林』の卷と出現順は一致せず、恣意的に引かれているものと考えられる。記事の篇部を手がかりに概観すると、ゆるやかな連關が見いだせる。恩に關する記述 (1-a、報恩部) にはじまり、香華や然燈といった供養 (1-f~3-b、華香篇・然燈篇・懸幡篇)、五欲を中心とする欲蓋に關する記述 (3-c~4-e、欲蓋篇五欲部) がつづき、その後、入道 (5-a~6-b、入道篇) から受戒 (7-a~8-a、受戒篇)、破戒 (9-a、破戒篇) へとつながる。この入道、受戒、破戒という流れは、(B) の授戒の次第へと無理なく接續するといえよう。

(B) の授戒に關連する部分は、末尾の一條 (11-c) 以外は類書類に一致する記述がみられず、實際の儀禮での次第が記されている。なかには敦煌寫本中の授戒關連の寫本に近いものも散見する。例えば (B) の最初の部分は以下のようなものである。

戒如大地力	能生禪定芽	戒如大海水	具足功德寶	戒如大藥王
滅除煩惱病	戒如大寶珠	能滿衆生願	戒如大猛將	降伏四魔衆
戒如大寶劍	能破生死敵	戒如大寶船	能度三有海	戒如大導師
導諸求道者	戒如大法鼓	聲震滿十方	戒如大智燈	能破無明闇

(別表 9-b)

上部の餘白に「歎戒」と注されているのと對應するように、類似の表現がΦ.109『八關齋戒文』の「第一讚戒功德」にみられる。

故諸經中讚戒功德、戒如大地草、能生禪定芽。戒如大海水、具功德寶。
戒如大劫火、能燒煩惱薪。戒如大導師、引諸求道者。戒如大輪王、所
往無障。戒如大智炬、能破無明闇。戒如大法船、能度三有海。戒如大

⁴ 『諸經要集』と同文箇所も散見するが、『諸經要集』に該當箇所がなく、『法苑珠林』のみにみられる部分も多いことから、『法苑珠林』にもとづく判断した。別表には参考のために『諸經要集』との對應箇所をも示した。

猛將、能伏諸魔怨。戒如大慈父、能拔衆生苦。戒如大慈母、能以衆生樂⁵。

また、慧沼本「受菩薩戒儀」(11-a)⁶や、『菩薩瓔珞本業經』(11-b)⁷に同文が見いだせるものもある。一方で、まったく類例をみいだせない部分も散見するが(10-a)、(B)の部分は、あるいは敦煌における授戒儀禮の實際を反映したものとも考えられる。

このように考えると、(B)に先行する(A)は授戒の場において戒を説くための説草として編まれた可能性があるのではないか。日本の資料に關してではあるが、山崎誠氏は、仁和寺藏『紺表紙小雙紙』所收『宮御受戒次第』などを例に、授戒の儀式の中で、「經論の引證と因縁の引用を巧みに組み合わせて、場に即應した説戒が授けられていた」ことを推測される。その上で、そういった説戒の實際の内容については「非公開の場で行われる儀式故に、テキストとして記録されることが稀れなのではあるまいか」とされる⁸。S.6888の(A)の部分は、まさにこの説戒のために編まれたテキストなのではないか。

それでは(C)の部分はどうか。この部分に引かれる記事は、『經律異相』にすべて對應記事がみいだせる⁹。しかし、記事の並びは、(A)と同様『經律異相』の出現順と一致しない。また、記事の内容をみても、配列の意圖がうかがいにくい。しかし、(C)にも説戒にふさわしい説話が含まれていることは注目してよいであろう。

譬喩經云、昔五百比丘、行大深山、值遇劫寇。劫其衣裳、縛諸比丘、悉令坐地、攬生草、合結其手、而便捨去。此諸道人、適欲殺草、各各生念、寧自滅身、終不違戒。國王出獵、見諸比丘坐于曠野。下馬作禮、問其意故。即具便答。將歸供養(14-b)

雜譬喩經云、外國有沙門。行乞到賣珠家。主人爲取飯食。鵝便吞珠。主人不見、因問沙門。答云我不取。主人復問、他人取耶。答云無。主人瞋曰、我適致珠、乃無他人。沙門不取珠、今何在。便搥沙門、血出流地。沙門故云、我不取珠。須與鵝出飲地血。與杖相遇、鵝即死。復欲舉手、搥於沙門云、止聽我語。鵝吞之。即破鵝得珠。主人謂沙門曰、何

⁵ 荒見泰史「押座文及其在唐代講經軌範上的位置」(『敦煌變文寫本的研究』第三章、2010年)。

⁶ 『勸發菩提心集』下(大正藏45、396頁a)。

⁷ 『菩薩瓔珞本業經』(大正藏24、1021頁b)。

⁸ 山崎誠「説戒考」(『國文學研究資料 紀要』23、平成9年3月)。

⁹ 管見の限り、敦煌寫本中に『經律異相』寫本は確認できず、敦煌における『經律異相』受容の様相は『法苑珠林』、『諸經要集』以上によくわかっていない。その意味でも、『經律異相』系の説話本文を保存するS.6888は貴重である。

不早説、乃使如是。沙門云、我持佛戒、不得殺生。即欲説之、恐殺鵝。
今鵝既死、我乃説之。鵝若活、卿搥我死、我終不説也。主人便自剋責、
悔過報謝之。沙門不瞋、顔色不變。(14-c)¹⁰

ここに連続して引かれる二話は、いずれも殺生戒を持つために自らの命を惜しまない人物に関する説話であり、戒を説く際に有効なものであろう。事実、これらを對にしたものが傳増賀筆『授菩薩戒儀』や源信『出家菩薩戒作法』にもみられることが山崎氏によって指摘されている。

故賊縛比丘脫**草繫**於王遊、乞食沙門顯**鵝珠**於死後。

(傳増賀筆『授菩薩戒儀』¹¹)

依之乞食沙門顯**鵝珠**於死後、賊縛比丘脫**草繫**於王遊。

(源信『出家菩薩戒作法』¹²)

(C) に引かれる二話の上部餘白には、それぞれ「草繫」「鵝珠」との注記がみられるが、それらがこの對句にみられることから、廣く知られた因縁であったことが想像される。この二話が殺生戒を説く際に(C)のようなテキストにもとづいて語られた可能性は十分あるだろう。

ただし、(A) や (C) には一見すると授戒とは無関係と思われるような説話も多く含まれており、すべての記事について説戒の文脈に還元できるかどうかについては、さらなる詳細な検討が課題である。ひとまずここでは、授戒の儀禮のなかで語られる引證や因縁を提供するものとして、『法苑珠林』や『經律異相』といった佛教類書が重要な役割を果たしていた可能性を指摘しておきたい。

以上、粗々ではあるが、敦煌寫本中の『法苑珠林』、『諸經要集』に關連する寫本を概観してきた。全文を書寫したものから、省略を加えつつ書寫したものなど、粗密の差はあるものの、『法苑珠林』も『諸經要集』も書承されている様子がうかがえる。さらに、S.5624 や P.2163 のように、兩書の簡約版ともいべきものも残っている。教理的な事項や説話記事を簡便に参照可能できる『法苑珠林』や『諸經要集』が、廣く讀まれ、使われていたことがうかがえるのである。このことは S.5915 や S.5624 のように携帯や檢索に便利な列帖装や折帖に仕立てられた寫本が残っていることから裏付けられよう。

¹⁰『經律異相』十九 聲聞不測淺深僧部第八「比丘遇劫被生草縛不敢挽斷十二」(大正藏 53, p.106a)、同「沙門行乞主人有珠爲鸚鵡所吞橫相苦加忍受不言二十一」(p.108a) に對應。ただし經律異相は鵝ではなく鸚鵡であるなど、異同もある。

¹¹土橋秀高「授菩薩戒儀」考(『戒律の研究』第六章 日本佛教の戒律 第一節、永田文昌堂、昭和 55 年)。

¹²『出家菩薩戒作法』(大日本佛教全書 49、19 頁 a)。

さらに、『法苑珠林』や『諸經要集』から必要な記事を抜書した寫本も残存し、『法苑珠林』などを介して、經論にふくまれる教理や説話が、実際に利用されていたことが推測される。そしてそれが利用されたのは、おそらくさまざまな法會の場や儀禮の場においてであったのであろう。そう考えると、『法苑珠林』や『經律異相』からの引用と授戒の次第が組み合わされたS.6888は、テキストとして残りにくいとされる儀禮の場で実際に語られた説話を保存する可能性があるものとして貴重である。今後、授戒関連の資料との比較検討を重ねることで、佛教類書を介して説話が利用される様相がさらにかびあがってくるであろう。

(作者は筑波大學人文社會科學研究科助教)

別表：S.6888 引用記事一覽

- ・「敦煌寶藏」欄には『敦煌寶藏』掲載の寫眞番號を示し、引用記事ごとにアルファベットを付した。
- ・破損等により脱落している部分について、同文的同話などで補える場合は【 】で括って示した。
- ・同話ではあるが非同文である場合△を付し、原據等を適宜注記した。

紙數	敦煌寶藏	引用冒頭	經律異相			諸經要集				法苑珠林				備考
			卷			卷	部	篇	緣	卷	篇	部	部	
A	01	1-a	【梵網經云】*前缺			2	敬法 2	報恩 7		24	說聽 16	報恩 8		
	02	1-b	涅槃經云											孟蘭盆經讀述に同文
		1-c	五分律云											
		1-d	毘尼母論云											
		1-e	僧祇律云			9	思愼 17	愼用 5	45	納諫 42	引證 2			
		1-f	莊嚴論			4	香燈 6	華香 2	36	華香 33	引證 2			
	03	2-a	阿闍世王受決經云			〃	〃	然燈 3	35	然燈 31	引證 2			
		2-b	譬喻經云			〃	〃	〃	〃	〃	〃			
	04	3-a	施燈功德經云			〃	〃	〃	〃	〃	〃			
		3-b	迦葉詰阿難經云			〃	〃	懸幡 4	36	懸幡 32	引證 2			
		3-c	尋諸經論			12	欲蓋 20	述意 1	71	欲蓋 81	五欲 1	述意 1		
		3-d	涅槃經云			〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
		3-e	五欲縛衆生			〃	〃	五欲 2	〃	〃	〃	欲繫 2		
		3-f	涅槃經云			〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
		3-g	加其法塵即是六塵			〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
		3-h	涅槃經云			〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
		3-i	智度論云			〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	阿欲 4	
	05	4-a	頻婆娑羅王			〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
		4-b	如五百仙人			〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
		4-c	復有一比丘			〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
		4-d	當自覺寤			〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
		4-e	過去世時			〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
	06	5-a	雜寶藏經云			4	入道 4	引證 4	22	入道 13	引證 4			
	07	6-a	智論偈			〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
		6-b	付法藏經云			〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
	08	7-a	希有校量功德經說						87	受戒 87	三歸 3	効能 2	△取意	
		7-b	譬喻經云	44	10	男庶人上								
		7-c	賢愚經云						88	受戒 87	八戒 5	効能 3		
	09	8-a	智度論云						〃	〃	〃	〃		
	10	9-a	戒消災經說	43	16	估客			90	破戒 88	引證 2			
B		9-b	戒如大地力											Φ.109 に部分的に一致
	11	10-a	弟子△甲等											
		10-b	菩薩戒有八種勝											
	12	11-a	將受菩薩戒											慧沼本受菩薩戒儀に同文
		11-b	佛子受無盡戒											菩薩瓔珞本業經に同文

C	11- c	智度論云							90:破戒 88	引證 2			
	11- d	雜譬喻經云	44:10	男庶人上									
	13	12- a	譬喻經云	〃 20	〃								
		12- b	雜阿含經云	〃 31	〃								
		12- c	出生經云	〃 34	〃								
		14	13- a	譬喻經云	〃 18	〃							
			13- b	百喻經云	〃 14	〃							
			13- c	賢愚經云	34:02	諸國王女							
		15	14- a	智度論云	12:05	出家菩薩僧							
			14- b	譬喻經	19:12	聲聞不測 僧 8 淺深							
			14- c	雜譬喻經云	〃 21	〃	10:持戒 2	勸持 2	△大莊 嚴論	82:六度 85	持戒 2	引證 3 △	
		16	15- a	大智度論云	〃 13	〃							
			15- b	普曜經云	41:11	婆羅門				33:興福 27	生信 3	△智度 論	
		17	15- c	【譬喻經云】 *前缺	48:1	蟲畜生下 蟲 7				28:神異 20	雜異 5		前紙と連続し ない可能性
			16- a	雜譬喻經云	13:1	聲聞無學 1 僧 2				33:興福 27	修造 5	△付法 藏經	
		18	17- a	摩訶迦葉度貧母經	〃 2	〃	6 貧賤 11	貧女 5	△同經	56:貧賤 64	貧女 5	△同經	
		19	17- b	賢愚經云	〃 7	〃							
			18- a	又四分律云	〃 8	〃							
		20	18- b	福報經云	〃 9	〃							
		21	19- a	【彌沙塞律云】 *前缺	〃 15	〃							前紙と連続し ない可能性
		22	19- b	大智度論云	14:2	聲聞無學 2 僧 3				53:機辯 58	羅漢 3	△同經	
		23	20- a	雜藏經云	〃 4	〃							
			20- b	賢愚經云	〃 8	〃			△前 半のみ				
		24	21- a	四分律云	15:1	聲聞無學 3 僧 4							
			22- a	賢愚經云	〃 2	〃	6 貧賤 11	貧女 5	△同經	56:貧賤 64	貧女 5	△同經	
		25	23- a	僧祇律云	〃 5	〃							
			23- b	犢子經云	〃 12	〃							
		26	23- c	阿育王經云	16:5	聲聞無學 4 僧 5							
			24- a	羅旬踰經云	〃 7	〃							
		27	25- a	增一阿含經云	17:10	聲聞無學 5 僧 6							
		25- b	法句譬喻經云	18:18	聲聞無學 6 僧 7								
	28	26- a	福報經云	22:4	聲聞無學 僧 11 沙彌								
		26- b	法句譬喻經云	18:28	聲聞無學 6 僧 7	10:六度 18	禪定 5	定相 2 △同經	84:六度 85	禪定 5	引證 2 △同經		
		26- c	又蓮華女經云	23:5	聲聞無學尼 僧 12								
	29	27- a	觀佛三昧經云	〃 9	〃	15:十惡 23	邪見 10	△同經	79:十惡 84	邪見 13	引證 2		
	30		*後缺								△同經		

羽53「吳安君分家契」について

——家産相續をめぐる一つの事例

山口正晃

はじめに

現在公刊中の武田科學振興財團・杏雨書屋『敦煌秘笈』は李盛鐸の舊藏書をまとまって含んでいることから注目を浴びており、ここ一、二年のあいだにこれらを用いた論考も陸續と發表されている。本稿もまた、この中から一點の寫本——民間契約文書——を紹介しようとするものである。敦煌寫本の民間契約文書に関する研究は、古くは仁井田陞氏による法制史的見地からの研究があり、その後も着實にその成果を積み重ねてきている。しかし、ここで紹介する杏雨書屋・羽53「吳安君分家契」は、これまで學界に紹介されたことのないものである¹。

この寫本はその題に「分家契」とあるように、家産分割の契約書である。そこで、話は單に民間契約書の研究たるに止まらず、中國における家族の在り方、家産分割の方法にも及ぶこととなる。この分野に関しては、滋賀秀三氏による金字塔ともいべき中国家族法の研究がある。本稿では以下、これらのすぐれた先行研究を手引きとしつつ本寫本に検討を加え、気づいた點をいくつか列擧し、今後の研究の資に供したい。

一. 羽53「吳安君分家契」の紹介

まずは、『敦煌秘笈（目録冊）』から、本寫本の書誌情報を抜粹して以下に引用する。

・縦 27.3cm × 横 85.6cm

¹武田科學振興財團・杏雨書屋『敦煌秘笈』の影片冊・第一冊に収録されている。また、この寫本は2010年4月に開かれた杏雨書屋の特別展示會においても出展され、その圖録でも紹介されている。第54回杏雨書屋特別展示會「敦煌の典籍と古文書」図録（財團法人武田科學振興財團、2010）参照。

- ・四紙、麤悪厚手紙、青白椽
- ・印記…首部一顆「敦煌石室秘笈」、末尾三顆「李盛鐸印」「木齋審定」「李滂」
- ・卷子本、毛筆？

「はじめに」で述べたように、これは李盛鐸の舊藏書であり、李盛鐸およびその息子の李滂の印記が確認できる。また「横 85.6cm」となっているが、同時にまた「四紙」とも記されており、圖版の寫眞を見ても四紙を貼りついでいることが容易に確認できる。単純計算で一紙あたりおよそ 21～22cm 程度ということになる。

次に、圖版の寫眞をもとに作成した録文を以下に掲げておく。（音通については、當該字に續けて丸括弧を附して、本來の意味の字を示す）

- 01 天復八年戊辰歲十月十五日。叔吳安君・姪吳通子
- 02 同爲一戸。自通子小失慈父、遂便安君収索通子母
- 03 爲妻、同爲一活、共成家業。後亦有男一人・女二人。今
- 04 安君昨得重疾、日々漸重。五十年作活、小収養姪
- 05 男長大、安君自苦活、前公後母。恐耽不了、事名行
- 06 聞、吾星訴（醒素）在日、分訴姪通子・男善集部分、各
- 07 自識忍（認）分懷。故立違（遺）書、然後。
- 08 姪男通子東房一口、厨舎一口、是先阿耶（爺）分懷、一任通子、
- 09 収管爲主。南邊廳一口。西邊大房一口。巷東壁上
- 10 撫（廡）舎一半。院落・門道、合。砂底・新開地四亭、均分。
- 11 新買地各拾畝。杜榆穀車脚一隻。折舊破釧與小頭釧
- 12 一隻。售三破鍋一口、售七升鐺子一口。小主鏊子一面。橫一口。
- 13 大床一張。白綿紬衫一領。乾盛大襖兩口。又售五升鐺
- 14 子一口、在文詮邊、任通子収管。售六古破釜一口、通子
- 15 二分、善集一分。鑊一具。鐸大小兩孔、合。舊金一副、
- 16 合。應有鎌刃隴（籠）具、兄弟存心轉具。若不勾當、
- 17 各自手失脫後、便任當割却。又鍬忍（刃）一、小鑊
- 18 頭子一、兄弟合。
- 19 男善集擔下西房一口、南邊東房一口、厨舎一口。巷東
- 20 壁上撫（廡）舎一半、院落・門道、合。砂底・新開生四亭、均分。
- 21 新買地各拾畝。杜榆穀車脚一隻。車盤一比。通子
- 22 杙（打）車之日、兄弟合使、不許善集隔勒。若後杙（打）車盤日、
- 23 仰善集、貼通子、車盤木三分、内一分即任善集
- 24 爲主。售貳銅鍋一口、不忤通子之事。售六破釜一口、

25 善集一分、通子二分。鑷一具。售一五升破鑷一口。鐸
 26 大小兩孔、合。舊金一副、合。應有鎌刃隴（籠）具、兄
 27 弟存心轉具。各自手失却後、便任當分割却。
 28 又古鋏忍（刃）一、小鑷頭子一、兄弟合。
 29 叔安君北邊堂一口、准合通子四分内有一分、縁通子小失慈父、
 30 阿叔待養、恩義進與阿叔。又西邊小房一口、通子分内。
 31 恩義進與阿叔。新買地拾畝、銀盞一隻、與阿師。
 32 右件、家諮（資）什物。縁叔君患疾、纏服日々漸重、
 33 前世因果不備、前公後母。伏恐无常之後、男
 34 女諍論、聞吾在日留念違（遺）囑、一々分析爲定。
 35 今對阿舊（舅）索僕・大阿耶（爺）、一々向患人付囑口辭。
 36 故立違（遺）囑文書、後若兄弟分別、於此爲定。
 37 後若不於此格、亦諍論、罰白銀五、決仗十五下、竝
 38 不在論官之限。恐後無憑、故立文書爲驗。
 39 慈父吳安君（押）（畫指）指節年五十二
 40 大阿耶（爺）吳章仔（押）
 41 阿舅索僕・（押）
 42 見人兼書守（手）兵馬使陰安（押）
 43 姪男吳通子（押）
 44 男善集（押）
 45 姪清光
 46 姪男善通

※ 17行目「又鋏忍一」は、もと「又古鋏忍一」とするが「古」字の右側に削除記号が附されているため、釋文には採用せず。

【日本語譯（大意）】

天復八年（九〇八）戊辰の歳、十月十五日。叔父の吳安君と甥の吳通子はともに同じ戸籍に入っている。通子が幼いときに父親が亡くなり、安君は通子の母を娶って自分の妻とし、一緒に暮らすようになった。その後、安君と通子の母親との間に男の子が一人と女の子二人が生まれた。最近、安君は重い病にかかり、病状は日々重くなってきている。安君はおおよそ五十年間生きてきたが、その間に幼い甥を引き取って養育してやり、自分自身は努めて儉約してきた。今、安君は不本意ながら父母に先立とうとしている。今は意識がしっかりしているので、甥の通子と息子の善集の取り分を決めておき、本人たちに知らせておきたい。そこで遺書を作成する。内容は以下の通りである。

甥・通子の取り分。東側の部屋が一つと厨房が一つ、これはすでに通子が父から受け継いでいたもので、通子の所有分である。南側の座敷が一つと西側の大部屋が一つ、通りの東の壁際にある建物は（通子と善集と）半分ずつ。前庭と門道は二人の共有。砂底の新たに開拓した土地の四亭は均等に分ける。新たに買った土地は各人 10 畝。杜楡製の大八車の車輪を一つ。また車の金具（折舊破釧と小頭釧）を一つずつ。三斗の破鍋一つ（を賣った代價）、七升の鍋一つ（を賣った代價）、平鍋が一つ、櫃が一つ、ベッドが一つ、綿の上着が一つ、大褌が二つ。さらに、文詮にいま貸している五升の鍋が一つあるが、これも通子に任せる。六斗の破鍋一つを賣り、その代價の三分の二を通子、三分の一を善集の取り分とする。鑊（すき）が一揃い。大鐸と小鐸が一つずつ、これは共有物とする。古い種金（耕作用の農具）が一つ、これも共有。あらゆる鎌の刃や籠の類（収穫用の農具）は、兄弟で仲良く使い回すように。もしうまくいかなければ（雙方の使用時期が重なったら）、各自が使い終れば相手に渡すように。また、鍬の頭部一つと小鑊（小型の鍬）の頭部一つは、兄弟の共有とする。

息子・善集の取り分。西側の部屋一つ、南側の東にある部屋が一つ、厨房が一つ。通りの東の壁際にある建物は半分ずつ。前庭と門道は二人の共有。砂底の新たに開拓した土地の四亭は均等に分ける。新たに買った土地は各人 10 畝。杜楡製の大八車の車輪を一つ。車の荷臺を一つ。通子が車を組み立てるときには、兄弟で協力し、善集が荷臺の貸與を拒否することは許さない。もし荷臺を新たに作る際には、善集から通子に融資してやり、（そのかわり）新たに作った荷臺の三分の一の所有権は善集のものとする。二斗の銅鍋一つを賣った代價。以上については通子は口出ししないように。六斗の破鍋一つを賣り、その代價の三分の一を善集、三分の二を通子の取り分とする。鑊（すき）が一揃い（は通子と共有）。一斗五升の破鍋一つを賣った代價。大鐸と小鐸が一つずつ、これは共有物とする。古い種金が一つ、これも共有。あらゆる鎌の刃や籠の類（収穫用の農具）は、兄弟で仲良く使い回すように。もしうまくいかなければ（雙方の使用時期が重なったら）、各自が使い終れば相手に渡すように。また、鍬の頭部一つと小鑊（小型の鍬）の頭部一つは、兄弟の共有とする。

叔父の安君。北側の座敷一つのうち四分の一は通子に所有権があるが、通子が幼くして父を失ってから叔父の安君に養育された恩義があるので、これは安君に進呈する。また西側の小部屋一つの、通子の所有分も同様に安君に進呈する。新しく購入した土地 10 畝と銀盞一つは、阿師に與える。

以上が家の資産として分け與える物である。安君の病狀が日々重くなり、前世からの因果であろうか、父母に先立とうとしているが、安君の死後息子たちが争うの

を恐れ、安君が健在のうちに遺言を残し、一つ一つ取り分を決めておく。今、妻の兄弟である索僕と自分の父の前で、一つ一つ口に出して託した。そうして遺書を作成した。今後、もし兄弟が争うことになれば、この遺書を基準とするように。もしこの決まりに従わずに争った場合には、罰として白銀五を徴収したうえで鞭打ち15回に處し、おかみに訴える必要はない。後々約束が違えられることを恐れ、この文書を作成して信用の證とする。

(以下、署名は省略)

二、特記事項

1. 紀年（天復八年）について

天復は唐末期の年號であり、四年四月で天祐に改元する。つまり、天復八年(908)という年號は本来ならば存在しない。この年は中原の正朔でいえば、後梁の開平二年にあたる。敦煌寫本中には、改元した後も舊年號を使用している例がしばしば見られる。通常それは、地理的な要因によって情報の傳達に時間を要するため、と説明されるが、この場合は少々事情が異なるようである。[榮新江1996]によれば、天復四年(904)に昭宗が朱全忠に殺されて天祐に改元したという情報は、その翌年にはすでに敦煌にも伝わっていたにも関わらず、天復十年(910)に至るまで一貫して天復の年號を用いている。そして天復十年に張承奉は西漢金山國を建てて獨立した。つまり、張承奉は朱全忠によって立てられた哀帝を認めておらず、意圖的に「天祐」の年號を用いていなかった、と氏は説明する。確かに、いくら政情の混亂した時期であったとはいえ、四年も五年も情報が伝わらないというのも不自然であり、本寫本の天復八年という紀年もまた、榮新江氏の説によって理解すべきであろう。

2. 花押・畫指について

この契約書を實際に書いたのは、末尾の署名欄に立會人兼記録者（見人兼書守(手)）とある陰安である。當事者たちは全員文盲だったのであろう。この點は、「はじめに」で觸れた展示會の圖録においても、「體を爲していない花押からもそれは容易に窺い知れる。」と指摘している。また畫指は普通、關節の所で傍點を打つだけのものが多いが、この寫本の場合は文字通り、指の形を畫いている。敦煌秘笈の李盛鐸舊藏分の中には少なくともあと2件、同様に指の形を畫いたものがある(羽63「神沙郷百姓吳山子借麥契」・羽64「李山之賣屋契」)。李盛鐸が北京移送分

の中から横領する際、無作為に抽出したわけではなかろう。本寫本および羽 63・64 に関しては、「文字通り指の形を畫いた畫指」が彼の目にとまったと考えるのは穿ちすぎだろうか。

3. 各人物の呼稱について

前項で述べたように、この契約書を書いたのは、陰安という人物である。呉安君（およびその家族）が口述したものを、陰安が筆記したのであろう。識字率の決して高くないこの時代、代筆屋がこうした書類を作成すること自体は別段特記するほどのことでもない。ただし、その結果であろうか、本件の記述の中に出てくる各人の呼稱について、一つ指摘しておきたいことがある。それは、呼稱が一定していない、ということである。たとえば、この契約書の作成主體は呉安君であるが、安君のことを一人稱「吾」としているのは6行目と34行目の二箇所だけであり、それは両方とも慣用句の中に出てきているだけである。一方、1行目「叔呉安君」・4行目「安君」・5行目「安君」・29行目「叔安君」などは名前で稱しており、1・29行目の場合は「姪呉通子」と對比して「叔」の字も附す。また、30・31行目では「阿叔」とのみ記している。このくだりは養ってもらった恩に報いるよう通子に呼びかける内容であるため、通子の立場に立って記述されているからであろう。さらに末尾の署名欄では「叔」ではなく「慈父」と記している。これは、家産を分割する立場としては、叔父から甥へという関係でなく、幼少の頃から同じ戸籍に入れて養ってきたことから、父子の間での分割であることを示しているのであろう。このように、契約書作成の主體である呉安君が、「自分を中心」とする視点から一貫して述べているのではなく、客観的な視点から、その都度、文脈に応じて適宜呼稱を選択しながら叙述されているのである。

ちなみに、こうした點について、本寫本のみ特殊なのかといえばそうでもなく、いま詳述する余裕はないが、他の契約書でも概ね、そうした書き方がなされている。したがって、契約書に書かれている人間関係を把握する際にはこうした點について一定の留意が必要である。

4. 「砂底新開地四亭」について

本文を読み取っていくうえで、解釋に苦しむ箇所が一つある。それは、10行目の「砂底新開地四亭」である。20行目でも同様の記述があって「新開生」と記されているが、「新開地」の誤りであろう。「新開地」とは言葉通り解釋すれば、「新たに開拓した土地」ということになる。分からないのは、その前の「砂底」の二字

と、そのあとの「四亭」の二字である。「砂底」の方は、おそらく地名と思われるものの、そうした地名は寡聞にして聞かない。敦煌寫本で「砂」といえば、単純には砂漠のことを發想する。たとえば、P3649 背「後周顯德四年燉煌鄉百姓吳盈順賣地契」では、土地の所在地を示す際、

南沙灌進（津）渠中界有地柒畦共參拾畝、東至官菌、西至吳盈住、南至沙、北至大河。

（南沙の灌津渠にある土地七畦、全部で三十畝は、東は官菌を境界とし、西は吳盈住の土地を境界とし、南は沙漠を境界とし、北は黨河を境界とする）

とあるように、そうした用例は決して珍しくない。とすると、「砂底」とは砂漠の盡きる所、つまり砂漠の端、と解釋できないだろうか。そうすれば、開墾地と砂漠の間の、砂漠側の土地を新たに開拓した、ということで「新開地」と意味のうえでもつながる。ただし、公權力による事業ではなく一民間人の力で、このような形で砂漠を開拓することがあったのか、そもそもそのような事が可能だったのか、疑問は残る。

また、「四亭」は、その新開地の廣さを示しているはずであるが、「亭」とはどういうことか。通常、土地の廣さは段・畝・歩で表わされ、吐蕃支配期以降は徵稅單位として「突(ドル)」も併用されるが、管見の限り「亭」あるいはその音通字は見たことがない。これは本來の字義通り、「あずまや」と解するべきか。その場合、「一亭」でどの程度の廣さを指すのだろうか。以上の事柄については、今後の検討を待たなければならない。

5. 他の寫本との關連について

ここで述べようとするのは、本寫本に見える人名が他の寫本で確認できる、もしくはその可能性がある、という事例である。結論から言えば、二名、該當する。

まず、吳善集。S6010「(年次未詳) 九月七日衙前第六隊轉帖」の二行目に、その名が確認できる。年次未詳とはいうものの、TTD (vol.4) では900年前後に比定しており²、本寫本の紀年が908年であることを考えると、兩寫本に見える「吳善集」が同一人物である可能性は高い。S6010はその名が示すように轉帖であるが、通常の轉帖とはやや趣を異にし、歸義軍節度使管下の「軍將」とその「隨身」の宴會を開くための轉帖である [石田勇作 1981] [石田勇作 1995]。とすると、吳善集は隨身とはいえ歸義軍政權に連なる身分を持っていることになる。羽 53 から窺

²その根據は、ここに見える11名のうち6名が、P4640「己未年—辛酉年(899-901) 衙内布紙破歷」にも見えることにある。

われる呉安君の家産は、とびぬけて裕福というわけではないにせよ、貧農のそれとは思えず、こうした印象とも合致する。また、前項でも言及した本寫本の書き手である陰安なる人物の肩書は、兵馬使である。この点においても、呉安君一族と歸義軍政權の軍將とのつながりが看取され、S6010との共通点を見出すことができよう。ちなみに呉安君の家産分割において、土地はすべて「新買地」「新開地」となっており、父祖の代からの土地が全く記されていない。この家はもともと農耕を生業としてはいなかった可能性も考えられる。

次に、呉通子。P3418背「唐沙州諸郷欠枝夫人戸名目」に、その名が見える。これもまた、年次未詳ではあるが、[池田温 1979]によれば九世紀後半に比定されており、羽53の呉通子と同一人物である可能性は、充分にある。この寫本は、租税負擔の一つである「枝(=薪)」を滞納している人物のリストである。ということは、先に述べた呉家の印象——決して貧しくはない——と矛盾するかのようにも思えるが、果たしてどうであろうか。可能性はいくつも考えられるため、ここで確たる證據も無しに議論するのは無駄であろう。ただその可能性を指摘するに止めて、今後の研究に待ちたい。ちなみに附言すれば、呉通子の名は、赤心郷の「納半欠半」(=一部未納)の中に見える。

三、家産分割の様相

1. 家族構成およびその背景

さて、ここから本題であるところの家産分割の内容について、試みに検討を加えてみたい。まず全體の構成を押さえておくと、冒頭01~07行目は、呉安君が家産分割の遺書を作成するに至った経緯が記される(第一段落)。次に08~18行目は、呉通子の相續分が列記される(第二段落)。續けて19~28行目には呉善集の相續分が同様に列記される(第三段落)。さらに呉安君の取り分が記されているのが、29~31行目(第四段落)。その後、ふたたび遺書作成の経緯やその後の始末について定型句を連ねたのが32~38行目(第五段落)。最後に、被相續人・相續人および立會人その他の署名が、39~46行目まで(行論の便のため、本文の部分を上記の通り第一から第五の各段落に分けておく)。この寫本は一通の契約書として首尾ともに揃っており、文字もはっきりと書かれている。

これから家産分割の様相を見ていくうえで、前提として必ず押さえておかなければならないのは、家族関係である。この寫本の内容は死を目前にした呉安君という人物がのこした家産分割の遺書であるが、まず一見して我々の目を引くのは、相續人と被相續人の関係である。すなわち、相續人の一人、呉善集は被相續人で

ある安君の息子であるが、もう一人の相續人、呉通子は「姪男」すなわち甥なのである。本文冒頭1~3行目にそのあたりの事情が記してある。それによれば、呉通子がまだ幼い頃に父親が亡くなり、未亡人となった兄嫁を亡き兄に代わって弟の安君が娶ったのであり、それに伴い通子もまた安君の戸籍に入り、以来、ずっと共に暮らしてきたのである。しかも再婚してからさらに一男二女が生まれたが、その一男こそが善集なのであって、つまり善集と通子との関係は従兄弟であると同時にまた、同母兄弟（異父兄弟）でもあることになる。

この関係は極めて特殊であると言うべきである。異父兄弟それ自體は別に珍しくもないが、その父親同士が兄弟である點に注意すべきである。というのは、中國には「同姓不婚」という大原則があることはよく知られている。滋賀氏はその具體的な内容として、同宗者の妻妾と婚姻することも「同姓不婚」の一つとして擧げている〔滋賀1967〕。滋賀氏によれば唐以後の歴代王朝においては、元を除いて全てこの規定があったという。實際、『唐律疏議』戸婚律183條には

諸嘗爲袒免親之妻而嫁娶者、各杖一百。總麻及舅甥妻、徒一年。小功以上、以姦論。妾、各減二等。並離之。

とあって、今回の事例でいえば呉安君は實の兄の妻を娶ったわけで、これはもちろん「小功以上」に當り、「姦を以て論ず」が適用されることになる。歸義軍政權において唐律が遵守されていたかどうかはともかくとして、元を除く歴代各王朝においても同宗者の妻を娶ることが禁止されていたということは、それは社會通念上、許されざる行爲だった可能性も大いに考えられる。しかし羽53という、この一通の家産分割契約書には間違いなくその事實が書かれているのであり、これは中國家族法の理念と現實の狹間を窺う上で貴重な事例ではないかと思われる。

それはともかくとして、現實問題として、呉通子は善集の「兄弟」として、呉安君から家産の分割を受けているわけで、ここで呉通子の立場を明らかにしておきたい。通常、養子を立てるのは實子がない場合であるが、その場合でも、中國においては傳統的に異姓養子に家産を承繼させることは固く禁じられている。同姓の——通常は同宗の——昭穆相當の者を嗣子に立てなければならない。その點において、通子は安君の兄の子であるため同宗であり、かつ安君の實子たる善集と同じ世代に屬するので、こうした點に關わる問題はないことになる。ただ、上述したように、安君が「同姓不婚」の禁を犯し、しかもその後安君の實子が生まれたために、同母兄弟である實子と養子との間で分割するという、かなり特殊な狀況が現出しているのである。

もう一つ、家族關係のうえで指摘しておかなければならないことがある。通常、

家長が生存している限り、全ての家産は家長のもとに属す。ただし、家長の生前に家産を分割する場合も往々にしてある〔滋賀1967〕。本件で呉安君がまだ生きていた間にこうした遺書を作成したのも「家長生前の家産分割」といえるだろう³。ところが、遺書作成の経緯を記した第一段落（5行目）と第五段落（33行目）でそれぞれ、「前公後母（公に前んじ母を後にす）」と記されており、呉安君は父母に先立とうとしている。実際、末尾の署名欄には「大阿耶（爺）呉章仔」（40行目）の名が見え（35行目の「大阿耶（爺）」も同じ）、それを裏付ける。とすると、安君の父親がいまだ存命なのであるから、家長といえば安君ではなくその父・章仔のはずである。それでいて、ここで安君が父親をさしおいて家産分割を行おうとしているということは、考えられる可能性はただ一つ。安君の世代（安君とその兄、即ち通子の実父）の間ですでに「家長生前の家産分割」が行われていたと考えるのが道理であろう。

この推察を裏付けるのが、8～9行目の「東房一口、厨舎一口、是先阿耶（爺）分懐、一任通子、収管爲主」という記述である。東側の部屋一つと厨房一つは、すでに父（章仔）によって通子に分割されていた、というのである。これは恐らく、呉章仔から通子に対して直接、分割贈與されたというのではなく、通子は亡き父を経由して相續していたものであろう。この「阿耶」が通子の実父を指す可能性も考えられなくはないが、その場合でも今述べた結論に変わりはない。つまり、呉安君とその兄との間で家産分割がすでに行われた後に、兄の方が死去した結果、兄の持ち分はその実子である通子が継いでいた、と考えるのが最も穏当な見解であると思われる。29～31行目の記述もそうした前提に立ってみると、理解しやすい。ここには、もともと通子が実父から相續していた持ち分について、養育してもらった恩義に報いるために、叔父の安君にそれを進呈すると書かれているのである。

家族構成に関するそのほかの情報をまとめておく。すでに觸れたことではあるが、安君が再婚したあとで「一男二女」が生まれたとあるので（3行目）、善集には實の姉妹が二人いることが分かる（通子から見れば同母姉妹）。その二人の名前は不明だが、おそらくその中の一人は、31行目の「阿師」であろう（詳細は後述）。また、41行目に「阿舅索僕」とあることから、通子・善集の母であり、安君の妻（もとはその兄の妻）である女性の姓は索氏であったということも分かる。さらに、呉氏の血縁者として、末尾2行の「姪清光」「姪男善通」なる人物がいる。これは「姪」「姪男」とあることから、世代としては通子・善集と同じ世代に属す

³仁井田氏はこの点について、「『遺言』とはいいながら、そのいわゆる遺言は遺言者の死亡によって効力を発生する種類のものでなく、生前行爲である」と指摘している〔仁井田1980〕。

るのであろう。ただし、具体的にどのような續柄なのかは分からない。

2. 兄弟均分の原則について

さて、そうすると理屈のうえでは、通子はもともと實父から相續した分に加えて、今回さらに安君からまた相續することになる。単純計算でいうならば、呉章仔から呉安君およびその兄へと分割される際に、二分の一ずつ、それを通子はそのまま相續したうえで、今回、安君の家産を善集との間で二分の一ずつ分割する、つまり呉章仔の家産を基準に考えると、呉通子が四分の三、呉善集が四分の一、の取り分になる。果たしてこのような計算が成り立つのか。第二段落では通子の相續分、第三段落では善集の相續分が記されているので、その内容を一覧表にまとめてみた。一見して明らかなように、上記の豫想は當っていないことが分かる。鍋や衣類などの家財道具は明らかに通子の取り分が多くなっているものの、家屋と土地に関しては完全に等分されており、全體として通子の取り分が善集の三倍になっているようにはおよそ見えない。

ちなみに、家財道具に限定して見れば通子の取り分の方が明らかに多いとはいえ、家産分割の總體を考えた場合、注目すべきことが一つある。それは車の分割である。ここでいう「杜榆穀車」とは、大八車のような荷車なのであろうが、それを分解して部品に分けたうえで、それぞれの取り分を決めているのである。これが概念としての「取り分」、つまり各部品の所有權を机上で取り決めるだけの話ではなく、実際に車を分解していることは、「杙（打）車之日、兄弟合使、不許善集隔勒」（22行目）という記述から明らかである。そうして実際に分解した場合、車の使用をめぐる主導權を握るのは、「車盤」すなわち荷臺を所有している方である。たったいま引用した22行目の「善集が拒否することを許さない」という言い方は、善集が車盤を持っているからこそその文言なのである。また今後、通子が車盤を作ることがあればその代金は善通に融資してもらおうとあるので、そこで車の分割における「均分」のバランスを取っているかのように見えるが、その場合でも新たに作った車盤の1/3の所有權は善通に屬する。従って、車の分割に限定していえば善通に有利に設定されていると見るべきである。

通子		善集		共有	
東房	1口	西房	1口	院落・門道	1具 1副 全て 1 1
厨舎	1口	南邊東房	1口	鑪	
南邊廳	1口	厨舎	1口	鐸大小兩孔	
西邊大房	1口	南邊廳	1口	舊種金	
巷東壁上撫舎	一半	巷東壁上撫舎	一半	鎌刃籠具	
砂底・新開地四亭	均分	砂底・新開地四亭	均分	鍬刃	
新買地	10畝	新買地	10畝	小鑪頭子	
杜楡穀車脚	1隻	杜楡穀車脚	1隻		
折舊破鋤	1隻				
小頭鋤	1隻	車盤	1比		
三斗破鍋	1口	貳斗銅鍋	1口		
七升鑪子	1口	一斗五升破鑪	1口		
小主鑿子	1面				
横	1口				
大床	1張				
白綿紬衫	1領				
乾盛大襖	2口				
五升鑪子	1口				
六斗古破釜	2/3	六斗古破釜	1/3		

さて、そうすると、土地家屋は均分、車は善集に有利な配分、家財道具は通子に多く配分、ということで、總體としては均分の原則に則っていると考えられる。厳密には、車の各部品の價值や、鍋など家財道具それぞれの値段を細かくみていかなければ判断できないが、ごく大雑把に見れば、均分されていると見るべきであろう⁴。

とするならば、通子はその實父から相續した家産は別にして、安君が所有する家産のみの分割が行われたのではなく、それも含めて、今回あらためて通子と善集との間で均等に分割したということになる。言い換えると、かつて吳章仔が安君とその兄に均等分割した家産を、もう一度あらためて今度は兄の子（通子）と弟の子（善集）との間で分割し直した、と。そもそも、上に見たように土地家屋は綺麗に均分されてはいるものの、そのうち通子の取り分には彼が實父から相續した分

⁴ただし、筆者個人としては通子にやや多めの配分になっている印象を拭えない。通子は安君の兄の子であり、しかも実際に善集より年長であるため、「長子」として扱われていた可能性も大いにある。その場合、「長子分」として、他の兄弟よりやや多めに分割されることもしばしばあった[滋賀1967]。あるいはこの「長子分」が影響しているのかも知れない。

も含まれているのであるから（8行目）、筆者のこの考えは間違っていないだろう。

では、如何なる事情のもとにこのような分割が行われたのかというと、呉通子がまだ幼かったために呉安君が養父として尊属の立場になったこと、及び通子が相續した家屋は安君と同じ家屋であったこと、この二點に鍵があるのだろう。前者について言えば、そもそも通子は安君にとって甥なのだから、本来ならば家産を與える必然性はない。それが實子の善集と並んで均等に相續しているのは、ひとえに安君が養父であり通子が養子であるから、つまりそこに「父子關係」が成り立っているからにほかならない。後者に關しては、同じ家屋に居住していながら家産分割することは決して珍しいことではないと滋賀氏も夙に指摘している。収入支出等の經濟活動を異にすることが「分家」（＝家産分割）の根本要因であって、同じ家屋の別の部屋にそれぞれ起居することは「分家」という行爲にとって何ら影響を及ぼさない。ただその場合、厨房を別に作り、同じ家屋に起居しながらも食事を共にしない點が、「分家」の非常に分かりやすい指標となる。今回の事例においても、通子がもともと實父から相續していた部屋（8行目）の中には「厨舎一口」も含まれている。ということは、通子の實父が存命していた頃は、まさしく同じ家屋に起居しながら「分家」していた状態だったはずである。だからこそ、父が亡くなったときに通子は父の分を相續したのであるが、その後、母は同じ家屋で起居している父の弟・安君と再婚した。この時に通子がすでに成人して妻を娶るなどしていれば話は違っていたのかも知れないが、実際には通子はまだ幼く、當然、安君と食事を共にすることになったであろう。つまり、収入支出を伴う經濟活動も共にするようになったに違いない。従って、安君とその兄との間で行われた家産分割は、この時點で實態のないものになってしまっていたのである。實態が伴わないとはいえ、形式上それはまだ有効だったはずで、だからこそ、今回、あらためて通子がすでに相續していた分も含めて、安君からという形で分割し直すことにしたのである。

では、異父兄弟であることが、均分の原則に影響することはないのか。今回の事例を見るかぎり、その可能性はないと考えられる。滋賀氏はこの點、中國の相續の概念を極めて明瞭に説明している。中國における相續法は、祖先祭祀の觀念、そして男系親のみを同類と認める親族概念、一言にしていえば、中國語にいう「宗」の理念によって裏づけられていた。家族とは家計をもなお共同に保っている宗族の一枝、同宗者の小集團に外ならず、家産をめぐる家族各人の權利は、その者が宗という理念的な秩序——端的にいえば祭り祭られる關係——のうちに、如何ように位置づけられているかによって規定される。〔滋賀 1967〕

祭り祭られる「宗」という關係において、呉通子と呉善集の立場は全く等しい。

安君個人から見れば實子と甥であっても、その父・呉章仔から見れば両者に差異はない。否、通子は安君の兄の子であるのだから、直系・傍系でいえば、むしろ通子こそ直系というべきである。いずれにせよ、通常とは異なる複雑な事情はさておいて、今回の事例はやはり「兄弟均分の原則」に基づいているという結論になるわけである。

ただし、もう一つ付け加えておきたいことがある。この契約書によって、呉通子と呉善集は、かつてそれぞれの父がそうしたように、また分家することとなったわけである。分家の根本的要因としては家屋云々ではなく、収入支出の経済活動を異にすることであるという滋賀氏の見解を上で紹介した。筆者もそこに異議を挟むつもりはないが、そこで滋賀氏はまた、農作業なども共同で行うことはなくなる、とも述べている。しかし、少なくとも本件に關していえば、そこには疑問符がつく。というのは、上の一覧表を見れば明らかなように、農具はすべて二人の共用となっているのである。従って、呉安君の意圖としては、ここで分家した後も、農作業は共同で行うことを前提としていると考えるべきではなかろうか。この点についてはここで問題提起をしておいて、今後の研究の進展を待ちたい。

3. 通子・善集以外の取り分について

ところで、いま見てきたように、本契約書は死を目前に控えた呉安君が、通子と善集という二人の「息子」に家産を均等に分割する内容となっている。その中で、第四段落だけが、やや異質である。つまり、彼ら二人の取り分以外の事柄が、そこに記されているのである。

では具体的に何が記されているのかというと、まずは呉安君の取り分である。これは特に異とするほどのこともなく、家長が生前に家産を分割する場合、全てを分割し盡くすのではなく、自らが生活していくための「養老分」として、ある程度の家産を保持することが普通にある〔滋賀1967〕。呉安君自身はもうすぐ死ぬかという身であるが、かといってすぐに死ぬわけでもない。またその妻、つまり通子・善集の母が存命している可能性も多分にある（本文中では一切言及されていないが）。いずれにせよ、29行目から31行目の「…進與阿叔」までは、この養老分を記していることは間違いない。

ただその中で特記しておきたいのは、「養ってもらった恩義に報いて」通子が安君に進呈する、という言い方が繰り返しなされている点である。もともと通子が實父から相續していた分の一部について、それを返上して安君に進呈する、という内容なのである。こうした話は特に珍しいわけでもない。S5647「分書様文」に

は次のようにある。

……蓋爲姪某乙三人、少失父母、叔便爲親尊。訓誨成人、未申乳哺之恩。今生房分、先報其恩、別無所堪、不忤分數、與叔某物色目。…（空白）…上物色、獻上阿叔、爲阿叔殷勤成立活計。……

これは「様文」であるから、実際に使われたものではなく書儀の類であるが、だからこそより一層、普遍性を見出すことができよう。ここには、幼くして両親を亡くした甥たちを養ってやった叔父に對して、その恩に報いるために、叔父の生活のために、これこれの物品を献上いたします、ということが書かれているのである。生活環境も厳しく、戦亂や盜賊などによる被害も絶え間ないこの時代、伯叔父が甥を養育することはよくあったに違いない。

ここで注目したいのは、呉通子が自らの持ち分の中から、養育してもらった恩に報いるために安君の養老分を進呈しつつ、そのうえで、善集との間で家産が均分されている点である。假に通子が安君の實子であったとして、その場合も言うまでもなく善集との間で家産は均分され、安君は自らの養老分を確保していたであろう。つまり、結果は同じなのである。形の上で、通子が安君に感謝の意を表して幾ばくかの家産を進呈することに意義があるのであって、決して、通子が自らの持ち分を減らして安君に進呈する必要はなかったのである。この点、上引 S5647 も同様であって、甥が叔父に献上する物品はおそらく、彼らの亡父から相續していたものを想定しているに違いなく、そしてそれを献上したあとで、あらためて叔父と甥の間で分割するのであって、決して、分割したあとから献上するのではない。

次に、同じ第四段落の後半部分、31行目の「阿師」について述べておきたい。通常、これは僧侶を指して言う言葉だが、この寫本のどこにも僧侶は出てこないし、このくだりで僧侶がいきなり登場するのも不自然である。筆者の推測では、前述したようにこれは善集の姉妹の一人ではないかと考えている。筆者がこのように考えるには幾つかの理由がある。

まず最初に、安君の養老分はいくつか記されているが、いずれも部屋であって、それは老後の余生を過ごすための「空間確保」を意味すると考えられる。これに對して、「阿師」の取り分は「新買地拾畝、銀盞一隻」であって、明らかにそれとは性格を異にする。

そして次に、呉安君に對しては上述したように、「通子の持ち分」の中からその一部が進呈されている。しかし「阿師」に對しては、單純に「新買地拾畝、銀盞一隻」を與える、と書かれているだけである。従って「阿師」とは通子が養ってもらった恩を報いる相手ではない。またこの点と關連して、安君に對しては「進與

(進呈する)と表記されているのに對して、「阿師」には「與」(與える)としか書かれていない。つまり、「阿師」は少なくとも安君より目下の者、もっと言うならば、通子・善集と同格かもしくは目下の者、と考えられる。

三番目に、「新買地十畝」である。上でも述べたが、この契約書に記されている土地は、「新買地」か「新開地」のいずれかである。そして「新買地」は、この他にあと二箇所、記されている。それは、通子の取り分(11行目)と善集の取り分(21行目)であり、兩方ともに「十畝」なのである。ここから考えて、「阿師」なる人物は通子・善集と、ある意味において同格に並べられて然るべき存在と考えることができよう。

そして何より、文脈である。繰り返しになるが、本契約書における「相續人」の主役は通子と善集の二人であり、この第四段落は「その他の人間の取り分」について書かれている部分である。そして、その前半部は安君の養老分について記されていた。こうした文脈の中で、安君と並び記される「阿師」とは誰なのか。夫が生きていながら夫とは別に妻が家産をいくばくなりとも貰うことはありえないので、妻(つまり通子・善集の母)ではない。承繼人たる通子と善集以外に、この場において分割される権利があるのは、分割者(安君)自身の養老分と、あとは娘の「嫁資」以外には考えられない。

以上の諸點から、「阿師」が指すのは3行目にある「女二人」のうち一人である可能性以外に、筆者には思いつかない。つまり、ここは娘の一人に「嫁資」を與える記述である、と。通常、娘が嫁ぐ際には家産の中から幾ばくかの金品を持參金として持たされる。これを「嫁資」、「粧奩」などという。その代わり、實家が家産を分割する場合、すでに他家に嫁いだ彼女に取り分はない。しかし、嫁ぐ前の娘であれば、今後嫁ぐときのための費用が、やはり「嫁資」として家産の中から分割される。つまり、「新買地拾畝、銀盞一隻」とは「嫁資」ではないのか。呉安君の娘の取り分について言及している可能性のある箇所は、ここを除いて他にない。一人分しか書かれていないのは、一人は既に死亡したかもしくは他家に嫁いだと考えれば説明はつく。また、與えられたものが土地と「貴金屬」であるというのも、示唆的である⁵。

「阿爺」が父を指し、「阿舅」が妻の父(もしくは兄)を指すように、「阿師」が姉もしくは妹を意味する言葉だったのか、それは分からない。あるいは、「師」というのが彼女の名前だったのかも知れない。いずれにせよ、あらゆる角度から考

⁵未婚の娘に對して「嫁資」として土地を與えることは、珍しいことではない。それは、將來、換金することを前提としているのであるが。ただし、その場合でも息子に分割する分よりかなり狭い土地を與えるのが普通であって、今回のように息子たちと同じ「十畝」を與えるというのは珍しい。

えて、ここでの「阿師」は善集の姉妹のどちらかを指すと考えて間違いない。

おわりに

以上、羽 53「呉安君分家契」について、未熟乍ら若干の検討を試みた。いまだ解決できていない部分も多々あり、また中國家族法に對する理解の不十分さもあり、要するに甚だ不完全な論考であって汗顔の至りである。ただ、冒頭でも述べたように、近年になって一般に公開されることとなった李盛鐸舊藏コレクション、この中の一點として、本件はかなり特殊な家産分割の事例と見られることから、紹介するに値すると考えた次第である。今後の研究の資となれば幸いである。

参考文献

- 池田温 1972 「丑年十二月僧龍藏牒——九世紀初敦煌の家産分割をめぐる訴訟文書の紹介」、『山本博士還暦記念東洋史論叢』、東京：山川出版社
- 池田温 1979 『中國古代籍帳研究』、東京：東京大學出版會
- 石田勇作 1981 「行人轉帖をめぐる二・三の問題」、『上智史學』 26
- 石田勇作 1995 「敦煌『社文書』研究序説——轉帖を中心として—」、『堀敏一先生古稀記念 中國古代の國家と民衆』、東京：汲古書院
- 滋賀秀三 1967 『中國家族法の原理』、東京：創文社
- 仁井田陞 1937 『唐宋法律文書の研究』、東京：東京大學出版會
- 仁井田陞 1942 『支那身分法史』、東京：東方文化學院
- 仁井田陞 1980 『中國法制史研究（奴隸農奴法・家族村落法）』（補訂版）、東京：東京大學出版會
- 齊陳駿 1994 「有關遺產繼承的几件敦煌遺書」、『敦煌學輯刊』 1994 年第 2 期
- 榮新江 1996 『歸義軍史研究』、上海：上海古籍出版社
- 盛會蓮 2002 「唐五代百姓房舍的分配及相關問題之試析」、『敦煌研究』 2002 年第 6 期

楊際平、郭鋒、張和平 1997 『五一十世紀敦煌的家庭與家族關係』武漢：岳麓書社

張國剛 2001 「唐代家庭與家族關係的一个考察」、『中國社會歷史評論』第3卷、北京：中華書局

TTD *Tun-huang and Turfan documents: concerning social and economic history*, co-edited by Tatsuro Yamamoto, On Ikeda, Makoto Okano

(作者は關西學院大學非常勤講師)

和製類書所引說苑小考

藤井律之

はじめに

遣唐使が將來した類書の影響のもと、日本においても独自の類書——和製類書が編纂された。当初は、後述する『祕府略』や『幼學指南鈔』の如く、先行する中國の類書を再編集して作られていたようであるが、後には、類書の孫引きではなく、原典、すなわち唐鈔本およびそれにもとづいて日本で鈔寫された寫本——古寫本や舊鈔本と呼ばれるもの——を参照して作成されるようになったと考えられている。

『北堂書鈔』や『太平御覽』といった類書が、宋版以前のテキストを伝えるものとして積極的に古典籍の校勘に用いられているように、唐鈔本や古寫本・舊鈔本を参照して作成された和製類書も、中國古典籍の校勘に活用し得る筈である。

先日出版された『舊鈔本の世界』にはその具體例がいくつか紹介されており¹、『尚書』や『論語』、『漢書』などを和製類書（ならびに敦煌・吐魯番出土寫本）によって校勘し、版本以前の姿を復元する試みがなされていた。

本稿は、その驥尾に付し、和製類書を用いた中國古典籍の校勘を試みるものである。校勘の対象とするのは『說苑』である。同書は北宋初に散佚してしまっており、現行の各版本は曾鞏（1019-1083）が再編集したテキストにもとづく²。すなわち『說苑』は唐宋間——寫本と刊本の間で大きな内容の變化が見られるのである。従来は版本にもとづく校勘が主であったが、部分的ながらも『說苑』の唐代寫本が敦煌から發見されたことにより³、『說苑』研究は新しい段階に入っている。

¹神鷹・靜永 2011。

²曾鞏『說苑』序「劉向所序說苑二十篇、『崇文總目』云今存者有五篇、余皆亡。臣從士大夫間得之者十有五篇、与舊爲二十篇」。さらに反質篇は曾鞏がテキストを再編した段階では脱落していたが、のちに高麗から獻上されたものによって補うことができた。陸游『渭南文集』卷二〇 跋說苑「李德芻云、館中說苑二十卷、而闕反質一卷。曾鞏乃分修文爲上下、以足二十卷。後高麗進一卷、遂足。淳熙乙巳十月六日務觀書」。

³辨物篇（敦研 328）および反質篇（P2872）の斷簡が發見されている。李永寧 1985、王繼如 2007。

そうした状況に和製類書は大きく貢献できよう。『説苑』は、藤原佐世『日本國見在書目録』（891頃成立）に見え、残念ながら現存してこそいないが⁴、鈔本が日本に將來されていたことは疑いない。もっとも、將來されていたからといって、廣く流布していたとは限らないが、宋版が本格的に日本に流通する以前の、平安～鎌倉初期に成立した和製類書に引用されたものは、曾鞏再編以前の姿を傳えていることになり、現行テキストの校勘に資すると考えられるからである。

一、和製類書と所引説苑釋文

和製類書に引用された『説苑』を以下に列挙するが、「孫引き」にあたるもの、例えば『明文抄』三に

説苑曰山致其高而雲雨起焉水致其深而蛟龍生焉君子致其道而福祿歸矣 臣軌
という、『臣軌』に引用された『説苑』をそのまま引用している事例があるが、こうしたものは採録していない。また、源順の『倭名類聚鈔』（931-938頃成立）、惟宗允亮の『政治要略』（1002頃成立）には『説苑』の引用は見られなかった。

最初に挙げるのは、『祕府略』に引用された『説苑』である。撰者は滋野貞主（785-852）、天長八年（831）淳和天皇の勅によって編纂された。全一千巻であったが、現存するのは巻八六四と巻八六八である。当時日本に存在した典籍を博搜して編纂された、と考えられていたこともあったが、現在では、先行する類書を再編集したとする説が有力である。とはいえ、『太平御覽』より成立が早く、『藝文類聚』、『北堂書鈔』、『初學記』に加え、当時日本に將來されていた『修文殿御覽』や『華林遍略』といった佚書を底本としていることは疑いなく、非常に貴重な情報を含む⁵。中國では楊守敬がその重要性を認識し⁶、羅振玉が内藤湖南の所有していた江戸時代の寫本を影印している⁷。詳細は後述するが、『祕府略』には『説苑』佚文として知られるもののヴァリエントが引用されており、佚文をさらに補うこ

⁴阿部隆一 1993。

⁵飯田瑞穂 2000。

⁶楊守敬『日本訪書志』卷一一「祕府略殘本二卷。鈔本。此書日本天長八年奉勅撰、凡一千卷。今存八百六十四百穀部一卷、八百六十八布帛部一卷。末有紀宗直・源胤相二跋。其體例全同太平御覽。所引書多亡佚之本、即現存者、亦多異同。余別有礼記、惜所存僅二卷耳。文德實錄云（第四）、滋野貞主、天長八年、勅與諸儒、撰集古今文書、以類相從、凡有一千卷、名祕府略、云云。又仁和寺書籍目録亦云、祕府略千卷云云。予三十年好古書、集之、聞有此書、未見此書。又引書等一向所見無之、深恨之。適於或家得此二冊（卷第八百六十四卷第八百六十八）則書寫之、希代爲珍、記勿令外見。元文五歷十二月十三日、御厨子所預從五位上紀宗直。寶歷七年丁丑四月、以御厨子所預高橋若狹守（宗直）家藏之本書寫、自加校合畢。張藩源胤相」。

⁷羅振玉『吉石齋叢書』所收。

とができる。とはいえ、中國にて『說苑』の校勘史料として用いられたことは、管見の限り無いようである。

『祕府略』卷八六四は成簀堂文庫が、卷八六八は尊經閣文庫が所藏しており、現存する寫本は、いずれもこの二卷を祖本としている。なお、成簀堂文庫所藏寫本は、二七紙からなり、一紙の長さは56cm前後、界線が引かれており、界高21.3cm、行幅2.3cmである。一紙二三行であり、平安中期を降らざる頃の寫本である⁸。尊經閣文庫が所藏する卷八六八は卷子本で、三二紙からなり、卷末の第三二紙を除くと、一紙の幅は48~53cm、界線が引かれており、界高21.4cm、行幅2.4cmである。基本的に一紙二三行、平安中期を降らざる頃に鈔寫されたものである。

いずれも圖版が公開されており、卷八六四は古典保存會1929を、卷八六八は尊經閣1997を底本とした。以下、古典保存會1929・尊經閣1997の圖版のページ番號を附記するが、古典保存會1929にはページ番號がないため、筆者が便宜的にページ番號を付した。表紙を1ページ目、卷頭の「祕府略卷第八百六十四 百穀部中」とあるページを2ページ目とする。なお、『續群書類從』卷八八三に釋讀があり、對應するページを挙げる。なお、引用文中の□は一文字分の判讀不能箇所、〈 〉は挿入であることを示す。

『祕府略』卷八六四 百穀部中 稷 (22-23頁 / 5頁下)

說苑曰哀公射中稷口有疾不宗⁹食
巫¹⁰變曰昔稷員五種作床而至從天
下未至於地而床糲各先人張衽
受之公何不食之公從之而自愈 (『祕』aと略す)

『祕府略』卷八六四 百穀部中 粟 (49-53頁 / 10頁下~11頁下)

說苑曰十粟爲十分十分爲一寸
十寸爲尺十尺一丈 (『祕』bと略す)
又曰高平王遣使者從魏文侯貸
粟文侯曰須吾租¹¹收邑粟至乃得使
者曰臣初來時見瀆中有魚張口謂
臣曰吾窮水之魚命在呼吸可得灌
乎臣謂之曰待吾南見河堤之君決
江淮之水灌汝口魚曰爲命在須與

⁸書誌情報は、尊經閣1997に從った。

⁹『續群書類從』は「宗」を「宀」につくる。

¹⁰『續群書類從』は「巫」を「坐」につくる。

¹¹『續群書類從』は「租」を「祖」につくる。

乃須決江淮之水比至君還必求五¹²
 於枯魚之肆今高平貧窮故遣臣
 從君貸粟乃須租收粟至比至者大
 王必求臣死人之墓蓋魚窮歸淵士
 窮歸人夫振貧救厄君子以爲上
 也文侯大感以粟萬斛而送之（『祕』cと略す）
 又曰禽滑釐問墨子錦繡絺紵¹³
 安用之曰惡是非吾急務也今凶年
 有欲與子隨侯之珠者曰不得賣也
 珎寶以爲飭又欲與子一鍾粟得珠
 者不得粟得粟者不得珠子將何
 擇謂釐曰吾亦粟耳墨子曰然則
 惡事夫奢侈也。（『祕』dと略す）
 又曰莊周貧往貸於魏文侯文侯
 曰待吾邑粟來而獻之周曰周之來
 見道傍牛蹄中有一鮒魚焉大謂
 周曰我尚可活也周曰須我爲汝南
 見楚王決江淮以溉汝鮒魚曰今吾命
 在貧饑之間乃爲我見楚王決江
 淮以溉我汝卽求我於枯魚之賜
 肆矣今周以貧故來貸粟而曰須我
 邑粟來而賜臣卽亦求臣傭肆矣文
 侯於是乃發粟百鍾送之莊周之
 室（『祕』eと略す）

『祕府略』卷八六四 百穀部中 粟（65頁、張楚金『翰苑』所引／13頁下）

說苑曰高平

王遣使者從

魏文侯貸粟文侯¹⁴曰須吾租牧¹⁵邑粟至乃
 得也使者曰臣初來時見瀆中有魚張口
 謂曰吾窮命在呼吸可得灌乎臣謂之曰待

¹² 『續群書類從』は「五」を「吾」につくる。

¹³ 『續群書類從』は「紵」を「綌」につくる。

¹⁴ 『續群書類從』は「侯」を「候」につくる。

¹⁵ 『續群書類從』は「牧」を「收」につくる。

南見河堤之君決江淮之水灌汝魚曰爲命
在須與乃須決江淮之水比至君還必求吾
於枯魚之肆今高平貧窮故遣臣詣君貸粟
乃須租牧粟至者大王
必¹⁶臣死人之墓矣（『祕』fと略す）

『祕府略』卷八六八 布帛部三 繡（15-17頁／19頁上）

說苑曰晉平公使叔向聘吳吳人
飭舟以逆之左五百人右五百人
有繡衣豹裘者有錦衣而狐裘者
歸以告平公平公曰吳其亡乎奚
以敬舟奚以敬民對曰君爲馳底
之臺上可以發千兵可陳鐘鼓諸
侯聞之五君者亦曰奚以敬臺奚
以敬民所敬各異也乃罷臺（『祕』gと略す）

又曰襄成君始封之日翠衣玉珮
立流水之上大夫庄辛悅之曰臣
願把君之手襄成作色不言辛曰
君不聞鄂君乎乘青翰之舟張翠
蓋越人擁楫而歌曰今夕何夕
擘州中流今日何日得與王子同舟
山有木兮木有被心悅君¹⁷兮君不
知於是鄂君舉繡被而覆之今臣
何以不答擁楫之人願把君手而
不得乎襄成君曰吾請於今謹受
命矣（『祕』hと略す）

又曰禽滑釐問墨子曰錦繡絺¹⁸將
安用之曰惡是非吾務也夫錦繡絺
絺¹⁹乱君之所造也（『祕』iと略す）

『祕府略』卷八六八 布帛部三 錦（39-40頁／27頁下～28頁上）

說苑曰禽滑釐問墨子曰錦繡絺

¹⁶ 『續群書類從』は「必」の下に「求」字あり。

¹⁷ 『續群書類從』は「君」を「若」につくる。

¹⁸ 『續群書類從』は「絺」を「綌」につくる。

¹⁹ 『續群書類從』は「絺」を「綌」につくる。

絡將安用之曰惡是非吾務也夫錦
繡絳絡乱君之所造也（『祕』jと略す）

又曰魏文侯与田子方語有兩²⁰童子
衣錦而侍於君前田子曰此君之寵
子乎文侯曰非也此其父死於戰此
其幼孤也寡²¹人牧之子方曰臣以君
之賊心爲之足矣今慈甚君之寵此
子也又且以此誰之文煞之乎自是
後兵革不用（『祕』kと略す）

つぎに挙げるのは『幼學指南鈔』に引用された『說苑』である。撰者は不明ながら、臺灣故宮博物院が所藏する院政期鈔本に「久安三年（1147）二月一日大江時房」と記されていることから（巻一七にみえる）、平安末期には成立していたと考えられている。『祕府略』と同じく、先行する中國類書を再編集したものである。すでに中國では『太平御覽』が完成していたが、康治二年（1143）に「日本一の大學生」と稱された平安時代屈指の讀書家・藤原頼長が入手したという記録が、日本における『太平御覽』の初見であるため²²、『幼學指南鈔』の撰者は『太平御覽』を参照せず、『藝文類聚』と『初學記』を藍本としたことが既に先學によって指摘されている²³。

『幼學指南鈔』は本文三〇巻および目録一巻の計三一巻からなるが、二三巻分が現存するのみで、各機關に分藏されている。所藏機關は、臺灣故宮博物院（巻一殘巻、巻三、巻四、巻九、巻一二、巻一三、巻一四、巻一七、巻一八殘巻、巻二四、巻三〇殘巻）、大東急記念文庫（巻二、巻五、巻一九、巻二三、巻二五、巻二七）、京都大學付屬圖書館（巻七、巻二二）、成篁堂文庫（巻八）、陽明文庫（巻一五、巻一八）、東京國立博物館（巻一六）となっている。やはり『祕府略』と同じく楊守敬によって中國に紹介されており²⁴、臺灣故宮博物院所藏本は彼の舊藏品である。

このうち筆者が目撃しえたのは、臺灣故宮博物院、大東急記念文庫、京都大學付屬圖書館、東京國立博物館の所藏本である。これらにはそれぞれ圖版と釋讀が

²⁰『續群書類從』は「兩」を「兩」につくる。

²¹『續群書類從』は「寡」を「宣」につくる。

²²『台記』巻三 康治二年九月廿九日條。

²³覆製叢刊1979 解説、山崎誠1986、片山晴賢1994、大東急2005 解題。

²⁴楊守敬『日本訪書志』巻一一「幼學指南鈔三十卷。殘本。日本古鈔本。兩面鈔寫、爲蝴蝶裝、四邊外向。日本卷子以下、此式爲最古。蓋北宋刊本裝式、亦如此也。今存第三・第四・第九・第十三・第十四・第十七・第十八・第三十。又三册殘本、不知卷數。一寶貨部下、一衣服部、一音樂部、第三十卷爲鱗介蟲豸類。故知書止三十卷也。書法甚古、以日本書體紙質衡之、當是八九百年間物。每條有題、所引古書至六朝而止。細核之、蓋從徐堅初學記鈔出而其文字則遠勝今本。蓋此從卷子本出也」。

あるが、その対応関係は少し複雑である。大東急記念文庫と東京国立博物館所蔵本の圖版に関しては覆製叢刊1979を用いた²⁵。その釋讀は、故宮1992に著録されている。その故宮1992は、臺灣故宮博物院所蔵本の圖版をおさめており、その釋讀は、木村晟1996に著録されている。京都大學付屬圖書館所蔵本の圖版は「京都大學電子圖書館」としてweb上に公開されており²⁶、同本を釋讀したものが片山・丁1993である。

『幼學指南鈔』卷二 天部下 露（覆製叢刊1979、二六葉裏～二七葉表、60頁／故宮1992、1160頁）

劉向說苑曰園中有樹其上有蟬ゝ高
居悲鳴飲露不知蟪蛄在其後也（『幼』aと略す）

『幼學指南鈔』卷七 人部二 舌（京大藏五〇葉表／片山・丁1993、44頁）

說苑曰韓平子問叔嚮曰剛与軟孰堅
對曰臣年八十矣齒再墮而舌尚存（『幼』bと略す）

『幼學指南鈔』卷九 人部四 師²⁷（故宮1992、327-328頁／木村晟1996、99頁）

劉向說苑曰伯牙子鼓琴其交友鍾子期
聽之鍾子期死伯牙屏琴絕絃終身不
鼓（『幼』cと略す）

『幼學指南鈔』卷一三 官職部 總三公（故宮1992、394頁／木村晟1996、116頁）

劉向說苑曰三公正天下理陰陽節
風雨已上三公三卿事（『幼』dと略す）

『幼學指南鈔』卷一四 理政部 薦舉（故宮1992、550-551頁／木村晟1996、149頁）

說苑曰楚令尹虞丘子舉孫叔敖爲
令尹少焉虞丘子家于言孫叔敖執
而戮之虞丘子喜入見於王言孫叔敖果
可使持政奉國法而不黨施刑戮而不
乱耳不謂公乎庄王曰夫子之賜也（『幼』eと略す）

『幼學指南鈔』卷一四 理政部 奉使（故宮1992、559頁／木村晟1996、151頁）

²⁵覆製叢刊1979が刊行された當時、卷一六は梅澤記念館に所蔵されていた。各巻の舊蔵・現蔵の対応関係については、大東急2005解題を参照。

²⁶<http://edb.kulib.kyoto-u.ac.jp/exhibit/k133/index.html>

²⁷本寫本では、卷頭に人部四の子目を、師、友悌、交友、絶交、徳、讓、智、貴、富、貧と列擧する。しかし本文中では、師の次は絶交となっており、友悌と交友が見えない。鈔寫ミスによる脱落と考えられ、本條が屬すべき子目は交友とすべきであろう。

說苑曰明君之使人也任之以事不制以辭此
奉使之事也其稱謂有行李（左傳曰行李／之往來杜預
注行李／行人也）（『幼』fと略す）

『幼學指南鈔』卷一六 武部上 弓（覆製叢刊1979、一九葉表／故宮1992、1196頁）
劉向說苑曰楊幹麻筋之弓（『幼』gと略す）

『幼學指南鈔』卷一七 居處部 臺（故宮1992、635-636頁／木村晟1996、170頁）
說苑曰楚莊築五仞之臺（『幼』hと略す）

『幼學指南鈔』卷一八 産業部 漁釣（故宮1992、761-762頁／木村晟1996、201頁）
說苑曰呂望年七十釣于渭渚三日三夜魚
无食者与農人言農人者古之老賢人也
謂望曰子將復釣必細其綸芳其餌徐々
而投之无令魚駭望如其言初下得鮒次
下得鯉剝魚腹得書之文曰呂望封于
齊望知當貴也（『幼』iと略す）

『幼學指南鈔』卷一八 章服部上 裘（故宮1992、778頁／木村晟1996、205頁）
說苑曰千金之裘非一狐之史也臺廂之棖非
一木之枝也先王之法非一士之知也（『幼』jと略す）

『幼學指南鈔』卷一八 章服部上 衣裳（故宮1992、805-806頁／木村晟1996、211
頁）

說苑曰魏文侯封太子擊中山三年使不往
来舍人趙倉唐奉使文侯同子之君長大孰
文侯遣倉唐賜太子衣一襲令倉唐□鳴
與寡人倉唐曰君賜之外府之衣則能勝之
至太子迎拜賜發□衣盡顛倒太子趣是
駕曰賜之衣非以爲寒也欲召擊也无誰與
謀故遺予以詩曰東方未明顛倒衣裳顛
之倒之自公召之（『幼』kと略す）

『幼學指南鈔』卷一八 樂部 琴（故宮1992、818-819頁／木村晟1996、214頁）
說苑曰雍門周以琴見孟嘗君〈孟〉嘗君
曰先生□鼓琴能令我悲乎周曰所能令
悲者先貴後賤先富後貧屈折擯厭無
所告訴今足下千乘之君雖有善琴

未能使足下悲也然千秋萬歲之後高臺
傾曲池塹墳墓既已平嬰兒豎子樵採
者躑躅其足而歌其上曰夫以孟嘗君
尊貴乃若是乎孟嘗君遂泣下垂臉周
引琴而鼓之徐動宮徵拂羽角孟嘗君
涕泣增哀下而就之曰聞先生鼓琴令文
立若破國亡邑之人也（『幼』 l と略す）

『幼學指南鈔』卷二二中 火部下 燈（京大藏三六葉表／片山・丁 1993、60 頁）
說苑曰楚庄王賜羣臣酒日暮燈燭滅乃
有人引美人衣者美人援絕其冠纓（『幼』 m と略す）

『幼學指南鈔』卷二二中 火部下 庭燎（京大藏四三葉裏～四四葉表／片山・丁 1993、
62-63 頁）

說苑曰齊桓公設庭燎爲士之欲造見者
期年而士不至東野鄙人有以九ゝ之術
見者桓公曰九ゝ足以見乎對曰臣非以九ゝ
爲足以見也臣聞主君設庭燎以待士期
年而不至夫士所以不至者君天下賢君也四
方之士皆自論不及君故不至也夫九ゝ薄能
耳而君猶禮之況賢於九ゝ者乎桓公曰
善禮之期月而士至（『幼』 n と略す）

『幼學指南鈔』卷三〇 鱗介部 龍（故宮 1992、958-959 頁／木村晟 1996、246 頁）
說苑曰吳王欲從己飲酒子胥諫曰不可
昔白龍下清冷之淵化爲魚漁者豫且射
中其目白龍上訴天（『幼』 o と略す）

『幼學指南鈔』卷三〇 鱗介部 龜（故宮 1992、985-986 頁／木村晟 1996、252 頁）
說苑曰靈龜五色ゝ似玉背陰向陽上
隆象天下平法地轉運應四時蛇頭龍
脰左精象日右精象月知存亡吉凶之
變（『幼』 p と略す）

『幼學指南鈔』卷三〇 蟲豸部 蟬（故宮 1992、1021-1022 頁／木村晟 1996、259 頁）
說苑曰吳王欲伐荆舍人少孺子者欲
諫不敢乃操彈於後園露沾其衣如是

者三旦王曰子來何若露不知螳螂在
其後天女身取斧欲取其彈、又不知
黃雀在其後黃雀延頸欲啄螳螂不知
彈丸在其下此三者欲得其前而不顧其
後患王曰善哉乃罷兵（『幼』qと略す）

つぎに挙げるのは、『世俗諺文』に引用された『說苑』である。撰者は源爲憲（?-1011）で、寛弘四年（1007）に成立した。同書は金言集という、漢學や儒教的徳目を教育する啓蒙書に分類される。全三巻であるが、上巻のみが現存する。底本としたのは、觀智院が所藏する最古の寫本（平安末期頃）で²⁸、同寫本は卷子本で、四九紙からなり、一紙の幅は45cm前後、高さは26.5cmである。界線が引かれており、界高は23.4cm、界の上から1.5cmほどの高さに横線を引く。

前引の『祕府略』と同じく、古典保存會1931にはページ番號がないため、筆者が便宜的にページ番號を付した。表紙を1ページ目、「抱石入淵 天道無親 天道張弓」とあるページを2ページ目、「上巻」とあるページを3ページ目とする。『續群書類從』卷八八五（『續群書類從』三十下）に釋讀があり、對應するページを挙げる。また、遠藤光正による觀智院所藏寫本との校勘があり²⁹、參照して注記した。

『世俗諺文』卷上 巧偽不如拙誠（31-32頁／60頁下）

說苑云樂羊爲魏將而攻中山其子存中山々々
懸其子示樂羊々々不爲哀去攻之愈急中山
因享其子以而遺之羹³⁰樂羊食之盡不杯中
山見其誠不忍与戰果下之遂爲魏文侯³¹開
地文侯³²賞其功而疑其心孟孫獮得麀使秦
西已持歸其母隨而鳴秦西已不忍縱而与孟
孫怒而逐西已以居一年召以爲太子傅左右
曰秦西已有罪於君今以爲太子傅何也孟孫
曰夫一麀而不忍又魏將能忍吾子乎故曰巧偽 不如拙誠樂羊以爲功見疑西已
有罪益信仁与不仁也（『世』aと略す）

『世俗諺文』卷上 良藥苦於口（33-34頁／61頁上）

說苑云孔子曰良藥苦於口利於病忠言逆於耳

²⁸圖版および書誌情報は、古典保存會1931に従った。

²⁹遠藤光正1978。

³⁰遠藤光正1978は、觀智院所藏寫本の該當箇所を「美美」と釋讀している。

³¹『續群書類從』は「侯」を「候」につくる。

³²『續群書類從』は「侯」を「候」につくる。

而利於行故武王諤々而昌紂嘿々而已³³君無
諤々之臣父無諤々之子兄無諤々之弟（『世』bと略す）

『世俗諺文』卷上 令搦蜂（59-60頁／69頁下）
說苑云王國君前母子伯奇後母子伯對兄弟相愛後
母欲其子爲太子言王曰伯奇好妾王上臺視之後母
取蜂數十衣中往過伯奇々々往視袖中煞之
王見經³⁴伯奇々々出使者就獄袖中有死蜂使者
白王々見蜂召之已³⁵自投河中（『世』cと略す）

つぎに挙げるのは、『玉函祕抄』に引用された『說苑』である。同書もやはり金言集の一つで、撰者は九條良經（1169-1206）、成立は1203-1206年頃とされている。底本としたのは尊經閣が所藏する南北朝時代初期の寫本で、半葉七行の線裝本であるが、サイズは不明である³⁶。

『玉函祕抄』上（1頁上）
處尊位者敬以下 說苑（『玉』aと略す）

『玉函祕抄』上（1頁下）
聖王先德教而後刑罰 說苑（『玉』bと略す）

『玉函祕抄』上 026（2頁上）
冠履不同藏賢不肖不同位 說苑（『玉』cと略す）

『玉函祕抄』上（3頁上）
有功而不賞則善不勤有禍而不誅則惡不懼 說苑（『玉』dと略す）

『玉函祕抄』中（17頁下）
有文无武以威下有武无文民畏不親
文武俱生威德乃成 說苑（『玉』eと略す）

干将雖利不得人力不能自斷
人才雖高不務學問不能致聖 同（『玉』fと略す）

『玉函祕抄』中（18頁上）
理臣事則不營私家在公門則不言貨利
當公法則不阿親戚奉公舉賢則不避仇讎（『玉』gと略す）

³³『續群書類從』は「已」を「亡」につくる。

³⁴『續群書類從』は「經」を「經」につくる。

³⁵『續群書類從』は「已」を「乙」につくる。

³⁶圖版は、遠藤光正1971が掲載するものに従った。

『玉函祕抄』中 (20頁上)

山致其高雲雨起焉水致其深蛟龍生焉 說苑 (『玉』hと略す)

『玉函祕抄』下 (32頁下～33頁上)

身貴而驕人者民去之

位高擅權者君惡之

祿已厚而不知足者患處之 說苑 (『玉』iと略す)

つぎに挙げるのは、『明文抄』に引用された『說苑』である。撰者は藤原孝範(1158-1233)、鎌倉初期に成立した。同書も金言集であり、『太平記』等の軍記物に多く引用されているという。底本としたのは、神宮文庫が所蔵する冊子本で、江戸時代初期の延寶六年(1678)の寫本であるが、室町時代の永享三年(1431)に藤原季保が書寫したものを底本としており、古體を忠實に残しているという。高27.5cm、幅19.5cm、半葉十行、全158葉である。

また、『續群書類從』卷八八六に釋讀があり、對應するページを挙げる。また、遠藤光正による眞福寺所藏正安元年(1299)寫本、東洋文庫所藏鎌倉時代寫本、尊經閣文庫所藏鎌倉時代寫本、彰考館文庫所藏寫本、などとの校勘があり³⁷、参照して注記した。

『明文抄』一 帝道部上 (528頁／112頁上)

聖王先德教而後刑罰 說苑³⁸ (『明』aと略す)

『明文抄』二 帝道部下 (569頁／143頁下)

有功而不賞則善不勤有過而不誅則惡³⁹不懼 說苑 (『明』bと略す)

『明文抄』三 人倫部 (579頁／150頁上)

朝無賢人猶鴻鵠之無羽翼 說苑 (『明』cと略す)

『明文抄』三 人事部上 (598頁／163頁下)

冠履不同藏賢不肖不同位 說苑 (『明』dと略す)

『明文抄』四 人事部下 (608頁／171頁下)

巧詐不如拙誠

說苑又韓子文也⁴⁰ (『明』eと略す)

『明文抄』五 文事部 (631頁／188頁下)

³⁷遠藤光正 1984。圖版および書誌情報も同書に従う。

³⁸眞福寺本は「苑」を「蒙」につくる。

³⁹底本とした神宮文庫本と彰考館本以外は、いずれも「惡」を「忠」につくる。

⁴⁰東洋文庫本には「又韓子文也」の五文字なし。

干將雖利不得人力不能自斷人才雖高不務學問不能致聖 說苑⁴¹ (『明』fと略す)

『明文抄』五 文事部 (636頁／192頁下)

有文無武以無威下有武無文民畏不親文武俱至威德乃成 說苑 (『明』gと略す)

『明文抄』五 雜事部 (646頁／200頁上～下)

千金之裘非一狐之皮也廊廡之榱非一木之枝王法非一士之知也 說苑 (『明』hと略す)

つぎに挙げるのは、『管蠡抄』に引用された『說苑』である。撰者は菅原爲長(1158-1246)で、鎌倉初期に成立した。同書もやはり金言集であるが、『玉函秘抄』や『世俗諺文』が貴族向けであったの對し、鎌倉幕府要人のための啓蒙書であるという。本來は八卷本であったが、室町時代に卷九、卷十が増補され、各項目にも若干の増補が行われている。底本として用いたのは、龍門文庫が藏する朗俊本と呼ばれる寫本で⁴²、十卷本系統の室町中期寫本だが、『說苑』が引用されているのは、卷七までである。なお、十卷本としては最も古い寫本である。同寫本は、上下二冊からなり、縦27.3cm、横17.7cm、每半葉六行二十字である。また、遠藤光正による、尊經閣文庫所藏室町末期寫本、靜嘉堂文庫所藏天文十三年(1544)寫本、無窮會圖書館所藏寫本を用いた校勘があり、参照して注記した⁴³。

『管蠡抄』第一 明君 (399頁)

子庶以奉祖為孝君上以安人為明水廣則魚大君

明則臣惠 說苑 (『管』aと略す)

進賢而廢不肖君之明也 同 (『管』bと略す)

『管蠡抄』第一 明賞罰 (401頁)

誅賞謬則善惡乱矣有功⁴⁴不賞則善不勸⁴⁵有過不誅

則惡不懼 說苑 (『管』cと略す)

『管蠡抄』第一 明賞罰⁴⁶ (404頁)

⁴¹ 尊經閣本は次行にも「干將雖利不得人力不能自斷人才」とあるが、鈔寫ミスであろう。

⁴² 圖版および書誌情報は、龍門文庫 1985 に従った。

⁴³ 遠藤光正 1978。ただし、「無」や「以」などの助字の異體字については省略した。

⁴⁴ 尊經閣本と無窮會本には、「功」の下に「而」字がある。

⁴⁵ 尊經閣本は「勤」、靜嘉堂本は「進」とする。無窮會本は「勸」とする。

⁴⁶ 尊經閣本、靜嘉堂本、無窮會本いずれも『管』eが『管』dの前に位置する。また、この句は、靜嘉堂本と無窮會本では、任賢の項目にあるという。

任賢必治任不肖必乱必然之道也 說苑⁴⁷ (『管』 d と略す)

晏子曰國有三不祥是不与焉⁴⁸夫有賢而不知一不

祥也知而不用二〈不祥也〉用而不任三不祥也 同⁴⁹ (『管』 e と略す)

『管蠡抄』第一 擇近臣 (405 頁)

善進則不善無由入不善進則善無由入 說苑 (『管』 f と略す)

『管蠡抄』第一 求諫 (407 頁)

⁵⁰鳥鳶卵不毀而後鳳凰集誹謗之罪不誅而後良言進 說苑 (『管』 g と略す)

『管蠡抄』第二 政有三品 (416 頁)

政有三品王者之政化之霸者之政威之強者之政

脅之夫三者各所施而化之⁵¹ (『管』 h と略す)

『管蠡抄』第二 德化 (427 頁)

聖王先德行後刑 說苑 (『管』 i と略す)

『管蠡抄』第二 養民 (428-429 頁)

武王問大公曰治國之道若何大公對曰治國之道

愛民而已 說苑 (『管』 j と略す)

文王囿百里民以為尚小⁵²宣王囿四⁵³十里民以為秦

大裕之亦民奪此⁵⁴ 同⁵⁵ (『管』 k と略す)

養鷄者不蓄狸牧獸者不育找樹木者憂其蠹仕民

者除其賊 同 (『管』 l と略す)

『管蠡抄』第三 文學 (435 頁)

聖王之治天下先文德而後⁵⁶武力 說苑 (『管』 m と略す)

『管蠡抄』第四 擇賢授官 (456 頁)

⁴⁷尊經閣本、靜嘉堂本、無窮會本いずれも「說苑」を「漢書」とする。

⁴⁸尊經閣本は、「是不与焉」を「是否焉」とする。

⁴⁹尊經閣本、靜嘉堂本、無窮會本いずれも「同」を「說苑」とする。

⁵⁰無窮會本には、この箇所「南子司直云」とある。

⁵¹この條には、出典が明記されていないが、靜嘉堂本と無窮會本には、「之」につづいて「說苑」とあることから、『說苑』の引用として扱う。

⁵²靜嘉堂本と無窮會本には、この箇所に「齊」字がある。

⁵³無窮會本は「四」を「三」につくる。

⁵⁴「裕之亦民奪此」を尊經閣本は「民裕之与民奪此」、靜嘉堂本と無窮會本には「裕民之与奪民」につくる。

⁵⁵靜嘉堂本と無窮會本は「同」を「文選」とする。

⁵⁶靜嘉堂本は、「後」を「后」につくる。

冠履不同藏賢不肖不同位 說苑 (『管』 n と略す)

『管蠡抄』第四 不嫌早賤 (458-459 頁)

鄒子說⁵⁷梁王曰伊尹故有莘氏之媵臣也湯立以爲
三公天下之治太平管仲故城陰之狗盜也千之庸
夫也齊桓公得之以爲仲父太公故老婦之出夫也
朝歌屠佐也棘津迎客之舍人也年七十而相周九
十而封齊⁵⁸

說苑⁵⁹ (『管』 o と略す)

『管蠡抄』第七 憐刑人 (512-513 頁)

禹出見辜⁶⁰人下車問而泣之⁶¹左右曰夫辜人不順道 故以然何為痛之至於此也
禹曰堯舜為君百姓⁶²以 堯舜之心為心今寡人為君百姓各以其心為心是 以痛之
也 說苑 (『管』 p と略す)

『管蠡抄』の寫本間には細かい文字の異同が多いが、引用文のみならず出典の異同もあり、非常に大きな問題点を二つはらむ。

まず、朗俊本以外の各寫本は、いずれも『管』 d と『管』 e の排列が逆で、なおかつ『管』 d の出典を「說苑」ではなく「漢書」としている点である。また、靜嘉堂本と無窮會本では所屬する部名すら異なっており、この箇所は相當混亂していたことがわかる。

問題の『管』 d は現行の『說苑』にはみえず、『漢書』卷七五 京房傳にみえる。しかし、朗俊本の誤寫ではなく、『管』 d が『說苑』の佚文である可能性もゼロではない。というのも、現行の『說苑』と『漢書』が重複する箇所はいくつかあり、例えば、『管』 g は宣帝期の路温舒の上奏文で、現行の『說苑』にみえるが、『漢書』卷五一 路温舒傳にもみえる。

こうした重複が生じる原因は、『說苑』の撰者である劉向が『史記』以後の漢代史を執筆していたためである⁶³。『說苑』にみえる昭帝以降の記事は、劉向が執筆

⁵⁷無窮會本は「說」を「語」につくる。

⁵⁸尊經閣本に「齊」字無し。

⁵⁹靜嘉堂本は「說苑」を「同」とする。だとすると、この箇所の出典は前を承けて『文選』ということになるが、『文選』に當該箇所はなく、靜嘉堂本の誤りである。ただし、李善注に「說苑、鄒子說梁王曰、太公年七十而相周、九十而封齊」という引用はある(『文選』卷四五 東方朔「答客難」)。

⁶⁰無窮會本は「辜」を「事」につくる。

⁶¹「問而泣之」を、靜嘉堂本は「而問泣之」、無窮會本は「問而泣之」につくる。

⁶²靜嘉堂本と無窮會本には、この箇所に「各」字がある。

⁶³『史通』外篇 古今正史「史記所書、年止漢武、太初以後、闕而不錄。其後劉向、向子歆及諸好事者、若馮商・衛衡・揚雄・史岑・梁審・肆仁・晉馮・段肅・金丹・馮衍・豐融・蕭奮・劉恂等相次撰續、迄于哀・平間、猶名史記」。

した漢代史あるいは取材資料と考えられる。班彪・班固が『後傳』『漢書』を著述する上で、先行する劉向の著作を参照、あるいは、共通の取材資料を用いたことは疑いなく、そのため『説苑』と『漢書』の重複が生じるのである。

『管』dは漢の元帝と京房とのやりとりを出典とするが、『説苑』の上呈が元帝の子・成帝鴻嘉四年（前17）⁶⁴、京房は二十年前の建昭二年（前37）に刑死しているので、京房の言が『説苑』に採録されていたとしても決して不自然ではない。

ただ、他の和製類書にも、

『玉函祕抄』上（2頁上）

任賢必治任不肖必乱 漢書

『明文抄』二 帝道部下（546頁／125頁上）

任賢必治任不肖必乱 漢書

とあって、同じ箇所を『漢書』として引用しているため、本稿では『管』dを『説苑』としては扱わない。

第二に、靜嘉堂本と無窮會本が、『管』kの出典を「同（『説苑』）」ではなく「文選」としている点である。とするならば、續く『管』lも出典は『文選』ということになる。

結論から言えば、靜嘉堂本と無窮會本が正しいと考える。『管』k『管』lとも現行の『説苑』には見えない。『管』kは揚雄の「羽獵賦」、『管』lは王褒の「四子講徳論」であり、それぞれ『文選』の卷八と卷五一に収められている。なお、両者を『説苑』の佚文とすることはできない。王褒は前漢宣帝期の人で、劉向に先行する。しかし、揚雄「羽獵賦」が上呈されたのが、『説苑』上呈よりも遅い永始三年（前14）であるため⁶⁵、『管』kが『説苑』を出典とすることは不可能であり、『管』lも『説苑』を出典とすることはあり得ない。

二、内容の検討

(1) 現行の二十巻と共通するもの

前章で挙げた和製類書所引『説苑』と現行テキストとの比較・検討にうつる。底本とするのは四部叢刊本である。徐建委によると、『説苑』の刊本は、大きく北宋廿二行本系統、南宋咸淳本系統、元末明初三行本系統の三つに分かれる。最古

⁶⁴宋本『説苑』には、各巻頭に「鴻嘉四年三月己亥、護左都水使者光祿大夫臣劉向上」とあり、『玉海』卷五五にも「劉向傳、向采傳記行事、著新序・説苑、凡五十篇、奏之。（新序、陽朔元年二月癸卯上、説苑鴻嘉四年三月己亥上）」とある。

⁶⁵「羽獵賦」の李善注に、「七略曰、羽獵賦、永始三年十二月上」とある。

の刊本である北宋廿二行本は現存しないが、元大徳七年刊本（上海圖書館藏）がその系統に屬し、その明鈔本（平湖葛氏傳樸堂所藏）が四部叢刊本である⁶⁶。南宋咸淳本も二十二行本の系統ではあるが、誤りや脱漏が多く、十三行本系統もやはり脱漏が多い。

以下、まず四部叢刊本と和製類書の該當箇所をあわせて挙げ、和製類書が引用した箇所に下線を施し、文字の異同箇所をゴチックにて示した。四部叢刊本引用前に付した1-3等の番號は、同本を底本とする『說苑逐字索引』（以下『逐字索引』）の番號で、（卷數）-（段落番號）を意味する。……は省略を示す。

また、『北堂書鈔』、『藝文類聚』、『初學記』、『太平御覽』といった唐宋類書に引用された『說苑』との關連についても言及する（無論、『說苑』として引用されたものに限る）⁶⁷。ただし、繁雜となるので引用は直接關係する箇所のみにとどめ、『太平御覽』の如く先行類書と重複する場合は篇名のみ挙げる。なお、『祕府略』と唐宋類書との對應關係については飯田瑞穂 2000 による整理・指摘があり参照した。

まず現行の二十巻に見えるものから逐次検討する。

1-3 ……。凡處尊位者必以敬下、順徳規諫、必開不諱之門、蹲節安靜以藉之、諫者勿振以威、毋格其言、博采其辭、乃擇可觀。夫有文無武、無以威下、有武無文、民畏不親、文武俱行、威徳乃成。……（『校證』2-3 頁）

『玉』a 處尊位者敬以下。說苑。

『玉』e 有文无武、以威下、有武无文、民畏不親、文武俱生、威徳乃成。說苑。

『明』g 有文無武、以無威下、有武無文、民畏不親、文武俱至、威徳乃成。說苑。

この部分は、「凡」などの助字を缺く以外は、ほぼ四部叢刊本と同じであるが、四部叢刊本の「文武俱行」を『玉』eが「文武俱生」、『明』gが「文武俱至」としている。中國の他の版本にはこの箇所に異同は無い。『玉函祕抄』と『明文抄』が参照したのがこの箇所を誤寫したテキストであったと思われる。唐宋類書には、『玉』aおよび『玉』e『明』gと同じ箇所の引用はみえない。

1-9 禹出見罪人、下車問而泣之、左右曰、夫罪人不順道、故使然焉、君王何爲痛之至於此也。禹曰、堯舜之人、皆以堯舜之心爲心。今寡人爲君也、百姓各自以其心爲心、是以痛之也。……（『校證』8 頁）

『管』p 禹出見辜人、下車問而泣之、左右曰、夫辜人不順道、故以然、何爲痛之至

⁶⁶徐建委 2008。なお、北宋本は黃丕烈が所有していたものが海源閣の藏書となり、さらには大連圖書館に所藏されたが、第二次大戰後に行方不明となったという。大連圖書館の目録によると、同圖書館は確かに海源閣舊藏の北宋版『說苑』二十卷本を所藏していたことが記されている（ただし書誌情報は無い）。ちなみに、十二卷本の元版も所藏していたが、もともと誰の藏書であったかは不明である。大連圖書館 1937、602 頁参照。

⁶⁷各唐宋類書の底本は次の通り。『北堂書鈔』…孔廣陶校注・光緒十四年南海孔氏三十三萬卷堂刊本、『藝文類聚』…汪紹楹校・排印本（上海古籍出版社）、『初學記』…嚴可均・陸心源校・排印本（中華書局）、『太平御覽』…四部叢刊本。

於此也。禹曰、堯舜為君、百姓以堯舜之心為心。今寡人為君、百姓各以其心為心、是以痛之也。說苑。

『藝文類聚』卷三五 人部十九 泣

又曰、禹出見辜人、問而泣之。左右問其故。禹曰、堯舜之民、皆以堯舜之心為心。今吾為君、百姓皆以其心為心。是以痛之。

『太平御覽』卷八二 皇王部七 夏帝禹

說苑曰、禹見罪人、下車問而泣之。左右曰、夫罪人不順道、故然焉。君王何為痛之至於此也。禹曰堯舜之民、皆以堯舜之心為心。今吾為君、百姓皆以其心為心。是以痛之。

四部叢刊本の「堯舜之人、皆以堯舜之心為心」を、『管』pは「堯舜為君、百姓以堯舜之心為心」とする（靜嘉堂本と無窮會本は「堯舜為君、百姓各以堯舜之心為心」）。續く「寡人為君」から考えると、『管』pの方が適切であるように思われるが、『群書治要』卷四三が引く『說苑』は「堯舜之民、皆以堯舜之心為心」となっているので、唐朝が『群書治要』編纂に用いたテキストとは別系統のものが祖本となっているのであろう。『管』pと同じ箇所引用が『藝文類聚』卷三五、『初學記』卷九、『太平御覽』卷八二にみえるが、『管』pは『藝文類聚』に比して長く、また『太平御覽』は『管』pよりも四部叢刊本に近い上に、「寡人」を「吾」としており、これらを参照していないことは明白である。この他、『初學記』卷九 帝王部 總敘帝王 泣辜扇暘條にもみえるが、『藝文類聚』よりも引用は短い。

1-23 ……。晏子曰、國有三不祥、是不與焉、夫有賢而不知、一不祥。知而不用、二不祥。用而不任、三不祥也。……（『校證』19頁）

『管』e 晏子曰、國有三不祥、是不與焉、夫有賢而不知、一不祥也、知而不用、二不祥也、用而不任、三不祥也。同。

『北堂書鈔』卷一五八 地部二 穴

劉向說苑、……。晏子曰、國有三不祥、是不與焉、夫有賢而不知、一不祥也。知而不用、二不祥也。用而不任、三不祥也。……。

この箇所は、『管』eが「也」を加える以外は四部叢刊本に同じ。同じ箇所を引用する『北堂書鈔』卷一五八も、『管』eと同じく「也」を加えている。

2-2 ……。伊尹對曰、三公者、知通於大道、應變而不窮、辯於萬物之情、通於天道者也。其言足以調陰陽、正四時、節風雨、如是者、舉以為三公。……（『校證』36頁）

『幼』d 劉向說苑曰、三公正天下、理陰陽、節風雨。已上三公三卿事。

『初學記』卷一一 職官部上 太師太傅太保 理陰陽節風雨

劉向說苑曰、三公正天下、調陰陽、節風雨。已上三公三師事。

『太平御覽』卷二〇七 職官部五 總敘三公

說苑曰、三公正天下、調陰陽、節風雨。

前述したが、『幼學指南鈔』は『藝文類聚』と『初學記』を藍本としていることが既に指摘されている。『幼』dにみえる、「已上三公三卿事」は、『太平御覽』と比較すれば明らかのように、『說苑』ではなく『初學記』の地の文であり、若干の文字の異同はあるものの、同上が『初學記』からの引用であることを端的に示す箇所といえる。

2-9 ……。臣不肖而處上位、是君失倫也、不肖失倫、臣之過、進賢而退不肖、君之明也。
……（『校證』45頁）

『管』b 進賢而癡不肖、君之明也。同。

四部叢刊本の「退」を『管』bは「癡」とする以外は四部叢刊本と同じ。また、唐宋類書には、『管』bと同じ箇所引用はみえない。

3-10 ……。騏驎雖疾、不遇伯樂、不致千里。干將雖利、非人力不能自斷焉。烏號之弓雖良、不得排檠、不能自任。人才雖高、不務學問、不能致聖。水積成川、則蛟龍生焉。土積成山、則豫樟生焉。學積成聖、則富貴尊顯至焉。千金之裘、非一狐之皮。臺廟之榱、非一木之枝。先王之法、非一士之智也。……（『校證』65頁）

『玉』f 干將雖利、不得人力、不能自斷。人才雖高、不務學問、不能致聖。同。

『明』f 干將雖利、不得人力、不能自斷。人才雖高、不務學問、不能致聖。說苑。

『幼』j 說苑曰、千金之裘、非一狐之史也。臺廟之榱、非一木之枝也。先王之法、非一士之知也。

『明』h 千金之裘、非一狐之皮也。廊廡之榱、非一木之枝。王法非一士之智也。說苑。

『北堂書鈔』卷一二九 衣冠部三 裘 非一狐之皮

說苑云、千金之裘、非一狐之皮也。先王之法、非一士之知也。

『藝文類聚』卷六七 衣冠部 裘

說苑曰、千金之裘、非一狐之皮也。廊廟之榱、非一木之枝也。王法非一士之知也。

基本的に四部叢刊本の節略だが、四部叢刊本が「非人力不能自斷焉」とする箇所を、『玉』f『明』fは「不得人力、不能自斷」としている。四部叢刊本の「焉」は、つづく「烏」に引きずられた衍字であることを『校證』がすでに指摘している。さらに、この前後の句はいずれも「××雖×、不×××、不×××」という四字句で構成されていることから、『玉』fと『明』fの方が正しいテキストを伝えているといえよう。『幼』jの引用は『北堂書鈔』卷一二九、『藝文類聚』卷六七と共通するが、両者に比して引用が長く、これらの類書を参照していないことになる。唐宋類書との共通点がみられるのは『明』hであり、四部叢刊本の「臺廟之榱」を「廊廡之榱」とし、「先王之法」を「王法」と略する点が、『藝文類聚』卷六七と共通する。なお、唐宋類書には『玉』f『明』fと同じ箇所の引用はみえない。

5-3 ……。山致其高、雲雨起焉。水致其深、蛟龍生焉。……（『校證』96頁）

『玉』h 山致其高、雲雨起焉。水致其深、蛟龍生焉。說苑。

この箇所は四部叢刊本に同じ。また、唐宋類書には『玉』hと同じ箇所の引用はみえない。

5-14 ……。臣聞鳥鷩之卵不毀、而後鳳凰集。誹謗之罪不誅、而後良言進、故傳曰、山藪藏疾、川澤納汚。……（『校證』104-105頁）

『管』g 鳥鷩卵不毀、而後鳳凰集。誹謗之罪不誅、而後良言進。說苑。

この箇所も「之」を一箇所缺く以外は四部叢刊本にほぼ同じであるが、遠藤光正1978が指摘するように、無窮會本『管蠡抄』は、「南子司直云、鳥鷩卵不毀…」としている。「南子司直云」の五文字を補うこともあるいは可能かもしれない。なお、唐宋類書には『管』gと同じ箇所の引用はみえない。

5-28 樂羊爲魏將、以攻中山、其子在中山、中山縣其子示樂羊、樂羊不爲哀志、攻之愈急、中山因烹其子而遺之、樂羊食之盡一杯、中山見其誠也、不忍與其戰、果下之、遂爲魏文侯開地、文侯賞其功而疑其心。孟孫獵得麕、使秦西巴持歸、其母隨而鳴、秦西巴不忍、縱而與之、孟孫怒而逐秦西巴、居一年召以爲太子傅、左右曰、夫秦西巴有罪於君、今以爲太子傅、何也。孟孫曰、夫以一麕而不忍、又將能忍吾子乎。故曰、巧詐不如拙誠、樂羊以有功而見疑、秦西巴以有罪而益信。由仁與不仁也。〔『校證』113-114頁〕

『世』a 說苑云、樂羊爲魏將、而攻中山、其子存中山、々々懸其子以示樂羊、々々不爲哀去、攻之愈急、中山因烹其子而遺之羹、樂羊食之盡不杯、中山見其誠、不忍與戰、果下之、遂爲魏文侯開地、文侯賞其功而疑其心、孟孫獵得麕、使秦西巴持歸、其母隨而鳴、秦西巴不忍、縱而與、孟孫怒而逐西巴、以居一年召以爲太子傅、左右曰、秦西巴已有罪於君、今以爲太子傅、何也。孟孫曰、夫一麕而不忍、又魏將能忍吾子乎。故曰、巧偽不如拙誠、樂羊以爲功見疑、西巴有罪益信。仁與不仁也。

『明』e 巧詐不如拙誠。說苑。又韓子文也。

『世』aは、「秦西巴」を「秦西巴」、「又將能忍吾子乎」を「又魏將能忍吾子乎」、「樂羊食之盡一杯」を「樂羊食之盡不杯」とするなどの單純ミスを除けば、ほぼ四部叢刊本に同じ。しかし、「巧詐不如拙誠」を「巧偽不如拙誠」とする理由は不明である（「巧偽」につくる他テキストはない）。なお、『世』aには、四部叢刊本にはない「羹」がみえる。『校證』は、『說苑』の取材源と思われる『韓非子』說林上および『戰國策』魏策一によって「羹」を補っているが、曾鞏再編以前のテキストにも「羹」があったことになる。『明』eは四部叢刊本に同じ。唐宋類書には『世』a、『明』eと同じ箇所引用はみえない⁶⁸。

6-11 楚莊王賜群臣酒、日暮酒酣、燈燭滅、乃有人引美人之衣者。美人援絕其冠纓、告王曰、……〔『校證』125-126頁〕

『幼』m 說苑曰、楚庄王賜羣臣酒、日暮、燈燭滅、乃有人引美人衣者。美人援絕其冠纓。

『藝文類聚』卷八〇 火部 燈

說苑曰、楚莊王賜群臣酒、日暮、燈燭滅、乃有人引美人衣者。美人挽絕其冠纓。事具人部報恩篇。

この箇所は四部叢刊本の節略であるが、『幼學指南鈔』であるため、先行する類書からの引用であろう。この箇所を引用する類書はいくつかあるが、『幼』mが火部下・燈に屬することから、『藝文類聚』卷八〇の引き寫しと考えられる。その他、同じ箇所の引用が、『北堂書鈔』卷一二七 衣冠部一 纓 美人絕纓條、『藝文類聚』卷三三 人部一七 報恩、『太平御覽』卷八六八 服章部三 纓にみえる。

6-25 魏文侯與田子方語、有兩童子衣青白衣、而侍於君前、子方曰、此君之寵子乎。文侯曰、非也、其父死於戰、此其幼孤也、寡人收之。子方曰、臣以君之賊心爲足矣、今滋甚、君之寵此子也、又且以誰之父殺之乎。文侯愍然曰、寡人受令矣。自是以後、兵革不用。〔『校證』140頁〕

『祕』k 又曰、魏文侯與田子方語、有兩童子衣錦、而侍於君前、田子曰、此君之寵

⁶⁸ 『明』eは、『北堂書鈔』にも同文が引用されているが、出典は『韓子』のみとする。

子乎。文侯曰、非也、此其父死於戰、此其幼孤也、寡人牧之。子方曰、臣以君之賊心爲之足矣、今慈甚、君之寵此子也、又且以誰之文煞之乎。自是後兵革不用。

『藝文類聚』卷八五 布帛部 錦

說苑曰、魏文侯與田子方語、有兩童子衣錦、而侍於前、田子曰、此君之寵子乎。文侯曰、非也、此子父死於戰、以其幼孤也、寡人收之。子方曰、臣以君之賊心爲足矣、今滋甚也、君之寵此子也、又且以誰之父殺之乎。

『太平御覽』卷三二七 兵部五八 偃武

說苑曰、魏文侯與田子方語、有兩童子衣青白衣、而侍於君前、子方曰、此君子之寵子乎。文侯曰、非也、其父死於戰、此其孤幼也、寡人收之。子方曰、臣以君之賊心爲足、今滋甚、君之寵此子也、又且以誰之父殺之乎。文侯愍然曰、寡人受令矣。自是已後、兵革不用。

『太平御覽』卷八一五 布帛部二 錦

說苑曰、魏文侯與田子方語、有兩童子衣錦、而侍於君前。田子曰、此君之寵子乎。文侯曰、非也、此其父死於戰、此其幼孤也。寡人收之。

『祕』kには、「收」を「牧」、「父」を「文」、「滋」を「慈」に誤る箇所がある。それ以外に四部叢刊本が「衣青白衣」とする箇所を『祕』kは「衣錦」とするが、これは『藝文類聚』卷八五、『太平御覽』卷八一五と共通する。しかし、『祕』kは『藝文類聚』、『太平御覽』よりも引用が長く、これらを参照していないことは明らかである。

7-1 政有三品。王者之政化之、覇者之政威之、強者之政脅之。夫此三者各有所施、而化之爲貴矣。……。是以聖王光德教而後刑罰、立榮恥而明防禁。……(『校證』143頁)

『管』h 政有三品。王者之政化之、覇者之政威之、強者之政脅之。夫三者各所施、而化之。

『玉』b 聖王先德教而後刑罰。說苑。

『明』a 聖王先德教而後刑罰。說苑。

『管』i 聖王先德行後刑。說苑。

『北堂書鈔』卷三五 政術部 德化 王政化之爲貴

說苑云、政有三品。王者之政化之、覇者之政威之、強國之政脅之。王者各有所施、化之爲貴矣。

『藝文類聚』卷五二 治政部上 論政

說苑曰、政有三品。王者之政化之、覇者之政威之、強國之政脅之。夫此三者各有所施、而化之爲貴矣。……。

『管』hは四部叢刊本の節略であり、『北堂書鈔』卷三五と『藝文類聚』卷五二も同じ箇所を引用する。『玉』b『明』a『管』iについてみると、四部叢刊本の「光德教」を『玉』b『明』aは「先德教」とし、『管』iも「先德行」とする。無論和製類書が正しく、すでに遠藤光正1984の指摘がある。なお、この三者と同じ箇所の引用は唐宋類書にはみえない。

7-3 ……。故誅賞不可以繆、誅賞繆則善惡亂矣。夫有功而不賞、則善不勸、有過而不誅、則惡不懼、善不勸而能以行化乎天下者、未嘗聞也。……(『校證』144頁)

『玉』d 有功而不賞、則善不勸、有過而不誅、則惡不懼。說苑。

『明』b 有功而不賞、則善不勸、有過而不誅、則惡不懼。說苑。

『管』c 誅賞謬則善惡乱矣。有功不賞、則善不勸、有過不誅、則惡不懼。說苑。

この箇所は「繆」を「謬」とする、あるいは助字の有無以外に、『玉』dと『明』bが「則善不勸」を「則善不勤」につくる。『管』cについても、「勤」や「進」につくる別寫本があった。中國の他の版本には異同がないので、1-3と同じく、この箇所を誤寫したテキストを参照していたと思われる。この三者と同じ箇所の引用は唐宋類書にはみえない。

7-14 武王問於太公曰、治國之道若何。太公對曰、治國之道、愛民而已。……(『校證』151頁)

『管』j 武王問大公曰、治國之道若何。大公對曰、治國之道、愛民而已。說苑。

この箇所は「於」字が無いことを除けば、四部叢刊本に同じ。『管』jと同じ箇所の引用は唐宋類書にはみえない。

7-36 ……孔子聞之曰、此言也信矣、善言進、則不善無由入矣。不進善言、則善無由入矣。(『校證』167頁)

『管』f 善進、則不善無由入。不善進、則善無由入。說苑。

四部叢刊本の「善言」を「善」につくる。この異同は『群書治要』所引の『說苑』にも共通しており⁶⁹、唐代あるいはそれ以前の『說苑』のテキストを伝える箇所といえる。『管』fと同じ箇所の引用は唐宋類書にはみえない。

8-1 ……夫朝無賢人、猶鴻鵠之無羽翼也、……(『校證』173頁)

『明』c 朝無賢人、猶鴻鵠之無羽翼。說苑。

『太平御覽』卷四〇二 人事部四三 敘賢

又曰、夫朝無賢人、猶鴻鵠之無羽翼。……。

『太平御覽』卷四七四 人事部一一五 禮賢

又曰朝無人、猶鴻鵠之無羽翼也。

この箇所は助字の「夫」と「也」がないことを除けば四部叢刊本に同じ。同じ箇所の引用が『太平御覽』卷四〇二と卷四七四にみえる。

8-3 鄒子說梁王曰、伊尹故有莘氏之媵臣也、湯立以爲三公、天下之治太平。管仲故成陰之狗盜也、天下之庸夫也、齊桓公得之爲仲父。百里奚道之於路、傳賣五羊之皮、秦穆公委之以政。戚故將車人也、叩轅行歌於康之衢、桓公任以國。司馬喜鬻脚於宋、而卒相中山。范雎折脅拉齒於魏而後爲應侯。太公望故老婦之出夫也、朝歌之屠佐也、棘津迎客之舍人也、年七十而相周、九十而封齊。……(『校證』177-178頁)

『管』o 鄒子說梁王曰、伊尹故有莘氏之媵臣也、湯立以爲三公、天下之治太平。管仲故城陰之狗盜也、千之庸夫也、齊桓公得之以爲仲父。太公故老婦之出夫也、朝歌屠佐也、棘津迎客之舍人也、年七十而相周、九十而封齊。說苑。

『太平御覽』卷四七四 人事部一一五 禮賢

說苑曰、鄒子說梁王曰、伊尹有莘氏之勝臣、湯立以爲三公。管仲城陰之狗盜、齊桓

⁶⁹『群書治要』卷四三「孔子聞之曰、此言信矣、善進、則不善無由入矣。不善進、則善亦無由入矣」。

以爲仲父。百里奚乞食於路、穆公委之以致。甯戚叩轅行歌、桓公任之以國。太公望出夫朝歌之屠、年七十而相周、九十而封齊。……。

この箇所は、四部叢刊本の節略で、「天下」を「千」に誤るが、他はほぼ四部叢刊本に同じ。同じ箇所の引用は『太平御覽』卷四七四にも見えるが、『管』oの「天下之治太平」や「太公故老婦之出夫也」がなく、同書を参照していないことは明らかである。

8-8 ……。伯牙子鼓琴、鍾子期聽之、方鼓而志在太山、鍾子期曰、善哉乎鼓琴。巍巍乎若太山。少選之間、而志在流水、鍾子期復曰、善哉乎鼓琴。湯湯乎若流水。鍾子期死、伯牙破琴絕絃、終身不復鼓琴、以爲世無足爲鼓琴者。……（『校證』183-184頁）

『幼』c 劉向說苑曰、伯牙子鼓琴、其交友鍾子期聽之。鍾子期死、伯牙屏琴絕絃、終身不鼓。

『太平御覽』卷四九〇 人事部五〇 交友四

劉向說苑曰、伯牙子鼓琴、其友鍾子期聽之、方鼓琴而志在於太山、鍾子期聽之曰、善哉鼓琴。巍巍乎若太山。少選之間、而志在流水、鍾子期聽之曰、善哉鼓琴。湯湯乎若流水。鍾子期死、伯牙子屏琴絕絃、終身不鼓、以爲時無足爲鼓琴者。

この箇所は四部叢刊本の節略であるが、四部叢刊本の「鼓琴」と「鍾子期」の間に「其交友」の三字があり、また「破琴」を「屏琴」とする。この異同は（「其交友」を「交友」とするものの）『太平御覽』卷四九〇と共通する。『後漢書』儒林傳上・尹敏に付された李賢注も同様であり⁷⁰、唐代のテキストを伝える箇所といえる。また、『太平御覽』以前に、同様に表記する別の類書が存在していたことになる。

8-12 齊桓公設庭燎爲士之欲造見者、期年而士不至、於是東野鄙人有以九九之術見者、桓公曰、九九何足以見乎。鄙人對曰、臣非以九九爲足以見也、臣聞主君設庭燎以待士、期年而士不至。夫士之所以不至者、君天下賢君也。四方之士皆自以論而不及君、故不至也。夫九九薄能耳、而君猶禮之、況賢於九九乎。夫太山不辭壤石、江海不逆小流、所以成大也。詩云、先民有言、詢于芻蕘。言博謀也。桓公曰、善。乃因禮之、期月、四方之士相携而竝至。……（『校證』187-188頁）

『幼』n 說苑曰、齊桓公設庭燎爲士之欲造見者、期年而士不至、東野鄙人有以九々之術見者、桓公曰、九々足以見乎。對曰、臣非以九々爲足以見也、臣聞主君設庭燎以待士、期年而不至。夫士所以不至者、君天下賢君也。四方之士皆自論不及君、故不至也。夫九々薄能耳、而君猶禮之、況賢於九々者乎。桓公曰、善。禮之。期月而士至。

『藝文類聚』卷八〇 火部 庭燎

說苑曰、齊桓公設庭燎、爲士之欲造見者、期年而士不至、東野鄙人、有以九九之術見者。桓公曰、九九足以見乎。對曰、臣非以九九爲足以見也、臣聞主君設庭燎以待士、期年而不至。夫士所以不至者、君天下賢君也。四方之士、皆自論不及君、故不至也。夫九九薄能耳、而君猶禮之、況賢於九九者。桓公曰、善。禮之。期月而士至。

この箇所は四部叢刊本の節略であるが、6-11の場合と同じく、『藝文類聚』卷八〇の引き

⁷⁰『後漢書』儒林傳上・尹敏 李賢注「說苑曰、伯牙子鼓琴、其友鍾子期聽之、志在於山水、子期皆知之。子期死、伯牙屏琴絕絃、終身不復鼓琴」。

寫しであろう。同じ箇所引用が『北堂書鈔』卷三四 政術部 禮賢 九九薄能因爲禮之條、『太平御覽』卷四七四 人事部一一五 禮賢にみえる。

8-13 ……。弦章對曰、臣聞之、水廣則魚大、君明則臣忠。昔有桓公、故有管仲。今桓公在此、則車下之臣盡管仲也。(『校證』188-189頁)

『管』a 子庶以奉祖爲孝、君上以安人爲明。水廣則魚大、君明則臣惠。說苑。

『太平御覽』卷七七三 車部二 敍車下

管仲與弦章對曰、臣聞之、水廣則魚大、君明則臣忠。……。

この箇所は、『管』aの後段が四部叢刊本と共通する(ただし、四部叢刊本の「忠」を「惠」とする)が、前段は見えない⁷¹。他の版本や類書等にも見えないので、曾鞏が『說苑』を再編した際に取りこぼした佚文の可能性はある。ただ、「子庶以奉祖爲孝、君上以安人爲明」の二句が直接「水廣則魚大…」につながるのではなく、その間に別の句を挟んでいた可能性はある。『管』aの後段の引用は、『太平御覽』卷七七三にもみえる。

9-6 吳王欲伐荊、告其左右曰、敢有諫者、死。舍人有少孺子者、欲諫不敢、則懷操彈於後園、露沾其衣、如是者三旦。吳王曰、子來、何苦沾衣如此。對曰、園中有樹、其上有蟬、蟬高居悲鳴飲露、不知螳螂在其後也。螳螂委身曲附欲取蟬、而不知黃雀在其傍也。黃雀延頸欲啄螳螂而不知彈丸在其下也。此三者皆務欲得其前利而不顧其後之有患也。吳王曰、善哉。乃罷其兵。(『校證』212-214頁)

『幼』a 劉向說苑曰、園中有樹、其上有蟬、レ高居悲鳴飲露、不知螳螂在其後也。

『幼』q 說苑曰、吳王欲伐荊、舍人少孺子者、欲諫不敢、乃操彈於後園、露沾其衣、如是者三旦。王曰、子來、何若露。不知螳螂在其後。天女身取斧欲取其彈、レ又不知黃雀在其後。黃雀延頸欲啄螳螂、不知彈丸在其下。此三者欲得其前而不顧其後患。王曰、善哉。乃罷兵。

『初學記』卷二 天部下 露 鶴警蟬鳴

劉向說苑曰、吳王欲伐荊、告其左右曰、敢有諫者、死。舍人有少孺子者、欲諫、懷丸操彈於後園、露霑其衣、如是三朝。吳王曰、子來、何露霑其衣如此。對曰、園中有樹、其上有蟬、蟬居高悲鳴飲露、不知螳螂在其後。螳螂曲附取蟬、不知黃雀延頸欲啄。黃雀又不知彈丸在其下也。臣欲彈雀、又不知傍有坑而墜也。

『初學記』卷三〇 蟲部 蟬 噪 鳴榆

劉向說苑曰、吳王欲伐荊、舍人少孺子者、欲諫不敢、乃操彈於後園、露霑其衣、如是者三日。王曰、子來、何若霑衣如此。對曰、園中有榆、其上有蟬、高居悲鳴飲露、不知螳螂在其後。螳螂委身曲斧欲取其蟬、又不知黃雀在其後。黃雀延頸欲啄螳螂、不知彈丸在其下。此三者欲得其前、而不顧其後患。吳王曰、善哉。乃罷兵。

『幼』a『幼』qとも、四部叢刊本の節略だが、『幼學指南鈔』であるため、先行類書からの引用であろう。『幼』aは四部叢刊本と同じく「園中有樹」とするが『藝文類聚』、『初學記』のうち同じに作るものは『初學記』卷二のみで、かつ『幼』aと同じく天部 露に所屬しており、同條からの引用であろう。『幼』qも、蟲彖部 蟬という部名と『初學記』卷三〇

⁷¹なお、この句は『後漢書』西羌傳 七七に「至(永建)四年、尚書僕射虞詡上疏曰、臣聞子孫以奉祖爲孝、君上以安民爲明、此高宗・周宣所以上配湯・武也」と見えているが、『說苑』からの引用とされてはいない。

の蟲部 蟬が共通し、兩者とも四部叢刊本の「…附欲取蟬」を「…斧欲取蟬(彈)」とすることから、『初學記』からの引用であることを示唆する。ただし兩者を比較すると、『幼』qは「何若露」より19字脱落があり、鈔寫の際に一行とばしたと思われる。また、『幼』qの「天女身取斧欲取其彈」は、『初學記』の「委」を「天女」に、「蟬」を「彈」に寫し誤ったのであろう。同じ箇所引用が『藝文類聚』卷二四 人部八 諷、同卷九二 鳥部下雀、『太平御覽』卷四五六 人事部九七 諫諍六、同卷八二四 資産部四 園、同卷九二二 羽族部九 黃雀、同卷九四四 蟲豸部一 蟬にみえる。

9-13 晉平公使叔嚮聘於吳、吳人拭舟以逆之、左五百人、右五百人。有繡衣而豹裘者、有錦衣而狐裘者、叔嚮歸以告平公、平公曰、吳其亡乎。奚以敬舟。奚以敬民。叔嚮對曰、君爲馳底之臺、上可以發千兵。下可以陳鐘鼓。諸侯聞君者、亦曰、奚以敬臺、奚以敬民。所敬各異也。於是平公乃罷臺。(『校證』223頁)

『祕』g 說苑曰、晉平公使叔向聘吳、吳人飭舟以逆之、左五百人、右五百人。有繡衣豹裘者、有錦衣而狐裘者、歸以告平公、平公曰、吳其亡乎。奚以敬舟、奚以敬民。對曰、君爲馳底之臺、上可以發千兵、可陳鐘鼓。諸侯聞之五君者、亦曰、奚以敬臺、奚以敬民、所敬各異也。乃罷臺。

『太平御覽』卷四五五 人事部九六 諫諍五

又曰、晉平公使叔向聘於吳、吳人拭船以送之、左五百人、右五百人。有繡衣豹裘者、叔向歸以告平公、平公曰、吳其亡乎。奚以敬舟、奚以敬民。叔向對曰、君爲馳底之臺、上可以發千兵、下可以陳鍾鼓。諸侯聞君者、亦曰、奚以敬臺、奚以敬民。所敬各異也。於是平公乃罷臺。

四部叢刊本の「拭」を『祕』gは「飭」とするが、『校證』は通用字とする。後半の「下可以陳鐘鼓。諸侯聞君者」を、『祕』gは「可陳鐘鼓。諸侯聞之五君者」とするが、何故「之五」を挿入したか判然としない。同じ箇所引用が『太平御覽』卷七六九 舟部二 敍舟中と同卷八一五 布帛部二 繡にみえるが、卷四四五よりも引用は短い。

9-24 吳王欲從民飲酒、伍子胥諫曰、不可、昔白龍下清冷之淵化爲魚、漁者豫且射中其目、白龍上訴天帝、……(『校證』237-238頁)

『幼』o 說苑曰、吳王欲從己飲酒、子胥諫曰、不可、昔白龍下清冷之淵化爲魚、漁者豫且射中其目、白龍上訴天。

『藝文類聚』卷九六 鱗介部上 龍

說苑曰、吳王欲從民飲酒、子胥諫曰、不可、昔日白龍下清冷之淵化爲魚、漁者豫且射中其目、白龍上訴天帝。……。

この箇所は四部叢刊本の節略であるが、『藝文類聚』からの引用であろう。『藝文類聚』の「民」を「己」とするのは、「民」の缺筆字の寫し誤りと思しい。同じ箇所引用が『太平御覽』卷九二九 鱗介部一 龍上にみえる。

9-25 孔子曰、良藥苦於口、利於病。忠言逆於耳、利於行。故武王諤諤而昌、紂嘿嘿而亡、君無諤諤之臣、父無諤諤之子、兄無諤諤之弟、夫無諤諤之婦、士無諤諤之友。其亡可立而待。……(『校證』238頁)

『世』b 說苑云、孔子曰、良藥苦於口、利於病。忠言逆於耳、而利於行。故武王諤々而昌、紂嘿々而已。君無諤々之臣、父無諤々之子、兄無諤々之弟。

『太平御覽』卷九八四 藥部一 藥

又曰、孔子曰、良藥苦於口、利於病。忠言逆於耳、利於行。

『太平御覽』卷四五五 人事部九六 諫諍五

又曰、吳王濞反、梁孝王中郎枚乘字叔聞之、爲書諫王、其辭曰、……。不絕之於彼、而救之於此、譬猶抱薪救火也。故武王諤諤而昌、紂嘿嘿而亡。君無諤諤之臣、父無諤諤之子、兄無諤諤之弟、夫無諤諤之婦、士無諤諤之友、其亡可待。……。

四部叢刊本の「亡」を「已」につくり（ただし『續群書類聚』は「亡」とする）、四部叢刊本にみえない助字の「而」を追加した以外は四部叢刊本に同じ。『太平御覽』卷九八四と同卷四五五が同箇所を引用するが、『世』bとは完全に一致せず、前半部と後半部が分かれた引用となっている。また、『太平御覽』卷四五五は、9-25だけではなく9-23（吳王濞反～譬猶抱薪救火也）と融合してしまっており、引用の際に混亂があったことが分かる。『世』bが『太平御覽』の兩部分を参照して接合したとは考えにくい。

10-6 韓平子問於叔向曰、剛與柔孰堅。對曰、臣年八十矣、齒再墮而舌尚存。……（『校證』245頁）

『幼』b 說苑曰、韓平子問叔嚮曰、剛與軟孰堅。對曰、臣年八十矣、齒再墮而舌尚存。

『藝文類聚』卷一七 人部一 舌

說苑曰、韓平子問叔向曰、剛與軟孰堅。對曰、臣年八十矣、齒再墮而舌尚在。

部名および四部叢刊本の「柔」を「軟」につくる點が共通することから、『藝文類聚』からの引用と思われるが、『藝文類聚』は「尚存」を「尚在」とする點が異なる。同じ箇所の引用が『太平御覽』卷三六七 人事部八 舌にみえるが、問題の箇所は「柔」となっている。

10-17 ……。父曰、有說、身已貴而驕人者民去之。位已高而擅權者君惡之。祿已厚而不知足者患處之。……（『校證』252頁）

『玉』i 身貴而驕人者民去之。位高擅權者君惡之。祿已厚而不知足者患處之。說苑。

『藝文類聚』卷二三 人部七 鑑誠

又曰、有身貴而驕人者民去之。位高而擅權者君惡之。祿厚而不知足者患處之。

『藝文類聚』卷四〇 禮部下 弔

說苑曰、……。後弔曰、身貴而驕人者民去之。位高擅權者民惡之。祿厚而不知止者患處之。……。

冒頭の二句に「已」がなく、二句目に「而」を缺く以外は、四部叢刊本に同じ。『藝文類聚』卷二三、卷四〇が同じ箇所を引用するが、『玉』iの方が助字が多く、同書からの引用とは考えにくい。

11-13 襄成君始封之日、衣翠衣、帶玉劍、履縞舄、立於遊水之上、大夫擁鍾錘縣、令執桴號令、呼、誰能渡王者於是也。楚大夫莊辛、過而說之、遂造託而拜謁、起立曰、臣願把君之手、其可乎。襄成君忿作色而不言。莊辛遷延沓手而稱曰、君獨不聞夫鄂君子皙之汎舟於新波之中也。乘青翰之舟、極菡萏、張翠蓋而擣犀尾、班麗褂衽、會鍾鼓之音畢、榜枻越人擁楫而歌、歌辭曰、……。於是乃召越譯、乃楚說之

曰、今夕何夕兮、搴中洲流、今日何日兮、得與王子同舟。蒙羞被好兮、不訾詬恥、心幾頑而不絕兮、知得王子。山有木兮木有枝、心說君兮君不知。於是鄂君子皙乃揜脩袂行而擁之、舉繡被而覆之。鄂君子皙、親楚王母弟也。官爲令尹、爵爲執珪、一榜柁越人猶得交歡盡意焉。今君何以踰於鄂君子皙、臣何以獨不若榜柁之人、願把君之手、其不可何也。襄成君乃拱手而進之、曰、吾少之時、亦嘗以色稱於長者矣。未嘗遇倂如此之卒也。自今以後、願以壯少之禮謹受命。(『校證』277-279頁)

『祕』h 又曰、襄成君始封之日、翠衣玉珮、立流水之上。大夫庄辛悅之、曰、臣願把君之手。襄成作色不言。辛曰、君不聞鄂君乎。乘青翰之舟、張翠蓋。越人擁楫而歌曰、今夕何夕、搴州中流、今日何日、得與王子同舟。山有木兮木有被、心悅君兮君不知。於是鄂君舉繡被而覆之。今臣何以不答擁楫之人、願把君手而不得乎。襄成君曰、吾請於今謹受命矣。

『藝文類聚』卷七一 舟車部 舟

說苑曰、襄城君始封之日、衣翠衣、帶玉劍、履縞烏、立乎流水之上。大夫莊辛過而說之曰、願把君之手、其可乎。襄城作色不言。莊辛遷延稱曰、君獨不聞鄂君之遇越人乎。鄂君方汎舟於新波之上、乘青翰之舟、張翠羽之蓋、會鼓鍾之音、越人擁楫而歌曰、今夕何夕兮、襄州水流、今日何日、得與王子同舟。山有木兮木有枝、心悅君兮君不知。於是鄂君揜袂而擁之、舉繡被而覆之。襄城乃拱手進之。

この箇所は四部叢刊本の大幅な節略である。襄成君の服飾に関する記述が異なり、「翠衣玉珮」とするが、唐宋類書にこの表現はみえない。同じ箇所を引用するものは多いが、うち最も長い『藝文類聚』卷七一を挙げる。両者を比較すると、『祕』hにみえる「吾請於今謹受命矣」がなく、この箇所は他の類書にもみえない。後半の「枝」を「被」とするのは誤写であろう。同じ箇所の引用が『北堂書鈔』卷一〇六 樂部 歌篇二 擁楫而歌條、同卷一二八 衣冠部二 烏一九 縞烏條、同卷一二九 衣冠部三 衣二〇 翠衣條、同卷一三七 舟部 舟總篇 青翰條、『太平御覽』卷五七二 樂部一〇 歌三、同卷七〇七 服用部九 被、同卷七七〇 舟部三 舟下、同卷七七一 舟部四 楫、同卷八一五 布帛部二 繡にみえる。

11-14 雍門子周以琴見乎孟嘗君、孟嘗君曰、先生鼓琴、亦能令文悲乎。雍門子周曰、臣何獨能令足下悲哉。臣之所能令悲者、有先貴而後賤、先富而後貧者也。不若身材高妙、適遭暴亂無道之主、妄加不道之理焉。不若處勢隱絕、不及四鄰、詘折擯厭、襲於窮巷、無所告愬。不若交歡相愛、無怨而生離、遠赴絕國、無復相見之時。不若少失二親、兄弟別離、家室不足、憂感盈胸。……今若足下、千乘之君也。……方此之時、視天地曾不若一指、忘死與生、雖有善琴者、固未能令足下悲也。孟嘗君曰、否否、文固以爲不然。雍門子周曰、……、千秋萬歲之後、廟堂必不血食矣。高臺既以壞、曲池既以漸、墳墓既以下、而青廷矣、嬰兒豎子樵採薪蕘者、躡躅其足而歌其上、衆人見之、無不愀焉爲足下悲之、曰、夫以孟嘗君尊貴、乃可使若此乎。於是孟嘗君泫然泣涕、承睫而未殞。雍門子周引琴而鼓之、徐動宮徵、微揮羽角、切終而成曲。孟嘗君涕浪汗增、歛而就之、曰、先生之鼓琴、令文立若破國亡邑之人也。(『校證』279-282頁)

『幼』1 說苑曰、雍門周以琴見孟嘗君、孟嘗君曰、先生□鼓琴、能令我悲乎。周曰、所能令悲者、先貴後賤、先富後貧、屈折擯厭、無所告訴。今足下千乘之君、雖有善琴、未能使足下悲也。然千秋萬歲之後、高臺傾、曲池塹、墳墓既已平、嬰兒豎子樵

採者、躑躅其足、而歌其上曰、夫以孟嘗君尊貴、乃若是乎。孟嘗君遂泣下垂臉。周引琴而鼓之、徐動宮徵、拂羽角。孟嘗君涕泣增哀、下而就之、曰、聞先生鼓琴、令文立若破國亡邑之人也。

『藝文類聚』卷四四 樂部四 琴（『太平御覽』卷五七九 樂部一七 琴下もほぼ同じ）

說苑曰、雍門周以琴見孟嘗君、孟嘗君曰、先生鼓琴、亦能令文悲乎。周曰、臣獨焉能令足下悲哉。所能令悲者、先貴而後賤、先富而後貧。不若身才高妙、適遭暴亂。不若處勢隱絕、不及四鄰、詘折擯厭、舞無所告愬。臣一爲之徵操援琴、則涕零矣。今若足下、千乘之君。廣夏邃房、下羅帷、來清風、鬪象旗、舞鄭妾、麗色淫目、流聲娛耳。水遊則連方舟、戴羽旗。野遊則馳弋獵乎平原廣囿、入則撞鍾擊鼓乎深宮之中。雖有善鼓琴者、固未能使足下悲也。然臣所爲足下悲者一也。千秋萬世之後、宗廟必不血食。高臺既已壞、曲池既已漸、墳墓既已下、嬰兒豎子樵採者、躑躅其足、而歌其上曰、夫以孟嘗君尊貴、乃若是乎。於是孟嘗泣焉承臉。周引琴而鼓之、徐動宮徵、拂羽角。孟嘗涕泣增哀、下而就之、曰、先生之鼓琴、令文若破國亡邑之人。

四部叢刊本の大幅な節略であるが、『幼學指南鈔』であるため、先行する類書からの引用であろう。『藝文類聚』卷四四は『幼』1と同じ樂部 琴であり、また、四部叢刊本の「微揮羽角」「孟嘗君涕浪汗增、欬而就之」を、ともに「拂羽角」「孟嘗君涕泣增哀、下而就之」とするなどの共通点はあるものの、細かい違いも多い。同じ箇所引用が『藝文類聚』卷三五 人部一九 泣、『太平御覽』卷四八九 人事部一三〇 涕にもみえるが、『藝文類聚』卷四四よりも引用が短い。

11-18 莊周貧者、往貸粟於魏、文侯曰、待吾邑粟之來而獻之。周曰、乃今者周之來、見道傍牛蹄中有鮒魚焉、大息謂周曰、我尚可活也。周曰、須我爲汝南見楚王、決江淮以溉汝。鮒魚曰、今吾命在盆甕之中耳、乃爲我見楚王、決江淮以溉我、汝即求我枯魚之肆矣。今周以貧故來貸粟、而曰須我邑粟來也而賜臣、即來亦求臣傭肆矣。文侯於是乃發粟百鍾、送之莊周之室。（『校證』286頁）

『祕』e 又曰、莊周貧、往貸於魏文侯、文侯曰、待吾邑粟來而獻之。周曰、周之來、見道傍牛蹄中有一鮒魚焉、大謂周曰、我尚可活也。周曰、須我爲汝南見楚王、決江淮以溉汝。鮒魚曰、今吾命在貧甕之間、乃爲我見楚王、決江淮以溉我、汝即求我於枯魚之賜肆矣。今周以貧故來貸粟、而曰須我邑粟來而賜臣、即亦求臣傭肆矣。文侯於是乃發粟百鍾、送之莊周之室。

『初學記』卷六 地部中 淮 化雉（『太平御覽』卷六一 地部二六 淮もほぼ同じ）劉向說苑曰、莊周貧、往貸於魏文侯、文侯曰、待吾邑粟之來而獻之。周曰、乃今者、周之來、見道牛蹄中有鮒魚焉。太息謂周曰、我尚可活也。周曰、須我爲汝向南詣楚王、決江淮以溉汝。鮒魚曰、今命在盆甕之中耳。乃爲我見楚王、決江淮以溉我、汝即求我於枯魚之肆矣。

四部叢刊本の「盆甕之中耳」を「貧甕之間」につくり、「枯魚之肆矣」を「枯魚之賜肆矣」とする以外ほぼ同じである。『初學記』卷六が同じ箇所を引用するが、莊子が魏の文侯より粟を得た件の記述はなく、同條からの引用ではないことがわかる。

12-2 ……。使者曰、明君之使人也、任之以事、不制以辭、遇吉則賀之、凶則弔之。

……（『校證』293頁）

『幼』f 說苑曰、明君之使人也、任之以事、不制以辭、**此奉使之事也。其稱謂有行李。**（左傳曰、行李之往來。杜預注、行李、行人也）。

『北堂書鈔』卷四〇 奉使 任之以事不制以辭

說苑云、……。使者曰、臣聞、明君之使人也、任之以事、不制以辭。……。

『初學記』卷二〇 政理部 奉使

說苑曰、明君之使人也、任之以事、不制以辭。此奉使之事也。其稱謂有行李。（左傳曰、行李之往來。杜預注、行李行人也）

「此奉使之事也」以下は四部叢刊本に見えないが、無論『說苑』ではなく、2-2と同様、『初學記』の地の文をそのまま引用したものである。『太平御覽』卷七七九 奉使部三 奉使下も『初學記』卷二〇と同じ箇所を引くが、「此奉使之事也…」以下はない。

12-5 ……。於是以楊幹麻筋之弓六往。……（『校證』296頁）

『幼』g 劉向說苑曰、楊幹麻筋之弓。

『初學記』卷二二 武部 弓 楊幹桑弧（『太平御覽』卷三四七 兵部七八 弓も同じ）

劉向說苑曰、齊攻魯、子貢見哀公、請求救於吳。公曰、奚先君寶之用。子貢曰、使吾寶而與我師、是不可恃也。於是以楊幹麻筋之弓六往。

「筋」の字體が異なる以外は四部叢刊本と同じだが、『初學記』からの引用であろう。

12-6 魏文侯封太子擊於中山、三年使不往來、舍人趙倉唐進稱曰、爲人子三年不問父問、不可謂孝。爲人父三年不問子、不可謂慈。君何不遣人使大國乎。太子曰、願之久矣。未得可使者。倉唐曰、臣願奉使。侯何嗜好。太子曰、侯嗜晨晷、好北犬。於是乃遣倉唐縹北犬、奉晨晷、獻於文侯。……。文侯顧指左右曰、子之君、長孰與是。倉唐曰、禮擬人必於其倫。諸侯母偶、無所擬之。曰、長大孰與寡人。倉唐曰、君賜之外府之裘、則能勝之、賜之斥帶、則不更其造。……。文侯於是遣倉唐賜太子衣一襲、勅倉唐以鷄鳴時至、太子起拜受賜、發篋視衣盡顛倒。太子曰、趣早駕、君侯召擊也。倉唐曰、臣來時不受命。太子曰、君侯賜擊衣、不以爲寒也。欲召擊、無誰與謀、故勅子以鷄鳴時至。詩曰、東方未明、顛倒衣裳、顛之倒之、自公召之。……（『校證』296-298頁）

『幼』k 說苑曰、魏文侯封太子擊中山、三年使不往來。舍人趙倉唐奉使。文侯同子之君長大孰與寡人。倉唐曰、君賜之外府之衣、則能勝之。文侯遣倉唐賜太子衣一襲、令倉唐口鳴至。太子迎拜賜、發口衣盡顛倒。太子趣是駕、曰、賜之衣非以爲寒也。欲召擊也、无誰與謀。故遣子以詩曰、東方未明、顛倒衣裳、顛之倒之、自公召之。

『太平御覽』卷六八九 服章部六 衣

又曰、魏文侯封太子擊於中山、三年使不往來。舍人趙倉唐奉使。文侯問子之君長大孰與寡人。倉唐曰、君賜之外府之衣、則能勝之。文侯遣倉唐賜太子衣一襲、令倉唐雞鳴時至。太子迎拜、賜發篋衣盡顛倒。太子趣具駕、曰、賜之衣非以爲寒也。欲召擊、知無誰與謀。故遣子以衣、詩曰、東方未明、顛倒衣裳、顛之倒之、自公召之。事具奉使門。

この箇所は四部叢刊本の大幅な節略である。『幼學指南鈔』であるため、先行類書からの引

用であろう。『幼』kが「文侯問子之君長…」を「文侯同子之君長…」に、「太子趣具駕」を「太子趣是駕」に誤るものの『太平御覽』卷六八九と引用が一致し、かつ部名も『幼』kが章服部 衣裳、『太平御覽』が服章部 衣と共通する。同じ箇所引用が、『北堂書鈔』卷四〇 政術部 奉使三六 倉唐奉使條、同卷一二九 衣冠部三 衣二〇 賜之外府、『太平御覽』卷一四六 皇親部一二 太子一、『太平御覽』卷三八九 人事部三〇 嗜好にみえるが、いずれも『幼』kよりも引用が短い。ただし、『幼學指南鈔』が『太平御覽』を参照したとは考えられず、両者が参照した藍本からの引用であろう。

13-25 楚莊王與晉戰、勝之、懼諸侯之畏己也、乃築爲五仞之臺、臺成而觴諸侯、諸侯請約。……（『校證』326頁）

『幼』h 說苑曰、楚莊築五仞之臺。

『初學記』卷二四 居處部 臺 五仞九層

說苑曰、楚莊王築五仞之臺。老子曰、九層之臺起於累土。

この箇所は四部叢刊本の節略であるが、『初學記』からの引用であろう。同じ箇所引用が『太平御覽』卷一七七 居處部五 臺上、同卷四五〇 人事部九一 權謀下にみえるが、「楚莊築五仞之臺」という形に壓縮されてはいない。

14-1 ……。彼人臣之公、治官事則不營私家、在公門則不言貨利、當公法則不阿親戚、奉公舉賢則不避仇讎、忠於事君、仁於利下、推之以恕道、行之以不黨、伊呂是也。……（『校證』343頁）

『玉』g 理臣事則不營私家、在公門則不言貨利、當公法則不阿親戚、奉公舉賢則不避仇讎。『北堂書鈔』卷三七 政術部 公正三一 公法不阿親（『太平御覽』卷四二九 人事部七〇 公平もほぼ同じ）

說苑云、人臣之公、治官事則不言營私處、公門則不言貨利、當公法不阿親戚、薦舉不避讎、忠於事君、是之謂公。

この箇所、じつは『玉』gの出典を記した部分が判然としておらず、『說苑』と断定しづらい部分である。くわえて『臣軌』に、『說苑』の同部分を引用した箇所も見える。

『臣軌』卷上 公正章

人臣之公者、理官事則不營私家、在公門則不言貨利、當公法則不阿親戚、奉公舉賢則不避仇讎、忠於事君、仁於利下、推之以恕道、行之以不黨、伊呂是也。

『臣軌』の「理官事…」を『玉』gは「理臣事…」とする違いはあるものの、出典は『臣軌』としたほうがよいかもしれない。「官」を「臣」とするのは、「宦」の寫し誤りであろうか。『北堂書鈔』卷三七も同條を引用するが、『玉』gよりもさらに省略されているため、同書からの引用ではありえない。

14-13 楚令尹虞丘子復於莊王曰、……。莊王從之、賜虞子采地三百、號曰、國老、以孫叔敖爲令尹。少焉、虞丘子家干法、孫叔敖執而戮之、虞丘子喜、入見於王、曰、臣言孫叔敖、果可使持國政、奉國法而不黨、施刑戮而不亂、可謂公平。莊王曰、夫子之賜也已。（『校證』356頁）

『幼』e 說苑曰、楚令尹虞丘子舉孫叔敖爲令尹、少焉。虞丘子家于言、孫叔敖執而戮之。虞丘子喜、入見於王、言、孫叔敖果可使持政奉國法而不黨、施刑戮而不乱耳。

不謂公乎。庄王曰、夫子之賜也。

『北堂書鈔』卷三七 政術部 公正二七 奉法不黨

說苑、楚令尹虞丘子舉孫叔敖□□、執而戮之。虞丘子喜、入見於王、言孫叔敖果可使持政、奉國法而不黨、施刑戮而不亂、可謂公乎。

『藝文類聚』卷五三 治政部下 薦舉

說苑曰、楚令尹虞丘子、舉孫叔敖。執而戮之。虞丘子喜、入見於王、言孫叔敖果可使持政、奉國法而不黨、施刑戮而不亂、可不謂公乎。莊王曰、夫子之賜也。

『太平御覽』卷四二九 人事部七〇 公平

又曰、楚令尹虞丘子言於莊王曰、臣聞奉公行法、可以得榮、能淺行薄、無望上位。臣爲令尹十年、國不加治。竊選俊士孫叔敖、秀才多能、其性無欲、君舉而授之政、則國可寧。莊王從之、賜虞丘子田三百、號曰、國老、以孫叔敖爲令尹。少焉、而虞丘子家干法、孫叔敖執而戮之、虞丘子喜、入見於王、言孫叔敖果可使持政、奉國法而不黨、施刑戮而不亂、可謂公平。莊王曰夫子之賜也。

この箇所は四部叢刊本の大幅な節略で、「干法」を「于言」に誤る。先行する類書からの引用と思いが、唐宋類書と引用箇所が完全に一致するものはなく、むしろ『幼』eの方が長い。問題となるのが、『幼』eにみえる「少焉」である。この二字は『太平御覽』卷四二九にもみえるが、『幼』eが四部叢刊本と異なる点である「楚令尹虞丘子舉孫叔敖爲令尹」はみえず、同書（の藍本）からの引用ではありえない。この点につき『幼』eと共通するのが『北堂書鈔』卷三七と『藝文類聚』卷五三である。とくに後者は部名が治政部下 薦舉であり、『幼』eの理政部 薦舉と共通する。筆者の推測であるが、『藝文類聚』（あるいはその藍本）は本来『幼』eと同文であったが、鈔寫の際に「爲令尹少焉虞丘子家于言孫叔敖執而戮之」が脱落したのではあるまいか。同じ箇所の引用が『太平御覽』卷四四四 人事部八五 知人下にみえるが、「少焉」を含まない。

15-24 聖人之治天下也、先文德而後武力。……（『校證』380頁）

『管』m 聖王之治天下、先文德而後武力。說苑。

「聖人」を「聖王」とし、助字の「也」を缺く以外は、四部叢刊本に同じ。また、唐宋類書には『管』mと同じ箇所の引用はみえない。

16-161 冠履不同藏、賢不肖不同位。（『校證』401頁）

『玉』c 冠履不同藏、賢不肖不同位。說苑。

『明』d 冠履不同藏、賢不肖不同位。說苑。

『管』n 冠履不同藏、賢不肖不同位。說苑。

この箇所は四部叢刊本に同じ。また、唐宋類書にはこの三者と同じ箇所の引用はみえない。

18-13 度量權衡以黍生之爲一分、十分爲一寸、十寸爲一尺、十尺爲一丈。……（『校證』454頁）

『祕』b 說苑曰、十粟爲十分、十分爲一寸、十寸爲一尺、十尺爲一丈。

『太平御覽』卷八三〇 資産部十 尺寸

說苑曰、度量衡以粟生之、十粟爲一分、十分爲一寸、十寸爲一尺、十尺爲一丈。

この箇所は、『太平御覽』にもとづき、四部叢刊本に脱落があることが盧文弨の『群書拾

補』によって既に指摘されている。『祕』bはそれを補強する資料とはいえるが「一分」とすべきところを「十分」に誤っている。同じ箇所引用が『太平御覽』卷八四〇 百穀部四 粟にもみえるが卷八三〇よりも引用が短い。

18-14 ……。靈龜文五色、似玉似金、背陰向陽。上隆象天、下平法地、槃衍象山、四趾轉運應四時、文著象二十八宿。蛇頭龍脰、左精象日、右精象月、千歲之化、下氣上通、能知存亡吉凶之變。……（『校證』454-457頁）

『幼』p 說苑曰、靈龜五色、似玉、背陰向陽、上隆象天、下平法地、轉運應四時。蛇頭龍脰、左精象日、右精象月、知存亡吉凶之變。

『藝文類聚』卷九六 鱗介部上 龜

說苑曰、靈龜五色、色似玉、背陰而陽、上隆象天、下平法地、轉運應四時。蛇頭龍脰、左睛象日、右睛象月、知存亡吉凶之憂。

又、龜千歲、能與人言。

『太平御覽』卷九三一 鱗介部三 龜

說苑曰、靈龜五色、色似玉、背陰向陽、上隆象天、下平法地、轉運應四時。蛇頭龍脰、左精象日、右精象月、知存亡吉凶之變。

この箇所は四部叢刊本の節略であるが、引用箇所は『藝文類聚』卷九六と完全に一致し、部名も鱗介部 龜と共通するため、同書からの引用であろう。ただ、『幼』pの「背陰向陽」が「背陰而陽」、「左精象日、右精象月」が「左睛象日、右睛象月」、「知存亡吉凶之變」が「知存亡吉凶之憂」となっているが、『藝文類聚』を藍本としたと思しき『太平御覽』は、「脰」を「脰」とする以外『幼』pと一致する。

18-27 哀公射而中稷、其口疾不肉食、祠稷而善、卜之巫官、巫官變曰、稷負五種、託株而從天下、未至於地而株絕、獵谷之老人張衽以受之、何不告祀之。公從之、而疾去。（『校證』470頁）

『祕』a 說苑曰、哀公射中稷、口有疾、不宗食。巫變曰、昔稷員五種、作床而至從天下、未至於地而床、糲各先人張衽受之、公何不食之。公從之、而自愈

この箇所は、四部叢刊本の節略だが、異同も多い。「肉」を「宗」とするのは、「肉」の異體字を判讀し誤ったものである⁷²。「負」を「員」とするのも誤寫であろう。また、「獵谷之老人」を「糲各先人」とする箇所についても、「谷」を「各」に誤ったと推測することは出来るが、他の異同箇所については考を得ない。また、唐宋類書には『祕』aと同じ箇所の引用はみえない。

20-6 禽滑釐問於墨子曰、錦繡絺紵、將安用之。墨子曰、惡、是非吾用務也。古有無文者得之矣、夏禹是也。……。且夫錦繡絺紵、亂君之所造也、其本皆興於齊、景公喜奢而忘儉、幸有晏子以儉鑄之、然猶幾不能勝。……。今當凶年、有欲予子隨侯之珠者、不得賣也、珍寶而以爲飾。又欲予子一鍾粟者、得珠者不得粟、得粟者不得珠、子將何擇。禽滑釐曰、吾取粟耳、可以救窮。墨子曰、誠然、則惡在事夫奢也。長無用、好未淫、非聖人所急也。……。（『校證』515-516頁）

『祕』d 又曰、禽滑釐問墨子、錦繡絺紵、安用之。曰、惡、是非吾急務也。今凶年、有欲与子隨侯之珠者、曰不得賣也、珍寶以爲飭、又欲与子一鍾粟、得珠者

⁷²黃征 2005、340頁。

不得粟、得粟者不得珠、子將何擇。謂釐曰、吾亦粟耳。墨子曰、然、則惡事夫奢侈也。

『祕』i 又曰、禽滑釐問墨子曰、錦繡絺紵、將安用之。曰、惡、是非吾務也。夫錦繡絺紵、乱君之所造也。

『祕』j 說苑曰、禽滑釐問墨子曰、錦繡絺絡、將安用之。曰、惡、是非吾務也。夫錦繡絺絡、乱君之所造也。

『祕』d、『祕』i、『祕』jとも、四部叢刊本の大幅な節略である。四部叢刊本の「錦繡絺紵」について、『祕』d、『祕』i、『祕』jとも最初の三文字は共通するものの四文字目がいずれも異なっており、唐以前の『說苑』テキストにはこの箇所が乱れがあったのではないかと思われる。唐宋類書にはこの三者と同じ箇所の引用はみえない。

(2) 佚文

『說苑』には、類書や注釋に引用されながらも、曾鞏の再編から漏れたものがあり、それらは『說苑』佚文として既に多數集められているが⁷³、和製類書にも既知の佚文と共通するものがいくつかある。

21-5 說苑曰、呂望年七十、釣于渭渚。三日三夜、魚無食者、與農人言。農人者、古之老賢人也。謂望曰、子將復釣、必細其綸、芳其餌、徐徐而投之、無令魚駭、望如其言。初下得鮒、次得鯉。剖腹得書、書文曰、呂望封于齊。望知當貴。(『藝文類聚』卷六六 産業部下 釣、『校證』536-537頁)

『幼』i 說苑曰、呂望年七十、釣于渭渚。三日三夜、魚无食者、与農人言。農人者、古之老賢人也。謂望曰、子將復釣、必細其綸、芳其餌、徐々而投之、无令魚駭、望如其言。初下得鮒、次下得鯉。剖魚腹得書之文曰、呂望封于齊。望知當貴也。

『藝文類聚』に引用される、太公望に関するエピソードである。引用箇所がほぼ一致しており、『藝文類聚』からの引用といえるが、「初下得鮒、次得鯉。剖腹得書、書文曰」が、『幼』iでは「初下得鮒、次下得鯉。剖魚腹得書之文曰」と詳しくなっており、佚文を補うことができる。

21-21 說苑曰、王國子前母子伯奇、後母子伯封。後母欲其子立爲太子、說王曰、伯奇好妾。王不信。其母曰、令伯奇於後園、妾過其旁、王上臺視之、即可知。王如其言、伯奇入園、後母陰取蜂十數置單衣中、過伯奇邊曰、蜂螫我。伯奇就衣中取蜂殺之。王遙見之、乃逐伯奇也。(『後漢書』黃瓊傳・章懷注)

說苑云、王國子前母子伯奇、後母子伯封、兄弟相重。後母欲令其子立爲太子、乃譖伯奇、而王信之、乃放伯奇也。(『漢書』馮奉世傳贊・師古注)

說苑曰、王國君、前母子伯奇、後母子伯封、兄弟相愛。後母欲其子爲太子、言王曰、伯奇愛妾。王上臺視之、後母取蜂除其毒、而置衣領之中、往過伯奇、奇往視袖中殺蜂。王見讓伯奇、伯奇出。使者就袖中、有死蜂、使者白王。王見蜂追之、已自投河中。(『文選』陸機「君子行」李善注、『校證』549-551頁)

⁷³ただし、各人によって集めた佚文の数が異り、『疏證』34條、『集證』なし、『補正』8條、『校證』44條、『逐字索引』68條となっている。

『世』c 說苑云、王國君前母子伯奇、後母子伯對、兄弟相愛。後母欲其子爲太子、言王曰、伯奇好妾、王上臺視之。後母取蜂數十衣中、往過伯奇、々々往視袖中繁之。王見誣伯奇、々々出。使者就獄、袖中有死蜂。使者白王、々々見蜂召之、已自投河中。

章懷太子、顏師古、李善の注釋に引用される、伯奇とその後母に關するエピソードである。顏師古の引用は短いので措くとして、後母が伯奇を陥れるために蜂を用いるのだが、その蜂の處理法の描寫が章懷注と李善注とで既に異なっていることがわかる。この箇所關して『世』cは章懷注に近いが、李善注のみにみえる、伯奇が河に投身する記事もみえており、あたかも章懷注と李善注とを折衷したかのような形となっている。ただ、李善注が「使者就袖中、有死蜂」とする箇所を『世』cが「使者就獄、袖中有死蜂」と「獄」字を加えている理由については考を得ないが、衍字であろう。

21-38 說苑曰、高平王遣使者、從魏文侯貸粟。文侯曰、須吾租收邑粟至、乃得也。使者曰、臣初來時、見澗中有魚。張口謂臣曰、吾窮水魚、命在呼吸、可得灌乎。臣謂之曰、待吾南見河堤之君、決江淮之水、灌汝口。魚曰、爲命在須臾、及須決淮之水、比至還、必求吾於枯魚之肆。今高平貧窮、故遣臣詣君貸粟、乃須租收粟至者、大王必求臣死人之墓。(『藝文類聚』卷八五 百穀部 粟、『校證』551-552頁。『太平御覽』卷八四〇 百穀部四 粟もほぼ同じ)

『祕』c 又曰、高平王遣使者、從魏文侯貸粟。文侯曰、須吾租收邑粟至、乃得。使者曰、臣初來時、見澗中有魚。張口謂臣曰、吾窮水之魚、命在呼吸、可得灌乎。臣謂之曰、待吾南見河堤之君、決江淮之水、灌汝口。魚曰、爲命在須臾、乃須決江淮之水、比至君還、必求五於枯魚之肆。今高平貧窮、故遣臣從君貸粟、乃須租收粟至、比至者、大王必求臣死人之墓。蓋魚窮歸淵、士窮歸人。夫振貧救厄、君子以爲上也。文侯大感、以粟萬斛而送之。

『祕』f 說苑曰、高平王遣使者、從魏文侯貸粟。文侯曰、須吾租收邑粟至、乃得也。使者曰、臣初來時、見澗中有魚。張口謂曰、吾窮命在呼吸、可得灌乎。臣謂之曰、待南見河堤之君、決江淮之水、灌汝。魚曰、爲命在須臾、乃須決江淮之水、比至君還、必求吾於枯魚之肆。今高平貧窮、故遣臣詣君貸粟、乃須租收粟至者、大王必求臣死人之墓矣。

この部分は、前引の 11-18 と全く同じプロットである。ただ、11-18 が、粟を借りに行ったところ、相手に婉曲に斷られたため、例え話を用いて最終的に粟を得る、という構造であるのに對し、21-38 のソースとなった『藝文類聚』では、例え話を用いたところで引用が終了して、粟を得ていない。しかし、『祕』cは、さらに文章が續き、最終的に魏文侯から粟を得ることに成功しており、11-18 のプロットと完全に共通する。よって、『祕』cは『說苑』佚文をさらに補足し得る資料といえよう。なお、『祕』fが「吾窮水(之)魚、命在呼吸」を「吾窮命在呼吸」とするのは、意味としては通じるが、やはり先行する類書が編纂された際に脱落したのであろう。

おわりに

本稿で校勘に用いた和製類書は、唐宋類書とほぼ重複する『祕府略』、『幼學指南鈔』と、ほとんど重複しない金言集とに大別できる。その金言集も、『説苑』の引用状況に限定すると、『世俗諺文』、『玉函祕抄』と『明文抄』、『管蠡抄』とに三分できる。この四種の金言集は『世俗諺文』が最初に成立し、やや遅れて『玉函祕抄』が成立、その後『明文抄』と『管蠡抄』がほぼ同時期に成立、という関係にある。

『明文抄』が『玉函祕抄』を資料源としていることはすでに、遠藤光正 1984 と山内洋一郎 2006 が指摘しており、『説苑』についても引用の半数（『玉』e と『明』g、『玉』f と『明』f、『玉』b と『明』a、『玉』d と『明』b、『玉』c と『明』d）が共通するという結果は先行研究を支持する。『管蠡抄』も、『管』i (7-1) や『管』n (16-161) から、『玉函祕抄』と『明文抄』を参照したかの様にみえるが、『玉函祕抄』『明文抄』よりも引用が長い『管』c (7-3) および（『説苑』ではないが）『管』d から考えると、『管蠡抄』は『玉函祕抄』『明文抄』に依據していないと思しい。『世俗諺文』は、他の三種と引用の箇所および引用文の分量がまるで異なる。

冒頭に述べたように、和製類書は、最初こそ先行する中國類書の再編集であったが、のちに日本に將來された唐鈔本や舊鈔本を参照して作成されたと考えられている。金言集に引用された『説苑』の大半が唐宋類書にみえない状況から考えて、金言集の撰者達が（無論『金榜集』など後發のものは除いて）原典を参照して撰述したと考えたいところである。

しかし『説苑』は、平安時代屈指の讀書家であった藤原頼長の讀書記録にもみえないようなマイナーな典籍であり⁷⁴、金言集の撰者達が一々めくって抄出していたとは考えにくい。では、彼らがいかなる手段で唐宋類書にはみえない『説苑』を引用したかと問われれば、答えに窮する。『祕府略』は 99.8 パーセントが散佚しており、その散佚箇所からの孫引きなのか、あるいは中國から將來され、現在散佚した類書からの引用なのか、筆者には解答のしようがない。

しかし、かりに金言集が何らかの先行類書を引用したとしても、『管』p (1-9)、『玉』f『明』f (3-10)、『世』a (5-28)、『管』f (7-36)、『幼』c (8-8)、『管』m (15-24) は本文を校勘するに足る資料であることは疑いない。さらに和製類書全體からみれば、『祕』c (21-38) は、中國で知られていない佚文を含み、『世』c (21-21) にしても、やはり中國では知られていない佚文のヴァリエーションである。また、『幼』e (14-13)、『幼』i (21-5) は『説苑』よりも、和製類書が依據した唐宋類書の校

⁷⁴藤原頼長の日記である『台記』には、卷三 康治二年九月廿九日條、および翌年から久安四年 (1148) までの各年末の條に頼長の讀書記録が記されているが、その中に『説苑』はみえない。

勘資料として評価できよう。

經書や史書、『文選』などは、日本に良質の鈔本が現存し、中國の研究者達も積極的に参照してきた。『說苑』のごときマイナーな典籍については、今後和製類書も積極的に校勘資料として活用されるべきであろう。

参考文献

『校證』：向宗魯『說苑校證』中華書局、1987

『集證』：左松超『說苑集證』文史哲出版社、1973

『疏證』：趙善詒『說苑疏證』華東師範大學出版社、1985 『逐字索引』：劉殿爵編『說苑逐字索引』（香港中文大學中國文化研究所先秦兩漢古籍逐字索引叢刊、商務印書館、1992）

『補正』：金嘉錫『說苑補正』（國立臺灣大學文學院、1962）

日本語

阿部隆一 1993：阿部隆一「本邦現存漢籍古寫本類所在略目錄」（『阿部隆一遺稿集 第一卷 宋元版編』汲古書院、1993）

飯田瑞穂 2000：飯田瑞穂「『祕府略』に關する考察」（飯田瑞穂『飯田瑞穂著作集 3 古代史籍の研究 中』吉川弘文館、2000）

遠藤光正 1971：遠藤光正編『玉函祕抄語彙索引並びに校勘』無窮會東洋文化研究所、1971

遠藤光正 1978：遠藤光正編『管蠡抄・世俗諺文の索引並びに校勘』現代文化社、1978

遠藤光正 1984：遠藤光正『類書の傳來と明文抄の研究—軍記物語への影響—』あさま書房、1984

片山晴賢 1994：「中華民國臺北國立故宮博物院藏『幼學指南鈔』について」（梅田信隆監修『古辭書の基礎的研究』翰林書房、1994）

片山・丁 1993：片山晴賢・丁鋒「京都大學附屬圖書館藏『幼學指南抄』（翻字）」（『駒澤短期大學研究紀要』21、1993。前掲の梅田信隆監修『古辭書の基礎的研究』にも所收）。

神鷹・靜永 2011：神鷹徳治・靜永健編『舊鈔本の世界 漢籍受容のタイムカプセル アジア遊學 140』勉誠出版、2011

木村晟 1996：木村晟編『古辭書研究資料叢刊 14 幼學指南鈔』、大空社、1996

故宮 1992：『中日交流叢書一 故宮博物院藏 幼學指南鈔』東豐書店、1992

- 古典保存會 1929：古典保存會編『祕府略』古典保存會、1929
- 古典保存會 1931：古典保存會編『世俗諺文』古典保存會、1931
- 尊經閣 1997：前田育徳會尊經閣文庫編『尊經閣善本影印集成 13 祕府略 卷八百六十八 附卷八百六十四』八木書店、1997
- 大東急 2005：『大東急記念文庫善本叢刊 中古中世篇 第十二卷 類書』、汲古書院、2005
- 大連圖書館 1937：『南滿州鐵道株式會社 大連圖書館 和漢圖書分類目錄 第二篇追録 宗教 哲學 教育』、1937。
- 覆製叢刊 1979：『幼學指南鈔 原裝影印古典籍覆製叢刊』雄松堂書店、1979
- 山内洋一郎 2006：山内洋一郎「明文抄復元の全體像」（小林芳規博士喜壽記念會編『小林芳規博士喜壽記念國語學論集』汲古書院、2006）
- 山崎誠 1986：山崎誠「『幼學指南鈔』小考」（和漢比較文學會編『和漢比較文學研究の構想』汲古書院、1986）
- 龍門文庫 1985：阪本龍門文庫編『龍門文庫善本叢刊 第三卷 色葉字訓・色葉字平它・管蠡抄』勉誠社、1985

中國語

- 黃征 2005：黃征『敦煌俗字典』上海教育出版社、2005
- 李永寧 1985：李永寧「敦煌文物研究所藏《說苑・反質篇》殘卷校勘」（1983年全國敦煌學術討論會文集・文史・遺書編下（1985）、のち紀念敦煌莫高窟藏經洞發現一百周年（1900-2000）敦煌研究文集（甘肅民族出版社、2000）にも所收。）
- 王繼如 2007：王繼如「伯 2872 號考證—敦煌文獻新發現《說苑》殘卷」（敦煌研究 2007-3）
- 徐建委 2008：徐建委『劉向《說苑》版本源流考』（『文獻』2008-2）。のち、同氏『《說苑》研究 以戰國秦漢之間的文獻累積与學術史爲中心』（北京大學出版社、2011）に所收。
- 左松超 1976：左松超「說苑考佚」（『中國學術年刊』第一期、1976）。

（作者は京都大學人文科學研究所助教）

大英博物館藏

甲戌年四月沙州妻鄧慶連致肅州僧李保祐狀*

坂尻彰宏

はじめに

スタインが敦煌莫高窟藏經洞より持ち歸った敦煌文獻のほとんどは現在大英圖書館に所藏されているが、その一部は大英博物館に保管されている。本稿で取り上げる手紙文書も、その紙背に繪畫が描かれていたため繪畫資料として大英博物館に所藏されたものの一つである¹。

本文書の内容は沙州（敦煌）在住の女性から肅州（酒泉）の僧侶に宛てた私信であり、これまでも重要な資料として注目されてきた。アーサー・ウェーリー（Arthur Waley）氏は、この文書についてスタイン將來敦煌繪畫の目録中で紹介し、その内容を英語譯している²。また、金榮華、榮新江、沙知の諸氏は、大英圖書館のスタイン・コレクションに含まれない貴重な文書として言及し、その録文を提示している³。

しかし、いくつかの解決すべき問題が残されている。目録はあるものの、あくまで繪畫の一部として扱われているため、文書として見た場合の情報が不足しており、文書の形態やそれをふまえた機能についての分析が不十分である。とくに、目録などで本文書を草稿とみなしている点については検討が必要だろう⁴。また、

*本稿執筆の過程で高田時雄京都大學人文科學研究所教授をはじめ諸先生方より多くのコメントをいただいた。記して感謝したい。なお、本稿は大坂大學文學研究科「多言語多文化研究に向けた複合型派遣プログラム」による研究成果の一部である。

¹大英博物館での所藏番號は 1919, 0101, 0.76 である。この他にスタイン將來繪畫資料の目録番號として Stein Painting (SP.) 76、原番號として Ch.00144 の番號を持つ。本文書の出版された寫真としては、中國社會科學院歷史研究所他（編）1997、179-181 頁を参照。

²Waley 1931 pp.112, 315-316 (Appendix I) 参照。なお、スタインの報告書にも簡単な目録情報がある。Stein 1921, vol.2, pp.966-967 参照。

³金 1983、9-10 頁；榮 1996a、10 頁；沙 2000、180-181 頁参照。

⁴Waley 1931, p.112; Whitfield and Farrer 1990, p.92; Fraser 1996, p.173; 朝日新聞社事業本部文化事業部（編）2003、219 頁参照。

諸氏の録文・翻譯にもなお改善の餘地がある。

そこで、本稿では文書の原物調査に基づいて情報を整理し、録文と翻譯とを提示し、文書の形態を手がかりに本文書の機能について検討を行いたい⁵。

一、文書の形態

本文書は一紙からなる手紙文書であり、現状では他の三紙とともに紙本墨畫の一部を構成している [圖1 参照]。本文書は寸法が縦32センチ・横43センチで欠落はなく、紙の厚さや紙質の面からみても九～十世紀に使用された一般的な紙に書かれている⁶。テキストは表面に19行、背面に表面とは逆方向に2行あり、丁寧書きそろえられている。文書の上には折りあとがあり、2センチほどの幅で垂直方向に20本ほど、背面の2行のテキストを挟む形で水平方向に2本確認できる [圖2 参照]。紙面全體に染みや汚れが散見するが、背面の2行のテキストの周囲の變色が目立つ。本文書の背面には維摩經變相圖の文殊菩薩の墨畫が描かれ、維摩詰が描かれた紙と昆舍離城や韋提希夫人の十六觀が描かれた紙とともに一つに貼り合わされている⁷。この文殊菩薩の墨畫の線は背面のテキストの上に描かれているので、墨畫の方が本文書より後に描かれたことは明らかである。なお、これらの墨畫と本文書の内容とは全く関係がない。

二、録文・翻譯

以下に録文と翻譯とを提示する。文字の異綴や音通による書き換えは録文中で()中に補い、先行する録文との文字の異同や文字の抹消・補記等の情報は録文注に示す。

【録文】

表面：

- 1 孟夏漸熱。伏惟、
- 2 肅州僧李保祐尊體起居萬福。即日沙州丈人鄧定

⁵本文書の原物調査に当たっては、大英博物館のマイケル・ウィリス博士 (Dr. Michael Willis) をはじめ、同館閲覧室の方々にご助力をいただいた。記して感謝したい。

⁶本文書の表面からみて右側の紙は縦30.5センチ・横44センチ、左側は縦30.5センチ・横44センチ、さらにその左側の紙片は縦30.5センチ・横3センチ。この紙片には「□□年二月四日□ []」とある1行のテキストがある。なお、これらはいずれも本文書と同様の質の紙である。

⁷これらの墨畫のモチーフについては、Waley 1931, pp.111-112; 松本 1937, 155頁、圖版54b; ウィットフィールド 1982, 337頁、圖86-88; Whitfield and Farrer 1990, pp.92-93; Fraser 1996, pp.170-173, figs.43-45; 朝日新聞社事業本部文化事業部 (編) 2003, 219頁参照。

3 子・駱駝官・妻鄧慶連・女長延・長美及合家大小蒙恩、不審
 4 近日
 5 尊體何似。伏惟、已時善加保重、遠城望也。沙州丈人・駱駝
 6 官・妻慶連・女長美・長延及合家大小、惣得平善、莫用優（憂）
 7 煩。丈母并應子（姨子）早年死去、只殘孤女慶連、女長美・長延竝無
 8 彼輩（匹輩）。婿李保祐取東頭去、一日日夜大有優（憂）愁、意中不
 9 稅（悅）、身形微劣消瘦。早夜承忘（承望）東頭身體難亡。人邊
 10 鄧（發）遣一字及物色、有口好惡言語、都無不來不見。日夜嚎咷大哭
 11 割股心腸。家内叔姪扇後大有欺屈。前伴般次僧陰住德
 12 手上一個書得者、聞句好惡言語。妻慶連切囑肅州僧
 13 李保祐、有女長延・長美二人年大兩個惣嫁得、早萬（早晚）來者。
 14 不來廻發一字。別覓衣飯嫁去。般次内趙法律手上發
 15 遣土布汗衫一領・菲草壹斗、到日收領。實有重信衣服
 16 發遣舉付不得。今因人往、空付丹（單）書起居。不喧。謹狀。
 17 甲戌年四月 日沙州妻鄧慶連狀上

18 又囑李闍梨、弟鄧幸德甘州賊打將、長聞甘州在者。李
 19 闍梨好與尋趁收續（贖）、得不得亦廻發一字。

背面：

- (1) 沙州妻鄧慶連狀上
- (2) 肅州僧李保友（祐）處

圖 1：文書の形態

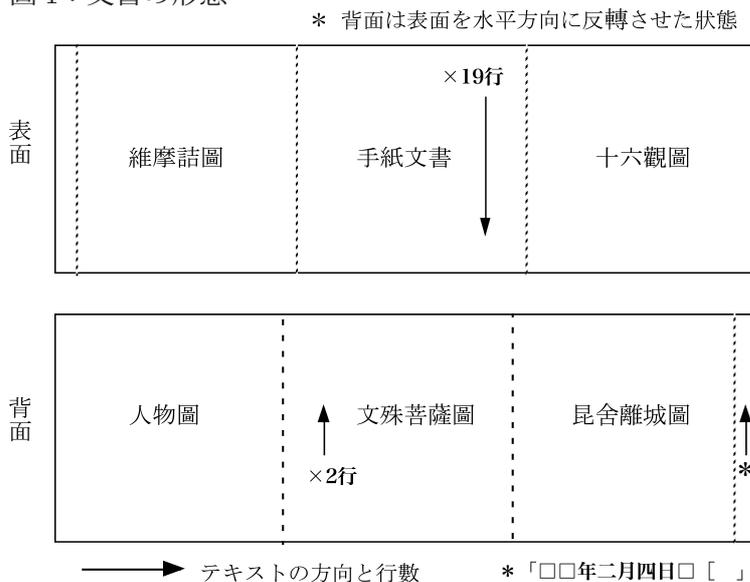
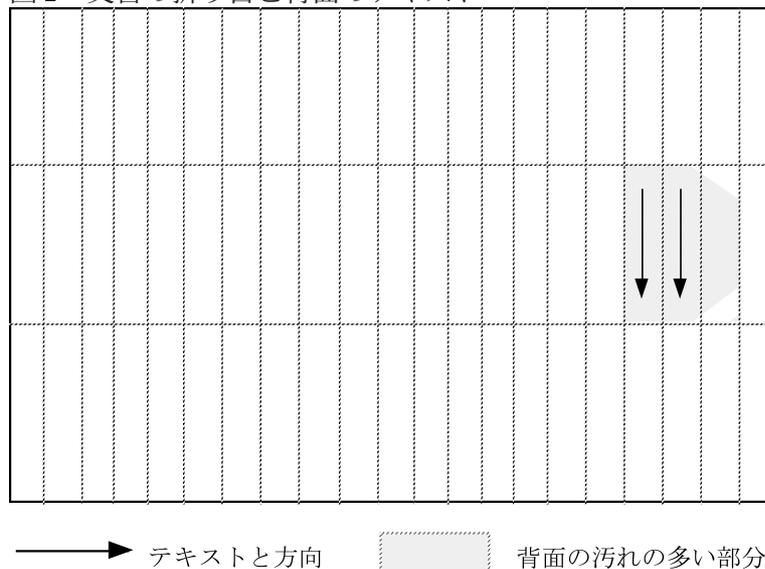


圖2：文書の折り目と背面のテキスト



【録文注】（金=金 1983、9-10 頁；榮=榮 1996a、10 頁；沙=沙 2000、180-181 頁）

第1行「伏惟」：金・沙は「伏維」。

第2行「李保祐」：榮は「李保佑」。

第3行「長延・長美」：「長延」は行間に補記。金は「長美・長進」、榮は「長進・長美」。

第3行「不審」：金は「不宣」。

第5行「伏惟」：金は「伏維」。

第5行「遠城」：榮は「遠誠」。

第5行「駱駝」：字間に返り点あり。

第6行「長美・長延」：「長延」は行間に補記。金は「長美・長進」、榮は「長進・長美」、沙は「長延・長美」とする。

第6～7行「優（憂）煩」：金は「懷煩」。

第7行「長美・長延」：「長延」は行間に補記。金は「長美・長進」、榮は「長進・長美」。

第8行「李保祐」：榮は「李保佑」とする。

第8行「東頭」：金は「東故」。

第8行「一日日」：行間に繰り返し記号あり。金・沙はこの記号を採らない。

第9行「消瘦」：榮は「清瘦」。

第9行「東頭」：金は「東頭」。

第9行「身體難亡」：金は「身體難已」とし、榮は「早夜難亡（忘）」とする。直後の「有口」の2文字は抹消記号付き。

第10行「鄧(發)遣」：金は「鄧遣」、榮は「發遣」、沙は「鄧遣」とする。1文字目の字形は「鄧」だが、文脈から見て「發」の誤記と思われる。

第10行「及物色」：行間に補記する。

第10行「嚙」：金・榮は「號」とする。

第10行「咄」：榮は「啣」。

第11行「前件」：榮は「前伴」。

第12行「言語」：金は「語言」。

第12行「切囑」：「初」に筆を入れて「切」に直す。金、榮、沙は「初囑」とする。

第13行「李保佑」：榮は「李保佑」とする。

第13行「長延」：金・榮は「長進」。

第13行「來者」：金は「來^来」、榮は「來去」とする。

第14行「別覓」：金は「□□」。

第15行「壹斗」：金、榮、沙は「壹斛」とする。

第15行「衣服」：金は「□」。

第16行「空付」：金は「空向」。

第16行「謹狀」：金は「□」とする。

第17行「四月 日」：榮は「四月四日」とする。

第17行「沙州妻鄧慶連」：金・沙は「沙州鄧慶連」。

第17行「狀上」：金・榮は「狀」のみ。

第18行「李闍梨」：金は「李周集」。

第18～19行「李闍梨」：金は「李周集」。

第19行「好興」：字間に返り點あり。金・榮は「興好」。

背面：金・榮は収録しない。沙は蔣孝琬の書き込みとみなす。

【翻譯】

夏の初めとなり暑さが増してまいりました。肅州の僧李保佑さまはご健勝のことと存じます。日頃から沙州のお父さま鄧定子、駱駝官、妻の鄧慶連、娘の長延と長美から家中の大人から子供にいたるまでお世話になっておりますのに、近頃はあなたさまのご機嫌がいかがであるか存じません。時節柄くれぐれもご自愛下さいますよう、遠いまちよりお祈りいたします。沙州のお父さま、駱駝官、妻の鄧慶連、娘の長美と長延から家中の大人から子供にいたるまで、みな平穩無事でおりますのでご心配には及びません。

お母さまやおばさま（あるいは姉妹）が早くに亡くなりましたので、(女の家族は)慶連ひとりきりで、娘の長美や長延にも相手がおりません。婿である李保佑さまが(沙州から)東に向かって立ち去ってからは、一日中晝も夜も悲しみがつのり、心がふさいで、やつれ果ててしまいました。朝から晩まで東にいらっしゃる

(あなたの) お體が心配でなりません。

人づてにお手紙と贈り物とをお送りしましたが、口ではいろいろと言うことがあったとしても、全くお越しにならず、お会い下さりもしないということがあるでしょうか。晝も夜も泣き叫び、身を切る思いです。家内のおじやおいも(あなたと)分かれてより辛い思いをしています。先ごろ(到着した)キャラヴァンに(同行していた)僧の陰住徳の手から手紙を受け取って、(ようやく)いろいろと知ることができました。

妻である慶連より肅州の僧李保祐さまに心からお願いいたします。娘の長延と長美も大きくなり、二人とも嫁入りすることになりましたので、近いうちにお歸り下さい。お歸りにならないなら折り返しお返事を下さいます。ほかで(嫁入りのための)衣服や食べ物をもとめて、嫁にやることにいたします。(いま、これから肅州に向かう)キャラヴァンに(同行する)趙法律の手に(あずけて)土布(アサヌノ)の汗衫(シャツ)一着と菲草を一斗送りますので、(キャラヴァンが)到着した日に受け取って下さいます。本来であれば立派な贈り物や衣服をお送りするところですが、ままなりません。いま、(たまたまそちらに)ひとが行きますので簡単なお手紙を送るばかりです。(手紙ですから用件を)述べつくせません。謹んでお手紙を差し上げます。

甲戌年四月某日 沙州の妻鄧慶連がお手紙を差し上げます。

(追伸：) そのうえ、李閻梨さまにお願いいたします。(わたくし慶連の)弟である鄧幸徳が甘州の賊に略取されて、長らく甘州に留め置かれていると聞きました。李閻梨さまにおかれましては、どうぞ(甘州に幸徳を)訪ねて(身柄を)買い戻していただきますように。(幸徳を)取り戻せたかどうかにつきましては、折り返しお返事下さいませ。

背面(上書き)：

沙州の妻鄧慶連から、肅州の僧李保祐さまのもとにお手紙を差し上げます。

三、内容と作成年代

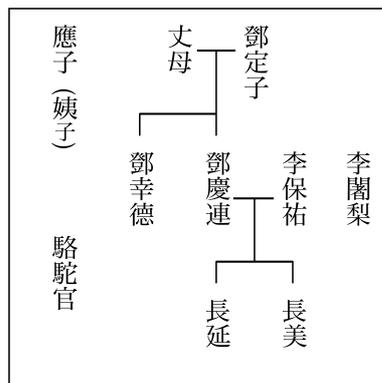
以上、本文書のテキストは大きく分けて手紙の本文、追伸、背面の上書き⁸からなっている。本文の内容は沙州の鄧慶連から肅州に住む僧侶で夫でもある李保祐に宛てた私信であり、二人の娘の結婚を機會に彼の歸郷を促す内容を持っている。追伸では、鄧慶連が、身柄を拘束されて甘州に留められている弟幸徳を取り戻すよう、同じく肅州にいると思われる李閻梨という別の僧侶に依頼している。また、上書きでは、慶連から保祐への宛名書きがなされている。

これに對し、本文書を英語譯したウェーリー氏は、これを鄧慶連が僧侶の李保祐

⁸上書きとは、手紙文書本紙の字面を内側にして短冊状に折り畳み、外側にでた背面の一部に差出人と受取人とを記したものである。

へ娘たちの結婚相手の斡旋を依頼する手紙であると解釈し、両者が夫婦の関係にあったとは見ていない。ウェーリー氏は3行目、5行目から6行目にかけての「駱駝官妻鄧慶連」を“Ch'ing-lien, wife of the camel-man”と譯し慶連は駱駝官の妻であると考えている⁹。しかし、手紙の本文と上書きでは、鄧慶連は李保祐に對して「妻鄧慶連」と名乗っており彼らが夫婦の関係にあったことは明らかである。もし、鄧慶連が駱駝官の妻であるなら、本文の6行目以降や上書きで「妻鄧慶連」とだけ名乗るのは不自然であろう¹⁰。また、ウェーリー氏の英語譯はその出版された年代を考えると優れた翻譯であるといえるが、用語の翻譯に混亂があり文脈の把握が正確ではない個所がある。たとえば、8、9行目の「東頭（東の方）」を何らかの物品に、9行目から10行目にかけての「邊鄧（人邊發遣：人づてに送る）」と11、14行目の「般次（キャラヴァン）」とを人名に、また14行目の「法律（僧官名）」を“legally”に、18行目の「賊打將（賊による略奪）」を“Captain of the Police”に誤って譯している。とりわけ、「般次」を人名と解釋することで、手紙の後半の内容が、李保祐に娘たちの結婚相手として「般次」を斡旋するように依頼する方向に大きく変わってしまっている¹¹。鄧慶連から李保祐への依頼の内容は、13行目冒頭から14行目の「般次」の前までで終わっており、この部分で娘たちの結婚と李保祐の歸郷について述べられている。それ以降は、手紙と一緒に送る贈り物に話題が移っているので英語譯のように解釋することはできない。

圖3：手紙に現れる人物



文書の作成年代に関しては、ウェーリー氏は甲戌年を914年ないし974年にあ

⁹標点のある榮新江、沙知兩氏の録文でも「駱駝官」と「妻鄧慶連」との間に並列点は打たれていないので同様に解釋しているものと思われる。

¹⁰なお、この二人を中心にした手紙に現れる人物の関係については、圖3を参照。

¹¹漢語の「般次」がキャラヴァンを指すことについては、藤枝1943、78-79頁、注191；Hamilton 1955 p.78；張廣達1991 969-971頁；沙1997、142-145頁；曾2001、6-7頁、王璐・林峰2007、79-80頁；張小豔2007、274-277頁；黒2010、364頁参照。

て、榮新江氏はこれを914年に比定し、沙知氏は榮氏の説に従っている¹²。文書にあらわれる「駱駝官」は、歸義軍時代のラクダ管理官である知駱官（駱官）であると思われるので¹³、本文書が歸義軍時代（九世紀半～十一世紀初）のものであることは確實である。この時期の甲戌年は、854年、914年、974年のいずれかにあたる。本文書の追伸部分で鄧慶連の弟幸徳が甘州で捕虜になっていることに着目すれば、甘州にウイグルなどの敵對勢力が成立していない854年は候補にはならない¹⁴。榮新江氏は、金山國時代の甘州ウイグルとの戦争状態（906～911年）の時期に幸徳が捕らえられたと見なし、914年を文書の作成年代としている。榮氏の説は当時の時代背景をもとにしており説得力に富む。ただ、甘州ウイグルとの紛争や襲撃事件はその後もしばしば発生しているので、幸徳が甘州に捕らえられている状況は974年でもありうる¹⁵。したがって、現状では本文書の作成年代を914年と974年のいずれかに確定することは困難である。

四、上書きと折り方

本文書には背面に2行のテキストがあり、沙州の鄧慶連から肅州の李保祐に宛てた手紙であることが明記されている。この背面のテキストについては、ウェーリー氏の目録と英語譯には記載が無く、金氏や榮氏の録文でも文字がおこされていない。沙氏の録文には採録されているが、沙氏はこれをスタインの助手であった蔣孝琬が整理のために書き込んだものと見なしている¹⁶。

しかし、この背面のテキストが本文書の上書きであることは、その折り方や類例との比較から明らかである。背面のテキストは、文書背面を正面にした場合の右端やや左に、文書の上下のほぼ中央部分に2行に渡って表面の本文とは逆方向に書かれている〔圖1ならびに圖2参照〕。文書の折りあとは、この2行を避けるように格子状に付いている。こうした折りあとの特徴は、表の字面を内側にして上端から三分の一と下端から三分の一を折り、帯状になったものを左端から折りたたんで短冊状に折り畳み、その表裏に文字を書いたことに由来すると思われる

¹²Waley 1931 pp.112, 316; 榮 1992, 83 頁; 榮 1996a, 10 頁; 榮 1996b, 227-228 頁; 沙 2000, 180 頁参照。

¹³知駱官については、雷 1996, 39-41 頁; 張亞萍 1998, 56-58 頁参照。なお、S.2474「己卯年(979)十一月駱官鄧富通請判憑狀」とP.4525(8)「官布籍」には鄧姓の知駱官である鄧富通も見える。S.2474の録文・翻譯は坂尻 2003, 185-187 頁参照。

¹⁴甘州ウイグルの成立時期については、森安 1980, 305-313 頁; 榮 1996b, 298-309 頁参照。

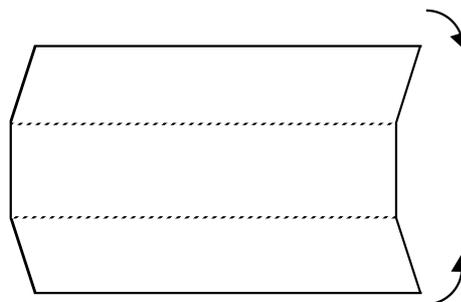
¹⁵たとえば、P.3272「丁卯年(967)正月廿四日甘州使頭閻物成去時書本」には甘州の勢力による「賊行(略奪行爲)」が言及されている。赤木 2006, 82-84 頁参照。

¹⁶本稿録文注ならびに沙 2000, 181 頁参照。

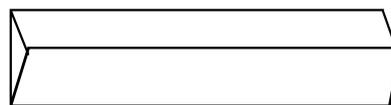
[圖4参照]。前述のように文書背面の上書きのまわりは周囲に比べて汚れが目立っており [圖2参照]、この部分のみが外部に露出していたことをうかがわせる¹⁷。

また、このような上書きを用いる例は同時期の他の漢文手紙文書にも確認できる [圖5参照]。これらの上書きは、全て本文書と同じ2行からなっている。折り方では、本文書と同様に字面の左端から畳む方法が用いられているものが多い¹⁸。テキストの方向は、本文書のように表面の本文と逆方向に書かれる場合もあるが、同方向に書かれる場合もあり一定していない。發信者と受信者との配置は、本文書のように紙の端に近い方に發信者を書く場合が多い¹⁹。用語や表現については共通する要素はほとんどないが、發信者の居所は必ず書かれる。また「謹謹」(S. 1284) や「謹謹上」(羽172Vノ2) の用語や脇付の使用 (S. 1284) など封紙に用いられる表現に近いものも見られる²⁰。このように、異同はあるものの、これらの漢文手紙文書の上書きは形態や機能の點では共通する要素を持っており、封紙を使わずに本紙を折り畳んで背面に上書きを書く方法は広く使われていたものと思われる²¹。本文書の上書きも同様の作法で書かれており、後人の書き込みなど

1 上下を折り畳む



2 带状に成形



3 短冊状に折り畳む

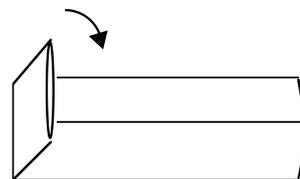


圖4: 文書の折り方

¹⁷なお、周囲の汚れは臺形のような形をしており、このような形の汚れは S.4362 にも見られる。さらに類例を集めて分析する必要があるが、あるいは書儀類に見られる封紙の角を折る封式に關係するのかもしれない。周・趙 1995、335-337 頁；呉 2002、243-245 頁参照。

¹⁸S.4362 のように右端から畳まれているものもある。

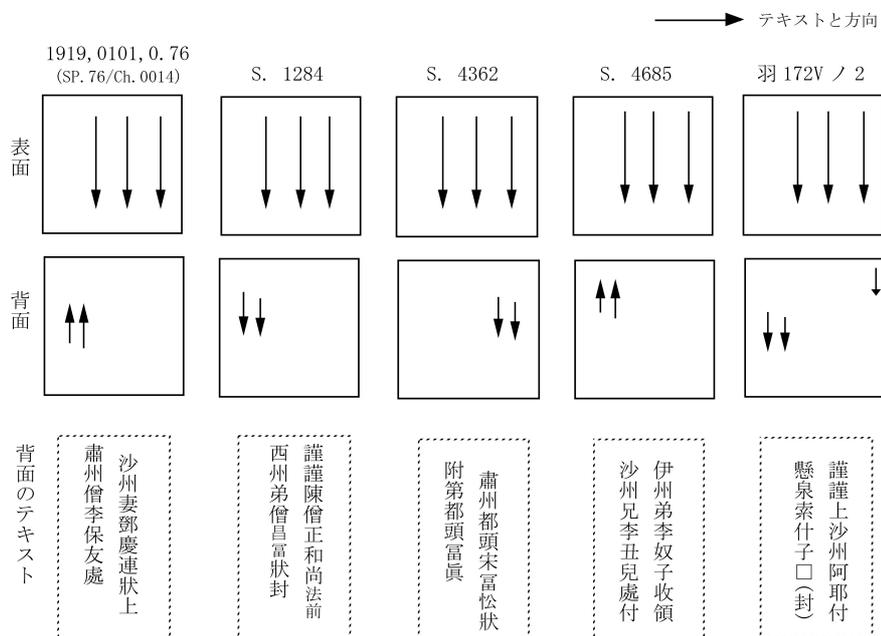
¹⁹S.4685 のように紙の端に近い方に受信者が書かれる場合もある。

²⁰敦煌文獻中の漢文手紙文書の封紙を使う封式については、赤木 2005、8-11 頁；王使臻・王使璋 2011、37-44 頁参照。

²¹上書きを使う封式は非漢語の手紙文書でも使われており、言語に關わらず廣まっていたことがうかがえる。チベット文手紙文書については、武内紹人氏の分類でいうところの手紙タイプ II と手紙タイプ III とに上書きがみられる。武内 1986、576、578 頁参照。ウイグル文手紙文書については、森安 2011、377-378 頁を参照。

ではなく上書きであることは疑いない²²。

圖5：漢文手紙文書の上書き（十世紀頃）



* 背面は表面を水平方向に反轉させた状態

おわりに

本文書は、内容が首尾一貫していることや上書き・折り方の状態からみて、草稿ではなく実際に使用された手紙であると考えられる。前述のように、目録などの記述では本文書は草稿として扱われているが、これらはウェーリー氏の目録の記載を引き継いだだけのものであり、特に根拠があるわけではない。ウェーリー氏がそのように判断したのは、本文書に修正が多い点やこれが藏經洞發見の墨畫の料紙に再利用されている点に着目して、この手紙が実際に肅州に送られていないと考えたためだろう。しかし、實用の手紙に修正がされた例は他にも見られるし²³、折り目や汚れのつき方から見ても、本文書が手紙の形にされて実際に使われたことは確實である。なお、肅州に送られた手紙が沙州（敦煌）に戻った理由については推測に頼るほかないが、この手紙を受け取った李保祐が手紙を持参して沙州に歸郷したと考えるのが妥當であろう。

²² 蔣孝琬の書き込みと思われるものは手紙文書 S.1284 の紙背にも見られるが、朱字で蘇州號碼とともに「西州富昌和尚書」と書かれており、上書きとは全く異なる。

²³ 修正のある實用の手紙としては、S. 4685、S. 4362 などがある。

【参考文献】

[和文・中文：五〇音順]

赤木崇敏 2006 「歸義軍時代チベット文手紙文書 P.T.1189 譯註稿」『東トルキスタン出土「胡漢文書」の総合調査』(科学研究費補助金(基盤研究(B))研究成果報告書；平成15年度～平成17年度；研究代表者 荒川正晴)、77-86頁。

——— 2005 「河西歸義軍節度使張淮鼎——敦煌文獻P.2555 pièce 1の検討を通じて」『内陸アジア言語の研究』20、1-25頁。

朝日新聞社事業本部文化事業部(編) 2003 『大英博物館の至寶展：創立250周年記念』東京：朝日新聞社、2003、257頁。

ウイトフィールド, R. (著)・上野アキ(譯) 1982 『西域美術——大英圖書館スタイン・コレクション2 敦煌繪畫II』東京：講談社、362頁。

榮新江 1992 「金山國史辨正」『中華文史論叢』50、73-85頁。

——— 1996a 『海外敦煌吐魯番文獻知見録』南昌：江西人民出版社、4 + 6 + 3 + 231頁。

——— 1996b 『歸義軍史研究——唐宋時代敦煌歴史考索』上海：上海古籍出版社、2 + 3 + 3 + 6 + 426頁。

王使臻・王使璋 2011 「敦煌所出唐宋書札封緘方法的復原」『文獻』2011-3、37-48頁。

王璐・林峰 2007 「敦煌俗語詞考釋二則」『文教資料』2007-3、79-80頁。

金榮華 1983 「敦煌寫卷拾遺」『大陸雜誌』66-1、9-11頁。

黑維強 2010 『敦煌、吐魯番社會經濟文獻詞匯研究』北京：民族出版社、4 + 4 + 2 + 2 + 26 + 565頁。

吳麗娛 2002 『唐禮摭遺：中古書儀研究』北京，商務印書館，8+7+650頁、圖版4。

沙知 1997 「般次零拾」、白化文等(編)『周紹良先生欣開九秩慶壽文集』北京：中華書局、142-148頁。

- 2000「Ch.00144等：英藏敦煌文獻二件釋錄」、宋家鈺・劉忠(編)『英國收藏敦煌漢藏文獻研究：紀念敦煌文獻發現一百周年』北京：中國社會科學出版社、179-182頁。
- 坂尻彰宏 2003「敦煌判憑文書考序論」、森安孝夫・坂尻彰宏(編)『シルクロードと世界史』豊中：大坂大學 21世紀 COEプログラム「インターフェイスの人文學」、159-195頁。
- 周一良・趙和平 1995『唐五代書儀研究』中國社會科學出版社、339頁。
- 曾良 2001『敦煌文獻字義通釋』廈門：廈門大學出版社、3+2+7+213頁。
- 武内紹人 1986「敦煌・トルキスタン出土チベット語手紙文書の研究序説」、山口瑞鳳(編)『チベットの佛教と社會』、東京：春秋社、563-602頁、圖版2。
- 中國社會科學院歷史研究所他(編) 1997『英藏敦煌文獻』14、成都：四川人民出版社、4+24+300頁、カラー圖版16。
- 張亞萍 1998「唐五代敦煌地區的駱駝牧養業」『敦煌學輯刊』1998-1、56-59頁。
- 張廣達 1991「唐末五代宋初西北地區的般次和使次」、季錚・蔣忠新(主編)『季羨林教授八十華誕紀念論文集』下、南昌：江西人民出版社、969-974頁(再錄：同氏著『西域史地叢稿初編』上海：上海古籍出版社、1995、335-346頁)。
- 張小豔 2007『敦煌書儀語言研究』北京：商務印書館、4+445頁。
- 藤枝晃 1943「沙州歸義軍節度使始末(四・完)」『東方學報(京都)』13-2、46-98頁。
- 松本榮一 1937『燉煌畫の研究』全2卷、東京：東方文化學院東京研究所。
- 森安孝夫 1980「ウイグルと敦煌」、榎一雄(編)『講座敦煌2 敦煌の歴史』東京：大東出版社、297-338頁。
- 2011「シルクロード東部出土古ウイグル手紙文書の書式(後編)」、森安孝夫(編)『ソグドからウイグルへ——シルクロード東部の民族と文化の交流』東京：汲古書院、335-425頁。
- 雷紹鋒 1996「論曹氏歸義軍時期官府之“牧子”」『敦煌學輯刊』1996-1、39-46頁(再錄：同氏著『歸義軍賦役制度初探』臺北：洪葉文化事業、2000、175-189頁)。

[歐文：アルファベット順]

Fraser, Sarah Elizabeth 1996, *The Artist's Practice in Tang Dynasty China (8-10th Centuries)*, University of California, Berkeley, xxi, 513p.

Hamilton, James 1955, *Les Ouïghours à l'époque des Cinq Dynasties d'après les documents chinois*, (Bibliothèque de l'Institut des Hautes Etudes Chinoises, 10), Paris: Imprimerie nationale / Presse universitaire de France, 201p., + 4pls., + 1 map. (Repr.: Paris 1988.)

Stein, Marc Aurel 1921, *Serindia: detailed report of archaeological explorations in Central Asia and Westernmost China*, 5vols., Oxford: Clarendon Press.

Waley, Arthur 1931 *A Catalogue of paintings recovered from Tun-huang by Sir Aurel Stein*, London: Printed by order of the Trustees of the British Museum and of the Government of India, lii, 328p.

Whitfield, Roderick and Farrer, Anne 1990, *Caves of the Thousand Buddhas: Chinese art from the silk route*, London: British Museum Publications, 208p.

(作者は大阪大學招聘研究員)

書儀の普及と利用

——内外族書儀と家書の關係を中心に*

山本孝子

はじめに

内外族書儀とは、親族・姻族間で遣り取りされる書簡文、つまり家書の模範文例を集めたものである。現存するものとしては敦煌吉凶書儀に収録されているだけでなく、トルファン出土の「(擬)高昌書儀」などにも類例が残る。また、敦煌・トルファンには家書の實例が一定數發見されている。規範的モデルである書儀に基づき實踐した事例として、これらの資料を組み合わせうまく活用することで、書儀の運用についても何か解決の糸口を見出すことができるのではないかと考える。

本稿では内外族書儀と家書の關係について、特に書儀がどれほど一般に普及し利用されていたのかという點に注意しながら、考察を試みたい。

1. 資料概説

1.1 内外族書儀

書儀は單なる文例集ではなく、儀禮書としての機能も併せ持っていた。書簡を書く際に必要となる表現について禮に基づき細かく規定し、またそれによって身分・階級の別をはっきりと示し、社會秩序の軸となる禮儀を體現している。中でも、内外族書儀はこのような特徴を強く呈するものである。

*本稿は中國中世寫本研究班例會での發表原稿をもとに加筆訂正したものである。また家書資料である羽071、羽172-2は俄藏敦煌文獻輪讀會における會讀文獻である。それぞれの機會に参加者の先生方から貴重な御意見を賜った。ここに記して感謝の意を表したい。また、本稿は平成23年度公益財團法人三島海雲記念財團學術研究獎勵金(研究課題:「敦煌寫本書儀の言語表現に反映される社會環境——吉凶書儀を中心として」)による成果の一部である。

さきに筆者は、敦煌発見の吉凶書儀の中から四海書儀・僧尼書儀を取り上げ、特に言語表現に注目しながらこれらの書儀に反映される社会的・文化的背景の考察を試みた¹。検討の過程で、これらの書儀は共通して内外族書儀の書式・言語體系を基準としつつ、書簡の差出人・受取人両者の関係やその時々状況に合わせて変化させ、應用されていることが見えてきた。言い換えれば、内外族書儀を摸倣することにより、血縁によらない擬似的な家族関係が書簡中に再現され²、差出人と受取人両者の関係が保たれていたのである。

四海書儀では受取人と差出人の関係に応じて「極尊」「稍尊」「平懷」「稍卑」「卑」の五段階に分けられていたが、それぞれ内外族書儀の「尊(上の世代の者)」「長(同一世代の年長者)」「平懷」「幼(同一世代の年少者)」「卑(下の世代の者)」に相當する³。僧尼書儀では師僧と弟子がまた親子関係に當てはめられていた。いずれも「尊」と「卑」、つまり内外族書儀でも最も上下の支配従属関係がはっきりしている父母と子、直系血族のタテの関係を軸としていた。しかし、凶儀に見られる五服圖からもわかるように⁴、内外族書儀は尊卑長幼だけでなく、上下親疎の別も重要な指標であり、直系・傍系の血族・姻族の間でタテヨコ立體的な序列関係が構成されているのである。

このような模範文の模範文ともいえる内外族書儀の特性をふまえた上で、階層的言語體系により構築される内外族間の関係についても、家書の實例を補助的に参照しながら順に確認しておきたい。前二稿では、内外族書儀それ自身については、まだ十分に考察できていない部分も少なくない。併せて、情報を適宜補完する。

最後に、ここで書儀に収録される模範文がどのようなものであるか、確認を兼ねてひとつ例を示しておこうと思う。前々稿においても四海書儀の吉儀と凶儀、それぞれ簡単に書式の説明を行ったが⁵、中國語で発表したものであり、標題、題書などは省略したため、ここで改めて増補修正しておきたいと思う。今回は、前回と逆に下行文書をあげることにする。

¹ [山本 2010] [山本 2011]。

² 四海書儀の義兄弟、僧尼書儀の師と弟子の間で交わされる書簡文などがその具體例として挙げられる。

³ C『新定書儀鏡』「黃門侍郎盧藏用儀例一卷」「凡父之黨稱尊、兄之黨稱長。」

⁴ C『新定書儀鏡』には、内族服圖、外族服圖、[婦爲] 夫族服圖が見える。[趙和平 1993] 321-323 頁参照。

⁵ [山本 2010] 148-149 頁。

A 『書儀』⁶

(a) 與子姪孫書

(b)(c) 不見汝久、憶念纏懷亦云盈懷、亦言憶念不可言。比絕書疏、增以懸念亦曰懸憂。(d) 猶寒、(e) 念無恙佳健。(f) 卽此翁婆萬福。吾如常、汝父母竝健此語謂與孫書。、餘大小推度。(g)(h) 未卽見汝、歎滿(慙)何極。好自愛慎謹慎。(i) 及此不多。(j) 翁婆爺孃次第伯叔姑告。名發女云某氏女發。

(a) 標題：書儀の利用者にその模範文が自身とどのような関係にある人物に宛てたものであるか示す。

(b) 書き出し：ここでは見えないが、「[差出人] 白」⁷「[差出人] 言」⁸「[差出人] 告」⁹などが入る。

(c) 無沙汰しているが、最近どうしているか受取人のことを気にかけていることを述べる。

(d) 時候のあいさつ

(e) 受取人の健康を氣遣う表現

(f) 差出人側の日常の様子を報告。内外族書儀ではしばしば差出人と共に暮らしていると思われる親族・姻族についても言及される。

(g) 本文：A 『書儀』「四海吉書儀五首」「與極尊書」にも「若別有事意、隨時便言、他皆放(倣)此」とあったように、書簡の本題が述べられる。

(h) 会いに行くことができない理由と思慕の念

(i) 書き止め ((b) 以下ここまでが書簡の本體)

(j) 題書(封題)：書簡本體の末尾に記される宛名書き。特に封をした後の表面(封題は、書簡本體を折り疊んだ裏面や別の包紙などに記される。封緘の方法による¹⁰。)に書かれるものは「封題」とも稱され、受取人だけでなく差出人に関する情報も含めて一つの書式をなしている¹¹。

⁶本稿にて引用する敦煌寫本書儀文獻は主として[趙和平 1993]、[趙和平 1997] によっている。その他書簡文などについては『眞跡釋錄』、『英藏釋錄』等も参照した。寫本寫真との照合の上、文脈によって適宜誤字脱字の補足訂正を行うが、特に必要な場合を除き異同は逐一注記しない。多くにおいて空格、改行などは省略した。上記に収録されないものについては『敦煌祕笈』などの圖版寫真および國際敦煌プロジェクト(IDP)のHPに公開されるカラー寫真に據る。また引用の際には簡便を期し、特に必要のない限り文書番號ではなく表1に附した便宜上の略號、タイトルを以って示す。

⁷A 『書儀』「與表丈人及表姑姨表兄姉書」など。

⁸A 『書儀』「與妻父族書妻姑姉附之」「與夫之祖父母父母書」など。

⁹J 『書儀(擬)』「父亡母告兒書」など。

¹⁰書簡の封緘の方法については、[王・王 2011] 参照。

¹¹元代に編まれた『新編事文類啓筭青錢』卷之一・前集・翰墨門「手書一幅正式」(毛利家藏本、17頁)では、書簡の書式に關してさらに細かく分類し例示している。これらの書式は、附録解題でも述べられる通り唐宋の書儀の流れを汲むものである。

①具禮(冒頭のあいさつ)；②稱呼(受取人への呼びかけ)；③敘別(無沙汰のあいさつ)；④瞻仰(受

なお、日付は複書の場合は冒頭に、単書の場合は書簡末尾に記される¹²。

表 1：内外族書儀を収録する敦煌吉凶書儀一覧¹³

	書儀名稱	撰者	寫本編號	年代	備考
A	書儀	杜友晉	P.3442、 Δ x.1307、 Δ x.1441	開元末	
B	書儀鏡	(杜友晉?)	S.329+S.361+S.9713、S.6111+S.10595、P.3784	天寶 6~14 年	
C	新定書儀鏡	杜友晉	P.2616v、P.2619v、P.3637、P.3688(1)、P.3849、P.4002、P.4036、P.5020、P.5035A、散 0676 (碎片, 貞松堂本)、歷博 52-2、3 (貞松堂本)、上圖 18、ZSD076、羽 569 (清野謙次舊藏)	天寶年間	
D	吐蕃佔領敦煌初期漢族書儀(擬)	佚名	S.1438v	吐蕃期	個々の書簡に標題は附されていないが、内外族書儀の範疇に入るものが含まれる。
E	大唐新定吉凶書儀	鄭餘慶	S.6537v14	元和年間	目次に確認できるのみ。[王三慶 2009] 194 頁に復元される内容を参照。

取人への思慕)；⑤即日(時候のあいさつへの導入)；⑥時令(時候のあいさつ)；⑦伏惟(⑧以下への導入)；⑧燕居(受取人の日常の様子)；⑨神相(神の加護)；⑩尊候(受取人の健康などを配慮する)；⑪托庇(受取人の御蔭で息災であることに禮を述べる)；⑫入事(本題・用件)；⑬未見(會えないことへの遺憾)；⑭祝頌(受取人の健康を祈願する)；⑮不宣(結び)

受け取った書簡への返事の場合は少し内容が異なる。「答書一幅正式」は次の通り(上と異なる部分を太字にした)。①具禮；②稱呼；③瞻仰；④**辱書(受け取った書簡に対する感謝の念)**；⑤**共審(互いの様子)**；⑥時令；⑦燕居；⑧神相；⑨尊候；⑩**問眷(受取人の家族の様子を問う)**；⑪入事；⑫**奉復(これが先の書簡への返答であることを述べる)**；⑬未見；⑭祝頌；⑮不宣

同じく元代の『居家必用事類全集』甲集・書簡「小簡往式」でも多少の増減はあるが項目の内容・順序はほぼ同じである(北京本、26 頁。「国立国会図書館デジタル化資料」<http://dl.ndl.go.jp/>で公開される寛文 13 年林前和泉掾刊本「甲集卷之二」のカラー寫真 2/40-3/40 も参照した)。

①具禮；②稱呼；③座前；④間闊；⑤瞻戀；⑥即日；⑦時令；⑧伏惟；⑨起居；⑩祐助；⑪尊候；⑫入事；⑬不縷述；⑭伏冀；⑮託庇；⑯知感；⑰記録；⑱謹奉；⑲未由；⑳祝頌；㉑不宣「小簡復式」では①具禮以下②から⑰まで数のみ示されている。

¹²A『書儀』「凡例一首」「凡複書以月日在前、若作單書、移月日在後。」；C『新定書儀鏡』「黃門侍郎盧藏用儀例」「通例第二」「凡複書月日在前、單書月日在後。」

¹³ [山本 2010] 142-143 頁、[山本 2011] 227 頁の表をもとに作成した。

F	新集吉凶書儀	張敖	P.2646、P.2556、 P.3246、P.3249、P.4019、 P.3284、S.2200、S.4761、 S.10735A、有隣館 8、 北能 8 (未見)	大中年間	
G	吉凶書儀	張敖	P.2622、P.3886、 P.3688(2)、S.1040、 S.8699v、Dx.1256	大中年間	
H	新集諸家九族 尊卑書儀	張敖	P.3502v(2)、Dx.1256、 歷博 52-1 (貞松堂本)	大中年間	
I	文儀集 (擬)	忻州刺史某撰	P.5550(2) + P.5547(1)	中晚唐?	目次に確認できるのみ。
J	書儀 (擬)	佚名	P.4050 + S.5613 + Dx.1458 + Dx.3875 + Dx.3870 + Dx.1467 + Dx.3902 + Dx.3849 + Dx.3905 + Dx.3814 + Dx.3917 + Dx.5247	晚唐	
K	新集書儀	佚名	P.3691、P.3425v、 P.3581、P.3716、 P.4699、S.681、S.766、 S.5593、S.5636、 S.8516、S.8680、 S.9937v、S.10010、 S.10531、S.10614、 Dx.1454 + Dx.2418、北 有 76 (未見)、Dx.5623 + Dx.5644、Dx.5850、 Dx.8905、Dx.11328	五代	
L	書儀 (擬)	佚名	P.3906/4	五代	
M	書儀 (擬)	佚名	Dx.116875 + Dx.17011	不詳	
N	書儀 (擬)	佚名	Dx.6494	不詳	文字がいくつか確認できるだけのごく小さな断片であるが、「孫女」という雙行註が見え、内外族書儀の一部であると考えられる。

※寫本編號は、内外族書儀が記されている寫本だけでなく、各書儀に関するもの全て列挙した。また上記以外にトルファン出土の 72TAM169:26(6)1,2,3「高昌書儀 (擬)」四天王寺「高昌吉凶書儀 (擬)」など内外族間での書簡の用例が残されている。

1.2 家書

敦煌・トルファン等から寫本のかたちで発見された書簡文は、書寫された當時のありのままの姿を伝えるという點に非常なる價值を有する。その中には當事者でなければ理解し難い内容が多く含まれる一方で、時代背景・社會環境を反映した記述も見える。家書についても例外ではなく、家族内での私的な文面の中にも日常生活に關わる社會の實態が反映されている¹⁴。内外族書儀とは一定の隔たりがあるとはいえ、書式や語句などはやはり共通する點も少なくない。

家書とはどのようなものなのか、まず具體例として一點、新資料の紹介を兼ね¹⁵、『敦煌祕笈』影印冊一所收の羽071を移録し、現存の書儀との類似點を例示しておくこととする。受取人は差出人の父親と叔父、差出人は息子で僧侶である太太である。

- 1 頻奉狀、奉計合達。竟不蒙一問。季冬
- 2 極寒、伏惟
- 3 阿耶、阿叔尊體動止萬 [福]。太>蒙恩馳
- 4 束(悚)。有限、侍奉未由、但增馳戀、無任下
- 5 情。謹因賀闍梨、阿伯師去次、謹奉狀
- 6 起居不宣。謹狀。
- 7 十二月三日男僧太>狀上
- 8 阿耶、阿叔座前
- 9 諮。阿耶、宰>阿兄。人云、失却虛實、不得酌消息。
- 10 實若失却阿那箇州郡、失却分明、附一音信。
- 11 瓜州阿兄師與一書、往至發遣太>邊來。此間於
- 12 官人邊諮訴。趁逐交易、太>趕(?)到。初春、乘衣
- 13 往看阿耶、阿叔、諸親來。願垂照察。諮。阿耶、[阿]
- 14 叔、阿兄。先日太>諮量兒子、忽令迷腳(却)、不聽今□、
- 15 五花八散、此有是處、審而思之。願垂照察。

¹⁴敦煌・トルファン出土の家書を扱う先行研究として、[李正宇 2001]、[朱海 2006]、[王使臻 2011a]、[趙和平 2006] などがある。

¹⁵順次公開が進んでいる武田科學振興財團杏雨書屋所藏敦煌文獻のうち、既刊の『敦煌祕笈』影印冊 1-5 および『第五回杏雨書屋特別展示會 敦煌の典籍と古文書』より家書 3 點、書儀關連文獻 2 點を蒐集した。それらは、羽 071「僧太太與阿耶、阿叔書」、同「金剛幢與阿耶書」、羽 172-2「懸泉什子與阿耶書」(いずれも便宜上附した假題)、羽 569『新定書儀鏡』(散 0676、中國國家博物館本(以上、いずれも羅振玉舊藏本)、上圖 18、ZSD076 と同一寫本。羽 569 下部と上圖 18 上部で接合するものと思われる)、羽 682v「(擬)賀冬至」である。録文、註釋、その他一部の内容については「文學・宗教・藝術與物質文化」(2011 年 11 月 24 日、於臺灣清華大學)にて「杏雨書屋藏幾件書札研讀札記」と題して發表しており、別稿にまとめる豫定である。

【頻奉狀、奉計合達】

- B 『書儀鏡』 「四海平蕃破國慶賀書」 「頻使累狀、奉計續達。」
B 『書儀鏡』 「(與姉夫書) 答書」 「頻狀往、計有達者。」
D 『吐蕃佔領敦煌初期漢族書儀 (擬)』 「ム使行附狀、計已達。」

【蒙問】

- C 『新定書儀鏡』 「與妻父母書 内外族表丈兄姉同」 「曠辭、久不奉問、無慰下情。」
F 『新集吉凶書儀』 「謝蒙問疾并賜藥物狀」

【季冬極寒】

E 『大唐新定吉凶書儀』、H 『新集諸家九族尊卑書儀』 などに十二月それぞれの時候のあいさつが示されている。

【伏惟〔受取人〕尊體動止萬福】

- C 『新定書儀鏡』 「耶及伯叔加官狀」 「伏惟 耶嬢尊體動止萬福。」
K 『新集書儀』 「與四海極尊重狀 謂諸丈人、受業師父、妻父母等也。」 「伏惟ム位尊體動止萬福。」

【蒙恩馳悚】

- A 『書儀』 「婦人吉書儀八首・與夫之伯叔父母姑姨姊書」 「奉月日誨 夫之姉云問、伏慰馳悚。」
A 『書儀』 「四海吉書儀五首・與極尊書」 「奉某月日問、伏慰下情 不得云書絶不奉問、無慰下情。又云奉近問、伏深馳悚。」

【有限、侍奉未由】【但増馳戀、無任下情】

- G 『新集吉凶書儀』 「與四海平懷書」 「所守有限、展奉未由、渴(?) 慕之情、難以爲喻。」
G 『新集吉凶書儀』 「起居啟・寮屬起居啟狀等」 「即日ム蒙恩 蒙恩下有事任言、[限以卑守]、不獲拜伏、下情無任惶懼。」
H 『新集諸家九族尊卑書儀』 「與重者書」 「卑守有限、拜伏未由、無任馳戀之至。」
L 『書儀 (擬)』 「與知聞伴侶寄書後回答」 「下情無任感戴之至。」
L 『書儀 (擬)』 「謝節度大官遠賜寄墨狀」 「感荷之至、不任下情。」
B 『書儀鏡』 「四海平蕃破國慶賀書」 「有限、未由披拜、但深馳結。」

【謹因～】【謹奉狀起居不宣。謹狀】

- A 『書儀』 「與祖父母父母書」 「今因信往、謹言疏不具 (備)。」
C 『新定書儀鏡』 「上阿家狀」 「謹因姓使往、謹奉狀起居、不宣。謹狀。」
F 『新集吉凶書儀』 「夫與妻書」 「今因ム乙往、附狀不宣。」
H 『新集諸家九族尊卑書儀』 「翁婆父母狀」 「謹奉狀起居不備。男ム再拜。」 また差出人である太は僧侶であり、「再拜」「頓首」の語が用いられておらず、書儀の定めるところと一致している¹⁶。

¹⁶ [山本 2011] 237 頁。

【座前】

H『新集諸家九族尊卑書儀』に「翁婆父母狀」「翁婆座前耶孃几前」とあるほか、
 C『新定書儀鏡』「與妻父母書」、
 K『新集書儀』「上伯叔姑姨及伯叔母舅等」などの題書部分において「座前」が用いられている。

【願垂照察】

「照察」は「伏惟照察」の定型句で、多く官僚間で交わされる書簡末尾に用いられる。内外族書儀での用例は比較的遅い時代の書儀にしか見えず、家書での用例も多くない。

L『書儀(擬)』「與父母受業師父等別紙」「特垂鑑察。」

L『書儀(擬)』「與兄姉等到狀」「伏惟俯賜照察。」

P.3552『書儀(擬)』「與未相識狀・別紙」「伏惟照察。」

書儀と類似の表現が見られるのは1-8行目に集中しており、ほぼ形式通りに書き記されている。逆に9-15行目の追伸部分については、この書簡の主題となる事柄が口語的な言葉遣いでしたためられており、明らかに印象が異なっている。

表2 敦煌発見の家書一覧

	文書番號	擬題	備考
1	S.76v6	從弟宗緒與從兄狀二通	「從弟宗緒」と署名している。
2	S.4362	都頭宋富松與家書	書式(e)に相當する部分で「兄宋都頭、阿婆、陰家姨、阿師子、都頭、法律、二娘子、八娘子、五娘子、苟奴」らに言及する。
3	S.4685	沙州弟李奴子與伊州兄李丑兒書	封題が残る。
4	S.6058	家書	書式(e)に相當する部分で「阿婆、阿姨、人孤郎妹」らに言及する。また(f)に該當する部分には「憨子、闍梨」とある。闍梨と共に他にいる憨子が家族に宛てた書簡であると考えられる。
5	S.6537/6	慈父與子書(委曲)	Дх.12012と酷似する。
6	S.11627	慈母與男勝全委曲	題書が残る。
7	S.9944	與守晟委曲	本文は缺損。題書と追伸部分のみ確認できる。
8	P.3126v	委曲	書式から判断して冒頭の「意勝」が受取人であると考えられる。題書部分がく塗りつぶされており確認できない。
9	P.3349p1	父與沙州男令狐員委曲	題書が残る。
10	P.3687/2	家書	書式(e)に「□父及審審家兄阿嫂子女兄□等」と見え、(f)には「姪男永隆崇善法證等」とある(「永隆」は他より小さな文字で書かれており、差出人の名であることがわかる)。

11	P.3727/6	沙州父母與男住奴書	書簡冒頭、書式 (b) に「男住奴」とある。差出人については書式 (f) に「沙州父母」とあるほか、同寫本に書寫されるもう一通の書簡 (P.3727/5) に「國清男住奴」と記されており、父親の名は「國清」であったことがわかる。
12	P.3750	委曲	註 46 参照。
13	P.3936	甘州丈人丈母與肅州女婿女兒書	題書部分が現存しており、受取人、差出人の身分ははっきりしている。
14	P.3945	從心與兄嫂書	書式 (e) に「兄嫂」、(f) に「從心」と見える。
15	P.4610	丈人劉某與女婿李某書	書簡冒頭、書式 (b) に「李郎」、末尾の署名に「丈人劉□」とある。
16	Дх.1271v	智福與□嬢書 (家書?)	書式 (e) に「□嬢」、(f) に「□福」と見える。7行目に「智福」とあり、これが差出人の名であると考えられる。
17	Дх.12012	某慈父與子書 (委曲)	S6537/6 と酷似する。
18	BD03406v2	與仁兄書	書式 (e) に「仁兄、都頭」とあり、書式 (f) に「弟□□、姊妹及阿嫂子、兼二三娘子、相子、婦子」とある。
19	BD5870v1	家書	三斷片からなる。それぞれ、「伏惟 妹三娘 [] 載 (義?) 信 達兄通之 []」「季冬極寒 [] 阿娘弟 []」「[] 旁兄弟合 [] 押衛良信 [] 合有重信 [] 云其阿婆善 [] 戒信 定莫在 [] 好也又小大三人 [] 問平善到沙 []」と記されており、いずれも家書の一部であると考えられる。
20	BD11986C	家書	「仲冬嚴寒。伏惟會稽阿姉夫武醜奴、阿姉鹽 (?) 子, 男保成、王三等 [] 竝惣尊體 []」とあり、家書の一部であると考えられる。
21	BD11986D	家書	「[] 也。昨者人來, 言道阿姉遇至重病。時月 []」とあり、家書の一部であると考えられる。
22	安徽省博物館	二娘子與阿嬢書	題書が残る。原寫本未確認のため、[李正宇 2001] の録文に依據する。
23	上圖 17/1	家書	受取人は「闍梨」であるが、差出人は「家内」「阿嬢」のことに觸れられており、差出人自身も「家兄」と名乗っているところから、在俗の家族から僧侶に宛てられた家書であると考えられる。
24	津藝 061Ev	與阿郎書	書式 (e) に相當する部分に「阿郎」とあるが差出人の身分に関する情報は残されていないため、家書であるか否か判断材料に缺ける。
25	羽 071	僧太太與阿耶、阿叔書	題書が残る。
26	羽 071	金剛幢與阿耶書	題書が残る。
27	羽 172	懸泉什子與阿耶書	封題が残る。

※トルファン等新疆各地からも敦煌のものより時代の遡る家書が出土している。斷片が多く、書簡

の書式全體を把握するのは容易ではないが、個々の表現について比較参照することは可能である。

以上、本稿で扱う資料について大まかに確認した。書儀を見なければわからないこと、書儀と家書を対照することで初めて明らかになること、次章以降、それぞれの内容について順に検討していく。それぞれの資料の特性を活かし、書儀の規定を整理確認しながら、それに對應する家書の實際の用例と比較し進めていきたい。

2. 内外族書儀に見る序列——呼稱表現を中心に

前二稿においては、内外族の間で遣り取りされる弔書や告哀書において亡くなった人のことをいう際、一般に受取人からみた場合の呼稱が用いられること、親族呼稱の前に附す「尊」「賢」という接頭辭が、受取人が内外族以外の人物であるときに、相手の親族への尊稱として用いられるものであることをすでに指摘している¹⁷。呼稱には、呼びかける側と呼びかけられる側の親密さや距離が現れているといえる。よって呼稱表現の使用原理を明らかにすることは、内外族内の地位・序列を解明することにもつながるのではないかと考える。

2.1 内族と外族——直系血族の場合

外祖父母と外孫間での書簡の書き方に関して、C『新定書儀鏡』「黃門侍郎盧藏用儀例一卷」「通例第二」には次のような一文が見える。

凡與外祖父母書輕重稱謂大略與父母同、但不云違離、拜侍等語。其與外孫書亦同子、但加外字。

呼稱に關係するのは最後の「但加外字」で、書簡中の呼稱に接頭辭として「外」の字を加えることをいうが、どのような場合にも必要というものではない。次に引用するのはA『書儀』に見える文例である（外祖父母と外孫の呼稱に關する部分を太字で示す）。

(A) 與外祖父母書 外伯叔祖附之

(B) 名女云某氏
次第女言：違離外伯叔祖
云違離稍久、思戀恆積、不奉近誨、無慰下情。孟春猶寒、不審翁婆并平
關尊體起居何如？伏願寢膳勝常、即日耶孃安和。名蒙恩、拜覲未由、伏增戀結、伏願珍重。

¹⁷ [山本 2010] 152-153 頁、[山本 2011] 233 頁註 26。

今因信往、謹言疏不備<sup>外伯叔祖
云不宣</sup>。名再拜。某氏外孫女再拜。

(C) 謹封 外翁婆几前 名言疏<sup>女云某氏外
孫女言疏</sup>

(A) 與外甥孫書

(B) 別久。憶念増深。猶寒、比何似<sup>亦云念
佳適</sup>？吾如常、未即見汝、増以歎滿（懣）、

善自愛慎。及此不多。外翁婆告<sup>舅姨問
亦云報</sup>

(C) 封 外翁婆姨舅書 某乙省<sup>外孫
云發</sup>

(A) から (C) のうち、(A) は書儀の利用者に各文例の利用対象を示すための親族名称であり、呼稱やそれに伴う書札禮とは直接関係しない。「外」の字が附されているのが見えるのは、(B) 書簡本體の中でも末尾の署名の部分と (C) 題書の差出人の自稱に限られる。(B) や (C) の受取人に對する呼稱の部分は直接相手に話しかけると同じように、常日頃どのように呼んでいたかが反映され、署名や題書にはやや改まった表現が用いられるものと考えられる。特に、封題は本文とは異なり、書簡の中で唯一、受取人・差出人以外の第三者の目に觸れる部分である。書簡が正しく受取人のもとに届くよう¹⁸、また受け取った側が誰からの書簡であるのか一目でわかるようにと考えられていたにちがいない¹⁹。

なお、父母に宛てた書簡の用語は (内) 祖父母とほぼ同じであるので、内外問わず、祖父母には同等の表現を用いていたといえる。實際、「上祖父母及父母狀 外祖父母狀亦同」²⁰のように、外祖父母に對する用例は、祖父母・父母に附隨するかたちで示されることが多い。また、1.1 に引用した「與子姪孫書」とこの「與外甥孫書」を比較しても、「不多」²¹ 「[差出人] 告」 「[受取人] 發」²² といった等級の差がある同義語を持つ表現は共通して用いられていることがわかる。ちなみに、五服圖²³に見える服喪期間は父母が最も重く三年、祖父母は一年、外祖父母は九ヶ月であるが、吉儀では尊者に對して單純に輩行にしたがい、親疎 (/内外) を區別していなかったと考えられる。また外孫に對してであるが、こちらも多くの書儀でそ

¹⁸ 現存の家書のうち封題を有するものはわずかであるものの (管見の限りではあるが、敦煌・トルファンの家書のうち寫本裏面などに封題部分を殘すものは、S.4685、羽 172-2、64TAM24:27(a) である。書簡末尾の題書は多くの家書に見える)、概ね [地名] + [親族呼稱] + [姓名] の形式をとり、書儀と同じく目上の者は親族呼稱のみで姓名は記されていない。

¹⁹ 司馬光『書儀』「上祖父母父母」に封題の「平安」の文字について註釋（「凡人得家書、喜懼相半、故平安字不可闕。使見之則喜、後家書重封准此。」叢書集成 1040、14 頁）があり、書簡の中身を見ずとも封題だけで良い知らせであることがわかるように「平安」と書くべきであることが説明される。受取人が最初に目にする部分としての封題の重要性が垣間見られる。

²⁰ K『新集書儀』

²¹ [張小豔 2007] 379-383 頁、[山本 2010] 154-155 頁。

²² C『新定書儀鏡』「黃門侍郎盧藏用儀例一卷」「通例第二」「凡題書、父母云几前、尊長云座前、小重云前或云謹通、平懷云謹諮、小重（輕）云呈簡、卑幼云省、子孫云發。」

²³ 註 4 參照。

の文例は「與子孫書」としてまとめて示されることもあり²⁴、書簡の言語表現の使い分けの上では子と内外の孫に特に差は認められない。つまり、直系の尊屬と卑屬間の書札禮は内外問わず同等であったということである。

2.2 内族と外族——直系姻族の場合

次に、同じ外族でも血のつながりのない場合を、「女婿(むすめむこ)」と「丈人丈母(妻の父母)」との間で交わされる書簡を中心に整理しておきたいと思う。

むすめ婿から妻の父母は、四海の極尊と同等の表現が用いられ、自己の祖父母・父母よりはランクが下である²⁵。また、「與妻父母書 内外族表丈兄姉同」²⁶「上伯叔姑及伯叔母狀姨舅并妻父母亦同」²⁷とあり、親疎関係はおじやおば(祖父の姉妹の子または祖母の兄弟姉妹の子、父の兄弟姉妹や父の兄弟の妻、母親の兄弟姉妹)に匹敵するととらえられる。F『新集吉凶書儀』には妻の父母への書簡に関する書儀が二種類(「與四海極尊狀謂諸丈人、受業師、又妻父母等」「上伯叔姑及伯叔母狀姨舅并妻父母亦同」)残されており、これらはほぼ同文である。

次にあげるのは、H『新集諸家九族尊卑書儀』に収録される、むすめ婿から妻の父母へ、妻の父母からむすめ婿への書簡である。

①與妻父母書

[拜] 辭已久、瞻戀復深、時候、伏惟 丈人丈母尊體動止萬福。即日ム蒙恩、男女等竝平善、未由拜伏、戀結増深。謹奉狀不宣。ム再拜丈人丈母座前。

②與女婿書

執別多時、眷相(想)彌積。冬中甚寒、願 ム郎榮侍外情泰如無父母、不要此言。兒女佳健、此ム如常、未聞集見、意相(想)空深、因使府(附)此、不一、ム狀通ム郎左右。

ここで注目したいのは①「男女」、②「兒女」²⁸である。むすめ夫婦の子、「妻父母」から見て外孫・外孫女のことを指しているのは明らかであるが、①では差出人は自分との血縁関係通りの呼稱を用いているのに對し、②では差出人は自己と孫との関係を直接いうのではなく、孫の父親である受取人を間に入れて、間接的に呼びあらわしている。このような呼稱の間接的用法には何らかの要素が作用していると考えられるが、この場合、「兒女」と「女婿」とは内族かつ親子という最も

²⁴A『書儀』のように内族と外族を完全に分けて個別に文例を示すものも存在する。

²⁵ [山本 2010] 156-157 頁。

²⁶B『書儀鏡』、C『新定書儀鏡』。

²⁷F『新集吉凶書儀』

²⁸同書儀「與妻書」でも子のことを「男女」ではなく「兒女」と稱している。

近い関係、「妻父母」とは直系血族でありながらも外族であるためにちがいない。直接的に血縁通りの呼び方と、間接的な呼稱を使い分けることにより、差出人・受取人・第三者間の距離が體現され、内族と外族の親疎の別がはっきりと表現されている²⁹。

P.3936 は甘州にいる妻の父母から肅州の娘夫婦に宛てられた家書(10世紀)³⁰であるが、前半部分のおもむすめ婿「張郎」に宛てた部分と、後半のおもむすめに宛てた部分では呼稱が使い分けられている。

①秋冷。報張郎、佛婢、三男竝好、在甘州丈人文母通問。在此與諸長幼男女已(以)下竝且康健、不用尤心。②丈人文母報張郎、佛婢。自從一別、已逾(逾)一秋、…(中略)…③父母憶念情深、所以傷心出語、報張郎婦。汝若不是吾之血屬、亦含有相識恩憶。況是父母生頭半載、全無問訊。張郎是沙州上客、他家豈藉親情。汝是甘州眷屬、豈望(忘)當初養育。阿耶然已年老、常日即被官差、慈母夜夜悲滯、夢裏常逢佛婢。…(中略)…緣使蔥(匆)速、附信未由、有善惡事、但來寄書父母。…(中略)…④九月一日丈人文母委曲付〔肅州張]郎夫婦³¹

この書簡は④題書からわかる通り、「丈人文母」から「張郎夫婦」に宛てられたものであるが、本文は主に①張郎、佛婢、三男に宛てた部分、②張郎、佛婢に宛てた部分、③張郎婦に宛てた部分に分かれている。むすめ婿に對しては、①、②での對稱も、③での他稱も一貫して「張郎」であり、書儀の「ム郎」と一致する³²。書儀では妻父母の自稱は「ム」とあるが、「丈人文母」が用いられている³³。

²⁹ [楊莉 2009] では、婦人書儀は兄嫁に對して「大伯」など一世代上の呼稱を用いることにより丁寧さを表している、との指摘がある。この丁寧さというのも、呼稱により相手との距離、自己と相手の位置關係を示すことで生じるものにちがいない。

³⁰ パリ目録 IV、427 頁。

³¹ 録文全文は [王使臻 2011] 129-130 頁を参照。ここでは數字を加え、呼稱部分を太字にしたほか、一部句讀點などを變えた部分がある。

³² B『書儀鏡』(「與妻父母書」答書)では「ム郎」と共に「姓郎」とも記されている。ム郎という呼稱は、妻が夫への書簡(H『新集諸家九族尊卑書儀』(「與妻書」妻答書)など)で、或いは妻が實の父母への書簡の中で夫をいう場合(C『新定書儀鏡』「上阿家狀」、J『書儀(擬)』「婦人書題」「上翁婆狀」など)、妹の夫(C『新定書儀鏡』「與同門書」「妻妹夫即云ム郎」、「(與姉夫書)答書」「ム郎記室」など)などに對しても用いられる。G『新集吉凶書儀』「口吊儀」に「吊人女婿亡」は「賢ム郎」、「吊人子在外亡」は「賢郎」と使い分けられることからわかるように、主に異姓の外族卑屬に用いる呼稱である。「ム郎」は、「ム」の部分に姓を挿入する。なお、通婚書では、むすめ婿になる人物でも、まだ婿ではないので、あくまで受取人の息子として「賢郎」と呼んでいる。なお、内族書儀で「次郎」と表される場合は、「次」の部分に行第が挿入される。例えば、S.76v6 從弟宗緒から從兄への書簡には「二郎」「三郎」という呼稱が見られる。書儀における行第の使用については [呉麗娛 1999] に詳しい。

³³ P.4610 も妻の父(「丈人劉□」)からむすめ婿(「李郎」)へ宛てられた書簡であるが、題書の

一方で、③の部分では、受取人に對して①、②には見られない「汝」という呼稱が多用され、差出人は「阿耶」³⁴「慈母」³⁵「父母」と自稱している。一通の書簡でありながら、個別の受取人との關係に應じて、書儀の「與女婿書」「與子姪孫書」が應用されていたことがわかるのである。

2.3 血族と姻族——男性と女性

書儀は、特に註記がない限り男性による利用を前提としており、女性(既婚女性)のための文例は婦人書儀に集められる。ただ當然ながら、内族・外族の中には女性も含まれており、上掲の「與外祖父母書」「與外甥孫書」では「女云某氏次第女」「女云某氏外孫女言疏」³⁶のような雙行註を附すことにより男女の違いが述べられるが、祖父母と孫という血族の間では、書簡そのものの言語表現に男女の差は見られない。しかし、姻族では状況が異なる。

次に、妻から夫の兩親に宛てた書簡の文例を引用し、前節で見た夫から妻の兩親に宛てた書簡文と比べてみたい。

J『書儀(擬)』

婦人書題

上翁婆狀 與父母同

違離已久、馳戀増深、不奉誨示、無慰下情。寒溫。伏惟大君大家尊體動止萬

福如與父母云、伏惟
耶嬢尊體動止萬福。次郎某郎使君差使入京、伏惟 照察。拜觀未由、伏深戀結。謹

因使、謹奉狀不宣。次第新婦再拜與父即不宣、某
氏次第娘再拜。大君大家几前 耶嬢几前 某新婦狀封

まず、標題の後に「與父母同」とあり、夫の父母と自分の兩親へは同等の禮を盡

部分は「丈人劉口書曲至 []」となっている。

³⁴羽071のように受取人に對して直接呼びかけるときに多く用いられる。接頭辭「阿」を伴った呼稱は敦煌だけでなくトルファンの家書にも少なくない。

³⁵S.11627 息子「康勝全」に宛てた家書に「慈母 委曲 省」と見え、題書での自稱に「慈母」が用いられている(庶母の意味で用いられている可能性もあるが、書簡からだけでは判断し難い)。S.4685 兄李丑兒から弟李奴子に宛てた家書では、2、6行目「慈母」の右横に「阿娘」と書き加えられており、「慈母」と「阿娘」は同様に用いられていたものと考えられる。また、S.6537v、Dx.12012には息子に宛てた書簡で「慈父」と名乗っている用例がある。

³⁶書儀の中で、「某氏」+ [親族名稱] は女性の呼稱として、一人稱・二人稱・三人稱問わず用いられる。例えば、「某氏姑」は『高昌書儀(擬)』「與姑書」では受取人を指す對稱として、その答書に當たる「與兄弟子書」では差出人自身が自稱として用いている。敦煌の書儀でもC『新定書儀鏡』「與妻姨舅姑書」では受取人に對して「次姨」と呼び、その「答書」では差出人が「厶氏次姨」と名乗っている。婦人書儀では「厶氏新婦」「某氏妹」といった自稱が用いられており、女性に男性と同じく姓名を名乗るよう示した文例は見えない。

くすことが指示される³⁷。男性が妻の両親に対しては自身の両親より下の、おじやおばに相当する禮を施していたのとは異なる。

呼稱に関して見てみると、夫の父母はそれぞれ「大君(書儀によっては府君)」「大家」が用いられ、自稱も「新婦」と名乗っている。自身の夫のことは、夫の父母に対しては「次郎」と行第を用い、自身の父母に対しては「某郎」と姓を稱するように求められているが、前者では受取人との関係を重視して、自身の夫である前に受取人のむすこであることを強調していると考えられる。妻の父母がむすめ婿を「某郎」ということについてはすでに確認した通りである。

3. 共通の認識——散佚した書儀

前章では、書儀を中心に検討を行った。ここでは主に家書について確認していきたい。

上で羽071「僧太太與家書」を例に書儀との共通する表現を取り上げたが、実際の家書では現存の書儀との間に類似の語句が見いだせない場合でも、複数の家書に近い言い回しが用いられていることがある。その背景には、どのような場合にどのような相手に對してどのような書式・表現を用いるのか、という取り決め・認識が、社会的に共有されていたことが考えられる。そして、それを廣める媒体として、またその規定の内容を理解し参照するための手段として、すでに失われてしまったものも含めてかなりの種類の書儀が存在したことが推測されるのである。

ここでは、現在我々が目撃する書儀がすべてではなく、唐五代期にはさまざまな書儀が存在していたことを示唆する材料を家書の中から提示したい。

3.1 「阿」 + 親族名稱

上掲羽071「僧太太與家書」の中で、書儀との大きな違いとしてまず気づくのは書簡の中で用いられる呼稱である。差出人である太太は、受取人のことを「阿耶」「阿叔」「阿兄」と呼んでおり、10行目「阿那箇州郡」と同様に當時の口語が反映されたもので、普段相手に呼びかけるときと同じ呼稱が用いられたと考えられる。對應する表現を現存の書儀に見つけ出すことはできないものの、書儀には規範的な書簡の言語表現だけが収録され、口語が除外されていたということでは

³⁷C『新定書儀鏡』では「上阿家狀 姑姨舅同 兄姉同 父母同」とあり、夫の父母と同じ文例を用いる範囲がさらに広い。

ない。敦煌發見の書儀の中にも前置詞「阿」を伴う親族呼稱「阿嫂」³⁸「阿家」³⁹「阿翁」⁴⁰が見える。また司馬光『書儀』「上内外尊屬」⁴¹には次のような註が附されている。

古人謂父爲阿郎、謂母爲孃子。故劉岳書儀、上父母書稱阿郎、孃子。

古人は父親を「阿郎」、母親を「孃子」と呼んでいたため、劉岳の書儀⁴²では父母に宛てた書簡の中でも「阿郎」「孃子」と稱しているといい、劉岳の書儀で示されていたであろう呼稱は敦煌發見の吉凶書儀のそれとは明らかに異なるものである⁴³。また「上内外長屬」の註には、「劉岳書儀云、舅之子稱内弟、不書姓。姑之子稱外弟、書姓。今人亦通稱表弟也。」と呼稱の時代による変化がはっきりと示される。書儀の編纂者が刻々と變化する時勢を捉え、時宜を得た内容を収録できるよう如何に氣を配っていたかが表れている。

また一方で、72TAM152:31/1「(擬)海隆家書」では「耶孃兄弟姊妹」、2004TAM396:14「(擬)洪奕家書」では「婆婆耶孃」、『高野雜筆集』下卷に収録されるおじから姪に宛てられた家書では「州宅中婆萬福、汝父母竝萬福、弟妹己下亦蒙平善」といったように、現存の内外族書儀の表現と非常に近いものも少なからず存在する。書儀を見ながら適切な表現が選ばれていたものと思われる。

3.2 トルファンの家書と敦煌の書儀——時候のあいさつ

64TAM24:30「(擬)趙義深與阿婆書」冒頭には次のように記されている。

書能悅、今二月仲春已暖、甚暖、不審阿婆體 [内] 何如?

「已暖甚暖」の部分が小書雙行になっており、おそらく書儀を見ながらそのまま書き寫してしまったためではないかと推測される。現存の書儀と完全に一致しないが、例えば、『朋友書儀』であれば、「二月仲春上句云漸暖、中句云較暖、下句云已暖、極暖。夾種。」のように示され、上句・中句・下句とひと月を三等分し、その時どきに表現を變えることになっている。また、『要修科儀戒律鈔』「通啟儀第一」には、「右裴矩云、今爲表啟及書、皆云孟春猶寒。以後各依前件時節、十五日一改、亦隨事爲之。」と見え、P.3900「(擬)武則天期

³⁸B『書儀鏡』・C『新定書儀鏡』「與妻父母書 内外族表丈兄姉同」、J『書儀(擬)』「與阿嫂書」。

³⁹C『新定書儀鏡』「上阿家狀 姑姨舅同 兄姉同 父母同」「與新婦書」、J『書儀(擬)』「與妯娌書」「阿家與新婦書」。

⁴⁰C『新定書儀鏡』「舅姑亡父母吊答辭」、J『書儀(擬)』「(與妯娌書) 答書」。

⁴¹叢書集成 1040、14 頁。

⁴²『通志』卷六十四・藝文略第二「新定書儀二卷 劉岳」、『宋史』藝文志「劉岳 吉凶書儀二卷」。

⁴³敦煌吉凶書儀では「耶孃」(C『新定書儀鏡』「與妻父母書」、K『新集書儀』「上祖父母及父母狀 外祖父母狀亦同」など)。

書儀」の雙行註にも各月の時候の挨拶について「十五日已前云…、十五日已後云…」とあり、半月に一度時候のあいさつを變える書儀もあったようで、64TAM24:30はトルファンに存在したこの種の系統の書儀を参考にして書かれたにちがいない。

3.3 家書と公文書——書儀という媒體

唐から宋にかけて広く用いられた「委曲」という書簡の一種が知られている。先行研究では主に『桂苑筆耕集』に収録される唐代の委曲に基づいて検討がなされてきた⁴⁴。[李嵩 2010] では、委曲の内容と機能について次のように分類する。① 將兵の慰問；② 訓戒、指示；降服勧告；④ 送付状⁴⁵；⑤ 激勵文；⑥ 推舉の依頼に對する許諾；⑦ 下級官吏の任命；⑧ 昇進を祝う書状。簡単にまとめるならば、いずれも主従関係にある者の間で非公式な公文書のような性質を持つ下行文書であるといえる。また、[樊・史 2009] では司馬光『書儀』「家書」に収録される「與子孫書」「與僕隸委曲」が取りあげられ、目上の者から目下の者へ出される家書の一種としての委曲について言及が見られる。さらに [王使臻 2011] においては、傳世文獻だけでなく敦煌文書中にも委曲の實例 (P.3750、P.3936) が現存することが指摘されている⁴⁶。

まずは家書としての委曲から見ていきたい。現存する内外族書儀にはその模範文は見られない。しかし、委曲の書式を収録する書儀が存在したことを示唆する例として、S.4374「書儀(擬)」を挙げることができる。寫本の殘存部分に「父母與 [] 父某甲委曲至涼州分□男ム乙省」と見え、缺損部分には父親から息子への委曲の書式が記されていたものと考えられる。この「[差出人] 委曲至 [受取人] 省」という題書の書式に注目したい。内外族書儀に見える「阿家書至ム氏次新婦

⁴⁴ [梁太濟 2000]、[樊・史 2009]、[李嵩 2010]。

⁴⁵ 外國使節が持ってきた國書と土産品に對する返禮品のリスト (國書の函に入れられる) も委曲と呼ばれていたことが指摘されている ([石見 2011] 79-80 頁)。

⁴⁶ [王使臻 2011] 132 頁。P.3750、P.3936 の二點ともに家書としての委曲であると捉えている。P.3750 には「肅州某官與子女委曲」という假のタイトルを附しているが (『眞跡釋錄』第 5 輯では「歸義軍時期肅州某守官與瓜州家屬書」)、書簡本文では受取人のことを一貫して「汝」と呼んでおり、末尾の題書中の受取人の名前が書かれているべき部分は、墨で塗り消されているものの、IDP で公開されるカラー寫眞をからは「淮深」の文字を確認することができる (パリ目録でも 7 行目、16 行目の抹消部分には「陰淮深」と書かれているという。ただし、7 行目に關しては「陰懷深」のように見え、16 行目の題書は明らかに「淮深」の二文字が記されるのみで「陰」の文字は認められない)。差出人に關しても、「吾」という自稱しか見られず、受取人と差出人の續柄を示す語句は認められない。書簡の内容も歸義軍政權と關わりのある人物・物資の移動に關することで公的な色合いが強く、P.3750 が家書であるとの判断には疑問が残る。

省」⁴⁷、「姓名書至ム處開 ム乙 封」⁴⁸といった題書の書式と十分に似ていることに気づく。また、司馬光『書儀』「與子孫書」「與僕隸委曲」についても、書簡末尾の題書は「翁告名省」「委曲付姓名」、封皮の題書は「委曲付名 翁 封」、「委曲付姓名 押 封」であり、これも共通する表現を内外族書儀中に見つけることができる。例えば、「嬢書付某省」⁴⁹「吾書付某名」⁵⁰「耶嬢告某娘省」⁵¹や、2.1で引用した「與外甥孫書」の題書もそうである。いずれも尊者から卑者に宛てられた書簡の文例であり、「書」と「委曲」が對應し、差出人と受取人の関係も互いに一致している。ちょうど上行文書について、「上阿家狀」⁵²「上祖父母及父母狀」⁵³「上伯叔姑及伯叔母狀」⁵⁴「上翁婆狀與父母同」⁵⁵などのように「與[受取人]書」に代わって「上[受取人]狀」を用いるのと對照をなし、使い分けされている⁵⁶。書儀の文例に附された標題などにおけるこれらの用例から、「書」は廣く書簡全般をいい、「委曲」は特にその中で下行文書を指していたと考えられる⁵⁷。

實際に用いられた委曲の題書についても確認しておきたい。先に2.2で引用したP.3936では「丈人文母委曲付[肅州張]郎夫婦」と記されていたほか、S.11627「慈母 委曲 省 / 二月十六日兄康幸深 / 甘州男康勝全」、P.3349 Pièce1「□男判官省 十月廿四日 父善應 委曲」、P.3126v「■■■(二文字分ほど墨で抹消される。もとは差出人の名前が書かれていたものと考えられる) 委曲付 / 二月十八日」など、おおよそ一致している。P.4610は妻の父(「丈人劉□」)からむすめ婿(「李郎」)へ宛てられた書簡である。その題書の部分は缺損があるものの「丈人劉□書曲至[]」の文字が確認できる。ここでは「書」でも「委曲」でもなく、「書曲」と記されている。『桂苑筆耕集』卷十二「委曲二十首」「滁州許勅」でも「頻差上元鎮使馬、暨專賚書曲、兼將金銀送到和州。」⁵⁸とあり、「書曲」もまた「委曲」

⁴⁷C『新定書儀鏡』「與新婦書」。

⁴⁸F『新集吉凶書儀』「内外題狀様」「封以次書」。

⁴⁹J『書儀(擬)』「與男女書」。

⁵⁰J『書儀(擬)』「伯叔亡告父母姊妹兄弟妹書」 雙行註。

⁵¹J『書儀(擬)』「吊女遭夫亡書」。

⁵²C『新定書儀鏡』。

⁵³F『新集吉凶書儀』。

⁵⁴F『新集吉凶書儀』。

⁵⁵J『書儀(擬)』。

⁵⁶「與」の代わりに「上」、「書」の代わりに「狀」が用いられるのは、比較的新しい書儀に限られる(司馬光『書儀』でも「上祖父母父母」といった標題が附される)。「委曲」の用例についても9世紀以降に集中し、それほど古いものはなさそうである。

⁵⁷[樊・史2009]でも『入唐求法巡禮行記』を例に、「委曲」とは「書」のことであると指摘されている。司馬光『書儀』も「與子孫書」と「與僕隸委曲」いう標題中の「書」と「委曲」が平行に用いられていることもその根據として挙げることができよう。

⁵⁸叢書集成1865, 110頁。

と同義で用いられていたと考えられる。

次に家書の場合と比較しながら、官僚の間で交わされた委曲も確認しておきたい。敦煌文書中には官僚間で発信された委曲の實例も現存する。しかしながら、現存する書儀中には委曲そのものの文例は示されていない。P.4766「書簡文例集(擬)」⁵⁹に見える往復書簡が唯一の例である。欠損部分があるものの、おおよその書式を知ることのできるの、次に全文を引用する。

- 1 使頭報官健押衙某甲。夏熱、得佳泰否。此
- 2 使頭粗沐清吉、不用憂也。官健△甲善
- 3 餼飼鞍馬、審作交關、莫耽過非、
- 4 卽是妙矣。今於某專甲手上、寄△色
- 5 目、到日領取。謹次。不且(具)。使頭某委曲
- 6 達官健△甲省。八月世日使頭收(?)封
- 7 仲秋漸涼。伏惟
- 8 △官尊體起居萬[福]。卽日官健△乙
- 9 晨下蒙恩、不審思侍好(?)
- 10 尊體何似。伏惟順時倍加
- 11 保重、卑情所望。昨者△專甲般次到
- 12 來、伏蒙 使頭遠垂 委曲兼惠信、
- 13 □□□□、旨捧領訖。無任戰灼之至。
- 14]次去往、附[
- 15 容]納(?)。謹奉[狀
- 16]△月日官健[

1-6行目が「使頭某」から「官健△甲」に宛てられた委曲であり、7行目以降はそれに對する返信である。往書「今於某專甲手上、寄△色目、到日領取。」(4-5行目)、復書「昨者△專甲般次到來、伏蒙 使頭遠垂 委曲兼惠信、□□□□、旨捧領訖。」(11-13行目)から、委曲とともに贈り物が届けられていたことがわかる⁶⁰。

委曲の題書部分には「使頭某委曲達官健△甲省」(5-6行目)と記されているのが確認できる。家書では「至」或いは「付」であった部分が「達」となっているが、いずれも委曲を受取人に與える、届けるといったことを意味すると解することができる。

⁵⁹規範的な文例を収録する書儀というより、實際の模範文あるいはその草稿をまとめて記したものであるように思われる。パリ目録(IV, 361頁)では Recueil épistolaire とされる。

⁶⁰ [李嵩 2010] の分類に當てはめるならば、當該書簡は④送付狀としての機能を持った委曲ということになる。1行目に「夏熱」、7行目に「仲秋漸涼」とあるので、道中2ヶ月ほどが費やされたらしい。

でき、書式としては同じものであると考えられる。また冒頭1行目には「使頭報官健押衙某甲」とあり、書き出しの書式「[差出人]報[受取人]」はP.3936と一致する。「報」は、『桂苑筆耕集』に収録される委曲でも、冒頭に用いられる。古くは『高昌書儀(擬)』『與弟妹書』冒頭にも見える「某(=差出人)報」と同じであり、ここでも時代や地域、使用範囲の異なる書簡との共通性が見られる。

P.4766 後半と同じく委曲に対する答書と考えられる文例(官僚間でのもの)は書儀にも残されている。それはK『新集書儀』、F『新集吉凶書儀』に見える「謝賜物狀」で、冒頭にはいずれも「右伏奉委曲、…(右伏して委曲を奉じ、…)」とあり、委曲を受け取った返事であることは明らかである。この文例は贈り物に対する謝禮狀であるので、ここでいう委曲とは上で挙げた「④送付狀」に該当するものと考えられる⁶¹。また、実際の書簡であるS.6405「僧恆安謝司空賜疋段狀」にも「伏奉委曲兼疋段等」と見え、これも織物などの贈り物と共に届けられた委曲に対する返答であり、書儀の「謝賜物狀」と書式も似ている。

K『新集書儀』、F『新集吉凶書儀』は敦煌周邊地域で編纂された書儀であり、実際に用いられたと考えられる例も残されていることから、中原と同様の機能を持った委曲が敦煌にも流通していたことを裏付けるのに十分である⁶²。このように委曲が当時広く用いられていたことは明らかであり、その模範となる文例をする書儀が存在した蓋然性は非常に高いのである。唐代の家書で類似のものは、日本に傳存する寫本にも残されている⁶³。それは、『高野雜筆集』下卷所收の書簡文18通のうち、17通目の唐の商人・徐公祐より童子・胡婆に宛てられたものである⁶⁴。

別汝已久、憶念殊深。吾六月初發明州、廿之到鴻臚館。州宅中婆萬福、汝父母竝萬福、弟妹已下亦蒙平善。不審汝在彼如何。家中將渴衣服來與汝。汝且辭和尚、暫來鎮西府、一轉不妨多日、見汝在即餘留面處分。不具。叔公祐委曲分付 六月卅日 胡婆省 後寬⁶⁵

敦煌の家書、委曲と互いに共通した表現が用いられており、その模範となる文

⁶¹ただ委曲に限らず書簡に贈り物が附されるのは珍しいことではなく、これが委曲に特有の機能であるとは考えにくい。S.376、S.4362、羽172-2などの書簡では同送する物品について言及がある。

⁶²この他、E『大唐新定吉凶書儀』「典史起居第七」には「凡典吏(史)修啟狀、…(中略)…如有切事要附委曲報事、宜別作公狀、…(後略)…。」とあり、急ぎの用件がある場合には委曲によって報告がなされたことがわかる。

⁶³〔朴鎔辰2009〕によれば、駒澤大學圖書館所藏『五杉練若新學備用』巻中には「和尚委曲様」「父母委曲」が収録されているようである。原資料未見のためその書式・内容はわからないが、その標題からは、和尚から弟子、父母から子への書簡の模範文であると推測される。

⁶⁴なお、末尾の署名に「叔公祐」とあるように、胡婆は徐公祐の姪である。

⁶⁵大谷大學博物館ホームページより同館所藏寫本のカラー寫眞の閲覽が可能である。當該書簡は28頁に見える。

例が流通していたことが窺える⁶⁶。また公的な色合いを持つ官僚間での書簡と、最も純粹な私信である家書の間で、同様の書式が用いられていたというのは、その起源、公私文書間での影響関係などを知る上で重要な意味を持つ⁶⁷。敦煌發見の表狀箋啓書儀に用例が見えず、司馬光『書儀』では「家書」の中に収録されていることから、宋代には家書の書式としてある程度定着していたものと考えられるが、さらに資料を収集していかねばならない。もととなった書儀の普及、利用範囲、内容の改編・發展といった観点からも取り組む必要があるだろう。

おわりに

書儀は、實用書として日常的に用いられたものである。よって、それは利用者の感覚と合致していたはずであり、そこに当時の社會通念、人びとの規範意識が映し出される、と判断できる。換言すれば、そこには社會の規範的な言語表現や行動様式が凝縮されているということである。書簡を書く際の言語規範の據り所として、中心的な役割を果たしていたに違いないが、それを實踐するときには、禮に反しない範囲内で必要に応じて取捨選擇され、ある程度の流動性を持って利用されていたことが見えてきた。特に家書については、一通の書簡の受取人が複数であることが多く、輩行も年齢も異なるため、書儀をそのまま機械的に書き寫すことは不可能なのである。

本稿では、内外族書儀と他との關係性を重視し、全體を一度に扱おうとしたため、問題を提起するだけにとどまった部分も少なくない。最後に、今後の課題として何点か指摘しておきたい。まず、婦人書儀である。差出人として女性を想定した模範文例が集められたものであるが、受取人はすべて内外族の範疇に屬する人物であり、本稿で扱った資料とも密接な關連性を持つ。特に夫婦間で交わされる書簡の文例などから言語のジェンダー的非對稱性や書儀の言語規範に現れる唐代の女性の家庭内での地位などについて十分に検討できていない。次に、家書についても、新資料も含めて個別に内容を丁寧分析していく必要があるだろう。また、公文書と私信の關係、書儀の變化・發展についてもさらに詳しく考える必要がある。最終的には、トルファンや域外文獻なども視野に入れつつ、唐代の社會・

⁶⁶ Dx.12012 と S.6537v に記される「(擬) 慈父至男書」が酷似しているのはその極端な例である。[余欣 2004] 頁參照。

⁶⁷ [樊・史 2009] では、委曲の場合は家書・私信から藩鎮の役所や中央機關で用いられる書式として發展したと分析される(8頁)。⁶⁷ [吳麗娛 2006] でも時代が下るにつれて書儀に収録される官僚用の模範文の割合が大きくなり、それらは公私問わず用いられるが、書簡の書式は官牘に屬するものとなっていることが指摘されている。

文化における敦煌吉凶書儀の位置付けについても明らかにできればと思う。

略號

毛利家藏本：『徳山毛利家藏新編事書類要啓筭青錢』東京：古典研究會，1963（仁井田陞による解題を附録）

北京圖書館本：北京圖書館古籍出版編輯組編『北京圖書館古籍珍本叢刊』61「子部・雜家類」北京：書目文獻出版社，1988

『英藏釋錄』：郝春文等編著『英藏敦煌社會歷史文獻釋錄』第1-7卷，北京，科學出版社，2001-2010

『眞跡釋錄』：唐耕捲・陸宏基編『敦煌社會經濟文獻眞蹟釋錄』第五輯，北京：全國圖書館文獻縮微複製中心，1990

『パリ目錄』：Michel Soymié et al (ed.), *Catalogue des manuscrits chinois de Touen-houang, Fonds Pelliot chinois de la Bibliothèque nationale*, Volume 4: N° 3501-4000, Paris: Bibliothèque nationale, 1991

『敦煌祕笈』：武田科學振興財團杏雨書屋編『敦煌祕笈』大阪：武田科學振興財團，2009-

崔致遠『桂苑筆耕集』，叢書集成初編1865，上海：商務印書館，1935

司馬光『書儀』，叢書集成初編1040，上海：商務印書館，1936

參考文獻一覽 (アルファベット順)

樊文禮・史秀蓮 2009：「唐代書牘文“委曲”研究」，『中國典籍語文化』，2009年第2期，4-9頁

韓香 2007：「吐魯番新出《洪奕家書》研究」，『西域文史』第二期，101-115頁

石見清裕 2011：「唐の貢獻制と國信物——遣唐使への回賜品」，『學習院史學』第49號，77-90頁

李嵩 2010：「《桂苑筆耕集》所見“委曲”探蹟」，『中國典籍與文化』2010年2期，13-25頁

李正宇 2001：「安徽省博物館藏敦煌遺書《二娘子家書》」，『敦煌研究』2001年第3期，90-96頁

梁太濟 2000：「“別紙”“委曲”及其他」，『韓國傳統文化・歷史卷』北京：學苑出版社，16-34頁

朴鎔辰 2009：「應之の〈五杉連若新學備用〉編纂とその佛史的意義」『印度學佛學研究』第57卷第2號，51-57頁

- 施新榮 2005：「吐魯番所出《高昌書儀》芻議」，『西域研究』2005年第2期，34-38頁
- 王三慶 2009：「敦煌書儀文獻と東アジア文化」，高田時雄編『漢字文化三千年』京都：臨川書店，185-220頁
- 王使臻 2011：「兩件敦煌書札淺釋」，『歷史檔案』2011年第2期，129-132頁
- 王使臻・王使璋 2011：「敦煌所出唐宋書札封緘方法的復原」，『文獻』2011年第3期，37-48頁
- 吳麗娛 1999：「敦煌寫本書儀中的行第之稱——兼論行第普及的庶民影響」，『敦煌吐魯番研究』第四卷，529-559頁
- 2006：「陸 書儀章」，張弓主編『敦煌典籍與唐五代歷史文化』北京：中國社會科學出版社，下卷，702-843頁
- 山本孝子 2010：「敦煌書儀中的“四海”範文考論」，高田時雄編『敦煌寫本研究年報』第4號，141-161頁
- 2011：「僧尼書儀に関する二、三の問題——敦煌發見の吉凶書儀を中心として」，高田時雄編『敦煌寫本研究年報』第5號，225-244頁
- 楊莉「敦煌書儀の「婦人吉書儀」における呼稱表現」，『中國語研究』第51號，2009，59-75頁
- 余欣 2004：「新刊俄藏敦煌文獻研讀札記」，『敦煌學輯刊』2004年第1期，38-43頁
- 張小豔 2007：『敦煌書儀語言研究』北京：商務印書館
- 趙和平 1993：『敦煌寫本書儀研究』臺北：新文豐出版
- 1997：『敦煌表狀箋啓書儀輯校』南京：江蘇古籍出版社
- 2011：「中國家書的源流、體例、禮儀」，『趙和平敦煌書儀研究』上海：上海古籍出版社，93-99頁（初出は「中國家書的源流、體例和格式」『光明日報』2006年2月20日第11版）
- 朱海 2006：「讀唐代家書札記二則」，『魏晉南北朝隋唐史資料』，133-145頁

（作者は京都大學文學部非常勤講師）

敦煌本「祇園因由記」考

——9、10世紀の敦煌講唱文藝の發展に關する一考察*

高井 龍

序

「祇園因由記」は、「降魔變文」と同系の祇園精舎建立物語である。これは、王重民等編『敦煌變文集』（人民文學出版社、1957年）以來、度々翻刻されてきたことでも知られている。

兩物語のうち、「降魔變文」については既に數多くの研究が進められてきた。近年でも、黃徵氏による舊胡適藏卷の影印公開¹や、李文潔・林世田兩氏による『佛說如來成道經』との關係の指摘²、簡佩琦氏の降魔變壁畫を中心とした研究³など、重要な研究が陸續と發表されている。筆者もまた、「降魔變文」冒頭の玄宗皇帝の稱號が、その成立年代を推定する材料とはならぬこと、結果、他の變文同様概ね10世紀文獻と見做すべきことを論じたことがある⁴。しかし、一方の「祇園因由記」は、未だ具體的な研究は進められていない。「祇園因由記」研究は、「降魔變文」の理解にも重要な示唆を與える可能性が高いものの、文獻の年代や用途等についても考究が俟たれているのが現状である。この原因は、「祇園因由記」が、常に「降魔變文」や『賢愚經』の關連文獻としてのみ取り上げられ、主たる研究對象とは見做されてこなかったこと、つまり、長らく副次的位置に追いやられてきたことにある。

*本稿執筆には、2011年10月24日（於：京都大學人文科學研究所）の發表時、高田時雄教授をはじめ、諸先生方より多くの御教示を賜った。また、フランス國立圖書館での寫本調査にあたり、Nathalie Monnet 女史の協力を賜った。ここに、厚く謝意を表す。

¹黃徵「《降魔變文》新校」『敦煌語言文字學研究』、甘肅教育出版社、2002年、254-278頁。

²李文潔・林世田「《佛說如來成道經》與《降魔變文》關係之研究」『敦煌學輯刊』、2005年第4期、46-53頁。

³簡佩琦「勞度叉鬥聖變之文本與圖像關係」『敦煌學』第二十七輯、2008年、493-520頁。

⁴拙稿「“變”から“變文”へ」『アジア社會文化研究』第11號、2010年、58-82頁。

本論は、従來の「祇園因由記」翻刻資料で用いられてきた P.2344V と P.3784 に加え、新たに P.2191V と P.3815 を併用する。それにより、「祇園因由記」が持つ敦煌の高僧・曇曠や『維摩經』との關係、また 10 世紀「降魔變文」の流布の要因について考察する。これらの解明は、敦煌における「祇園因由記」から「降魔變文」への移り変わり、換言すれば、非講唱體文獻と講唱體文獻との繋がりを明らかにする意義も持つであろう。

1. 「祇園因由記」文獻紹介

まず、4 點の「祇園因由記」、及び「祇園因由記」關連寫本を概觀しよう。

(1) P.2344

Recto：①瑜伽師地論手記

①首題：闕

尾題：闕

行數：1528 行

識語：闕

Verso：②祇園因由記/③十聖弟子本生緣起/④四聖菩薩緣起/⑤維摩手記⁵

②首題：闕

尾題：闕

行數：90

識語：無

③首題：1 十聖弟子本生緣起

尾題：無

行數：14

識語：無

解説：首題及びその後の 6 文字は朱書き。

④首題：無

尾題：無

行數：7

識語：無

⑤首題：1 維摩手記

⁵Verso には Recto 「瑜伽師地論手記」の書き込みが散見されるが、Verso の各行數には含んでいない。

尾題：闕
行數：507
識語：闕

Verso ⑤「維摩手記」は、『維摩經』の講義録であり（第3章第2節参照）、その内容は、『淨名經集解關中疏』と『淨名經集解關中釋批』に多く依拠したものとなっている。『關中疏』と『關中釋批』はともに、8世紀末から870年代までの敦煌において、『維摩經』教學テキストとして使用されていた⁶。「維摩手記」も、概ねその1世紀以内の書寫と考えられよう。ここに、Recto「瑜伽師地論手記」が、敦煌の高僧・法成の『瑜伽師地論』講義録であり、それが9世紀半ばに行われたことを併せ考えると⁷、Versoの書寫年代は9世紀後半と推定できる。

(2) P.3784

Recto：①祇園因由記

①首題：1 祇園因由記

尾題：48 祇園圖記

行數：48

識語：無

解説：1行目には、「『祇園因由記』頭座上黃昏内。」と薄く朱書きされている。『敦煌變文校注』は、「此行題記應理解爲「祇園因由記之頭在座上黃紙内」，頭指前半篇，因原抄紙短缺而接抄於此紙，不得不題記之也。」⁸と述べる。

Verso：②老子中經

②首題：1 老子中經

尾題：闕

行數：60

識語：無

この「祇園因由記」の首題と尾題は、ともに朱書きされている。本文の訂正にも同じ朱が使われているが、幾つかは既に薄れて讀めない。

⁶ 上山大峻「八・九世紀敦煌における維摩經諸注釋の系譜」『龍谷大學論集』第三八七號、1968年（初出）。同『敦煌佛教の研究』「第四章 中原未傳・古逸の漢文佛典」「第一節 中國系佛教學の諸論疏」「一 淨名經關中疏」、法藏館、1990年、342-362頁。

⁷ 上山大峻「大蕃國大德三藏法師沙門法成の研究 - 下 - 」『東方學報』第39冊、1968年（初出）。同『敦煌佛教の研究』「第二章 大蕃國大德三藏法師法成の人と業績」「四 法成（Chos grub）の諸著作」「漢文の部 III 講義録（32）『瑜伽論手記』竝に『瑜伽論分門記』」、法藏館、1990年、219-246頁。

⁸ 黃徵・張涌泉校注『敦煌變文校注』、中華書局、1997年、604頁。

當該寫本の特徴は、その残存状態（切り取られ方）にある。次の圖1は、Recto 末尾の上段である。寫本の切り取り跡が、「祇園因由記」の結末に沿って右に移動している。恐らく朱書きの尾題も残そうとしたのであろう。圖2はその下段である。少しではあるが、尾題の下に字句の訂正跡が認められる。「祇園因由記」の後にも何らかの文章が繼續書寫されていた証拠である。つまり、現在我々が見ている P.3784「祇園因由記」は、もともと繼續書寫されていた何らかの文章と切り離されて残ったものなのである。

なお、先に見た P.2344V 冒頭の物語の擬題「祇園因由記」は、この P.3784 の首題に依っている。

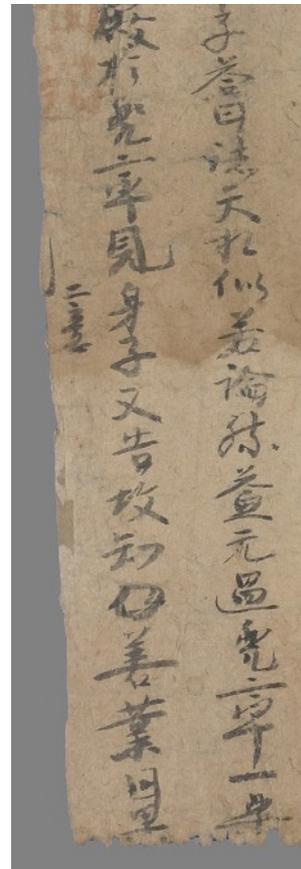
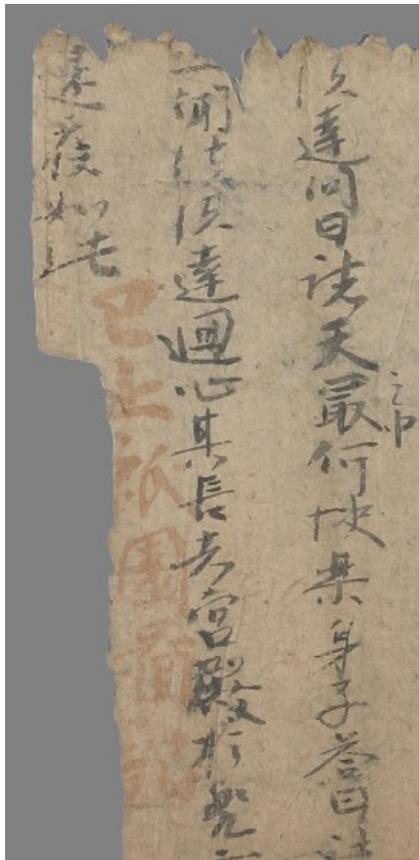


圖1（左） P.3784R 「祇園因由記」の結末。尾題を残す。

圖2（右） 圖1の下段 繼續書寫されていた字句の訂正跡が見られる。

(3) P.3815

Recto：①祇園因由記

①首題：無

尾題：無

行數：43

識語：無

解説：『敦煌遺書總目索引新編』（敦煌研究院、2000年）では「祇園因縁記」との擬題を冠す。

Verso：②佛教疏釋

②首題：闕

尾題：闕

行數：55

識語：無

當該寫本が従來の「祇園因由記」翻刻資料で取り上げられていないのは、文字異同の多さによるのであろう。しかしここには、P.2344V / P.3784 と共通する書き出しや、P.2344V より詳細に記述される場面が確認される。

(4) P.2191

Recto：①淨名經集解關中疏

①首題：無

尾題：1086 淨名經關中疏卷下

行數：1086

識語：無

解説：若干の書き込みあり。行數には含まない。

Verso：②維摩手記

②首題：1 談廣釋維摩經佛國品手記

尾題：闕

行數：不詳

識語：無

當該寫本の「祇園因由記」は、Verso「談廣釋維摩經佛國品手記」の一部に含まれており、眞題は與えられていない。なお、この「談廣釋維摩經佛國品手記」は、P.2344V「維摩手記」に通じる内容を持つ。

以上4點の文献が、「祇園因由記」、並びに「祇園因由記」関連文献である。これらをもとに、次章では「祇園因由記」の由來を考察する。

2. 「祇園因由記」の由來

2.1 「祇園因由記」と曇曠

「祇園因由記」の由來を考えるにあたり重要なのが、その書き出しである。まず、P.2344Vの該當箇所を翻刻する。

P.2344V

(前闕)

- 1 又列(到)祇樹處，足僧園也；說經處，此以上合不殊。《稻疏》言：祇者，祇陀也。
- 2 此國傍有城主，先曰不賓，頻舉兵戰不降，後因戰勝。先王兵
- 3 強，戰勝之時，生此祇陀，練立此名，號曰祇陀，此名「戰勝」。言祇樹
- 4 者，有其因由：其國有大長者號曰能施，生其一子，名號善始(施)，
- 5 與寶嚴瓔。人乞與之，終無慳滯。漸漸時長，王勅乳母，從今
- 6 不許其子出門。「我非慳惜，」其王中情：「瓔總是寶，難可求
- 7 覓，不許出門。」後王出浴，其母將子共浴，父王不許，恐溺水也，
- 8 子便啼泣。乳母口承母一能保。到水之傍，乃於水中拋出四釜黃
- 9 金。父王大悅：「汝何能見水中之金？」其子答曰：「非但此金，世間一切
- 10 伏藏未出之者，我能盡見。」王曰：「若能如是，一任布施，縱施不畏。」
- 11 因此之事，號曰善施。善施者，即須達是也。須達者，梵語也。其〔以〕後
- 12 度濟貧乏，號之給孤獨。其須達後有七子，六箇婚聘(娉)已訖，

前闕のため、この「祇園因由記」の始まりは不明である。

ここではまず、祇陀の名の由來、善施(須達)、乳母と黄金等の物語が記載されていることに着目したい。これらの内容が、佛教經典所收の祇園精舎建立物語(『賢愚經』卷第十「須達起精舎品」、『佛說衆許摩訶帝經』卷第十二、『根本說一切有部毘奈耶破僧事』卷第八等)には確認されないためである。これは、P.2344V「祇園因由記」が、經典中の祇園精舎建立物語とは異なる内容を取り込んでいることを意味している。P.3784はP.2344V以上に書き出しを關しているため⁹、P.2344Vと同じ内容が書寫されていたかは分からない。ところが、この書き出しが若干の内容を異にするP.3815にも、以下のように確認される。

P.3815

(前闕)

- 1 遂處分乳母，自今已去，不得將此兒出外。受教已，不能將出。又於他日，

⁹P.3784は、須達と舍利弗が既に出會い、祇陀太子から佛招聘のための園(後の祇園精舎)を購入する場面から始まる。

- 2 其父往河水沐浴，去後，子問其乳母：「我父何往？」彼答言：「汝〔父〕
 3 於河水澡浴去。」子乃告言：「將我往父浴處。」乳母報言：「汝
 4 父處分我，不令出外。是能允不將汝去。」再三諮白，其母遂將往浴處。
 5 至於父所，以手於河中出四金伏藏。其父見已，問子言：「只知此
 6 水中伏藏？更知餘陸地山中諸伏藏不？」子答言：「化訖水中於
 7 閻浮提內伏藏，盡能知其所在處所。」「我子既能如此，自
 8 今已後，所有庫藏金玉財寶，諮汝所施。」長成後，得長者，名
 9 亦爲彼國輔相。有生七子，六子娶妻室。說唯第七小子

語句の相違や文體の相違が見られるとはいえ、P.3815とP.2344Vの書き出しは同じ内容である。そしてそれは、9世紀後半（注20参照）に書寫されたP.2191V「祇園因由記」にも當て嵌まる。ところが、P.2191Vのみは、他の「祇園因由記」と書き出しが類似するだけでなく、「祇園因由記」そのものの由來が考察できる特徴もそなえる。論の展開にも關わるため、「祇園因由記」の該當箇所を全て翻刻する¹⁰。

P.2191V

- 223 其地不遠，此園大小，可八十，顧來即是祇陀太子園是也。或言戰勝。
 224 太子生日，父王破敵強軍而立其名，謂之戰勝。言祇孤獨者，大長者
 225 子也，襁褓之歲，所帶瓔珞出門皆施。王便即勅：瓔珞之寶不許出門。後父王出
 226 浴，子來隨之。父王憐愍，恐水溺之，其子啼泣。乳母口承，隨父往浴。至
 227 此水中，拋出四釜黃金。其父大悅：「汝何見之？」子即答言：「非但此金，
 228 一切伏藏總能皆見。從今已去，放子出門，隨意任施，約此諸邊，故
 229 名善施。國之大臣，本蘇達多，仁而聰敏，積而能散，拯乏清貧，
 230 故云名給。哀孤恤老，時美其德，號給孤獨。爲有七男子，六
 231 已婚娶。因爲小兒躬妻（耽室），遂至王舍大城。佛初成道，正在彼國，見佛
 232 聞法，果證預流，遂請世尊降臨舍衛。言舍衛者，昔仙人有聞置城，是廣
 233 嚴城也。如來既許願造僧房。佛令鷲子隨而瞻揆。言鷲子者，舍利弗是也。
 234 其鷲子，城人有緣，唯有此園不近不遠，堪造僧房。須達入城，道行作計：
 235 王之園也，誰肯出事？須達誑太子，以此足量，入往太子之宮，見太子而謂言
 曰：
 236 「臣適出城，見太子園，有其不詳（祥）之事。太子可須賣却。」太子、須達伴行
 237 伴語，竝駕相隨。太子曰：「必若賣却，地補黃金，樹掛銀錢。」作乞（這）語時，
 238 太子坼口。兩個竝到城南，遙望於園，竝無異相。語大臣（大臣語）須達曰：「臣

¹⁰222 行目は別紙貼り付け箇所にあたり、本文が確認できない。

欲

239 得圖我園、妄說是非。」須達言：「太子自許賣園，責臣何過！」彼時貴
240 老首陀天主遍作老人，忽現駕前，詢問所諍。太子具上被誑之由，次說
241 補金。老人意爲須達，先言所說太子且是，言且者是不盡知辭，遂責
242 須達太子是王之子，豈合相誑，舉過不輕？然大臣既是王之匡輔，法
243 今於人若道言無，即須便定，如何助軍振化？次責太子。須然東宮，且先許
244 他補金即賣。太子後便是王，夫論王也，出語成勅，一言之後，不合改移。
245 太子且領其金，其園即以（須與）須達。〔須達〕斷竟，唱諾，便載金，於時補
（布）合，
246 唯殘少地。須達憐量，太子曰：「若也無金，休去不遲。」須達答言：
247 「欲開大藏，恐金有餘；若開小藏，恐金不足。」太子感念而告之曰：「若佛
248 非是良田，寧使輕金貴土？我植善種，亦是其時，地任卿收，樹當自
249 施。」須達得地，大建僧房，崇飾既周，遙請佛降，大聖懸鑒，乘通而
250 來。既至伽藍，謂大衆曰：「林樹祇陀自捨園地，須達賣（買）施，二人同心，
251 或崇功業，君上臣下，世典格言：「自今已後，應謂此地爲祇陀
252 樹給孤獨園。」者其由如是。登時被九十六種外道障礙其地，便被聖弟子
253 鷲子共勞度叉角聖，種々負墮竝降舍利弗出家。因由自有成
254 文，亦廣有圖相，任自觀之。

この書き出しが P.2344V や P.3815 の「祇園因由記」と共通することは、一見して明らかである。だが、ここで我々の注意を惹くのは、この文章の多くが曇曠撰『金剛般若經旨贊』に一致することである¹¹。周知の通り、曇曠は、8世紀後半以降の敦煌佛教界に多大な影響を與えた人物であり、この一致は看過できない。ここに、『金剛般若經旨贊』の該當箇所を挙げ、P.2191V との完全な一致箇所、及び概ねの一致箇所を太字で示す。

祇謂祇陀，此云戰勝，即勝軍王之太子也。**太子生日，王破敵軍，因而立名，謂之戰勝。**祇陀有園，地周十里，在於城南五六里餘。花卉滋繁，泉池交影，於園圍中，特爲殊勝。給孤獨者，**國之大臣，本名藉達多，此云善施。仁而聰敏，積而能散，拯乏濟貧，哀孤恤老，時美其德，號給孤獨焉。有七子**

¹¹曇曠が『金剛般若經旨贊』を撰したのは、長安西明寺を離れて後、敦煌に至る前、靈州にいた頃とされる。『大乘百法明門論開宗義決』の序文に、「及旋歸河右，方事弘揚，當僥薄之時，屬艱虞之代，暮道者急急於衣食，學者役役於參承。小論小經尚起懸崖之想，大章大疏皆壞絕爾之心。懣三寶於終身，愚四諦於卒壽。余慊茲虛度，慨彼長迷，或補前修之闕文，足成廣釋，或削古德之繁猥，裁就略章。始在朔方，撰《金剛旨贊》。」とある。上山大峻「曇曠と敦煌の佛教學」『東方學報』第35冊、1964年（初出）。同『敦煌佛教の研究』「第一章 西明寺學僧曇曠と敦煌の佛教學」「一 敦煌にのこされた曇曠の諸著作と足跡」「(2) 自序にみる行曆」、法藏館、1990年、20-24頁。

男，六已婚娶，因爲小兒，耽室遂至王舍大城。佛初成道，正在彼國，見佛聞法，果證預流，遂請世尊降臨舍衛。如來既許，願造僧坊。佛命鷲子隨而瞻揆。唯有此處堪造僧坊，遂詣太子，殷求貨買。太子戲言：「金遍乃賣。」須達聞之，心豁如也，即出藏金，隨言布地。太子感念而告之曰：「若佛非是良田，寧使輕金貴土？我植善種，亦是其時。地任卿收，樹當自施。」須達得地，大建僧坊，崇飾已周，遙請佛降。大聖懸鑒，乘通而來。既至伽藍，謂大衆曰：「林樹祇陀自施，園地須達買施，二人同心，式崇功業。君上臣下，世典格言。自今已後，應謂此地爲祇陀樹給孤獨園。遊化居心，目之爲在。遊化在城，居心在園。雙舉城園，顯斯二義。二義雖異，俱名在焉。故名在舍衛國等。

この一致より、P.2191V「祇園因由記」が『金剛般若經旨贊』を踏まえていることは明らかである。なお、この『金剛般若經旨贊』の文章も、遡れば『大唐西域記』巻第6の文章に行き当たる。しかし、『大唐西域記』は、曇曠の著作ほどには敦煌で流布していなかった可能性が高い¹²。「祇園因由記」の由來は、『大唐西域記』以上に、『金剛般若經旨贊』にこそ求められるべきものとなる。

では、曇曠と関わりを有する「祇園因由記」は、いかなる發展過程を経た物語なのか。

2.2 9世紀「祇園因由記」の變遷

P.2191V「祇園因由記」254行目に、「因由自有成文，亦廣有圖相，任自觀之。」とある。252行目「者其由如是。」からは、墨の違い、及び文章の強引な接續から、それ以前の内容とは時間を措いて書寫されたと思しい。そのため、ここに言う「廣有圖相」とは、252行目以降に書かれた舍利弗と勞度差の法術比べのみを指した言葉であるかもしれない。だが、舍利弗と勞度差の法術比べは、元來祇園精舎建立物語の後半部分にあたるのであり、それ自身獨立した物語とはならない。つまり、精舎建立の經緯を示す前半部分、P.2191Vの223行目から252行目までの「祇園因由記」の内容があって初めて成り立つ物語なのである¹³。このことから、P.2191Vの「圖相」が法術比べの場面のみを指す言葉であっても、その「圖相」が廣く見られたことから、祇園精舎建立物語そのものの流布が背景にあったと言える。つまり、「廣有圖相」の4字からは、「祇園因由記」の流布も読み取れるのである。

¹²敦煌文獻に確認される『大唐西域記』(S.958、S.2659V、P.3814)のうち、S.2659Vの識語には、「往西天求法沙門智嚴西傳記寫下一卷」とある。つまり、印度へ往來した人物が持っていた寫本であり、もともと敦煌で使われていたものではない。

¹³例えば「降魔變文」の如き、法術比べを前面に押し出した内容でさえ、前半の精舎建立の經緯は残されており、簡略化されてもいない。

また、その法術比べを描いた降魔變壁畫が9世紀後半の敦煌に畫かれ始めていたことは、先行研究にも詳しい。壁畫が畫かれるということは、降魔變の物語が、それ以前の9世紀前半にはある程度の流布を既に見せていたものと推定される。9世紀前半とは、法成が活躍し、曇曠の著作がなお廣く利用されていた時期でもある¹⁴。

「祇園因由記」とは、曇曠と關わるのみならず、P.2191Vの『維摩經』講義録や多くの圖相と繋がりながら、廣く流布していった物語なのであろう。「祇園因由記」が一連の發展の流れの上にあったことは、先ほど取り上げた經典にない書き出しの共有からも窺える。

では、4點の「祇園因由記」文獻は、敦煌佛教界において、いかに利用されていたのか。遺憾ながら、P.3784とP.3815の用途は確かめ難い。しかし、P.2191Vは『維摩經』講義に使われた形跡がある。そしてP.2344Vは、書寫された4つの内容の相互關係や「維摩手記」の特徴から、對俗講經に使うために書寫されたと考えられる。次章では、このP.2344Vの用途について、1)「祇園因由記」から「維摩手記」までの繋がり、2) P.2344Vの物語性、3) 經典の注疏と對俗講經、という3點から具體的に考察する。「祇園因由記」と對俗講經との關わりが認められるならば、P.2191Vとともに、「祇園因由記」流布の一端が見出されるだろう。

3 P.2344V「祇園因由記」の用途と書寫目的

3.1「祇園因由記」から「維摩手記」までの繋がり

P.2344Vの4つの關係を探るため、まず、「十聖弟子本生緣起」と「四聖菩薩緣起」(擬)を取り上げる。その本文は、以下の通りである。

P.2344V

- 91 《十聖弟子本生緣起》 言大目乾連者，字是
- 92 拘律陀陀，其母從拘律陀樹神乞得，因以爲名，神通第一。
- 93 言大迦葉者，姓也，其人有大智惠、大精進、大慈悲，故稱大
- 94 也，頭陀第一。言須菩提者，字名善吉，亦云空生，
- 95 解空第一。言富樓那者，字名滿願，彌多羅者是其
- 96 母名，說法第一。迦旃延婆羅門是，其姓字名扇繩，解
- 97 義第一。言阿那律者，字名如意，佛之徒弟，釋摩界

¹⁴この頃に「祇園因由記」との名稱があったかは定かでない。しかし、敦煌の僧侶等は、『金剛般若經旨贊』から「祇園因由記」の物語を、また反對に、「祇園因由記」の物語から『金剛般若經旨贊』を連想することもあったであろう。

- 98 親弟，天眼第一。言優婆離者，奏言上首，持律第一。
- 99 言羅睺羅者，字名蔽障，六年在胎，持戒第一。
- 100 言阿難者，字名歡欣，斛飯王子調達親弟，佛之徒弟，總持第一。
- 101 又難云：「阿難是其小果，何得多聞第一？」答：「阿難雖是聲聞，聲聞之¹⁵
- 102 中多聞第一，非通菩薩。」問：「若不通菩薩者，只許小乘經首置於我
- 103 聞。云何菩薩大乘置於我聞？」答：「阿難證得如來意志三昧，許通
- 104 大乘也。」
- 105 上命聲聞總辭不堪。次名菩薩，故云。又次《菩薩品》來。
- 106 言光嚴者，亦名是菩薩，或依德立字，或依刑（形）相立名。此菩薩以光明自莊嚴
- 107 童子無欲之稱。上彌勒既不堪，而命光嚴准其流願，亦因是法身大士，
- 108 現居其屈。
- 109 言持世者，是出家菩薩，亦是法身大士。不應有屈，但欲共淨名度
- 110 諸天女影響之化，現居其屈。
- 111 言善德者，是在家菩薩，亦是法身大士，亦爲設財施，被呵受屈。

・十聖弟子本生緣起

一般に、縁、縁起、因縁と題される物語は、講經との関わりが指摘されている¹⁶。たがこの「十聖弟子本生縁起」は、他の多くの縁起類とは異なり、獨立した本生譚や因縁譚としての出典は確認されない。敦煌においては、十大弟子に関する文獻が多數作成されていたことに鑑みると¹⁷、「十聖弟子本生縁起」も獨自に作られたものだったのであろう。

ところで、この「十聖弟子本生縁起」に書かれている佛弟子は、目連、大迦葉、須菩提、富樓那、迦旃延、阿那律、優婆離、羅睺羅、阿難の9名であり、明らかに“十”聖弟子との題名と齟齬を來たしている。

佛の十大弟子とは、通常『維摩經』弟子品第三における聲聞の佛弟子を指す。彼等は皆、佛に命ぜられた維摩詰への見舞いを辭退した聲聞である。「上命聲聞，總辭不堪。」（105行目）という文句も、「十聖弟子本生縁起」が『維摩經』弟子品第三に基づくことを示している。これより、「十聖弟子本生縁起」に名前が擧げられなかった佛弟子が舍利弗と分かる。では、なぜ舍利弗の名は書かれなかったのか。果たして十大弟子の第一に書かれるべき舍利弗を書き忘れることがあるのだろうか

¹⁵寫本では「之」の下に「忠」の字あり。次行冒頭「中」の誤寫である。

¹⁶張鴻勳「因縁（縁起）附因由記」『敦煌文學』（顧問：周紹良、主編：顏廷亮）、甘肅人民出版社、1989年、272-278頁。

¹⁷代表的な文獻としては、「十弟子贊」（S.1042V、S.5706）、「十大弟子贊」（S.6006）、「十哲聲聞」（P.2885V）、「十大弟子讚兼諸禪師法門」（敦煌秘笈羽25。十大弟子については題名のみ。）などであらう。他にも「付法藏因縁傳」と併記された文獻P.3727もある。

か。この問題を解く鍵が、先に見た「祇園因由記」にある。

「祇園因由記」は、本来祇園精舎建立の物語である。しかし、9、10世紀の敦煌では、「降魔變文」のように、精舎建立よりも舍利弗が外道を挫くことに主眼を置いた物語として流布していた。つまり、「祇園因由記」は、舍利弗の物語とも言い得るのである。ここから考えるに、「祇園因由記」は「十聖弟子本生縁起」の冒頭に取り込まれたために、「十聖弟子本生縁起」は目連から書寫しているのだろう。

ここで、「祇園因由記」と「十聖弟子本生縁起」との筆が異なる可能性が指摘されるかもしれない。しかし、敦煌文獻には、相互に連絡する内容でありながら、筆記者の交代や異なる紙の貼付けが行われることは珍しくない¹⁸。また、もし「祇園因由記」と「十聖弟子本生縁起」の関係が否定されるならば、なぜ「十聖弟子本生縁起」に舍利弗が書かれることなく目連から始められているのかが問われねばならない。舍利弗を主とする物語が冒頭に見られることと、次の「十聖弟子本生縁起」に舍利弗の名前が省略されていることは、単なる偶然であったとは考え難い。やはり、両者は連絡するものと言えよう。

・「四聖菩薩縁起」(擬)

敦煌遺書目録¹⁹では、「十聖弟子本生縁起」の後に「維摩手記」が挙げられているが、実際にはその間に菩薩に関する記述がある。

この菩薩の内容は、「次名菩薩故云。又次《菩薩品》來。」(105行目)との文句から、『維摩經』菩薩品第四に基づくものと分かる。また、ここに出てくる菩薩は、光嚴、持世、善徳であるが、光嚴の記述の中に、「上彌勒既不堪。」(107行目)とあることから、実際には彌勒、光嚴、持世、善徳の順に話が進むことになる。これは、『維摩經』菩薩品第四において維摩詰への見舞いを辞退した4名の菩薩であり、その順序も一致している。

以上より、「十聖弟子本生縁起」と「四聖菩薩縁起」とは、それぞれ『維摩經』の弟子品第三と菩薩品第四とに基づいているものと考えられる。両者は同じ筆で連寫されており、内容の連絡も疑いない。

・「祇園因由記」から「維摩手記」まで

ここで、今一度「祇園因由記」と「十聖弟子本生縁起」の繋がりに戻ろう。

両者の筆は、確かに異なる可能性は否めない。しかし、P.2191Vにおいて「祇

¹⁸例えば、S.4654「舜子變一卷」の前後に孝に関わる文獻が多数書寫されていることは、筆記者の相違を越えて相關連するものとされる。Victor H. Mair, "Parallels between some Tun-huang Manuscripts and the 17th Chapter of Kozanji Journey to the West", *Cahiers d' Extrême-Asie*, 3, 1987, pp.41-57. 荒見泰史『敦煌變文寫本的研究』「本論部第二章 敦煌的故事略要本與變文」、中華書局、2010年、62-106頁。

¹⁹『敦煌遺書總目索引新編』(敦煌研究院、2000年)など。

園因由記」が「維摩手記」の一部に含まれていたこと（第2章）からは、「祇園因由記」と『維摩經』の密接な繋がりが窺える。「十聖弟子本生縁起」と「四聖菩薩縁起」がともに『維摩經』に基づいており、次に書寫されたのが「維摩手記」である以上、それら3点が連絡することも、容易に想像できる。つまり、P.2344Vの4点は、すべて『維摩經』によって繋がるのである。このような相互の連絡がある以上、P.2344Vにおける「祇園因由記」と「十聖弟子本生縁起」の筆の違いも問題ではあるまい。なお、「十聖弟子本生縁起」と「維摩手記」との関わりについては川口久雄氏の言及があるが、それは第4章に取り上げることとする。

・空行

本節の最後に、4つの間に残された空行について述べておきたい。P.2344Vは、冒頭から罫線が引かれており、各内容の間に以下の量の空行が見られる。

- 1) 「祇園因由記」と「十聖弟子本生縁起」 5行
- 2) 「十聖弟子本生縁起」と菩薩品の始まり 11行+ Recto の書込み3行+ 1行
- 3) 菩薩品の始まりと光嚴童子 6行
- 4) 光嚴童子と持世菩薩 13行（圖3参照）
- 5) 持世菩薩と善徳菩薩 13行
- 6) 善徳菩薩と「維摩手記」 30行+ Recto の書込み29行+ 11行

これほどの空行を残すのは、後に何かを書寫する予定があったためであろう。予想の域を出ぬが、いかなる内容が書寫される予定であったのかは以下のように考えられる。

- 1) 「祇園因由記」と「十聖弟子本生縁起」を繋ぐ舍利弗に関わる内容であろう。
- 2) 105行目に「上命聲聞，總辭不堪。」とあるが、「十聖弟子本生縁起」には弟子の本生と縁起についての記述しかない。彼等が維摩詰に呵責されることをまとめる文章となろう。
- 3) ～5) 彌勒、光嚴、持世の3名の菩薩が維摩詰に呵責される内容であろう。それぞれに「被呵受屈」「現居其屈」との語句が見出される。
- 6) 上に同じく、善徳菩薩が呵責される内容であろう。しかし、空行が30行を超えることから、「維摩手記」に繋がる内容を語る可能性も考えられる。

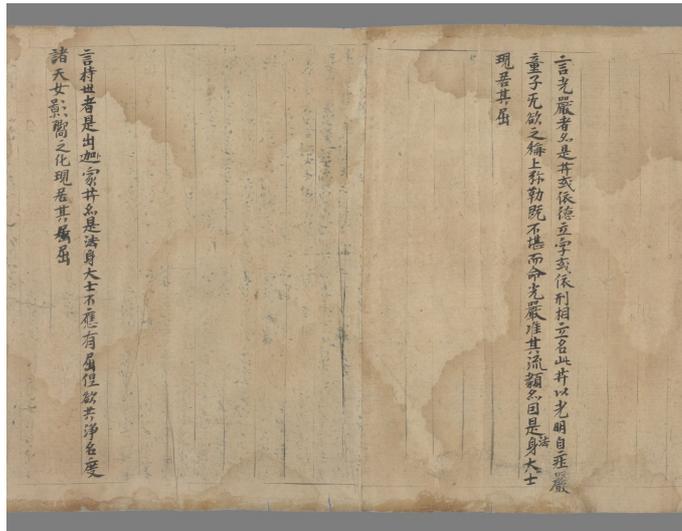


圖3 光嚴童子の話（106-108行目）と持世菩薩の話（109-110行目）との間に残された空行。

以上、P.2344Vに書かれた「祇園因由記」から「維摩手記」までの4つが関連連することを見てきた。次章では「維摩手記」を起点として、「祇園因由記」等がそなえる物語性について考える。

3-2 P.2344Vの物語性

P.2344V「維摩手記」の性質を考えるのに重要な文献が、同じ『維摩經』の講義録を残した傅斯年圖書館藏本188104（鄭目30）「維摩手記」²⁰、P.2191V「談廣釋維摩經佛國品手記」、P.2595V（擬）「維摩手記」²¹である。そこには『大智度論』、『大唐西域記』、『四分律刪繁補闕行事鈔』、『俱舍論』、及び唯識関連文献が多数確認され²²、難解な講義であったことが知られる。

「維摩手記」のように「手記」と題された文献には、法成の講義録である「瑜伽論手記」や「大乘稻竿經手記」等がある。これらは、9世紀敦煌における「手記」

²⁰ 當該文献については、齋藤智寛氏による報告が詳しい。なお、これが張淮深とも関わりのあった張大慶の書寫である點は、P.2344Vと同じく、「維摩手記」が9世紀後半の文献である可能性を強めている。同じ講義録であるP.2191Vや2007P.2595Vも、この時期の文献となろう。齋藤智寛「中央研究院歴史語言研究所傅斯年圖書館藏「敦煌文献」漢文部分敘録補」『敦煌寫本研究年報』創刊號（2007年）、27-52頁。

²¹ P.2595Vは前闕・後闕のため、眞題はない。『敦煌遺書總目索引新編』は、「維摩詰所說經疏釋」との擬題を冠す。本論ではP.2191V等に合わせて「維摩手記」との擬題を冠した。

²² 引用文献と『大正藏』との1つ1つの對校を擧げることは、煩瑣にわたるため避ける。佚書である劉虬撰『注法華經』等も引用しており、その文献は多彩であるが、明らかに孫引きと思われるものも少なくない。

の用語例として重要な資料である。上山大峻氏は、手記の詳細な研究を進めた結果、手記とは「講義を聴いて書き留めたもの」²³と述べる。「維摩手記」も、傅斯年圖書館藏本、P.2191V、P.2595Vには、朱點や鉤括弧（一）、またその書寫方法から、講義録であったことが確かめられる。上山氏の指摘に合致するものであろう。

だが、「維摩手記」文獻のうち、P.2344Vだけは講義跡が確認されない。このことは、P.2344Vが實際の講義に使われたものではないことを示している。恐らく、P.2191Vの如き使用済み講義ノートを轉寫したものであろう²⁴。では、それは何のための轉寫であったのか。

まず、この轉寫の目的が、單に個人學習や寺院における講義のためでなかったことを確認しよう。それは、「維摩手記」に併記された「十聖弟子本生緣起」と「四聖菩薩緣起」から明らかとなる。兩内容の特徴を、2點取り上げる。

①「十聖弟子本生緣起」と「四聖菩薩緣起」は、他の「維摩手記」文獻に講義跡が確認されないだけでなく、具體的注釋や内容も闕如している。恐らく元來の『維摩經』講義にはなかったのだろう。たとえ「十聖弟子本生緣起」や「四聖菩薩緣起」に関する講義があったとしても、その講義を再現する意圖は感じられない。「四聖菩薩緣起」の菩薩の注釋が、それぞれに10行以上も空白のまま残されていることがそれを示している（圖3）。

②『維摩經』が廣く流布した背景には、在俗の維摩詰を主人公としただけでなく²⁵、その物語性にも大きな要因があった。「十聖弟子本生緣起」と「四聖菩薩緣起」が基づく弟子品第三と菩薩品第四は、天女と舍利弗の場面や維摩の一黙の場面等とともに、物語性に富む場面としてよく知られている。その2つを取り上げていることから、P.2344Vの書寫方法が、思想性よりも物語性を強調しているものと判断できる。そもそも、『維摩經』の思想を問題とし、弟子品第三と菩薩品第四を取り上げるならば、先に方便品第二も併せて取り上げねばならない。『維摩經』の基づく不二の思想が、方便品では凡夫・衆生を、弟子品第三では聲聞を、菩薩品第四では菩薩を對象として説き分けられているためである。つまり、方便品第二だけを除いて『維摩經』の思想を説くのは適切ではないのである。弟子品第三と菩薩品第四が取り上げられたのは、思想性によってではなく、物語性によったも

²³注7「漢文の部 II 集成(30) 大乘稻苧經隨聽手鏡記」、法藏館、1990年、214頁。

²⁴講義録の轉寫は『大乘稻苧經疏』の隨聽記にも見られる。同上、209-215頁。なお、P.2344Vの底本となった寫本は不明である。

²⁵『維摩經』の菩薩道は不二の思想に基づく。大鹿實秋氏はかつて、在俗か出家かという二項對立によってこの經典や維摩詰を評すること自體、不二の思想の既に否定するところであると指摘している。（『維摩經における菩薩思想』『維摩經の研究』、平樂寺書店、1988年、308-331頁。）傾聴すべき指摘である。だがやはり、『維摩經』が在俗の居士を主人公とし、在家を強調するとの理解が廣く行われていたこともまた事實であろう。

のであり、ここに物語性に富まない方便品第二が外されたことの説明もつく。

①、②から考えるに、P.2344Vの「十聖弟子本生縁起」と「四聖菩薩縁起」は、個人学習や寺院における講義のために書寫されたものではなかつたろう。その前に書かれた「祇園因由記」は、言うまでもない。ならば、「維摩手記」も個人学習や寺院の講義を目的として轉寫されたものではないことになる。では、學習や講義以外の目的で「維摩手記」が轉寫され、且つその前に物語性に富む3つの内容が併記されたのは何故か。それは、P.2344Vが對俗講經の臺本として作成されたためではなかつたか。

對俗講經において、「祇園因由記」の如き佛教因縁譚、「十聖弟子本生縁起」や「四聖菩薩縁起」の如き物語が語られることについては、概ねの讃同が得られよう。佛教因縁譚が六朝時代の唱導に既に使われていたことは、『高僧傳』の記載に見られる通りである²⁶。では、「維摩手記」のような難解な注疏も對俗講經に使われるのか。もし難解な注疏と對俗講經との関わりが認められるならば、P.2344Vが對俗講經を目的とした文獻と言い得るとともに、「祇園因由記」と講經との繋がりを認める重要な手がかりが得られることになる。それは、「祇園因由記」の流布を考えるにも看過できない特徴である。次節では、S.2073「廬山遠公話」に見られる注疏と對俗講經に着目してこの問題を考える。

3-3 經典の注疏と對俗講經

・「廬山遠公話」に見る講經と民衆

「廬山遠公話」の梗概は、以下の通りである。

慧遠は、廬山に庵を結び、『涅槃經』の注疏を作成して講釋をしていた。しかし、賊に身を引き取られて奴隸となってしまう。彼は後に、奴隸となったのは前世に滯納した借金返済のためであったと知り、今度は五百貫で崔閣下の元へ賣られる。ある日、慧遠の該博な知識を知った崔閣下は、慧遠を連れ立って道安の『涅槃經』講釋を聞きに行った。ところが、道安の使用していた注疏こそ、かつて慧遠が作ったものであった。慧遠は道安との議論の末、自らが道安の注疏の作成者であることを明かす。皇帝に講釋を頼まれるも、數年の後、雲に乗って廬山へ歸っていった。

この話に記された道安と慧遠の關係は、史實とかなりの相違を見せており、もう一人の（淨影寺）慧遠の姿が投影されているとの指摘もある²⁷。しかしその一方

²⁶ 慧皎撰『高僧傳』卷第十三「唱導」。

²⁷ 小南一郎「有關敦煌本《廬山遠公話》的幾個問題」『93 中國古代小說國際研討會論文集』、開明出版社、1996年、122-125頁。同「『孟蘭盆經』から「目連變文」へ——講經と語り物文藝との間（下）」『東方學報』第75冊、2003年、1-84頁。

で、道安の講經の次第が實際の俗講の次第に極めて近いことは、既に先學の指摘するところでもある。「廬山遠公話」は、單なる慧遠の創作物語なのではなく、當時の佛教界を具體的に反映する要素が含まれた物語なのである。この點を踏まえ、注疏と講經ついて「廬山遠公話」に見られる重要な記述を2點取り上げよう。

①慧遠の『涅槃經』講釋を聽きに來ていた者の中に、1人の老人がいる。彼は、1年間も講釋に通い續けながら名前さえ名乗らなかつたため、慧遠が尋ねると次のように答えた。

76 (慧遠) 曰：「老人住居何處，聽法多時，不委姓名，要知委的。」老人曰：「弟子雖

77 聽一年，竝不會他《涅槃經》中之義，終也不能說得姓名。」老人言

78 訖，走出寺門，隨後看之，竝無蹤由，是何人也？便是廬山千尺潭

79 龍，來聽遠公法說（說法）。

この記述からは、講經に列席しながらも、理解が及ばなかつた聽衆の存在が窺える。慧遠は、この老人との出會いによって、一切衆生濟度を目的とした注疏の作成を決心したのである。

②慧遠は、道安の講經に足を運んだ折、問いを投げかける。しかし、道安には次のように罵倒されてしまう。

425 (垂大造，立儀將來，不棄芻蕘，即當恩幸。) 於是道安聞語，作色動

426 容，嘖善慶曰：「亡（望）空便額，我佛如來妙典，義里（理）幽玄，佛法難思，非君

427 所會。不辭與汝解脫（說），似頑石安在水中，水體姓（性）本潤，頑石無由

428 入得。汝見今身，且爲下賤，如何即得自由。佛法。付囑國王大臣，智者

429 方能了義。汝可不聞道外書言：『堪與言即言，不堪與言失言。』夫子留教，

430 上（尚）遣如思（斯）。不與你下愚之人解說。維那檢校，莫遣喧囂。聽經時

431 光可昔（惜），汝不解，低頭莫語，用意專聽。上座講筵，聽衆宣揚，普

432 皆聞法。不事在（再）作一箇問法之人。」（但知（諸）會下座（坐）者，不逆其意；若是）

ここには身分の卑しい者が質問をすることさえ許されない場の空気がある。

これら①と②に共通するのは、高僧の講釋に、學を受けていない一般民衆が參列していること、また、彼等にとっては講釋の内容が極めて難解であることだろう。①では老人は自ら恥じて身を隠し、②では善慶は頭ごなしに罵倒される。では、このような場面は、果たして單なる創作と言い得るのだろうか。この問題を

考えるのに重要な記述が、百本疏主とも號された慈恩大師基（632-682）の傳にある。彼の衆生教化に関する文章に、次のようにある。

基隨處化徒，獲益者衆。東行博陵，有請講『法華經』，遂造大疏焉²⁸。

これは、難解な注疏と民衆への講經との関わりを示す資料と言えよう。そして、このような目的で作成された基の注疏が、彼の死後も長い期間にわたって利用され続けていたことは、圓仁の記録や講經文に確認されている²⁹。

また、「廬山遠公話」の老人や奴隸身分にある者の如き、學を修めていない者が佛教講釋を聞きに行くことも珍しくはなかった。例えば姚合の「贈常州院僧」には次のようにある。

一住毘陵寺，師應祇信緣。院貧人勢食，窗靜鳥窺禪。
古磬聲難盡，秋燈色更鮮。仍聞開講日，湖上少漁船³⁰。

當時の漁村に生きる者が特別な學を受けていたとは到底考えられず、皆が皆、講釋の内容を理解できたわけでもないだろう。また、『北里志』にも次の記録がある。

諸妓以出里艱難，每南街保唐寺有講席，多以月之八日相牽率聽焉。皆納其假母一緡，然後能出于里³¹。

唐代の妓女には知識人と詩を應酬する者もいたとはいえ、ここでは必ずしもそのような妓女を想定する必要はあるまい。

姚合の「贈常州院僧」も『北里志』も、ともに安史の亂以降、中・晩唐の資料である。ここから分かることは、「廬山遠公話」に見られる如く、當時、僧侶の講釋に理解が及ばずとも貴賤賢愚が交々講經の場に詰め掛けていたことだ。「廬山遠公話」に記載された注疏と民衆の参加する講經との関わりは、決して單なる創作なのではなく、また、難解な注疏を用いた對俗講經は、實際に廣く行われていたのである。

・ P.2344V 「祇園因由記」と對俗講經

上記の點を踏まえ、P.2344Vに戻ろう。

本章第2節に見たように、P.2344Vの「祇園因由記」、「十聖弟子本生緣起」、「四聖菩薩緣起」は、對俗講經に相應しく、物語性を強調した内容となっていた。だ

²⁸ 贊寧撰『宋高僧傳・上』（范祥雍點校、中國佛教典籍選刊）、中華書局、1987年、65頁。

²⁹ 圓仁撰『入唐求法巡禮行記』卷第三、『大日本佛教全書』第72卷（史傳部11）、鈴木學術財團編、1972年、120頁。平野顯照「敦煌本講經文と佛教經疏との關係」『大谷學報』第40卷第2號、1960年、21-32頁。

³⁰ 『全唐詩』卷497。

³¹ 孫榮『北里志』海論三曲中事。

が、「廬山遠公話」等の資料から考えるに、「維摩手記」の難解さもまた、對俗講經と繋げて考えられるのである。つまり、P.2344Vの4つの内容は、すべて對俗講經のために書寫されたものと見做し得るのである。

本章では3節にわたり、「祇園因由記」がどのような目的をもって書寫されたのかをP.2344Vから考察してきた。4點の「祇園因由記」文獻のうち、2點（P.3784、P.3815）の用途が不明である中、P.2344Vに對俗講經との繋がりが見出せたことは、貴重な結果であっただろう。従来、「降魔變文」や『賢愚經』の研究の中でのみ言及されてきた「祇園因由記」について、新たな一面を明らかにできたのではないだろうか。また、對俗講經との繋がり、当時「祇園因由記」が對俗講經の冒頭を占めるほどの物語であったことも示している。

そして、この講經との繋がり、『維摩經』が関わっていることも着目に値する。それは、もう1つの用途が判明しているP.2191V「祇園因由記」もまた、『維摩經』と関わりを持っているためである。『維摩經』が関わることは、「祇園因由記」にとってどのような意味があったのか。次に、この點について少しく考えてみたい。

4. 「祇園因由記」と『維摩經』

『維摩經』は、中國のみならず、東アジアにおいて最も流布した經典の1つである。シルクロードの要衝・敦煌においても廣く流布したことは、この經典の歴史的な重要性を語るものでもある。

「祇園因由記」と関わる9世紀敦煌に限って見ても、『維摩經』壁畫や8世紀後半より續く『關中疏』と『關中釋批』による教學³²、法照撰『淨土五會念佛誦經觀行儀』巻中と同『淨土五會念佛略法事儀讚』に所収された「維摩讚」³³の流布は、僧俗を超えた幅廣い『維摩經』の受容を今に伝える。このような流布を見せた『維摩經』對俗講經の冒頭に「祇園因由記」が置かれたのは、「祇園因由記」が、当時の對俗講經に極めてよく合致した物語と認識されていたために違いあるまい。いかに有名な物語であろうとも、それだけの理由によって『維摩經』講釋の冒頭を飾るとは考え難い。「祇園因由記」は、P.2191Vのような講義に取り込まれるとともに、圖相にも畫かれていく中で、徐々に民衆にも浸透していったからこそ、P.2344Vの

³²注6参照。

³³それぞれ『大正藏』巻第47(476c)、『大正藏』巻第85(1246a)。塚本善隆『唐中期の淨土教』「第九章・五會法事讚所収の讚詩について」「七 作者名なき讚若干に就きて」、法藏館、1975年(初出)。同『中國淨土教史研究』(『塚本善隆著作集』第4巻)、大東出版社、1976年、462-465頁。橋本芳契「敦煌資料における維摩經——道掖淨名疏の俗信的特色」『印度學佛教學研究』第27巻第1號、1978年、88-95頁。

ように、對俗講經とも關わりを持つに至ったのであろう。

その P.2344V の講經の形式も、恐らく珍しいものではなかったはずだ。川口氏久雄氏は、P.2344V の「十聖弟子本生緣起」と「維摩手記」について、P.3849V³⁴や P.3000³⁵とともに「民衆と直接觸れ合う場で語られた因緣譬喩の物語のメモ集と
いったもの」³⁶と指摘していた。この川口氏の指摘は極めて簡潔なものであったが、前後の文脈から判断するに、緣、緣起、因緣と題された敦煌文獻が講經と関わるとの考えを下敷きとして、それを「十聖弟子本生緣起」と「維摩手記」に当て嵌めたのである。もちろん、本論に見た如く、両者は「祇園因由記」と「四聖菩薩緣起」とも繋がるのだが、P.2344V の『維摩經』講經文獻としての形式は、他の講經文獻とも近いものだったのである。そして、一般的な形式の講經において「祇園因由記」と『維摩經』講經との繋がりが見出されることから、「祇園因由記」という物語が、極めて民衆に近い位置にあったことが読み取れるだろう。

更に、このような「祇園因由記」の流行が、決して9世紀後半に收束するものではなかったことは、10世紀における同系物語「降魔變文」の流布が示している。本論の最後に、「祇園因由記」から「降魔變文」への流行の變遷について考えてみたい。

小結 「祇園因由記」から「降魔變文」の流行へ

舍利弗と勞度差の法術比べを主題とする「降魔變文」は、その主題たる全6回の法術比べのうち、特に最後の場面——舍利弗の大風が勞度差の大樹を吹き飛ばす場面——が獨自に發展していった。これは、壁畫研究の側から夙に指摘されてもいる³⁷。また、P.4524「降魔變畫卷」は、最後の場面が破られ、5つの場面しか残されていない。その破損が、最後の場面が人氣を博していたこと、及び10世紀後

³⁴P.3849V は「佛說諸經雜緣由因由記」と題された11の佛教故事と俗講の儀式次第を併寫した文獻であり、早くは陳寅恪氏等が注目してきた。『敦煌劫餘錄』（陳寅恪序文）、國立中央研究院歷史語言研究所、1931年。

³⁵P.3000 は、『雜寶藏經』より11の、『報恩經』より1つの佛教故事を抄出している。那波利貞氏は、則天文字に着目し、概ね則天武后の時代から盛唐時代にかけて作成されたものと指摘する。那波利貞「俗講と變文（中）」『佛教史學』第1巻第3號、1950年、73-91頁。

³⁶川口久雄「敦煌出土の『俗講儀式』と略出因緣諸本——我が國説話文學とのかかわり」『東洋研究』第68號、1983年（初出）。「敦煌の俗講と日本文學——俗講儀式と略出因緣諸本」『敦煌よりの風4敦煌の佛教物語【下】』、明治書院、2000年、154頁。

³⁷秋山光和「敦煌における變文と繪畫——再び牢度叉鬪聖變（降魔變）を中心に」『美術研究』第211號、1960年（初出）。「敦煌における變文と繪畫——再び牢度叉鬪聖變（降魔變）を中心に」『美術研究』第211號、1960年（初出）。ともに、同『平安時代世俗畫の研究』「第三編 變文と繪畫の研究」、吉川弘文館、1964年、387-454頁（加筆掲載）。

半の人物・馬文贇と深く関わりがあるのだろうとは、Victor Mair 氏の考察にも示されている³⁸。

では、なぜこれ程までに「降魔變文」の受容があったのか。その大きな要因こそが、本論がこれまで述べ来たった如き、9世紀における「祇園因由記」の流行にあったのではないか。「降魔變文」は、『賢愚經』『須達起精舍品』や「祇園因由記」を改編したとは思われぬほどに豊富な内容をそなえている。恐らく、現存資料には確認できない別の何かに由来するところがあるのだろう。だが、降魔變故事の流行は、たとえ他地域から敦煌に流入したものであったとしても、10世紀敦煌に見られるほどの規模をもって中國各地に流行していたとは考え難い。この點、王昭君故事が盛んに繪解きの題材とされ、中國各地で語られていたこと、その傳説も各地に様々に存在していたこととは大いに異なる。先の拙論に述べたように、「降魔變文」の流布が10世紀を中心としていることは、9世紀に「祇園因由記」が『維摩經』とも結びつきながら流布したという、敦煌の地域的特徴が反映されたものなのであろう。

そして、この「祇園因由記」から「降魔變文」への變遷は、同時に非講唱體文獻と講唱體文獻の繋がりも示している。敦煌文學研究においては、變文研究は盛んに行われてきた一方、非講唱體文獻は、變文とも関わりを持つと預想されながらも、具體的研究は進められてこなかった。だが、非講唱體文獻「祇園因由記」と講唱體文獻「降魔變文」の間に祇園精舍建立説話の流行の時代的變遷が辿れることは、敦煌變文の流行や發展を考えるにあたり、より大きな枠組みから變文を捉える必要性を我々に示している。

780年代に他界した曇曠から凡そ2世紀を経た10世紀後半の敦煌に、「降魔變文」が一定の流布を見せていた事實は、敦煌と祇園精舍建立の物語が長い期間にわたって密接な繋がりを持っていたことを意味する。この間の複雑な敦煌の歴史を考えれば、「祇園因由記」とは、敦煌における佛教物語の流布の様相を具體的に残した資料の1つと言えるだろう。

(作者は廣島大學総合科學研究科博士課程・日本學術振興會特別研究員 DC)

³⁸Victor H. Mair, "Sāriputra Defeats the Six Heterodox Masters: Oral-Visual Aspects of an Illustrated Transformation Scroll (P. 4524)", *Asia Major* (3rd Series), volume 8, part 2, 1995, pp.1-52. なお、970年の識語を持つ S.2973 に馬文贇の書簡が確認されており、彼が10世紀後半に生きていた人物と分かる。

陳寅恪論及敦煌文獻雜記

——利用經路を中心に*

永田知之

一、はじめに

陳寅恪（1890～1969）、江西義寧の人、長沙で出生、のち南昌・南京で育つ。弱年で歐米等へ留學、民國十五年（1926）に招かれて清華國學研究院の導師に着任、數々の論著を世に問う¹。二〇世紀中國を代表する史家として、その絶大な影響力は今さらいうまでも無い。

透徹した史眼と並び、陳寅恪の學問を支えたのは、超人的な博學多識であった。著述における新資料の博搜は、その最も顯著な表れだろう。魏晉南北朝隋唐史を主な対象とする彼の前期の研究にあって、この所謂「新資料」の中でも、敦煌文獻は大きな位置を占める。

「敦煌學」の語を最も早く意識的に用いたのが、陳寅恪だということは、今日では定論だろうし、これは本人も自負していた²。彼と敦煌學の關係を扱う論著も既に複數存在する³。一々斷らないが、後文の中でもそれらの成果を大いに参照した點を、まず明記しておく。ただ、先行研究の主要な關心は、共に陳寅恪の「敦煌學」が持つ學術的意義に集中している。

眼疾治療を目的とした短期のロンドン滞在（1945～1946）を除けば、中年期以降は一度も歐州に渡航していない陳寅恪は、當然だが本格的な研究開始の後、英

*本稿は日本學術振興會科學研究費補助金「ロシアに所藏される敦煌吐魯番等發見漢文文獻の研究」（基盤研究B、研究代表者：高田時雄京都大學人文科學研究所教授）による研究成果の一部である。

¹陳寅恪の事跡は卞僧慧（2010）に據る。

²周一良（1998）440頁、池田温（2003）62-63頁参照。また、陳寅恪「大千臨摹敦煌壁畫之所感」に「寅恪昔年序陳援庵先生敦煌劫餘錄、首創「敦煌學」之名」とある。陳寅恪（2002）446頁、初出1944年。「大千」は畫家の張大千を指す。

³姜伯勤（1988）、陸慶夫・齊陳駿（1989）、趙和平（2002）、李玉梅（1997）224-245頁、張求會（2005）。

佛所在の敦煌文獻を目撃し得なかった。もとより、敦煌學の草創期、これは非西歐の研究者が抱えた共通の困難だ。だが、かかる状況下で彼がどう研究を進めたかには、存外関心が拂われていない。先行研究に導かれつつ、それを明らかにする一敢えて本稿を草した所以である。

なお、敦煌文獻中の非漢文史料や、吐魯番出土文書に對しても、陳寅恪の造詣は甚だ深かった。筆者の力不足に因り、小論ではそれらに言及できぬ點を、豫め申し添えておく。

二、陳寅恪の「敦煌學」事始

敦煌資料の存在や意義を、陳寅恪がいつ認識し始めたかは詳らかでない。彼の父、即ち清末・民國屈指の古典詩人陳三立（1853～1937）は敦煌文獻を藏していたともいう⁴。ただ、敦煌資料の將來者ペリオ（Paul Pelliot、伯希和、1878～1945）との交流は見落とせまい。

陳寅恪とペリオの交流は前者のパリ留學中に、王國維（1877～1927）の紹介で面會した時に始まる。のち1930年代前半に後者は北京を二度訪れ、この際も前者との交渉が存した。浦江清（1904～1957）が渡佛する際、「巴黎圖書館等處」に藏せられる「漢文珍貴材料可供研究者」利用の便宜を圖るよう請う紹介狀（「致伯希和」、1933年）を持たせたのも、陳寅恪だ⁵。

そもそも、陳寅恪の最も早い學術論文は敦煌佛典の校本に寄せた「大乘稻芊經隨聽疏跋」（1927）だった。その中で、彼はペリオが吐蕃の佛僧・法成を扱った論文を擧げる⁶。

多數の言語を能くした陳寅恪の學問が、歐米の東洋學に影響を受けていた事實は、よく知られる。「敦煌學」も、例外ではなかったというわけだ。今一つ、例を擧げよう。

「桃花源記旁證」の中で、陳寅恪は「倫敦博物館藏敦煌寫本斯坦因號玖貳貳西涼建初十二年敦煌縣戶籍」を引用する⁷。現在、當該の寫本には S.113 の番號が與えられている。

實は、この「玖貳貳」は敦煌資料へ最初に附された location number だ⁸。library

⁴2005年の秋、北京翰海の拍賣に「陳印三立」という印文の藏印が見える敦煌文獻が出陳された。陳紅彥・林世田（2007）34頁。ただし、文獻自體や藏印の眞贋は定かではない。

⁵陳寅恪（2001d）169頁。桑兵（1997）、王川（2004）參照。浦は清華大での陳の元助教。

⁶陳寅恪（2001f）所收。經題の「芊」（初出以來同じ）は「芊」の誤りか。同文は江杜（味農）が京師圖書館や傅增湘の藏本を用いた研究への跋で、Paul Pelliot（1914）を引證する。

⁷「桃花源記傍證」は1936年初出、陳寅恪（2001e）191頁。

⁸英藏敦煌文獻（1990）51頁上段の圖版左下隅に「ch.922.」という書き込みが見える。

number 確立前の英語論文から、陳寅恪は同寫本の情報を得ており、本人が別にそれを明言する⁹。情報の入手経路を顧慮せず、「玖貳貳」を誤りと断じる研究¹⁰は、粗忽の謗りを免れまい。

さて、現存する陳寅恪の全論著から、敦煌資料に関する言及は、数十件を見出し得る。これは未定稿も対象に、専論は一つと数えながら、瑣末なものまで含めた延べ数だ。

重複（札記に蓄積された情報が論文に結實し、後に專著へ吸収された例など）を除けば、使用される文献の点数はそう多くない。以下、六節に分けて、その利用の諸相を概観する。

三、中國人の先行業績

まず當然だが、中國での先行研究から、ある敦煌文献やその圖版・録文の情報を得た例が考えられる。次にそれらを列記するが、文献名は總じて陳寅恪自身が用いた呼稱に従う。

「：」の後が陳寅恪の言及する敦煌文献、同じく前はその典據と思しき研究書だ。彼がそこから情報を入手したと明記する場合は、寫本名を太字にしてある。取得源が複数考え得る時は、その中で最も古い研究を挙げた（「秦婦吟」の寫本については、第八節参照）。

王仁俊輯『敦煌石室眞蹟録』甲上（國粹學堂石印本、1909年）：P.4503「柳公權書金剛經」¹¹

羅振玉輯『鳴沙石室佚書』（上虞羅氏景印本、1913年）：『太公家教』¹²

葉德輝輯『雙楫景閣叢書』（長沙葉氏邨園刊本、1914年）：P.2539「男女陰陽交歡大樂賦」¹³

羅振玉輯『敦煌零拾』（上虞羅氏排印本、1924年）：臺北中央研究院歷史語言研究所傅斯年圖書館「須達起精舍因緣曲」、「維摩詰經文殊師利問疾品演義」、上海圖書館 028V（812406）「有相夫人生天因緣曲」¹⁴、臺東區立書道博物

⁹『讀書札記・沙州文錄補遺附錄之部之部』、陳寅恪（2001h）292-293頁。陳寅恪が依據する英語論文は Lionel Giles（1915）、その 469-470 頁に S.113（ch.922.）の録文が見える。『讀書札記』（以下、『札記』）は多年に渉る筆記で、視力低下前という他、箇々の執筆時期は不詳。

¹⁰張弘・伊波（1994）、同（1995）。「誤り」という指摘は、前者の 70 頁に見える。

¹¹『札記・新唐書之部』、陳寅恪（2001g）549頁。

¹²「薊丘之植植於汶篁之最簡易解釋」（1931）、陳寅恪（2001f）297頁、張求會（2004）参照。

¹³『札記・唐人小説之部』、陳寅恪（2001h）235頁。『同・新唐書之部』、同（2001g）500頁に「託名（白）行簡之文甚多」とあるのも、白行簡作というこの賦を意識したのか。

¹⁴「有相夫人生天因緣曲跋」（1927）、「須達起精舍因緣曲跋」（1928）、「敦煌本維摩詰經文殊師利

館【139】『勾道興搜神記』¹⁵

羅福長輯『沙州文錄補』（上虞羅氏排印本、1924年）：S.6502『大雲（無想）經疏（殘本）』（王國維跋¹⁶）、P.2822V「先天二年殘戶籍」、P.3898V「敦煌懸泉鄉殘戶籍」¹⁷

劉復輯『燉煌掇瑣』（國立中央研究院歷史語言研究所、1930年）上輯：P.2962「西征記」¹⁸、P.2553「昭君出塞變文」¹⁹、同中輯：P.3348Va「天寶四載豆盧軍和羅（計）帳（殘本）」²⁰

名稱の前に記した所藏機関・編號は舊藏者などと異なる場合がある。觸れられた文獻は多岐に渉る。強いていえば、變文（曲、佛曲、演義）への言及が、多くを占めるようだ。

敦煌所出佛曲變文、其體裁與後小説關係甚巨。陳寅恪先生於佛教及中國文學研究極深、所見敦煌祕藏尤多、故該系特設此科、以討論最新之中國文學史料。（北京清華檔案「中國文學系紀事・大事紀」²¹、1929年の清華大學中國文學系の開講案内）

世之考高昌之壁畫、釋敦煌之變文者、往往取之以爲證釋、而天竺話經之法、與此土大異、於此亦可見一例也。（「楊樹達論語疏證序」〔1940〕。「取之」の「之」は『賢愚經』）

拙文²²所以得如斯之結論者、因見近年所發現唐代小説、如敦煌之俗文學、及日本遺存之遊仙窟等、與洛陽出土之唐代非士族之墓誌等、其著者大致非當時高才文士、（張文成例外。）而其所用以著述之文體、駢文固已腐化、即散文亦極端公式化、實不勝敘寫表達人情物態世法人事之職任。其低級駢體之敦煌俗文學及燕山外史式之遊仙窟等、皆世所習見、不復具引。（『元白詩箋證稿』〔1950〕）

後見敦煌發見之變文俗曲殊多三三七句之體、始得其解。關於敦煌發見

問疾品演義跋」（1930）、「敦煌本維摩詰經問疾品演義書後」（1932）、共に陳寅恪（2001f）所收。また「西遊記玄奘弟子故事之演變」（1930）、「薊丘之植植於汶篁之最簡易解釋」（1931）、陳寅恪（2001f）217、297頁参照。

¹⁵ 「三國志曹沖華佗傳與佛教故事」（1930）、陳寅恪（2001a）180頁。

¹⁶ 「武曌與佛教」（1935）、陳寅恪（2001f）163、165-167頁。『札記・舊唐書之部』、同（2001g）35、100頁。『同・沙州文錄補遺附錄之部』、同（2001h）291-292頁。

¹⁷ 以上二種、『札記・沙州文錄補遺附錄之部』、陳寅恪（2001h）292-293頁に見える。

¹⁸ 『札記・舊唐書之部』、陳寅恪（2001g）70頁。『燉煌掇瑣』の利用は第六節も参照。

¹⁹ 『元白詩箋證稿』（1950）、陳寅恪（2001c）263頁、注51参照。

²⁰ 『隋唐制度淵源略論稿』（1944）。陳寅恪（2001b）171頁では「秦婦吟」にも言及する。

²¹ 卞僧慧（2010）132頁から轉引。陳寅恪の文章ではないが、その考えは反映しているよう。

²² 「韓愈與唐代小説」（1947）を指す。陳寅恪（2002）所收。英文による初出は1936年。

之變文俗曲、詳見敦煌掇瑣及鳴沙餘韻諸書所載、茲不備引。(同、中唐の新樂府と變文の類似を指摘²³)

(十一) 敦煌石室中之俗文學材料、經文之書尾、紙背所記之帳目或雜記亦有價值。贊普起居注(西藏文²⁴)尤有價值。(石泉、李涵「聽寅恪師唐史課筆記一則」²⁵)

個別の寫本を挙げず、總體的に俗文學(ここでは變文とほぼ同義)を評した例を示した。佛典・小説・詩歌など他領域の文獻とそれらを結合して考察しようとする態度が、多くに読み取れる。最後の舉例は、學生に對して敦煌史料の價値を説いた文章だ。その啓蒙的な性格にも因るが、陳寅恪の敦煌文獻への關心が狭い領域に限られなかった證左となろう。

四、北平圖書館所藏文獻

陳寅恪にとって、唯一の實見し得る敦煌文獻の大規模なコレクションが、北平(北京、現中國國家)圖書館の收藏品だった。陳垣(1880~1971)に依る目録の序で、彼はいう。

新會陳援庵先生垣、往歲嘗取燉煌所出摩尼教經、以考證宗教史。其書精博、世皆讀之而知矣。今復應中央研究院歷史語言研究所之請、就北平圖書館所藏燉煌寫本八千餘軸、分別部居、稽覈同異、編爲目錄、號曰燉煌劫餘錄。誠治敦煌學者、不可缺之工具也。書既成、命寅恪序之。或曰、燉煌者、吾國學術之傷心史也。其發見之佳品、不流入於異國、即祕藏於私家。茲國有之八千餘軸、蓋當時唾棄之賸餘、精華已去、糟粕空存、則此殘篇故紙、未必實有繫於學術之輕重者在。今日之編斯錄也、不過聊以寄其憤慨之思耳!是說也、寅恪有以知其不然、請舉數例以明之。摩尼教經之外、如八婆羅夷經所載吐蕃乞里提足贊普之詔書、姓氏錄所載貞觀時諸郡著姓等、有關於唐代史事者也。(「陳垣燉煌劫餘錄序」²⁶)

北平圖書館所藏の敦煌文獻を質的に輕視する傾向を、陳寅恪は批判する。引用は省くが、この後にも同圖書館の收藏品中で學術研究に供し得る例が列擧される。そもそも、『燉煌劫餘錄』(國立中央研究院歷史語言研究所、1931年)編纂の遂行には、彼自身も關與していた。

²³ 以上、三條はそれぞれ陳寅恪(2001f) 263頁、同(2001c) 3、125頁に見える。

²⁴ P.T.1288 (IOL Tib J 750と接合)を指すらしい。Jacques Bacot(1940) 9-52頁參照。

²⁵ 陳寅恪(2002) 493頁。1944年下半期、成都に疎開していた燕京大學での講義資料。

²⁶ 初出1930年、陳寅恪(2001f)所收。

其所擬辦法、想無不可行、因敦煌組非援庵擔任不可。一因渠現爲此北平圖書館之負責任者；二爲渠已先下過工夫、他人若從事於此、尚須重費與陳前所費過之工夫、太不經濟；三、陳君學問確是可靠、且時時努力求進、非其他國學教員之身(?)以多教鐘點而絕無新發明者同也。(「致傅斯年」九²⁷⁾)

陳寅恪と、留學以來の知己で後にその従妹の夫ともなる傅斯年(1896～1950)は各々第一組(歴史組)主任(兼任)、所長として歴史語言研究所(史語所)の成員だった。この書簡で彼は陳垣(字は援庵)になお責任者として、『劫餘録』の編纂を續けさせるよう強く勧める。

京師圖書館(北平圖書館の前身)長を兼ねた頃から陳垣は、敦煌文獻の目録化を始めていた(『劫餘録』巻首の陳垣「敦煌劫餘録序」)。要職にあつて多忙を極める彼に、『劫餘録』の完成を望む陳寅恪の態度には、かかる事情の他、そのマニ教研究等への敬服が關わる²⁸⁾。

陳寅恪の北平圖書館所藏敦煌文獻利用について、目を引く事例がある。『金光明經冥報傳』の敦煌寫本は、北平圖書館も複数所藏していた。だが、陳寅恪はこの靈驗記を扱う早期の專論(1928)で、国内外の資料を博搜しつつ(注70)、それらに全く觸れるところが無い。

この事實は、陳垣らの整理を経て、初めて北平圖書館の寫本羣を利用する道が開かれたことを示すのではないか。次に「劫餘録序」や許國霖『敦煌石室寫經題記彙編』(菩提學會、1937年)の序²⁹⁾以外で、實見に基づき、陳寅恪が言及したであろう敦煌文獻を擧げておく。

月091・BD00791號1:『八婆羅夷經』³⁰⁾

騰029・BD03129號:「蓮花色尼出家因縁」³¹⁾、『佛說諸經雜縁喩因由記』³²⁾

光094・BD05394號:『維摩詰經』「菩薩品」³³⁾

位079・BD08679號:『貞觀氏族志』³⁴⁾

みな「劫餘録序」にも名の擧がる寫本だ。擬題は概ね『劫餘録』に據る。陳垣らの調査と『劫餘録』の編纂が、陳寅恪の敦煌文獻利用に便宜を與えたりすることは

²⁷⁾1929年某月31日付の手紙、陳寅恪(2001d)28頁。

²⁸⁾陳垣(1980)329-378頁でマニ教經典(宇056・BD00256、S.3969、P.3884)を利用。

²⁹⁾「敦煌石室寫經題記彙編序」(1939)、陳寅恪(2001f)。『彙編』にこの「序」は未收。

³⁰⁾「吐蕃彝泰贊普名號年代考」(1930)、陳寅恪(2001f)119頁。

³¹⁾「蓮花色尼出家因縁跋」(1932)、陳寅恪(2001a)。

³²⁾『讀書札記・敦煌零拾之部』、陳寅恪(2001h)306頁。

³³⁾「敦煌本維摩詰經文殊師利問疾品演義跋」(1930)、陳寅恪(2001f)210頁。

³⁴⁾『札記・新唐書之部』、陳寅恪(2001g)462頁。

想像に難くない。

ただ、『劫餘録』に則って、もと「姓氏録」と稱した（「劫餘録序」の引用を参照）BD08679 號を、彼は「貞觀氏族志」と呼び變えている。これは、後の研究³⁵に基づくのだろう。札記中の片言隻句ながら、陳寅恪が新説を吸収して見解を變更した例として興味深く思われる。

五、『大正新脩大藏經』

大正一切經刊行會に依る『大正新脩大藏經』（以下、大正藏）は正續編一〇〇卷（1924～1934）から成る佛典の大全集だ。周知の如く、その編纂の過程では敦煌文獻も利用された。

夙に、留學中の陳寅恪は商務印書館の景印に係る前田慧雲編『大日本續藏經』（1923～1925）、即ち正續藏の預約券を入手する方途を探っている³⁶。早くより、彼が佛典の史料的价值を認識していたことが分かる。大正藏も、早々に利用し始めたかと思われる。

次に大正藏の卷別に陳寅恪が言及した敦煌文獻を列挙する。（ ）内は各卷の刊行年、〔 〕内は各佛典の編號である。大正藏を情報源にしたと明言する場合は、文獻名を太字にした。

第 8 卷（1924）：〔256〕 S.2464 『唐梵翻對字音心經』³⁷

第 48 卷（1928）：〔2007〕 S.5475 『壇經』³⁸

第 51 卷（1927）：〔2075〕 P.2125・S.516 『歷代法寶記』³⁹

第 85 卷（1932）：〔2734〕 村山龍平藏『**金剛暎**』卷上⁴⁰、〔2780〕 S.2497 唐惠淨撰『温室經疏』一卷⁴¹、〔2810〕 『百法明（門）論』⁴²、〔2871〕 松本文三郎藏『大通方廣經』⁴³、〔2837〕 S.2054 『楞伽師資（血脈）記』⁴⁴、〔2879〕 P.2186・

³⁵ 向達（1931）60-61 頁がこれに當たろう。ただし、その定名の是非はいま問わない。

³⁶ 「與妹書」（執筆時期不明）、陳寅恪（2001f）355 頁。初出は『學衡』20（1923）。

³⁷ 「敦煌本唐梵翻對字音般若波羅蜜多心經跋」（1930）、陳寅恪（2001f）。

³⁸ 『札記・高僧傳二集之部』、陳寅恪（2001i）242 頁。また注 94 参照。

³⁹ 「致胡適」七、陳寅恪（2001d）140 頁、『札記・高僧傳二集之部』、同（2001i）211 頁。

⁴⁰ 『札記・高僧傳初集之部』、陳寅恪（2001i）29 頁。村山舊藏品は香雪美術館に入る。

⁴¹ 『元白詩箋證稿』（1950）、陳寅恪（2001c）22-23 頁、『札記・高僧傳二集之部』、同（2001i）175 頁。

⁴² 『札記・舊唐書之部』、陳寅恪（2001g）71 頁。敦煌寫本は多數存在、編號は省略。

⁴³ 『札記・敦煌零拾之部』、陳寅恪（2001h）304 頁。松本舊藏寫本は京都國立博物館現藏。

⁴⁴ 『札記・韓翰林集之部』、陳寅恪（2001h）206 頁、『同・高僧傳二集之部』、同（2001i）212、215、261 頁。また注 94 参照。

P.2136・S.1552『普賢菩薩證明經』⁴⁵、〔2886〕S.2474『佛爲心王菩薩說投陀經』卷上、〔2901〕S.2021・中村不折藏『佛說法句經』、〔2902〕P.2325『法句經疏』⁴⁶

別巻『昭和法寶總目錄』1（1929）：「敦煌本古逸經論章疏竝古寫經目錄」⁴⁷

第85巻「古逸部 疑似部」を初めとする大正藏利用の跡が見て取れる（最後に附したのは、敦煌出土佛典の目錄）。多くは断片的な言及だが、系統的な考察を試みた形跡も傳わる。

自敦煌本壇經、楞伽師資記、歷代法寶記諸書發見後、吾人今日所傳禪宗法統之歴史爲依託偽造、因以證明。其依託偽造雖已證明、而其眞實之史蹟果何如乎？此中國哲學史上之大問題尚未能解決者也。（遺稿「論禪宗與三論宗之關係」⁴⁸）

初期の禪宗史書等が従來の禪宗史を書き換える可能性を示唆した文章だ。もとより、金九經輯『楞伽師資記』（京城金氏北平待曙堂排印本、1931年⁴⁹）、『校刊歷代法寶記』（雞林金氏瀋陽排印薑園叢書本、1935年）など中國で刊行された關連の研究業績もある。前者は大正藏も校勘に用いる。従って、陳寅恪が大正藏所收の禪籍にのみ依據したとはいいい切れない。

ただ、『歷代法寶記』を含め、彼が大正藏で情報を得た佛典が少なくないのも事實だ。最も早くまとまった數の敦煌佛典を世に出した同叢書の陳寅恪への作用は小さくはあるまい。

六、日本人の先行業績

大正藏を除く日本人の先行業績を、陳寅恪が敦煌學の研究に利用した例も存する。早くは處女論文でペリオの業績を引く（注6）と共に、日本における研究⁵⁰を参考文献に挙げている。次に掲げるのは言及が一回に止まる日本人の業績だ（「：」の前が論著、後が文獻名）。

ポール・ペリオ、羽田亨共編『燉煌遺書』影印本第一集（東亞攷究會、1926年）：P.2139 法成譯『如來像法滅盡之記』

⁴⁵『札記・高僧傳二集之部』、陳寅恪（2001i）200頁。

⁴⁶以上三種、「敦煌本心王投陀經及法句經跋尾」（1939）、陳寅恪（1948）、各々陳寅恪（2001f）、同（2001c）102-103頁參照。中村舊藏品は書道博物館現藏（【090】）。

⁴⁷「敦煌石室寫經題記彙編序」（1939）、陳寅恪（2001f）228頁。

⁴⁸陳寅恪（2002）431頁。執筆時期は不明ながら、視力低下前という點は確かだ。

⁴⁹更に早くこの前年に日本で刊行された『鳴沙餘韻』（注54）75、76-1に景印が見える。

⁵⁰羽田亨（1958）360-364頁、石濱純太郎（1943）192-197頁。

同活字本第一集（東亞攷究會、1926年）：P.2553「昭君出塞變文」⁵¹

玉井是博「燉煌戸籍殘簡について」（『東洋學報』16-2、1927年）：P.3354「燉煌郡燉煌縣龍勒鄉都鄉里天寶六載籍」⁵²

西本龍山『燉煌出土十誦比丘尼波羅提木叉戒本解説』（十誦戒本刊行會、1929年1月）：大谷大學圖書館餘乙30『十誦比丘尼波羅提木叉』⁵³

矢吹慶輝『鳴沙餘韻 敦煌出土未傳古逸佛典開寶』（岩波書店、1930年）第八十二：S.2440a「維摩經押座文」⁵⁴

仁井田陞『唐令拾遺』（東方文化學院東京研究所、1933年）：「巴黎圖書館所藏敦煌寫本唐令」⁵⁵

このうち、「昭君出塞變文」は『敦煌掇瑣』と並べて『燉煌遺書』を典據に擧げる。同じ文獻に關して、中國内外の研究者に依る録文を、陳寅恪が併せ参照した例だ。また、西本の著書と陳の論文とは四箇月しか隔たっておらず、研究成果を及收する早さに驚かされる。

これらの他に、陳寅恪が日本人の敦煌學研究を自身の著作中で巧みに利用した例もある。

巴黎國民圖書館藏敦煌寫本伯希和叁伍伍玖號背面天寶十載丁籍：

康氏 羯師范 者羯 羯師忿 羯槎
安氏 胡數芬 沙阡
米氏 褐阡
石氏 阿祿山 羯槎
羅氏 阿了黑山 特勲
何氏 莫賀咄⁵⁶

寅恪案：安祿山事跡上引郭子儀雪安思順疏、謂安祿山本姓康。今敦煌寫本天寶丁籍亦有康、安、石等姓以羯爲稱者（見**歷史與地理雜誌第叁叁編第肆卷天寶十載丁籍**及同書第肆壹編第肆卷天寶四載丁籍）、故安祿山父系之爲羯胡、卽中亞月氏種可無疑矣⁵⁷。

⁵¹以上二種、『元白詩箋證稿』（1950）、陳寅恪（2001c）197、263頁參照。因みに羅常培は『燉煌遺書』影印本第一集所收のP.3419『藏漢對譯千字文』を題材として『唐五代西北方音』（史語所、1933年）を著す際、陳寅恪の助力を得た。羅常培（2008）338頁參照。

⁵²『札記・沙州文錄補遺附錄之部』、陳寅恪（2001h）293頁。玉井論文は玉井是博（1942）に再録。

⁵³「敦煌本十誦比丘尼波羅提木叉跋」（1929年5月）、陳寅恪（2001f）。

⁵⁴『札記・敦煌零拾之部』、陳寅恪（2001h）311頁。『鳴沙餘韻』の利用は注23參照。

⁵⁵「致浦江清」、陳寅恪（2001d）167頁。書簡の中で仁井田の先驅的業績を高く評價する。

⁵⁶「唐史講義」、陳寅恪（2002）304頁。1951年の嶺南大學における講義資料。

⁵⁷『唐代政治史述論稿』（1943）、陳寅恪（2001b）215頁。

約二年間、主にパリで敦煌文獻の調査に従事した那波利貞（1890～1970）は歸國（1933）後、唐代の戸籍に關する長大な論文を學術誌に分載する。陳寅恪が用いたのは、その最後の一篇だ⁵⁸。ここで問題とされる文書は、P.3559Vで敦煌縣從化鄉等の住民臺帳である。

那波論文發表の翌年には、作成の時期が天寶十載（751）と比定され、更に次の年には「天寶十載丁籍」と稱されるようになるなど、この文書に對する學界の反響は大きかった⁵⁹。陳寅恪も「天寶十載丁籍」と呼ぶ以上、これら那波より後の研究をも參照していたと見える。

ただ、彼の關心の所在はやや異なる。從化鄉だけで257人の姓名を記すP.3559Vの那波に依る録文から、陳寅恪は非漢人と思しき姓名を持つ者を抽出した。先に引いた「康氏 羯師范」云々という列擧は、（これ自體は後年に作ったメモだが）この結果と考えられる。

その上で、彼は「羯」字を含む名の存在に着目した。同時代史料が安史の亂（755～763）での反軍を「柘羯」、「羯胡」と呼ぶ事實とこの種の姓名を、陳寅恪は併せ考え、首魁・安祿山（本姓は康）の出自は「中亞の月氏種」と斷じたのだ。社會經濟史の面で注目を浴びていたP.3559Vは、かくて民族史における好個の史料としても價値を持つようになる。

陳寅恪の説が公になる前に、この文書から敦煌縣に西域系住民の集住地が存在した事實を指摘する研究が無かったわけではない⁶⁰。ただ、日本人の録文や續く年代比定等を基礎に、傳世の文獻をも使い、獨自の見解を示した點には、彼一流の史料操作を認めるべきだろう。

以下、明記こそしないが、日本の敦煌學研究を利用した可能性がある言及を示しておく。

又巴黎國民圖書館藏敦煌寫本伯希和號第貳伍佰肆唐代祖宗忌日表云：

皇六代祖景皇帝。

皇后梁氏。

五月九日忌。（「三論李唐氏族問題」⁶¹）

P.2504は唐令の逸文や官職の表を含むことで、早くに知られた文書だが、全體の紹介は大谷勝眞（1885～1941）の調査（1927～1928）を俟たねばならない⁶²。當

⁵⁸那波利貞（1934）。掲載誌『歴史と地理』（史學地理學同攷會編、大鏡閣刊、1917～1935）は第34卷第6號で停刊。「第肆壹編第肆卷」云々（前注參照）とは、陳寅恪の誤解か。

⁵⁹鈴木俊（1935）89-93頁、陶希聖（1936）23頁。反響は笠沙雅章（2002）170頁參照。なお王永興（1993）21-44頁等以來、「丁籍」ではなく「差科簿」と考えるのが通説である。

⁶⁰石田幹之助（1973）819-826頁。のち池田温（1965）がこの方面の分析を深めている。

⁶¹初出1935年、陳寅恪（2001f）348-349頁。

⁶²大谷勝眞（1933）。研究の背景は辻正博（2002）159-160頁、上山大峻（1973）參照。

該の文書には唐皇室及びその祖先（皇帝・皇后を含む當主とその夫人）の忌日が列記されている。

引用した箇所では、一代を擧げるのみだが、陳寅恪は他の文章においてもこの P.2504 を取り上げ、李氏數代の祖先が娶った女性の姓に意を拂う⁶³。即ち、早期の夫人は梁氏を初め非漢人とは断定できぬ氏族に占められると、彼はいうのだ。従って、漢人以外（獨孤氏等）との通婚は比較的遅い事象であり、李氏は漢族だと結論付けられる。説の當否は措いて、貴重な同時代史料である「唐代祖宗忌日表」の情報を大谷の研究より得た可能性は高い。

寅恪案、黎庶昌廣韻本所載陸氏序文中又有周思言音韻一書、今所見巴黎國民圖書館藏敦煌寫本伯希和號貳仟壹柒貳壹貳玖、倫敦博物院藏敦煌寫本斯坦因號貳仟伍伍切韻殘卷及北平故宮博物院影印唐寫本王仁昫刊謬補缺切韻中之陸序竝無此五字；而王仁昫本韻目下之陸氏原注、亦全未涉及周書、頗疑此爲後人訛增者、又周思言其人、今亦不能確考。（「從史實論切韻」⁶⁴）

陸法言『切韻』の序に見える「周思言音韻」のわずか五字を校勘するため、相當な手間を費やす。使用される敦煌文獻のうち、P.2129 の該當箇所は『敦煌掇瑣』（注 18～20）下輯（史語所、1934 年）に録文を収める。また S.2055 も『唐寫本切韻殘』（用海寧王國維所手摸石印唐鈔本上海重景印、1931 年）中の「切二」（王國維書寫）がそれに当たる⁶⁵。

今一種の P.2017 は神田喜一郎輯『燉煌祕籍留眞』（平安神田氏景印本、1937 年）巻上に収める寫眞が最も早い公刊と思しい。先に擧げた校勘は、この景印によるものではないか。

もちろん、上記の二例に關する記述は推測でしかない。1930 年代の後半には中國人學者が英佛兩國で撮影した敦煌文獻の寫眞を北平圖書館等へ送る事業が既に始まっている⁶⁶。

陳寅恪がそれらより情報を得たという可能性も排せぬ以上、P.2017 等について日本人の業績を参照したと断定することは差し控えたい。ただ、それらを除いても、彼自身が日本人の先行研究を見たと言及する例が少なくない點は、本節で述べたところより明らかだ。

⁶³『札記・舊唐書之部』、陳寅恪（2001g）26 頁、『唐代政治史述論稿』（1943）、同（2001b）195-196 頁、「唐史講義」（1951、注 56）、同（2002）219 頁。共に P.2504 の情報源は無い。

⁶⁴初出 1949 年、陳寅恪（2001e）395-396 頁。この前の頁にも同様の校勘が見える。

⁶⁵ペリオから寫眞を入手したため王國維以來、「切二」は長らく佛國所藏文獻と思われていた。高田時雄（2002b）237-239 頁参照。陸志韋（1939）86 頁は正しく S.2055 と稱する。

⁶⁶P.2017 の寫眞もその一つ、袁同禮（1940）611 頁。この事業については第八節参照。

更には、『沙州文録補』に収める英國所藏寫本（注16）が、狩野直喜（1868～1947）の録文に基づくという事実もある。これらや大正藏の例も考え合わせれば、陳寅恪の敦煌學が日本人學者の歐州への調査旅行から直間接的に受けた學恩は大きかったといえよう。

七、個人の收藏品

本節では、陳寅恪が目撃した乃至はそれを望んで果たせなかった個人收藏の敦煌文獻に注目したい。次に引用するのは、いずれも胡適（1891～1962）が彼に宛てた書簡の一節だ。

降魔變文已袞好、甚盼你能寫一跋。（1931年5月3日付）

前送上請題跋的**降魔變文**、現有日本朋友**長澤**君索觀、可否請 賜還一用。（同年8月29日付⁶⁷）

胡適が敦煌寫本に跋を書いてくれるよう頼んだ件に關する箇所を抜粹した（後の書信は手稿が傳わる）。この依頼は胡・陳兩人の交遊に加え、陳寅恪の令名、その「降魔變文」（彼の所謂「須達起精舍因緣曲」）研究の經驗を買ってのものだろう⁶⁸。なお、陳氏の現存する著作に當該の跋文や寫本實見の記録は見えず、そもそも跋が著されたかも詳らかでない。

ともかく、胡適所藏の敦煌寫本が一時期、陳寅恪の手元にあった點は疑いない。個人藏の敦煌文獻を彼が目にした例は他にもあったようだ。そう推測させる記述を擧げておく。

合肥張氏藏敦煌寫本金光明經殘卷卷首有**冥報傳**、載温州治中張居道入冥事。日本人所藏敦煌寫經亦有之。（日文原報告未見、僅見一千九百十一年安南遠東法蘭西學校報告第十一卷第一百七十八及第一百八十六頁所引⁶⁹）予雖未見其原文、以意揣之、當與此無異。（「懺悔滅罪金光明經冥報傳跋」〔1928〕⁷⁰）

寅恪所見敦煌石室卷子佛經注疏、大抵草書⁷¹。**合肥張氏藏敦煌草書卷**

⁶⁷ 各々羅香林（1970）16頁、胡適（1994）44-45頁に見える。「長澤」は當時、訪中していた長澤規矩也を指す。

⁶⁸ 胡適舊藏「降魔變文」は黃征（2003）、陳寅恪「須達起精舍因緣曲跋」は注14参照。

⁶⁹ Noël Peri（1911）。ただしそこに引く松本文三郎（1914）169-172頁の記述は北平圖書館藏『金光明經』の寫眞に基づく分析で、「日本人所藏敦煌寫經」というのは陳寅恪の誤讀。

⁷⁰ 以下三條、陳寅恪（2001f）290、186、198-199頁。

⁷¹ 『札記・舊唐書之部』、陳寅恪（2001g）335頁にも「今敦煌寫本佛經正文俱眞書、注疏乃有草書者、殆亦敬與不敬之別」とある。

子三種、皆佛經注疏、其一即此書、惜未取以相校。（「大乘義章書後」〔1930〕）

寅恪所見敦煌本中文金光明經冥報傳（合肥張氏所藏）西夏文之譯本（北平圖書館藏）及畏兀吾文譯本（俄國科學院佛教叢書第壹柒種）、皆取以冠於本經之首。（「敦煌本唐梵翻對字音般若波羅蜜多心經跋」〔1930〕）

「合肥張氏」は安徽合肥の人・張廣建（1867～?⁷²）を指す。軍人として袁世凱の配下で榮達した彼は、民國初期に甘肅で兵馬の權を握る（1914～1920）。この間、地元で流出していた敦煌文獻を入手したという。その一部は、民國十三年（1924）秋の「甲子年江西救濟書畫古物展覽會」に出陳された⁷³。張氏所藏の敦煌寫經は多くが日本の北三井家に賣却され（1928）、三井文庫別館が現に藏する⁷⁴。「合肥張氏（所）藏」の敦煌本とは、それを指す。

『金光明經』（現收藏番號 025-010-050）と『大乘義章』（同 025-010-054）は書名を記すので、問題無い。後者を除く残る「佛經注疏」二種は『淨名經集解關中疏』（同 025-010-039）及び『草書法華玄贊』（同 025-014-014）と思しい。戦前の目録に「(又) 草字」と三點竝ぶのが⁷⁵、この「草書卷子三種」か。他に、個人藏敦煌本に觸れる書簡（1928年10月）もある。

近聞趙萬里言、見敦煌卷子有抱朴子、并聞李木齋亦藏有敦煌卷子甚佳者、祕不示人。趙萬里現編一目録、專搜求關於敦煌著述、如能成書、當可供參考。（「致傅斯年」三⁷⁶）

民國十七年（1928）、陳寅恪は李盛鐸（號は木齋）が所藏する明清檔案を購入すべく、史語所を代表し、傅斯年（第四節参照）と連繫して交渉を進めていた⁷⁷。陳・李の兩人は前者の父（陳三立）と後者が「摯友」という間柄（共に江西籍で1889年の進士）だった⁷⁸。

陳寅恪が李盛鐸との折衝に当たった背景には、このような所縁も存したかと思われる。ここでは傳聞情報を傅斯年に示すだけだが、彼自身、李氏所藏本に關心は抱き續けていた。

⁷²富田淳（2003）による。王學莊（1986）296頁は1864年出生、1938年2月没とする。

⁷³收藏家編集部（1994）はその目録。ただしこの展覽會當時、陳寅恪はまだ留學中だった。

⁷⁴赤尾榮慶（2003）参照。同書の目録では陳寅恪言及の寫本は全て〈存疑〉扱いとされる。

⁷⁵赤尾榮慶（2003）に寫眞を載せる『北三井家所藏敦煌發掘古寫經目録』『六朝及唐人寫經特別品』條の冒頭参照。陳寅恪が張氏藏品を見た経緯は未詳、榮新江（1996）213-214頁。

⁷⁶陳寅恪（2001d）20頁。文中の「敦煌卷子」「抱朴子」は兩斷されて日本に渡り、一部は書道博物館現藏（【132】）、残りは關東大震災で燒失。中村不折（1927）卷下29葉参照。

⁷⁷交渉の顛末は「致傅斯年」三～八、陳寅恪（2001d）19-27頁、岳南（2008）112-121頁参照。李盛鐸の檔案所藏を陳寅恪は早くから知っていたらしい。陳守實（1984）423頁。

⁷⁸「寒柳堂記夢未定稿（六）戊戌政變與先祖先君之關係」、陳寅恪（2001a）203頁。

今敦煌本之十六國春秋殘卷惜未得見、不知與此有關否⁷⁹？

唐皇室が西涼（五胡十六國の一）の君主・隴西李氏の後裔を自稱したことは、よく知られる。陳寅恪は諸資料を用いてそれを否定するが、引用箇所はその文脈の中に見える。

「敦煌本之十六國春秋」とは、「李木齋氏鑒藏燉煌寫本目錄」（北京大學圖書館善本部現藏）に「卅八 十六國春秋 後錄駢文」、「七二 十六國春秋 背道家疏」とあるのを指す⁸⁰。目睹し得ぬにせよ、陳寅恪が李盛鐸所藏敦煌寫本の内容を把握していた證據だ。

実際には羽 038、羽 072 ノ a として財團法人武田科學振興財團杏雨書屋が藏する兩寫本は殘片（後燕の記事を載せる）で、『十六國春秋』という擬題にも根據は乏しい⁸¹。西涼李氏の史實がそこに見える事態をも想定する陳寅恪の配慮は、結果として杞憂に終わった。

ただ、實態不明の文獻でも萬一の可能性を慮って掲げるその態度には、陳寅恪の博搜癖・周到さと同時に、學者としての良心を汲み取るべきかもしれない。憶測を逞しくすれば、家系的な縁故で他者以上に李盛鐸を熟知する彼は、李氏所藏敦煌寫本にも知るところが多く、また閱覽に向けた行動を取っていたのかもしれない。もちろん、假にそうだったにせよ、「已に日人に售（う）ら」（注 91）と歎じるとおり、結果は不首尾に終わったはずだ。

本節では個人藏敦煌寫本と陳寅恪との繋がりに若干觸れてみた。今日では、かくも貴重な資料の個人所藏自體が想像し難い過去の事象となっている。ただ、二〇世紀前半の敦煌學研究史を語る上で、かかる非公開文獻と個別研究者との接觸は避けて通れぬ事柄だろう。目睹し得たか否かを問わず、陳寅恪と上記三氏收藏品との關係もその例外ではあるまい。

八、中國人の寫本撮影事業

1930 年代半ばになると、中國人研究者が歐州へ赴き、敦煌文獻の大量撮影を伴う調査に従事し始める。中でも、王重民（1903～1975）の業績は大きかったといえよう。彼の成果から陳寅恪が情報を得たであろう敦煌寫本を、まず三種掲げる（呼稱は王氏に依據）。

⁷⁹ 『唐代政治史述論稿』（1943）、陳寅恪（2001b）194 頁。

⁸⁰ 榮新江（1999）117、119 頁。中央圖書館（1935）50 頁にも同じ記述が見える。

⁸¹ 岩本篤志（2004）、同（2010）に詳しい。なお原本『十六國春秋』は逸して傳わらない。

P.2682 『白澤精話圖』⁸²

P.2492 『白香山詩集』⁸³

P.4093 唐劉鄴撰 『甘棠集』⁸⁴

後二者は王重民『巴黎敦煌殘卷敘錄』第二輯（國立北平圖書館、1941年）卷四、残る一種は同第一輯（同、1936年）卷三に著録する⁸⁵。陳寅恪がP.2492をP.5542と誤り⁸⁶、P.4093について「之を訪うを俟つ」（注84）という事実を思えば、同じ誤謬が見え、また解説のみで録文を缺く『敘錄』に據る點は、ほぼ疑いない。王氏の名を明記した、陳氏論文もある。

寅恪案、此事最爲可疑、以今日敦煌寫本之多、（除翟君所舉五本外、王重民君近影得巴黎圖書館伯希和號叁柒捌拾及叁玖伍叁兩本、故寅恪間接直接所得見者、共有七本。德化李氏尚藏一本、已售於日人、未得見、不知與所見之七本異同如何？）當時必已盛傳、足徵葆光子時人號爲‘秦婦吟秀才’之言爲不妄。（「讀秦婦吟」）

孫光憲（號は葆光子）『北夢瑣言』卷六「以歌詞自娛」に據ると、唐末の韋莊は長篇詩「秦婦吟」を以て、世に「秦婦吟秀才」の名を得たという。この夙に亡びた幻の名作は複数の敦煌寫本が発見されるという劇的な形で再登場し、少なからぬ學者が研究に攜わる。

狩野直喜、羅振玉（1866～1940）、王國維、ジャイルズ（Lionel Giles、翟理斯、1875～1958）はその代表格だった。民國十七年（1928）より俞平伯（1899～1990）の揮毫に係る「秦婦吟」を居室の壁に貼っていた陳寅恪もこれに續き、ここに引く專論⁸⁷を著すに至った。

「讀秦婦吟」は民國二十五年（1936）、即ち王重民の敦煌寫本撮影事業が續く頃に發表される。その時點で、王氏が見出した「兩本」を含む「七本」を、陳寅恪は既に参照していた⁸⁸。

實は敦煌文獻の大量撮影を企圖した北平圖書館は、經費を賄うべく清華大學を共同出資者に選んでいた。同圖書館は民國二十四年（1935）の二月乃至四月頃に、清華大教授の陳寅恪から撮影希望寫本のリストを受け取る。かくて清華大も、こ

⁸² 『札記・舊唐書之部』、陳寅恪（2001g）91頁。なお、「白澤精怪圖」に作るのが正しい。

⁸³ 『元白詩箋證稿』（1950）、陳寅恪（2001c）167、178、180、251頁。

⁸⁴ 『札記・新唐書之部』、陳寅恪（2001g）576頁に「近敦煌有鄴集、俟訪之」とある。

⁸⁵ ここに挙げた各寫本に關する敘錄の初出は王重民（1939）13頁、同（1935）、同（1937）。

⁸⁶ 近年に至っても、この誤りは少なからず踏襲されている。徐俊（2000）27-28頁參照。

⁸⁷ 陳寅恪（1936）957頁。『札記・舊唐書之部』、『同・新唐書之部』、同（2001g）162、579頁にも言及あり。また注20參照。羅振玉らの研究は顏廷亮・趙以武（1990）に網羅される。

⁸⁸ P.3780とP.3953は袁同禮（1940）622頁に見えるので、北平に寫眞は届いていたろう。

の事業で得られた寫眞を藏したわけだ（後に日中戦争で損壊）。以上の経緯は、中國國家圖書館の檔案より知られる⁸⁹。

従って、王重民がパリから北平に送る寫眞を逸早く利用できる立場に陳寅恪はいたと見える。「秦婦吟」の他、彼がそこから情報を得たと思しき寫本に P.2640「常何碑」がある⁹⁰。

「讀秦婦吟」は更に李盛鐸（江西德化の人）舊藏本（杏雨書屋現藏、羽 057⁹¹）にも言及する。中國内外の先行研究、現に進みつつある中國人の實見調査に加え、目睹できぬ個人の收藏品への目配りも忘れない。「秦婦吟」が長く關心の對象だった⁹²ためもあるが、あらゆる情報を博搜して止まぬ彼の「敦煌學」の特徴が、ここに最もよく表れている。

小論では、情報の入手に関わる人的なネットワーク（個人間での敦煌寫本の寫眞や録文の遣り取り）は、ほぼ無視してしまった。しかし、當時の研究者相互における情報交換の解明は、現時点では至難な業だ。新資料の登場を期待しつつ、これは今後の課題としたい。

ただ、内容の公開が偶然性（初期の研究者の興味等）に左右される中、敦煌文獻の情報を得るべく、陳寅恪が如何に努力したか、その一端は小論よりもある程度は明らかだ。獲得した知識を並行して驅使しながら、新たに利用可能となった資料を取り込み、自身の見解を更新してゆく。本節で見た「秦婦吟」の場合を典型に、この種の例は乏しくない。

學術研究の常道とはいえ、これは内外の論著を十分に把握して初めて、可能となることだ。この各論著の中でも、第五・第六兩節で見た日本人の業績への依據は目を引く。

これは、この時期の日本が敦煌學「最先進國」だった以上、奇異でもあるまい。また、陳寅恪にとって最初の外國體驗は日本への留學（1902年2月～1905年末、一時歸國を挟む）だった。ただ、日本の學術研究に對して、彼には思うところも

⁸⁹劉波・林世田（2010）。陳寅恪の「應照清單」（寫本リスト）提示はその114頁參照。

⁹⁰常何は唐初の人。『札記・舊唐書之部』、『同・新唐書之部』、『隋唐制度淵源略論稿』（1944）、『唐代政治史述論稿』（1943）、「唐史講義」（1951）、「論隋末唐初所謂「山東豪傑」（1952）、陳寅恪（2001g）105-106、114、363、435、628頁、同（2001b）70-71、241頁、同（2002）250-251頁、同（2001e）248-249、252-253頁參照。夙に同碑文の寫しを持つ者（姜亮夫等）はいた。姜亮夫（2002）41頁參照。ただ1937年6月18日付王重民の袁同禮宛書簡に據れば P.2640 は撮影済みで、陳寅恪の情報源はそちらか。劉波・林世田（2010）118頁。

⁹¹李氏所藏本の目録（注80）に著録。榮新江（1999）118頁、中央圖書館（1935）50頁。なお、「已售於日人」という以上、「讀秦婦吟」の發表年（1936）から見て陳寅恪は李盛鐸所藏本の賣却（同年2月以降）を時間差無しに知っていたようだ。高田時雄（2004）21頁。

⁹²「讀秦婦吟」は後續の研究も參照し最終的に「韋莊秦婦吟校箋」となる。陳寅恪（2001a）。

あった⁹³。小論で（推測も含めて）示したその盛んな利用は、彼の對日本觀を明らかにする一助となり得ようか。

陳寅恪の「敦煌學」を扱う従前の論文は、彼の着想の卓拔さ、視野の廣さに賛辭を惜しまない。その賞賛に對しては、大方に異論はあるまい。しかし、それらは實際の研究以前の問題、即ち今日では想像の容易でない情報入手の困難を、ほぼ捨象してしまっている。

自明とはいえ、早期敦煌學の實態を認識するために、これは無視し得ない問題だろう。陳寅恪の資料利用経路は、その貴重な手掛かりとなる。この點で論文の主題、論述の傍證から讀書札記での提起まで、全ての言及を一様に扱う小論の手法も無意味ではないと思う。

九、おわりに

歐州留學から歸國後、約十年間は當時の中國國內で最も恵まれた學術的環境（最終的な地位は清華大學教授・史語所第一組主任等）に、陳寅恪は身を置いていた。個人の資質に加え、この環境無くしては、小論で述べ來た彼の「敦煌學」研究は實現しなかつただろう。しかし、その幸福な日々も、民國二十六年（1937）七月の盧溝橋事件で暗轉する。

日中戦争の激化を受けて、陳寅恪は家族と共に北平を脱出し、各地の大學で教鞭を執る流轉の生活を始める。彼が兩眼の視力をほぼ失ったのは、この間のことだ。終戦後、北平に戻るが（1946）、國共内戦でまた南へ逃れて（1948）、廣州の嶺南大學（のち中山大學に合併）教授に就任する（1949）。同年の新中国建國以降も、その地で研究と教育を續ける。

視力喪失後、幾人かの若手研究者の後を承けて、口述筆記等で彼の著述を支えたのは、妻唐筭（1898～1969）と助教黃萱（1910～2001）だった。獻身的だが、元來は家庭の女性で専門の研究者でない彼女たちには史料、殊に新出のそれでは検索を代行するにも限界があつたろう。更に、北京を離れて敦煌文獻やその寫眞利用の便宜を失ったこと、明清史の研究に相當な精力を注ぎ始めたことが、結果的に陳寅恪を「敦煌學」から引き離す。

現に廣州へ遷って後の、敦煌寫本に關わる論著は、概ね舊稿（未發表分を含む）の補正に止まる。ただ、陳寅恪の「敦煌學」への關心は必ずしも消滅したわけではない。小論を終えるに際して、二つの史料を紹介しておく。まず、1957年2月6日付の文章を擧げる。

⁹³池田温（1989）、井上進（1998）10-14頁参照。

弟昔年曾作**禪宗傳法偈一文**⁹⁴、引及續高僧傳**遁倫傳**。後知有友人在倫敦鈔出**遁倫語錄**、載入其私人日記中、未發表。今請我兄在此顯微影片中一查。又**唐玄奘詩**、亦見過。（當是偽作。）便中請并鈔示爲荷。

倫敦印度部藏有西藏文卷子、其有關歷史者、已陸續在法國亞細亞學報發表。但尚有可貴材料、如能照**中文卷子例**、求得一全部顯微影片、則大妙矣。先請 兄一問科學院圖書館負責同志、不知用何種手續、可以辦到？如事勢簡便、則擬建議有關當局也。（「致劉銘恕」⁹⁵）

當時、中國科學院で商務印書館編『敦煌遺書總目索引』（商務印書館、1962年）の「斯坦因劫經錄」編纂を進めていた劉銘恕（1911～2000）に宛てた陳寅恪の書信だ。「友人」とは誰か不明だが、その「日記」が記す「遁倫語錄」や「唐玄奘詩」といった敦煌文獻中の資料に言及する⁹⁶。

今一つ、この手紙は英國政府の「倫敦印度部」（India Office）所藏の敦煌出土チベット語文獻に觸れる⁹⁷。ここで、陳寅恪は「中文卷子」同様に、「西藏文卷子」のマイクロフィルムも中國へ將來することを劉銘恕に提案している。その五年後、彼はまたこうも述べる。

……談到英國、云人只知英國博物館的敦煌莫高窟的漢簡、而不知奧里斯坦（Aurel Stein）、初發現莫高窟時、取了許〔多〕**西藏文的稿件**、對於唐和吐蕃史料尤可寶貴。其初存於印度政府機關（Indian Office）、現不知在何處、曾函科學院圖書館、但迄無回信。我允回京後爲之一查⁹⁸。
（「……」、「Indian」は原文のママ）

1962年2月14日、中國科學院副院長の竺可楨（1890～1974）は中山大學を訪問した。ここに引いたのは、当日の日記で、彼が舊交を温めた陳寅恪の發言が記録されている。

國外との通信手段を有さぬ當時の陳寅恪には、「西藏文的稿件」の現状を知る由も無い。科學院への問い合わせも梨の礫に終わったため、竺可楨に對して直談判する形となった。

⁹⁴「禪宗六祖傳法偈之分析」（1932）を指す。この論文は、敦煌本『壇經』、『楞伽師資記』をも利用する。陳寅恪（2001f）187、190頁。

⁹⁵劉銘恕（1957）獻呈への返書、陳寅恪（2001d）279頁。劉銘恕（1988）参照。

⁹⁶注94所掲論文で陳寅恪が用いたのは「遁倫傳」ではなく「曇倫傳」。姜伯勤（2009）123頁。曇倫（遁倫とは別人）は一名臥倫、英藏敦煌文獻ではS.1494、S.5657b、S.6631Vdに登場。同じく「玄奘詩」（「大唐三藏」とあるのが玄奘を指すかは未詳）はS.373Vに見える。

⁹⁷この種の文書や關連の研究にも、陳寅恪は目を通していたようだ。『札記・新唐書之部』に「敦煌石室頗多此贊普時遺文。此贊普即彝泰贊普也」とある。陳寅恪（2001g）623頁。

⁹⁸竺可楨（1989）590頁。竺可楨と陳寅恪は復旦公學の同期（1909）卒業。

英藏敦煌資料中のチベット語文獻に對する陳寅恪の拘りは、個人の研究に限られたものではあるまい。その複製品が後進の中國人研究者を如何に裨益するか考慮したためだろう。老年に至ってなお衰えぬ知的好奇心や敦煌學研究發展への情熱が、ここから看取される。

チベット語資料の確認や複製の實現に、陳寅恪が更に動くことは無かった。それが老病や歩行不能に陥る（1962年7月の右大腿骨骨折により右足の機能を無くす）などの個人的事情に加えて、當時の社會情勢の然らしめるものだった事實⁹⁹は、周知のとおりである。

参考文献一覧

（著者名等の後の括弧で括った數字はその論著の發表・出版年を意味する）

【日本語によるもの】

赤尾榮慶（2003）：赤尾榮慶研究代表『敦煌寫本の書誌に關する調査研究——三井文庫所藏本を中心として』（文部科學省科學研究費補助金研究成果報告書）

池田温（1965）：「8世紀中葉における敦煌のソグド人聚落」、『ユーラシア文化研究』1

池田温（2003）：『敦煌文書の世界』（名著刊行會）、小論關連部分は「敦煌學と日本人」として『日本學』13（1989年）に初出。

石田幹之助（1973）：『東亞文化史叢考』（東洋文庫）、小論關連部分は「天寶十載の丁籍に見ゆる敦煌地方の西域系住民に就いて」として加藤博士還曆記念論文集刊行會編『加藤博士還曆記念東洋史集說』（富山房、1941年）に初出。

石濱純太郎（1943）：『支那學論攷』（全國書房）、小論關連部分は「法成について」として『支那學』3-5（1923年）に初出。

井上進（1998）：「陳寅恪のことなど」、『颯風』34

岩本篤志（2004）：「羽田記念館所藏「西域出土文獻寫眞」766・767『十六國春秋』考——李盛鐸舊藏敦煌文獻をめぐって」、『西北出土文獻研究』創刊號

岩本篤志（2010）：「敦煌本「霸史」再考——杏雨書屋藏・敦煌祕笈『十六國春秋』斷片考」、『資料學研究』7

上山大峻（1973）：「故大谷勝眞氏の敦煌寫本調査ノート」、『人文』6

大谷勝眞（1933）：「敦煌遺文所見錄（一）——唐代國忌諸令式職官表に就いて」、『青丘學叢』13

⁹⁹反右派鬭爭（1957）から文革での迫害死に至る陳寅恪の晩年は陸鍵東（1995）に詳しい。

- 鈴木俊（1935）：「唐代丁中制の研究」、『史學雜誌』46-9
- 玉井是博（1942）：『支那社會經濟史研究』（岩波書店）
- 高田時雄（2002a）：高田時雄編『草創期の敦煌學』（知泉書館）
- 高田時雄（2002b）：「敦煌韻書の發見とその意義」、高田時雄（2002a）所收。
- 高田時雄（2004）：「明治四十三年（1910）京都文科大学清國派遣員北京訪書始末」、
『敦煌吐魯番研究』7
- 笠沙雅章（2002）：「那波利貞先生の敦煌文書研究」、高田時雄（2002a）所收。
- 趙和平（2002）：趙和平（高田時雄譯）「陳寅恪先生と敦煌學」、高田時雄（2002a）
所收。
- 辻正博（2002）：「草創期の敦煌學と日本の唐代法制史研究」、高田時雄（2002a）
所收。
- 富田淳（2003）：「張廣建について」、赤尾榮慶（2003）所收。
- 中村不折（1927）：『禹域出土墨寶書法源流考』（西東書房）
- 那波利貞（1934）：「正史に記載されたる大唐天寶時代の戸數と口數の關係に就き
て（下ノ下）」、『歴史と地理』33-4
- 羽田亨（1958）：『羽田博士史學論文集 下卷 言語・宗教篇』（東洋史研究會）、
小論關連部分は「書後」として『支那學』3-5（1922年）に初出。
- 松本文三郎（1914）：『佛典の研究』（丙午出版社）、小論關連部分は「燉煌石室古
寫經の研究」として『藝文』2-5（1911年）に初出。

【外國語によるもの】

- 池田温（1989）：「陳寅恪先生和日本」、紀念陳寅恪教授國際學術討論會祕書組（1989）
所收。
- 英藏敦煌文獻（1990）：中國社會科學院歷史研究所、中國敦煌吐魯番學會敦煌古
文獻編輯委員會、英國國家圖書館、倫敦大學亞非學院『英藏敦煌文獻（漢文
佛經以外部份）』1（四川人民出版社）
- 榮新江（1996）：『海外敦煌吐魯番文獻知見錄』（江西人民出版社）
- 榮新江（1999）：『鳴沙集——敦煌學學術史和方法論的探討』（新文豐出版）、小論
關連部分は「李盛鐸藏敦煌寫卷的眞與偽」として『敦煌學輯刊』1997-2（1997
年）に初出。
- 袁同禮（1940）：「國立北平圖書館現藏海外敦煌遺籍總目」、『北平圖書館圖書季刊』
新 2-4

- 王永興（1993）：『陳門問學叢稿』（江西人民出版社）、小論關連部分は「敦煌唐代差科簿考釋」として『歷史研究』1957-12（1957年）に初出。
- 王學莊（1986）：「十種辭書工具書民國人物生卒訂補」、『近代史研究』1986-3
- 王重民（1935）、同（1937）：「巴黎敦煌殘卷敘錄」（七）、同（二七）、『大公報』「圖書副刊」87、171
- 王重民（1939）：「巴黎倫敦所藏敦煌殘卷敘錄十二篇」、『圖書季刊』新1-1
- 王川（2004）：「陳寅恪與伯希和的學術交往述論」、『中山大學學報（社會科學版）』2004-5
- 岳南（2008）：『陳寅恪與傅斯年』（陝西師範大學出版社）
- 顏廷亮・趙以武（1990）：顏廷亮、趙以武輯『《秦婦吟》研究彙錄』（上海古籍出版社）
- 紀念陳寅恪教授國際學術討論會祕書組（1989）：紀念陳寅恪教授國際學術討論會祕書組編『紀念陳寅恪教授國際學術討論會文集』（中山大學出版社）
- 姜伯勤（1988）：「陳寅恪先生與敦煌學」、『廣東社會科學』1988-2
- 姜伯勤（2009）：「論陳寅恪先生“新方法”、“新材料”之史學“試驗”——陳寅恪先生《書信集・致劉銘恕》解析」、『史學月刊』2009-5
- 姜亮夫（2002）：『姜亮夫全集』13（雲南人民出版社）、小論關連部分は「海外敦煌卷子知見錄」として『敦煌學論文集』上（上海古籍出版社、1987年）に初出。
- 胡適（1994）：胡適著、耿雲志主編『胡適遺稿及祕藏書信』20（黃山書社）
- 黃征（2003）：「胡適舊藏《降魔變文》真跡舊證」、『敦煌學』24
- 竺可楨（1989）：『竺可楨日記IV（1957-1965）』（科學出版社）
- 周一良（1998）：『周一良集』3（遼寧教育出版社）、小論關連部分は「何謂“敦煌學”」として『文史知識』1985-10（1985年）に初出。
- 收藏家編輯部（1994）：「甲子年江西賑災書畫古物展覽目錄」、『收藏家』1994-1
- 徐俊（2000）：『敦煌詩集殘卷輯考』（中華書局）
- 向達（1931）：「敦煌叢抄」、『國立北平圖書館館刊』5-6
- 桑兵（1997）：「伯希和與中國學術界」、『歷史研究』1997-5
- 中央圖書館（1935）：「德化李氏敦煌寫本目錄」、『中央時事周報』「學瓠」4-48
- 張求會（2004）：「陳寅恪佚文《敦煌本〈太公家教〉書後》考釋」、『歷史研究』2004-4

- 張求會（2005）：「陳寅恪講義《敦煌小說選讀》相關問題續探」、《九州學林》3-4
- 張弘·伊波（1994）、同（1995）：張弘·伊波編「陳寅恪敦煌學論著目錄初編」、同編「同（下）」、《甘肅社會科學》1994-6、1995-1
- 陳寅恪（1936）：「讀秦婦吟」、《清華學報》11-4
- 陳寅恪（1948）：「元微之悼亡詩及豔詩箋證」、《國立中央研究院歷史語言研究所集刊》20上
- 陳寅恪（2001a）：《寒柳堂集》（生活·讀書·新知三聯書店）
- 陳寅恪（2001b）：《隋唐制度淵源略論稿 唐代政治史述論稿》（同上）
- 陳寅恪（2001c）：《元白詩箋證稿》（同上）
- 陳寅恪（2001d）：《書信集》（同上）
- 陳寅恪（2001e）：《金明館叢稿初編》（同上）
- 陳寅恪（2001f）：《金明館叢稿二編》（同上）
- 陳寅恪（2001g）：《讀書札記一集》（同上）
- 陳寅恪（2001h）：《讀書札記二集》（同上）
- 陳寅恪（2001i）：《讀書札記三集》（同上）
- 陳寅恪（2002）：《講義及雜稿》（同上）
- 陳垣（1980）：《陳垣學術論文集》第一集（中華書局）、小論關連部分是「摩尼教入中國考」として『國學季刊』1-2（1923年）に初出。
- 陳紅彥·林世田（2007）：「敦煌遺書近現代鑑藏印章輯述（上）」、《文獻》2007-2
- 陳守實（1984）：「學術日錄 [選載] 記梁啓超、陳寅恪諸師事」、《中華文化研究集刊》1
- 陶希聖（1936）：「唐代戶籍簿叢殘」、《食貨半月刊》4-5
- 卞僧慧（2010）：卞僧慧纂、卞學洛整理《陳寅恪先生年譜長編（初稿）》（中華書局）
- 羅香林（1970）：「回憶陳寅恪師」、《傳記文學》17-4
- 羅常培（2008）：《羅常培文集》10（山東教育出版社）、小論關連部分是羅常培（王輔世記錄）「我是如何走上研究語言學之路的？」として『羅常培紀念論文集』（商務印書館、1984年）に初出。
- 李玉梅（1997）：《陳寅恪之史學》（三聯書店香港）

- 陸慶夫・齊陳駿（1989）：「陳寅恪先生與敦煌學」、紀念陳寅恪教授國際學術討論會祕書組（1989）所收。
- 陸鍵東（1995）：『陳寅恪的最後貳拾年』（生活・讀書・新知三聯書店）
- 陸志韋（1939）：「唐五代韻書跋」、『燕京學報』26
- 劉波・林世田（2010）：「國立北平圖書館拍攝及影印出版敦煌遺書史事鉤沈」、『敦煌研究』2010-1
- 劉銘恕（1957）：「英國博物院所藏的敦煌卷子」、『中國科學院圖書館通訊』1957-1
- 劉銘恕（1988）：「憶陳寅恪先生」、『敦煌語言文學研究通訊』1988-1
- Jacques Bacot（1940）：Jacques Bacot, Frederick William Thomas, Gustave-Charles Toussaint, *Documents de Touen-Houang relatifs à l'histoire du Tibet*. Paris Librairie Orientaliste Paul Geuthner, 1940-1946.
- Lionel Giles（1915）：A census of Tun-huang, *T'oung pao*. Sér.2. Vol.16.
- Paul Pelliot（1914）：Notes à propos d'un catalogue du Kanjur, *Journal Asiatique*. Série 11, Tome 4.
- Nöel Peri（1911）：Une mission archéologique japonaise en Chine, *Bulletin de l'Ecole française d'Extrême-Orient*. Tome 11.

（作者はハンブルグ大學アジア・アフリカ研究所研究員）

敦煌文書における紛れ込み問題覚書

岩尾一史

はじめに

敦煌文書を扱う際、避けることができない問題の一つに、紛れ込み問題がある。敦煌莫高窟の藏經洞（第17窟）が11世紀初頭に閉められたことは現在ほぼ定説であるが¹，それにもかかわらず各地の敦煌文書コレクションのうちに、11世紀以降のものが含まれているのである。これらは何らかの理由でコレクションに紛れ込んだ文書である。本稿では、紛れ込み問題について簡単に振り返り、あわせて筆者が新たに発見した、ペリオ収集敦煌出土チベット語文書コレクションにおける紛れ込み文書一点について報告したい。

一、所藏機關における紛れ込み

筆者の考えによると、敦煌文書の紛れ込みには大きく分けて二種類ある。一つは探検家たちが藏經洞に到来する以前に発生した紛れ込み、もう一つは探検家たちが文書を獲得してから以降の過程で発生した紛れ込みである。後者の紛れ込みは、特に所藏機關において発生した。以下、行論の都合上、まずは後者の場合についてみたい。

¹藏經洞封閉の時期とその原因については多くの議論があるが、それらを詳細に紹介することは本稿の目指すところではない。議論の次第を手取り早く知るには、次の二点が参考になる。榮新江『敦煌學十八講』北京大學出版社（2001）91-95頁，Imaeda Yoshiro, “The provenance and character of the Dunhuang documents,” *The Memoirs of the Toyo Bunko*, vol. 66 (2008) 81-102頁。なお、敦煌文書のうちで最も新しい紀年は咸平五（1002）年で、ロシア藏のΦ32A や Φ32/4 がこの紀年を有する。

各國の探検隊が敦煌文書を持ち帰り、それぞれの所蔵機関に保存した後、文書を整理する過程で、保存・修復方法や整理方法の模索など幾つかの問題が起こった。特に整理の過程で文書番號が失われたり、オリジナルの文書番號が誤解されたりして紛れ込みが起こった²。以下、典型的な例を二つ挙げよう。

まずはスタイン収集敦煌漢文文書コレクション、いわゆる S. ナンバーコレクションについてみよう。当該コレクションにはスタインがトルファンやコータンで収集した文書や、甚だしきはスタインとは無関係のヘルンレ・コレクションまでが含まれている。これらスタイン漢文文書の紛れ込みについて、榮新江が次のように列挙している³。

- S.5862-5872, 6964-6972, 9437, 9464, 11585, 11606-11609, 12597⁴ : 第一・三次探検にかかるコータン、トルファン出土文書
- S.9222-9225: ヘルンレ・コレクション

またロシア科學アカデミー東洋寫本研究所サンクトペテルブルグ支部所蔵の Φ コレクションや Дх コレクションにもこの類いの紛れ込みが多數確認される。Φ とは同所所蔵漢語文書の整理にあたった K. K. ФлуГの頭文字であり、Дх とはすなわち Дуньхуан = 「敦煌」の略語に他ならないが、「たとえば Дх のナンバーの打ってあるものでもクロトコフ (Н. Н. Кротоков), マーロフ (С. Е. Малов), コズロフ (П. К. Козлов) らがトルファンやハラ=ホトで入手したものが混じっている」⁵のである。例えば、メンシコフ (Л. Х. Меньшиков) 等編集による、いわゆるメン

²例えばスタインナンバーが複雑であったことが、整理段階での混乱を引き起こす要因になった。その邊りの事情については、Tsuguhito Takeuchi, *Old Tibetan Manuscripts from East Turkestan in the Stein Collection of the British Library*, vol. 2: Descriptive Catalogue, The Centre for East Asian Cultural Studies for Unesco, The Toyo Bunko, The British Library (1998) xxv-xxvi 頁が最も詳しい。

³榮新江『敦煌學十八講』98 頁。

⁴榮新江『英國圖書館藏敦煌漢文非佛教文獻殘卷目錄』新文豐出版公司 (1994) 235 頁は 12597v を「滿文 (?) 文書」と見るが、正しくはモンゴル文である。

⁵梅村坦「敦煌探検・研究史」榎一雄 (編)『講座敦煌1 敦煌の自然と現状』大東出版社 (1980) 205 頁。

シコフ目録⁶に、幾つかの Дх 文書が実際にはウルムチ領事クロトコフ収集文書であることが明記されている⁷。

またロシアの Дх コレクションに、カラホト出土文書が紛れ込んでいることはすでに幾度となく指摘されてきたが⁸、それら先行研究や自身の考證を踏まえ、榮新江「《俄藏敦煌文獻》中的黑水城文獻」（本稿注 7 参照）は、敦煌コレクション中のカラホト文書 200 件あまりをリストにして紹介している。

仔細にみれば、他の所藏機関においても同種の紛れ込みが見出すことができるかもしれない。しかし、今は典型的な上記二例を挙げるに止め、次にもう一つの、藏經洞の時點で發生した紛れ込み文書について考察したい。これらは、所藏機関における紛れ込みに比べて數量こそ少ないと考えられるものの、それらの來源が何處かという、より厄介な問題をはらんでいる。以下、現在確認できるものについてみてみたい。

二、藏經洞における紛れ込み

すでにスタイン、ペリオが指摘するとおり、藏經洞の發見者でありかつ管理者であった王圓籙は他の窟で發見した文書も藏經洞に入れていた⁹。

⁶Описание китайских рукописей дньхуанского фонда Института Народов Азии, 1, 1963; 2, 1967, Москва. 本稿では以下の漢譯本を用いる。孟列夫 (Л. Н. 緬希科夫) 主編、袁席箴・陳華平譯『俄藏敦煌漢文寫卷敘録』上下卷、上海古籍出版社 (1999)。

⁷前注掲目録には「Н. Н. 克羅特科夫珍藏」とされる文書が散見される。例えば上巻 No.200, 275, 352-353 を見よ。これらはクロトコフが購入したトルファン出土文書である。他にもマローフ収集文書も確認できる (同目録上巻 No.349 等)。また榮新江「《俄藏敦煌文獻》中的黑水城文獻」『辨偽與存眞—敦煌學論集』上海古籍出版社 (2010) の 166 頁によれば、ペテロフスキー (Н. Ф. Петеровский カシュガル領事) がコータンで購入したダندانウイリク出土文書も同コレクションに含まれる。

⁸ [俄] 孟列夫著、王克孝譯『黑城出土漢文遺書敘録』寧夏人民出版社 (1994) (オリジナルは、Л. Н. Меньшиков, Описание китайской части коллекции из Хара-хото, Москва, 1984) はロシア藏敦煌文獻中の紛れ込みカラホト文書を挙げており、それを踏まえ榮新江「俄藏《景德傳燈録》非敦煌寫本辨」『辨偽與存眞—敦煌學論集』) 163 頁 (初出：『段文傑敦煌研究五十年紀念文集』北京, 1996) が一覽にしている。關係する先行研究は榮新江「《俄藏敦煌文獻》中的黑水城文獻」(前注参照) の 166-167 頁を参照されたい。

⁹A. Stein, *Serindia: Detailed Report of Explorations in Central Asia and Westernmost China*, 5 vols., Oxford University Press (1921) 828-829 頁, Paul Pelliot,

スタインが莫高窟に到達したときにはすでに紛れ込みが発生していたのである。當然ながら、各地の敦煌文書コレクションにもこれら紛れ込み文書が分散することになった。早くも 1913 年に、Denison Ross¹⁰がこの問題に対する警鐘を促している。Ross はスタイン収集ウイグル語文書 Ch. xix. 003¹¹が 1350 年の紀年をもつこと、そしてこれが明らかに藏經洞に紛れ込んだ文書であることを指摘したのである。報告を受けたスタインは当時のノートを見返し、この文書が含まれる束が堆積する文書群の上にあったことを思い出し、王はこの文書を北區の窟から持ってきたのに違いない、と述べた¹²。

さらに Róna-Tas は、スタイン文書チベット文コレクション中に、19 世紀のロシア製用紙に記されたチベット語文献が存在すること (IOL Tib J 765) を指摘した¹³。このロシア製の紙はスタイン自身が付けたサイトナンバー Ch. 73. VII, frag. B.14 をもつ。Ch. は Ch'ien-fo-tung 「千佛洞」を意味するのであるから、スタインによって藏經洞から將來されたことは間違いない。

また、IOL Tib J 502 (Ch. XL. h) は木版印刷の祈願文であるが、Jacob Dalton と Sam van Schaik は、

「このフォリオ 1 葉は木版であって、中國やモンゴル高原で刷られたものとよく似ている。明らかに敦煌の藏經洞に由來する文書ではないが、エチンゴルやカラホトでスタインが発見し、IOL Tib M という番號のもとでカタログ化されている文書に似ているようである。」¹⁴

“Une bibliothèque médiévale retrouvée au Kan-sou,” *Bulletin de L'Ecole Française d'Extrême-Orient*, Tome VIII (1908) 506, 552 頁。

¹⁰Denison Ross, “The cave of the thousand Buddhas”, *Journal of the Royal Asiatic Society* (1913) 434-436 頁。

¹¹當該文書は現在 Or. 8212/109 の番號をもつ。

¹²Stein, *Serindia*, 828-829, 923 頁。また森安孝夫「ウイグル語文獻」山口瑞鳳 (編) 『講座敦煌 6 敦煌胡語文獻』大東出版社 (1985) 6 頁も参照されたい。

¹³“A brief note on the chronology of the Tun-huang collections,” *Acta Orientalia Hungaricae*, XXI (1968) 313 頁。Cf. L. de la Vallée Poussin, *Catalogue of the Tibetan Manuscripts from Tun-huang in the India Office Library*, Oxford University Press (1962) 238 頁, No.765。

¹⁴J. Dalton and S. van Schaik, *Tibetan Tantric Manuscripts from Dunhuang: a*

と述べる。Dalton と van Schaik の指摘するとおり、本文書は本来藏經洞に含まれていたものではなかろう。しかし一方で、スタイン自身の手による Ch. 番號がつけられている以上、スタインが獲得した段階で藏經洞にあったとみなしなければならない。

以上の三例は、スタインが到着した時點で紛れ込みが発生していたことを明確に裏付ける。これらは王道士によって他の場所から莫高窟に持ち込まれたのであろう。

ペリオコレクションにも敦煌の時點での紛れ込みが存在することが確認されている。周知のとおり、ペリオは敦煌からパリのアジア協會會長のスナールに書簡を送り、文書獲得のニュースを知らせた。この書簡の抜粋に編集者注記が加えられ、本稿注9引用の Pelliot 論文として出版された。以下に引用するのは、同書簡論文に加えられた編集者注記である。

その他ペリオ氏は、【千佛洞南區とは】別の千佛洞北區においてチベット密教的裝飾を有する2窟を調べている際に、13世紀または14世紀にかかる相當數の破れた寫本と刻本を發見する幸運に恵まれた。それらは漢語、モンゴル語、チベット語、少數のブラーフミー、そして完存する數ページを含む相當數の西夏語刻本斷片であり、【西夏語刻本には】少なくとも4種類の著作が含まれる。—編集者注記¹⁵
(Pelliot 前掲論文 529 頁注 1)

このときの北區の2窟から獲得した13世紀から14世紀の文書が、後にペリオ・コレクションのうちに入ったのであった。

Descriptive Catalogue of the Stein Collection at the British Library, Brill (2006) 229-230 頁。"This single folio is a blockprint, much like those produced in China and Mongolia. It is clearly not one of the manuscripts from the Dunhuang library cave, and appears similar to the manuscripts found by Aurel Stein in Etsingol and Kharakhoto, catalogued under the shelfmark IOL Tib M."

¹⁵"D'autre part, M. Pelliot a eu la bonne fortune, en faisant dégager deux grottes tout à fait à part, au Nord du Ts'ien-fo-tong, et dont la décoration est du pur tantrisme tibétain, d'y trouver un certain nombre de manuscrits et d'imprimés déchirés du XIIIe ou XIVe siècle, - du chinois, du mongol, du tibétain, un peu de brahmī, et un certain nombre de fragments si-hia imprimés, dont quelques feuillets entiers, et qui appartiennent au moins à quatre ouvrages différents. —N. D. L. R."

ペリオが文書を獲得した2窟がペリオ編號の181, 182窟であることを確定したのは森安前掲論文(本稿注12参照)である。そしてこの指摘は、後にペリオのノートが出版されたことによって裏付けられた¹⁶。ペリオのノートによれば、181窟では漢文、モンゴル文、チベット文、ブラーフミー、西夏文書が見つかり、182窟ではチベット語寫本(故意に破られ、ある箇所は焼かれている)が見つかったという。なお、ペリオ181窟は敦煌研究院編號の464窟、ペリオ182窟は465窟にあたる¹⁷。

さて、森安氏は次のように述べる。

もし、ペリオ文書中のチベット文書あるいはモンゴル文書の中に、一八一、一八二窟出土のものがあるのなら、この推測はもはや動かしがたいものになるだろう。ところが残念ながら、二二二〇點にのぼるチベット文書は全て藏經洞出土とされているし、存在するはずのモンゴル文書はその影さえ見当たらないのである。

(森安前掲論文9頁)

そして森安氏は同論文中にて、ペリオが呼ぶ「モンゴル文書」が實はウイグル文書であることを實證したのである。結論として森安氏は次のように言う。

以上のようにみてくると、これまで藏經洞出土とみなされ、それ故に一一世紀前半以前のものと信じられてきた多くの敦煌文書の中に、實は王道士によって一八一、一八二(更にその他の洞窟?)から運び込まれたものがまぎれ込んでいる恐れが大いにあることになる。例えば、ペリオがモンゴル期の窟でも少し見つけたと言っているのに、現在では全て藏經洞出土として扱われているパリのチベット語文書などは、注意を要するものの一つである。

(森安前掲論文10-11頁)

¹⁶ *Grottes de Touen-houang: carnet de notes de Paul Pelliot: inscriptions et peintures murales*, VI, Paris (1992) 34, 38頁。

¹⁷ 敦煌莫高窟北區石窟の詳細な現状報告が、彭金章、王建軍、敦煌研究院(編)『敦煌莫高窟北區石窟』全3巻、文物出版社(2000, 2004)として出版された。464窟は同書第3巻53-108頁に、また465窟は同書第2巻222-236頁に報告が載る。

では、ペリオが持ち帰ってきたはずの 464, 465 窟出土文書をチベット語コレクションの中に見つけることができるのであろうか。このような疑問を抱きつつ、当該コレクションをマイクロフィルムなどで通覧していた筆者が偶然発見したのが、ペリオチベット語文書 Pelliot tibétain 4228 である。後述するように本文書は明らかに藏經洞由来のものではないのである。以下、簡単に紹介しよう。

三、ペリオ敦煌チベット語文書コレクションの紛れ込み:Pelliot tibétain 4228

Pelliot tibétain 4228 のサイズは縦 11.5cm, 横 11.8cm で、ほぼ正方形である。灰白色の非常に薄い低質の紙で¹⁸, ところどころ、漉き跡から破れが生じている。表にのみ文字があり、裏は白紙である。

表側の上半分にはチベット文が、下半分には有圈點の滿洲文字が、どちらも筆書きで記されている。チベット文は 4 行で、内容は誓願文の一種である。滿洲文字はチベット文の音譯である。以下、テキストとチベット語の試譯を掲げる。なお、本文書のデジタルカラー寫眞はすでに International Dunhuang Project (<http://idp.bl.uk>) にて公開されている。

チベット字

1 kye pug thur har pa ra ri bdun la sogs pa'i /
2 gnas pa'i lha gnyan 'khor tshogs thams cad bsag
3 rnal 'byor bdag cag dbon slob zhon khal bcas //
4 chos srid 'dod pa'i don kun grub bar mdzod //

滿洲字¹⁹

ji bok tor karbala riton la sak (/ sas) bi nas (/nai) bi li ni kor
sak tamson jak (/ yak) nal jor tak jak bon lob con hal ju cos
serta tot bi don gun robbar sot

¹⁸2006 年に筆者が實見した際、他の文書では特段の注意を促さなかった文書出納係が「他と比べて非常に脆い文書だから特に注意するように」とわざわざ忠告してきた。

¹⁹滿洲字の判讀に際し筑波大學教授楠木賢道氏のご教示をいただいた。記して謝す。

試譯

- 1 おお！ プクトウルハルパラの七山の
- 2 住地の神と眷屬の集團全てよ，集結せよ。
- 3 行者である我々師弟から【我々の】乗馬・馱馬 (? zhon khal) までが，
- 4 佛教政治の全ての目的が成就しますように【，と請願します】。

短文でありかつ文字も明瞭に記されているので文字の判讀自體には問題がないが，文意が必ずしもよくわからないし，何より一部不明な術語がある。特に1行目のプクトウルハルパラが何の音寫か分からない。おそらくチベット語の單語でなくて他の語の音寫であろうが，少なくとも漢語ではなさそうである。すぐ後に七山とあることから類推するに，須弥山の周りを取り圍む七山のことかもしれない。詳細については後考を俟ちたい。

一方，一見して分るとおり，滿洲文字は明らかに有圈點文字であり，かつチベット語テキストの音譯である。周知のとおり有圈點滿洲文字は17世紀前半に制定されたのであるから，本文書の紀年はそれ以降にかかることになる。またチベット文と滿洲字は明らかに同筆で記されているから，古いチベット語文書に後で滿洲字を足したということもありえない。

そもそも，記されるチベット文は，次のような特徴を有しており，その點で明らかに古チベット語と異なる。(1) 筆書きである。古代チベット帝國期，歸義軍期に書かれた所謂古チベット語は，例外を除き全てペン書きである。(2) 古チベット語に特徴的な綴りが見られない。例えば，逆さまの*i*が現れない。また，古典チベット語では *la sogs pa* と記すところを古チベット語では *la stsogs pa* と記すが，本文書では *la sogs pa* とある。

以上の點から，本文書は藏經洞が閉鎖された後，清代に作成されたものであることは明らかである。ペリオ自身が464, 465窟で採集したのか，あるいは王道士がその2窟（あるいは他の窟）から藏經洞に持ち込んだのであろう。したがって，本文書が紛れ込み文書であることは間違いない。ペリオ敦煌チベット語文書コレクションに紛れ込み文書が存在するであろうことは以前から豫想されていたものの，今回の報告で，ようやく實證されたことになる。

しかし問題は、ペリオのノートに言及される464, 465窟由来のチベット語文書の行方である。ノートによれば、465窟では故意に破られ、焼かれたチベット語寫本が見つかったということであった²⁰。Pelliot tibétain 4228が、ペリオの見つけたという寫本でないことは明らかである。では、この故意に破られ、焼かれた寫本は現在どこにあるのか。今、『敦煌莫高窟北區石窟』（本稿注17参照）の465窟調査報告をみても、それらしきチベット語文書は報告されていない。そうすると、ペリオが持ち帰ったとみるのが妥当だろう。したがってペリオコレクションの何處かにこの寫本があるはずであり、そして最も可能性が高いのはおそらくチベット語文書コレクションなのである。

要するに、ペリオ敦煌チベット語文書コレクションにはまだ464, 465窟出土の紛れ込み文書が存在する可能性が高い。同コレクションを扱う研究者は、紛れ込み文書の存在についてますます注意する必要があるだろう。

おわりに

以上、敦煌文書における紛れ込み問題について概観し、その上で筆者が見つけたペリオ・チベット語文書コレクションにおける紛れ込み文書一点Pelliot tibétain 4228を紹介した。本文書の発見によって、今まですべて藏經洞出土として扱われてきたものの紛れ込みがあるはずだと豫想されていたペリオ・チベット語文書コレクションに、やはり紛れ込み文書が存在したことを確認できたと思う。ただし、ペリオが464, 465窟で発見したというチベット語文書はいまだ発見されておらず、同コレクションを扱う際には引き続き注意が必要である。これら紛れ込み文書を突き止めることが、今後の課題である。

(作者は神戸市外国語大學客員研究員・非常勤講師)

²⁰ *Grottes de Touen-houang: carnet de notes de Paul Pelliot*, VI, 38頁。

敦煌・トルファン出土唐代法制文獻研究の現在

辻 正博

はじめに

近十数年ほどのあいだに、敦煌・トルファン出土文獻をめぐる資料状況・研究環境は劇的に好轉した。かかる變化を承けて、西域出土の唐代法制文獻に関する研究も大きく進展しつつある。小論は、この間新たに「發見」された唐代法制文獻をめぐる研究の概要について、紹介しようとするものである。

敦煌・トルファンから出土した唐代法制文獻に関する優れた概論としては、つとに池田温・岡野誠「敦煌・吐魯番發見唐代法制文獻」（『法制史研究』27、1977年。以下、池田・岡野「法制文獻」と略稱）が存する。その構成は、

- 一 紹介及び研究史
- 二 現存資料一覽及び補説
- 三 法制文獻の背景
- 附 文獻目録

の如く、その冒頭において、20世紀初頭の「敦煌寫本」發見とその後の敦煌學の隆盛、そして唐代法制文獻を中心とした研究史のあらましについて簡明な解説を加えたのち、當時知り得たすべての西陲發見法制文獻合計25點について、寫眞・録文・校勘の所在を注記し、必要に応じて録文と文字の校勘を示し、さらに目録・觀察などから得られた情報を併記し、末尾に文獻目録を附すという、配慮の行き届いた周到な資料解題となっている¹。紹介された法制文獻の内譯は、以下の如くである（番號・標題・文獻番號は池田・岡野「法制文獻」から引用）。

律 8點

- ① 職制戸婚廩庫律殘卷 P.3608、P.3252
- ② 名例律斷簡 Dx-1916、Dx-3116、Dx-3155

¹このうち律疏については、岡野誠「西域發見唐開元律疏斷簡の再検討」（『法律論叢（明治大學）』50-4、1977年）において詳細な考察が行われている。

- ③ 賊盜律斷簡 大谷 5098、大谷 8099
- ④ 詐僞律斷簡 大谷 4491、大谷 4452
- ⑤ 擅興律斷簡 大谷 8098
- ⑥ 擅興律斷簡 TIVK70-71(Ch.991)
- ⑦ 捕亡律斷簡 India Office Library Ch.0045
- ⑧ 名例律斷簡 Dx-1391

律疏 5 點

- ⑨ 名例律疏殘卷 河字 17 號
- ⑩ 雜律疏殘卷 李盛鐸舊藏
- ⑪ 名例律疏殘卷 P.3598
- ⑫ 賊盜律疏斷簡 S.6138
- ⑬ 職制律疏斷簡 P.3690

令 2 點

- ⑭ 職員令殘卷 P.4634、S.1880、S.3375、P.4634C₂
- ⑮ 公式令殘卷 P.2819

格 5 點

- ⑯ 散頒刑部格殘卷 P.3078、S.4673
- ⑰ 戸部格殘卷 S.1344
- ⑱ (吏部留司格斷簡?) THIT
- ⑲ (吏部格或式斷簡?) P.4745
- ⑳ (兵部選格斷簡?) P.4978

式・その他 2 點

- ㉑ 水部式殘卷 P.2507
- ㉒ (職官表) P.2504

判 3 點

- ㉓ (判集殘卷) P.2593
- ㉔ 唐判集殘卷 P.3813
- ㉕ (安西判集殘卷) P.2754

その後、これをもとにした英文解題、詳細な注を附した録文、出土文獻のモノクロ圖版から成る資料集として、

Tatsuro Yamamoto, On Ikeda and Makoto Okano (co-edited), *Tunhuang and Turfan Documents: Concerning Social and Economic History, I Legal Texts*, (A) Introduction & Texts, (B) Plates, The Toyo Bunko, Tokyo,

1980, 1978. (以下、TTD-Iと略稱)

が東洋文庫より刊行された。該書が多くの研究者に裨益したことは、改めて言うまでもあるまい。

この書が世に問われてからすでに30年以上の歳月が流れた²。この間、敦煌・トルファン出土文獻をめぐる資料状況・研究環境は飛躍的に好轉した。詳細は、池田温・山口正晃兩氏の論考³に譲るが、今にして思えば、さきの文獻解題はかかる激變の直前に書き上げられたものと言えよう。後述の如く、現在では敦煌文獻・トルファン出土文獻ともに、1970年代までの状況とは比べものにならないほど多くの資料集・圖録類が公刊され、また、未だ完備するには至っていないものの、彩色圖版をWEB上でいとも簡単に見ることができるようになった。こうしたことは、70年代末の時點では、おそらく夢想だにできなかった事態であるに違いない。

小論ではまず、敦煌・トルファン出土文獻をめぐる資料状況・研究環境が1980年代以降に劇的に好轉してゆくさまを一瞥し、その中で唐代法制文獻に関する研究がどのように進展していったかについて概観を試みたい。なお、20世紀における敦煌・トルファン出土文獻研究を、唐代史研究の立場から回顧した論著としては、既に李錦繡『敦煌吐魯番文書與唐史研究』（福建人民出版社、2006年。以下、李『研究』と略稱）があり、その「第八章 敦煌史部典籍研究總述」では、「法律文書」についても關連する研究成果が概括的に整理・紹介されている（397～404頁）。小論では、李氏著書の記述を補いつつ、近年の研究成果を中心に紹介し、コメントを附すこととしたい。

1. 敦煌・トルファン出土法制文獻をめぐる研究環境の激變

——TTD-I刊行以後の資料整理状況

(1) 中國大陸における資料整理の進展（文革後～1990年代）

1976年に「文化大革命」が終結して以降1980年代初頭にかけての時期は、中國大陸における歴史學研究にとって大きな轉換點であった。1982年に刊行された唐代史研究會編『中國歷史學界の新動向』（刀水書房）は、新石器時代から近・現代史に至る各時期について中國大陸における當時の研究動向を手際よくまとめた書

²TTD-Iの刊行から約10年を経た時期に、新出の敦煌出土法制文獻を紹介・研究した論考として、岡野誠「敦煌資料と唐代法典研究——西域發見の唐律・律疏斷簡の再検討」（『敦煌漢文文獻』、『講座・敦煌』第五卷、大東出版社、1992年所収）がある。岡野論文では、S.94601v（唐名例律斷片）、職制律斷簡（麗85号貼付）、唐名例律疏斷簡（73TAM532）の3點が取り上げられている。

³池田温「敦煌學と日本人」（1989年初出。『敦煌文書の世界』名著刊行會、2003年所収）60～72頁。山口正晃「敦煌學百年」（『唐代史研究』14、2011年）10～14頁。

物であるが、収録された論考のいずれもが、文革後ほとぼしるように陸續と発表される研究成果に対し「應接に暇がない」（279頁）さまを傳えており、時代の轉換點に際會した歴史家の興奮を感じさせる。

TTD-Iは、折しもこうした時期に刊行された。文革中にトルファンから出土した法制文獻は、當然のことながら収録されていない⁴。そして、TTD-I刊行後に発表された研究成果と新たに公開された出土法制文獻とを参照した新たな資料集は、中國大陸の研究者によって編まれた。

劉俊文『敦煌吐魯番唐代法制文書考釋』（中華書局、1989年。以下、劉『考釋』と略稱）

本書は、TTD-Iを含む中國内外の先行研究を可能な限り参照しつつ、既知の文獻に新たな法制史料を多數付け加えた意欲的な資料集である。圖版は、卷頭にモノクロ寫眞2點（北京圖書館藏河字十七號開元律疏卷第二名例殘卷、法國巴黎國立圖書館藏P.2507開元水部式殘卷。いずれも部分）を載せるのみだが、録文の方法は「可能な限り文書原貌に忠實であることに努め」ている（總叙、4頁）。「總叙」に附された「唐代法制文書一覽表」（4～22頁）によって、収録された法制文獻の發見時期・地點、現在の所藏機關と編號、現存の數量と内容、最初の紹介・研究を一目瞭然たらしめ、また、卷末に附された「本書徵引書目」・「關連研究論著索引」によって、劉氏が参照した文獻・先行研究を簡便に知ることができるなど、讀者への配慮・工夫が隨所に見受けられる。特に「徵引書目」・「論著索引」からは、制約が多かったと思われる當時の研究環境の中で、劉氏が可能な限り關係資料を収集・分析した様子を窺い知ることができる。

本書の刊行が、文革終結後の中國大陸における敦煌・トルファン出土文獻研究の急速な進展⁵を背景としていることは、言うまでもない。北京大學中古史研究中心

⁴池田・岡野「法制文獻」では「補記」に以下のように記す（229頁）。「近刊『文物』一九七七年第3期所載の「吐魯番晉—唐墓葬出土文書概述」（吐魯番文書整理小組・新疆維吾爾自治區博物館）に、書寫工整で「西州都督府之印」を捺した『唐律疏議』殘片の發見が報ぜられている（二六頁）。それは殘片にすぎぬが、明らかに唐朝が現行法典として頒布せるものであり、律文に今傳本と非常に重要な差異を見出すという。この簡単な記事では殘片が律なのか律疏なのかもさだかではないが、前掲⑤（大谷8098、擅興律——引用者）の存在と併せみて詳報が待たれる。」のち、この殘片は、「名例律疏殘卷」としてTTD Supplementに収録された（録文のみ。（A）Introduction & Texts, pp.1-3）。

⁵李『研究』は、「敦煌吐魯番學會」の成立（1983年）、『敦煌研究』（1981年試刊、1983年創刊）・『敦煌學輯刊』（1984年）の創刊、イギリス・フランス・中國（北京）所藏敦煌文獻のマイクロフィルム整備、黃永武主編『敦煌寶藏』全140冊の刊行（臺灣・新文豐出版、1981～1986年）、池田温『中國古代籍帳研究』（東京大學出版會、1979年。1984年、龔澤銑による漢譯本（但し、録文部分是不収録）が中華書局より出版）の出版等を、具體的な動きとして列挙する（5頁）。

の編集にかかる『敦煌吐魯番文獻研究論集』が1982年に第一輯（中華書局）、1983年に第二輯、1986年に第三輯（いずれも北京大學出版社）と矢継ぎ早に刊行され、トルファン出土文獻の整理において中心的役割を果たした武漢大學歴史系（魏晉南北朝史研究室）からも『敦煌吐魯番文書初探』（唐長孺主編、武漢大學出版社、1983年）が出版されていた⁶。組み版上の困難さからか、いずれも手書きの原稿をオフセット印刷したもので、一刻でも早く研究成果を世に問いたいという当時の中國學界の息吹が伝わってくる論文集である。これらの論集に收められた論考の大半はいわゆる「社會經濟史」に關する文獻を扱ったものであるが、法制文獻を取り上げた論考も數本收められている。

安家瑤「唐永泰元年（765）—大曆元年（766）河西巡撫使判集（伯二四九二）研究」（『敦煌吐魯番文獻研究』第一輯所收）

薄小瑩・馬小紅「唐開元廿四年岐州郿縣縣尉判集（敦煌文書伯二九七九號）研究——兼論唐代勾徵制」（同上）

劉俊文「吐魯番新發現唐寫本律疏殘卷研究」（『同』第二輯所收）

許福謙「吐魯番出土的兩份唐代法制文書略釋」（同上）

王永興「敦煌寫本唐開元水部式校釋」（『同』第三輯所收）

劉俊文「天寶令式表與天寶法制——唐令格式寫本殘卷研究之一」（同上）

劉俊文「敦煌寫本永徽東宮諸府職員令殘卷校箋——唐令格式寫本殘卷研究之二」（同上）

盧向前「牒式及其處理程式的探討——唐公式文研究」（同上）

當時の中國法制史學界において、劉氏は、出土文獻を扱うことのできた數少ない專家の一人であり、上記『考釋』が氏の手になったのは、ある意味において必然であったと言い得る。しかし、「後記」によれば本書の原稿完成は1984年の夏、「論著索引」に收められた論著の下限が1985年初めということであるから、トルファン出土文獻について言えば、『吐魯番出土文書』（國家文物局古文獻研究室・新疆維吾爾自治區博物館・武漢大學歴史系編、文物出版社。1981年に第1冊刊行）もまだ刊行途中（1991年に全冊刊行）であったし、それらの寫眞がすべて公開されたのはこれからま

⁶その後、第二輯が1990年に武漢大學出版社から刊行された。また、韓國磐主編『敦煌吐魯番出土經濟文書研究』（廈門大學出版社）が1986年に出版されている。

だ10年以上も後のことである。つまり本書は、トルファン出土文献の全貌が明らかになるかなり前に上梓されたわけである（一部、國家文物局古文獻研究室の録文や文書原本の寫眞を参照して移録を行っているところがある）。

劉『考釋』が採録する「法制文書」のうち、TTD-Iに収録されていないものを以下に示す（劉氏の掲げる「類別」に従って分類。番號・標題は劉『考釋』に附されたもの。劉『考釋』が示す初出の紹介・研究成果を〔 〕内に示した）。

《法典寫本》

律

- 2) 永徽名例律斷片（擬） S.9460A 〔土肥義和「唐天寶年代敦煌寫本受田簿斷簡考」、『坂本太郎博士頌壽記念日本史論集』吉川弘文館、1983年所收〕
- 4) 永徽職制律斷片（擬） 北京圖書館麗字85號 〔中田篤郎「敦煌遺書中の唐律斷片について」、『北京圖書館藏敦煌遺書總目錄』私家版、1983年所收⁷⁾〕

律疏

- 13) 開元名例律疏殘卷（擬） 新疆ウイグル自治區博物館73TAM532 〔劉俊文「吐魯番新發現唐寫本律疏殘卷研究」、『敦煌吐魯番文獻研究論集』第二輯、北京大學出版社、1983年所收〕

格

- 22) 開元職方格斷片（擬） 北京圖書館周字51號 〔許國霖『敦煌雜錄』下輯、1937年〕

式

- 25) 儀鳳度支式殘卷（擬） 新疆ウイグル自治區博物館73TAM230:46(1), (2) 〔許福謙「吐魯番出土の兩份唐代法制文書略釋」、『敦煌吐魯番文獻研究論集』第二輯、北京大學出版社、1983年所收〕
- 26) 儀鳳度支式殘卷（擬） 新疆ウイグル自治區博物館73TAM230:84(1)-(6) 〔無し〕

《法律檔案》

制敕文書

- 29) 貞觀廿二年尚書兵部爲三衛違番事下安西都護府及安西都護府下交河縣敕符殘卷（擬） 新疆ウイグル自治區博物館73TAM221:55(a), 56(a), 57(a), 58(a) 〔無し〕
- 30) 上元三年九月四日西州都督府爲勘放流人貫屬上尚書都省狀斷片（擬）

⁷⁾後日、訂正・加筆の上、「北京圖書館藏敦煌寫經」中に存する唐律斷片について」と題して『東洋史苑』23（1984年）に掲載され、更に、中田篤郎編『北京圖書館藏敦煌遺書總目錄』（朋友書店、1989年）に「唐律斷片小考」として再録された。

新疆ウイグル自治區博物館 64TAM19:48, 38 〔『吐魯番出土文書』第六册、文物出版社、1985年〕

31) 文明元年高昌縣准詔放還流人文書斷片(擬) 新疆ウイグル自治區博物館 72TAM230:59, 60 〔無し〕

32) 中和五年三月十四日車駕還京大赦制殘卷(擬) P.2696 〔大谷勝眞「唐僖宗車駕還京師大赦文に就いて」1930年〕

判

36) 唐西州判集斷片(擬) 新疆ウイグル自治區博物館 73TAM222:56(1)-(10) 〔無し〕

牒

37) 唐初西州處分支女贓罪牒斷片(擬) 新疆ウイグル自治區博物館 72TAM230:47(a)

38) 開元盜物計贓科罪牒斷片(擬) 新疆ウイグル自治區博物館 72TAM194:27(1), (2), (3) 〔無し〕

39) 唐宿衛違番科罪牒斷片(擬) 新疆ウイグル自治區博物館 73TAM531:15(a) 〔無し〕

案卷

40) 貞觀十七年六月高昌縣勘問破城之日延陞所在事案卷斷片(擬) 〔『大谷文書集成』壹、法藏館、1983年〕

41) 貞觀十七年八月高昌縣勘問來豐患病致死事案卷殘卷(擬) 〔『吐魯番出土文書』第六册、文物出版社、1985年〕

42) 貞觀中高昌縣勘問梁延臺雷隴貴婚娶糾紛事案卷殘卷(擬) 新疆ウイグル自治區博物館 72TAM209:88, 89, 90 〔無し〕

43) 貞觀中高昌縣勘問某里正計帳不實事案卷(擬) 新疆ウイグル自治區博物館 65TAM42:103 〔『吐魯番出土文書』第六册、文物出版社、1985年〕

44) 麟德二年五月高昌縣勘問張玄逸失盜事案卷殘卷(擬) 新疆ウイグル自治區博物館 66TAM61:24(a), 23(a), 27/1(a), 2(a), 22(a) 〔『吐魯番出土文書』第六册、文物出版社、1985年〕

45) 麟德二年五月高昌縣追訊哇海員賃牛事案卷斷片(擬) 新疆ウイグル自治區博物館 66TAM61:21(a), 20(a) 〔『吐魯番出土文書』第六册、文物出版社、1985年〕

46) 麟德二年十二月高昌縣追訊樊重堆不還牛定相地子事案卷斷片(擬) 新疆ウイグル自治區博物館 69TAM134:9 〔『吐魯番出土文書』第五册、文物出版社、1983年〕

47) 麟德三年正月高昌縣追訊君子奪范慈□田營種事案卷斷片(擬) 新疆ウ

イグル自治區博物館 60TAM325:14/1-1, 1-2 〔『吐魯番出土文書』第六冊、文物出版社、1985年〕

48) 開元廿一年正月一二月西州都督府勘問蔣化明失過所事案卷殘卷(擬) 新疆ウイグル自治區博物館 73TAM509 〔王仲榮「試釋吐魯番出土的幾件有關過所的唐代文書」1975年〕

49) 開元中西州都督府處分阿梁訴ト安寶違契事案卷斷片(擬) 中國科學院圖書館 〔黃文弼『吐魯番考古記』中國科學院、1954年〕

50) 寶應元年六月高昌縣勘問康失芬行車傷人事案卷殘卷(擬) 新疆ウイグル自治區博物館 73TAM509:8(1), (2) 〔新疆維吾爾自治區博物館等「一九七三年吐魯番阿斯塔那古墓群發掘調查簡報」、『文物』1975年第7期〕

32のペリオド文書・40の大谷文書や49の黃文弼著書所收の文書が既知の資料であったにもかかわらずTTD-Iに収録されていないことから判断すると、劉氏の「類別」にいう「法律檔案」については、判を除いて、TTD-IではLegal Textsとして扱わない方針であったと考えられる。21世紀初頭に、TTD-Iの補遺も含めて、

Tatsuro Yamamoto, On Ikeda, Yoshikazu Dohi, Yasunori Kegasawa, Makoto Okano, Yusaku Ishida and Tatsuhiko Seo [co-edited], *Tunhuang and Turfan Documents: Concerning Social and Economic History, Supplement*, (A) Introduction & Texts, (B) Plates, The Toyo Bunko, Tokyo, 2001. (以下、TTD Supplement と略稱)

が東洋文庫から刊行されたが、上掲の劉『考釋』所收の文獻のうち、これに採録されたのは、

2・4 (律)

13 (律疏)

36 (判)

の4点であり、22(職方格斷片)と25・26(儀鳳度支式殘卷)については收められなかった。ただ、TTD Supplementの編集段階において、劉氏の著書に対する検討が十分になされたことは、Introductionにも明記されている(7~8頁)。こうした点から見ても、トルファン出土文獻が公開途上であった時点で刊行されたにもかかわらず、劉『考釋』の完成度は相當に高いものであったと言わねばならない。

劉『考釋』が出版された翌年、

唐耕耦・陸宏基編『敦煌社會經濟文獻真蹟釋錄』第二輯(全國圖書館文獻縮微複製中心、1990年。以下、『真蹟釋錄』と略稱)

が公刊された。本書は、「法制文書」として合計 29 点の資料を収めるが、TTD-I に収録されていないものは、次の 4 点である（番號・標題は『真蹟釋錄』に附されたもの）。

- 1) 唐律一職制律殘片（北圖 364:8445 背⁸。圖版有り）
- 10) 唐開元律疏一名例律疏殘卷（新疆ウイグル自治區博物館 73TAM532。圖版無し）
- 28) 唐開元 24 年（736 年）9 月岐州郿縣尉□勛牒判集（P.2979。圖版有り）
- 29) 唐永泰年代（765-766 年）河西巡撫使判集（P.2942。圖版有り）

上記のうち、28・29 は劉『考釋』にも収められていない。両者は、『真蹟釋錄』の注記にあるように、池田温『中國古代籍帳研究』（東京大學出版會、1979 年）にそれぞれ、

- 唐開元 24 年（736）9 月岐州郿縣尉□勳牒判集（374～376 頁）
唐年次未詳〔c.765〕河西節度使判集（493～497 頁）

として初めて全體の録文が紹介され、世に知られるようになったものである⁹。なお、池田著書には圖版が無く、『真蹟釋錄』が録文と寫眞を並べて掲載したことは、大いに意味があったと言えるだろう。

その後、1994 年に『中國珍稀法律典籍集成』（劉海年・楊一凡總主編、科學出版社。以下、『珍稀法律』と略稱）が刊行された。このうち、甲編第三冊「敦煌法制文書」（唐耕耦主編）の「壹、律・律疏・令・格・式・令式表・詔書・判集」に収める 27 点の文獻は、詔書 1 点を除き、全て『真蹟釋錄』所收のものと變わりない。一方、甲編第四冊「吐魯番文書法律文獻」（吳震主編）に「法典」として収められた 12 点の文獻のうち、以下の 3 点は『真蹟釋錄』に収録されていない（番號・標題は『珍稀法律』に附されたもの）。

- 9) 唐書牘判牒範本（60TAM325:14/2-1(b),14/2-2(b),14/3-1(b),14/3-2(b)）
- 11) 武周智通擬判爲康隨風詐病避軍役等事（73TAM193:38(a)）
- 12) 判集殘卷（67TAM380:02）

これらのうち 12 については、のちに TTD Supplement に採録された。

(2) 圖録類の刊行と IDP の活動——公開資料の急増

1990 年代に入ると、公的研究機關が所藏する敦煌・トルファン出土文獻の圖録

⁸千字文番號「麗 85・霜 89 貼付」、現番號「BD16300」。

⁹先行する録文（いずれも部分）として、前者については劉復『燉煌掇瑣』中輯（國立中央研究院歷史語言研究所、1934 年）及び玉井是博『支那社會經濟史研究』（岩波書店、1942 年）が、後者については那波利貞「唐天寶時代の河西道邊防軍に関する經濟史料」（『京都大學文學部紀要』1、1952 年）がそれぞれ紹介されている。

刊行が相次ぐようになった。詳細については前掲の山口論文をご覧いただきたいが、敦煌関係の主要なものだけでも、

[スタインコレクション]

『英藏敦煌文獻（漢文佛經以外部份）』第1～14巻（四川人民出版社、1990～1995年。のち、第15巻として目録と索引を2009年に刊行）¹⁰

『斯坦因第三次中亞考古所獲漢文文獻：非佛經部分』（沙知・吳芳思（Frances Wood）編、上海辭書出版社、2005年）

[ペリオコレクション]

『法藏敦煌西域文獻』全34巻（上海古籍出版社、1994～2005年）

[ロシアコレクション]

『俄藏敦煌文獻』全17巻（上海古籍出版社、1992～2001年）

[中國國家圖書館所藏文獻]

『中國國家圖書館藏敦煌遺書』第1～7巻（江蘇古籍出版社、1999～2001年）

『國家圖書館藏敦煌遺書』第1巻～（北京圖書館出版社、2005年～）

等がある。こうした圖録類が刊行されたことにより、従来、特定の研究機関のみに所藏されるマイクロフィルムによってようやく目撃し得た敦煌出土文獻の圖版¹¹が、廣く一般に公開されることとなった。

トルファン出土文獻については、つとに1950年代に龍谷大學所藏の大谷探檢隊將來西域出土古文書（いわゆる「大谷文書」¹²）を用いてなされた研究成果が、

西域文化研究會編『西域文化研究第二・第三 敦煌吐魯番社會經濟資料（上・下）』（法藏館、1959年）

として發表されていたが、コレクションの全貌は一般には知り得なかった。それが可能となったのは、

『大谷文書集成』壹～肆（圖版と釋文。法藏館、1984～2010年）

の刊行によってであり、この書の圖版に據って大谷文書を利用した研究が、日本国内のみならず中國においても多く見られるようになった。そして、20世紀後半に中國で行われたトルファン古墓群の發掘調査の成果として

¹⁰ 佛教文獻をも含めた漢文文獻の圖録の刊行が、2011年より新たに開始された。方廣鋁主編『英國國家圖書館藏敦煌遺書（漢文部分）』（廣西師範大學出版社）。

¹¹ 『敦煌寶藏』所載の圖版は時として不鮮明であり、十全とは言い難いものがあった。

¹² 詳細については、小田義久「龍谷大學圖書館藏大谷文書について」（『大谷文書集成』壹、法藏館、1984年）を参照。

『吐魯番出土文書』全10冊（釋文のみ。文物出版社、1981～1991年）

が刊行されると、特に中國國內においてトルファン出土文獻を用いた歴史學研究が盛んに行われるようになった。そして、渴望久しかった圖版が

『吐魯番出土文書』〔壹〕～〔肆〕（圖版と釋文。文物出版社、1992～1996年）

によって公開されると、出土地點を同じくする大谷文書との接合など、古文書學的研究の成果も見られるようになった。

大谷光瑞が主宰した中央アジア探檢隊の蒐集品については、早くも

香川默識編『西域考古圖譜（上・下卷）』（國華社、1915年）¹³

においてその一部が紹介されていたが、その後複雑な過程を辿って各所に分散してしまつたため、その全貌を知ることは困難を極めて¹⁴。出土文獻については、すでに言及した龍谷大學に所藏される「大谷文書」の外、

〔中國國家圖書館所藏文獻〕

『國家圖書館藏敦煌遺書』第113～123卷（北京圖書館出版社、2009年）

※新0001（BD13801）～新0410（BD14210）

『中國國家圖書館藏敦煌遺書』第3・5・6・7卷（江蘇古籍出版社、1999～2001年）

※新0001（BD13801）～新0205（BD14005）

〔旅順博物館所藏文獻〕

『旅順博物館藏 新疆出土漢文佛經選粹（旅順博物館藏トルファン出土漢文佛典選影）』（圖版と解説。旅順博物館・龍谷大學共編、法藏館、2006年。以下、『旅博選粹』と略稱）

『旅順博物館藏西域文書研究』（郭富純・王振芬著、萬卷出版公司、2007年。以下、『旅博研究』と略稱）

が公刊されている¹⁵が、未だ全てが公開されているわけではない。

敦煌・トルファンともに、近年新たに行われた考古發掘の報告書や出土文獻の圖録が、

『敦煌莫高窟北區石窟』第1～3卷（發掘報告書。文物出版社、2000～2004年）

¹³本書は現在、「国立情報学研究所—デジタル・シルクロード・プロジェクト『東洋文庫所蔵貴重書デジタルアーカイブ』（<http://dsr.nii.ac.jp/toyobunko/I-1-E-18/>）において、全ページがインターネット上で公開されている。

¹⁴全貌を知ろうとする研究成果の一端は、芦屋市立美術博物館編『モダニズム再考 二樂莊と大谷探檢隊』（芦屋市立美術博物館、1999年）、147～179頁、及び和田秀壽編『モダニズム再考 二樂莊と大谷探檢隊II』（芦屋市立美術博物館、2003年）、109～117頁、によって窺い知ることができる。

¹⁵これらに先立ち、『旅順博物館所藏品展—幻の西域コレクション』（京都文化博物館・京都新聞社編、1992年）、『旅順博物館藏新疆出土文物研究論集』（龍谷大學西域文化研究叢書2、龍谷大學佛教文化研究所・西域研究會、1993年）等において、所藏文獻の一部が公開されている。

『新獲吐魯番出土文獻（上・下）』（彩色圖版と釋文。中華書局、2008年）

として出版されている¹⁶。

敦煌・トルファン出土文獻には、公的研究機關の所藏するものだけでなく、いわゆるプライベートコレクションとして名の知られているものが幾つかある。これらについても近年、圖録が刊行されている。

『日本寧樂美術館藏吐魯番文書』（陳國燦・劉永增編、文物出版社、1997年）

『三井文庫別館藏品圖録 敦煌寫經——北三井家』（三井文庫編、2004年）

『臺東區立書道博物館所藏中村不折舊藏禹域墨書集成（上・中・下）』（磯部彰編、文部科學省科學研究費特定領域研究〈東アジア出版文化の研究〉總括班、2005年）

『杏雨書屋藏 敦煌祕笈』（武田科學振興財團。目錄冊、2009年。影片冊、2009年～）

特に、杏雨書屋所藏の敦煌文獻は、「残された最後の大型コレクション」としてその公開が鶴首されていたものであるが、関係者の努力によって、目下急ピッチで刊行中である。法制文獻に關して言えば、「李盛鐸舊藏」としてかねてより知られていた「唐開元雜律疏」殘卷が、「羽020R」として『敦煌祕笈』影片冊一に掲載され、その所在がようやく明らかとなった¹⁷。

敦煌寫本公開の國際連攜として、IDP (International Dunhuang Project) が發足したのは1994年のことである。敦煌・トルファン出土文書を所藏する主要な研究機關が参加するこの組織は、大英圖書館に本部を置き、研究機關相互の情報交換・研究協力に加えて、所藏する10萬點以上の資料（繪畫・遺物・織物・寫本・歴史的寫眞・地圖等）をインターネット上で公開している。

<http://idp.bl.uk/>（本部サイト）

<http://idp.afc.ryukoku.ac.jp/>（日本語版）

出土文獻について言えば、刊行物よりも鮮明な彩色寫眞を容易に入手することができ、極めて有用である。

¹⁶ これら新出文獻の整理から刊行に至る経緯については、榮新江（西村陽子譯）「シルクロードの新出文書——吐魯番出土文書の整理と研究」（『東洋學報』89-2、2007年）、榮新江・李肖・孟憲實「新獲吐魯番出土文獻概説」（榮新江・李肖・孟憲實主編『新獲吐魯番出土文獻研究論集』中國人民大學出版社、2010年所收）を參照。

¹⁷ 『第54回杏雨書屋特別展示會「敦煌の典籍と古文書」』（財團法人武田科學振興財團、2010年）には、「開元律疏議」として紹介されている（9頁）。なお、この紙背には「四分律并論要用抄」が天地逆に書寫されている。これら表裏の關係については、岡野誠「唐宋史料に見る「法」と「醫」の接點」（『杏雨』14、2011年）が検討を加えている。

2. TTD Supplement の刊行とその後の「発見」

(1) TTD Supplement 所収の法制文獻

このように、敦煌・トルファン出土文獻をめぐる資料状況・研究環境は、1990年代を過渡期として、21世紀に入ると劇的に好轉し、この分野の研究はとりわけ中國大陸を中心に大いに活況を呈することとなった。唐代法制文獻に關して言えば、2001年にTTD Supplementが刊行され、TTD-I未収の文獻が9點追加された。このうち、劉『考釋』・『真蹟釋錄』・『珍稀法律』未収のものは次の3點である(番號・標題はTTD Supplementに附されたもの。初出の紹介・研究成果を〔〕内に示した)。

戸部格殘卷 北圖・周六九〔池田温「唐朝開元後期土地政策の一考察」、『堀敏一先生古稀記念 中國古代の國家と民衆』汲古書院、1995年所収¹⁸〕

判文斷片 65TAM341:26(b)〔『吐魯番出土文書』第八冊、文物出版社、1987年〕
永徽(顯慶)禮抄錄(?) Dx-3558〔榮新江・史睿「俄藏敦煌寫本《唐令》殘卷(Dx.3558)考釋」、『敦煌學輯刊』1999年第1期〕

しかしその後も、新たな法制文獻の「発見」が、以下の如く相次いでいる。

(2) ロシア科學アカデミー東洋寫本研究所所藏文獻からの発見

① 斷獄律(3條)殘片(Dx-9331)

ロシア・サンクトペテルブルクにあるロシア科學アカデミー東洋寫本研究所(Institute of Oriental Manuscripts, Russian Academy of Sciences。以下、IOMと略稱)が所藏する西陲出土文獻については、『俄藏敦煌文獻』として圖録が刊行されたことによって飛躍的に研究が進展した。法制文獻について言えば、

史睿「新發現的敦煌吐魯番唐律・唐格殘片研究」(『出土文獻研究』8、上海古籍出版社、2007年。以下、史睿「殘片研究」と略稱)

が、Dx-9331を唐・斷獄律に比定し、録文を掲載している¹⁹。それによれば、この殘片は斷獄律3條「死罪囚辭窮竟」條の寫本殘片である。史睿氏が指摘するように、この寫本は、極めて謹直な書体で書かれており、復原後の1行文字數は14～

¹⁸池田論文に據れば、當該文獻は、1929年前後に整理された1192點中の一點であり、「開元田賦文件殘稿」と擬題されていた。その存在が廣く知られたのは、「第四屆中國敦煌吐魯番學會討論會」に合わせて1992年9月29日に北京圖書館善本部で開催された特別展示に出陳された時であったという(392頁)。なお、中國國家圖書館善本特藏部・上海龍華古寺・《藏外佛教文獻》編集部合編『中國國家圖書館藏敦煌遺書精品選』(出版社不明、2000年)に彩色寫眞(「開元新格卷三戸部」と擬題)が掲載されている(14～15頁)。現番號はBD09348。

¹⁹Dx-9331圖版：『俄藏敦煌文獻』第14冊、151頁(モノクロ)。

16字であり、同じく謹直な書体で筆寫された大谷8098「唐・擅興律（9・10條）殘片」が行13～14字であるのに比較的近い。

筆者は、2009年9月にIOMで開催された「敦煌學：第二個百年的研究視角與論題」（International Conference “Dunhuang Studies: Prospects and Problems for the Coming Second Century of Research”）に出席し、會議終了後、イリーナ・ポポヴァ（Dr. Irina Popova）所長のご厚意によりこの寫本殘片を親しく調査する機会を與えられた。その結果、Дx-9331の紙背には、文字は無いものの、朱印が一顆捺されており、不鮮明ながらも印文は「……州□／……之印」と判讀することができた²⁰。つまり、この寫本殘片の紙背には、官印が捺されていたのである。敦煌・トルファン出土文獻に捺されている官印は、おおむね一邊が5.2～5.4cmの方印であり、Дx-9331紙背に残る印影から判断して、その印文は「□州□／□□之印」、更に言えば、「某州都／督府之印」であった可能性が高い²¹。

② 廩庫律（17～19條）殘片（Дx-11413v）

史睿氏は前掲論文において、Дx-11413v²²が廩庫律17條「監主貸官物」～19條「損敗倉庫積聚物」の寫本殘片（但し、官府において正式に作成した寫本ではなく、随意に抄寫した習字）であることを指摘している。また陳國燦氏によれば、裏面に書寫された文書（「唐安十三欠小小麥價錢憑」）の内容から判断して、本殘片はトルファンから出土したものであるという²³。

③ 名例律（44・45條）殘片（Дx-8467）

Дx-1391²⁴が唐名例律（46條「同居相爲隱」～50條「斷罪無正條」）の寫本殘片であることは以前から知られていた²⁵が、筆者は近年、Дx-8467²⁶がこれと直接接合し得る唐律寫本殘片（44條「共犯罪有逃亡」～46條「同居相爲隱」）であることに気づき、2009

²⁰『俄藏敦煌文獻』第14冊は、151頁下段にДx-9331紙表の圖版を掲載するが、紙背の寫眞は收められていない。東洋文庫が購入した「サンクトペテルブルグ所藏敦煌等文獻マイクロフィルム（漢文）」にも、Дx-9331紙背の寫眞は収録されていない。

²¹詳細については、拙稿「Дx-9331唐律寫本殘片小考」（高田時雄編『涅瓦河邊談敦煌』京都大學人文科學研究所、2012年所收）を参照されたい。

²²Дx-11413v圖版：『俄藏敦煌文獻』第14冊、212頁上段右側。Дx-11413vとしたのは、史睿氏の見解に據る。

²³陳國燦「《俄藏敦煌文獻》中吐魯番出土的唐代文書」（『敦煌吐魯番研究』8、2005年所收）、109～110頁。

²⁴Дx-1391圖版：『俄藏敦煌文獻』第8冊、卷頭圖版七（彩色）、133頁（モノクロ）。

²⁵Воробьева-Десятовская М.И., Гуревич И.С., Меньшиков Л.Х., Спиринов В.С., Школяр С.А., Описание китайских рукописей дуньхуанского фонда Института народов Азии. Вып. 1. Под ред. Л.Н. Меньшикова. Москва: Издательство восточной литературы, 1963, с.566; 孟列夫主編『俄藏敦煌漢文寫卷敘錄』（上海古籍出版社、1999年、上册574頁）。以下、「メンシコフ目録」と略稱。池田・岡野「法制文獻」、206～207頁。

²⁶Дx-8467圖版：『俄藏敦煌文獻』第14冊、55頁（モノクロ）。

年9月、IOMにて開催された前掲學會において簡単な報告を行った²⁷。

「メンシコフ目録」が「粘土が付着しているため薄赤色になっている」と記述するように、寫本殘片表面の一部には赤みがかった顔料のようなものが附着しており、それは D_x-8467 と D_x-1391 の雙方にまたがっている。このことは、IOM から提供された高精細の彩色圖版の分析および研究所での原本調査において確認することができた。このことから、兩殘片が本來は連続した一件の寫本であったことは明白である。

D_x-1391 と D_x-8467 は、いずれも若干崩れた楷書で書寫されている。兩殘片を接合すると、行数は合計 26 行、1 行あたりの文字数は 18～21 字である。孫奭『律附音義』（上海古籍出版社、1979 年）の該當箇所と文字を對校したところ、僅かながら字句の異同が見られた。

	寫本殘片 (D _x -8467 + D _x -1391)	『律 附音義』
①第 8 行	罪法不等則以重	罪法不等者則以重
②第 9 行	官計其等准盜論	官物計其等准盜論
③第 18 行	無財者 (右側に削除符號)	無財者
④第 19 行	及廢疾不合加杖	及癡疾不合加杖

②については單なる脱字、④については寫本殘片の文字が正しい。

①については、『通典』卷一六五、刑法、刑制に引く開元律においても「者」字が無い。『律 附音義』の律本文も開元律と考えられているので、この異同をどのように解釋すべきか悩ましいところである。無論、單なる脱字の可能性もある。

③については、寫本の校正者が削除符號を誤って記入したと解されるが、このことは、この寫本に對して一應の校正が行われたことを示唆している。つまりこの寫本は、個人により私的に作られた寫本ではなく、官府において公的に作成された寫本である可能性がある、ということである²⁸。

劉俊文氏によれば、D_x-1391 に記された律は「永徽律」であるという²⁹。劉氏説の根據は、永徽律であることがほぼ確實な唐律寫本 (名例律 6 條) 殘片 D_x-1916 +

²⁷「俄羅斯科學院東洋文獻研究所藏「唐名例律」殘片淺析——以 D_x-8467 的考證爲主」と題して、「敦煌學：第二個百年的研究視角與論題」(International Conference “Dunhuang Studies: Prospects and Problems for the Coming Second Century of Research”)にて口頭発表を行った(於 IOM、2009 年 9 月 3 日)。この會議の成果は、*Dunhuang Studies: Prospects and Problems for the Coming Second Century of Research* 敦煌學：第二個百年的研究視角與問題、Дуньхуановедение: перспективы и проблемы второго столетия исследований. 2012, Издательство «Славия»(Slavia)として近く刊行される豫定である。

²⁸TTD-I は、「文字の稚拙なところから、官廳の寫本ではなく、官人もしくは胥吏によって私的に所有された寫本であると推測される」と記す ((A) Introduction & Texts, p.28)。

²⁹劉『考釋』、33 頁。

Дx-3116 + Дx-3155 と Дx-1391 の「書寫格式及び筆迹」が同一である點に存する。しかし、寫眞および原本を精査したところ、Дx-8467 + Дx-1391 には天地に界線があり、また、縦方向には折り界線が施されている。これに對して、Дx-1916 + Дx-3116 + Дx-3155 には天地の界線・縦方向の折り界線ともに見出すことはできなかった。用紙についても、Дx-1916 + Дx-3116 + Дx-3155 の方がやや薄手であり、Дx-8467 + Дx-1391 の用紙とは異なると判断された³⁰。以上のことから判断して、Дx-1916 + Дx-3116 + Дx-3155 と Дx-8467 + Дx-1391 とを「同一卷子の分離物」とであると断定することには無理がある。寫本内容からは永徽律とも開元律とも判定しかねるので、現在のところは、「永徽律もしくは開元律」という池田・岡野兩氏の判断に従っておきたい。

④「格式律令事類」殘卷 (Дx-3558)

『俄藏敦煌文獻』が「道教經典」とした Дx-3558³¹ について、それが唐代法典の寫本であることを最初に指摘したのは、

榮新江・史睿「俄藏敦煌寫本《唐令》殘卷 (Дx.3558) 考釋」(前掲)

である。但しこの論文では、Дx-3558 を「唐令」(永徽令の修訂本³²) の摘抄本(「臺省職員令」と「祠令」と推定している。また、本殘卷上半分の脱落部分についての文字の推補案が示されている。TTD Supplement は「永徽(顯慶)禮抄錄」と擬題しつつも(根據は明示されていない)、榮・史兩氏による推補案を紹介している。

上記論文の結論に疑問を投げかけ、Дx-3558 を「格式律令事類」³³ に比定したのが、

李錦繡「俄藏 Дx.3558 唐《格式律令事類・祠部》殘卷試考」(『文史』60、2002年)

である。この背景には、次項で紹介する Дx-6521 に關する知見が影響しているように思われる。李氏によれば、この寫本殘卷には「主客式」1條と「祠令」(開元25年令)2條が引用されている³⁴。

³⁰ Дx-1916 + Дx-3116 + Дx-3155 の僚卷とされる S.9460v について、International Dunhuang Project (<http://idp.bl.uk/>) の畫像データベース“IDP Database”で公開されている寫眞を仔細に觀察して受けた印象も、同様であった。

³¹ Дx-3558 圖版：『俄藏敦煌文獻』第10冊、332頁(モノクロ)、拙稿「『格式律令事類』殘卷の發見と唐代法典研究——俄藏敦煌文獻 Дx.03558 および Дx.06521 について」(『敦煌寫本研究年報』創刊號、京都大學人文科學研究所、81~90頁、2007年)、卷末「彩色圖版 1-1」。

³² 論文では、これを「永徽令を顯慶二年七月以降に修訂したもの、もしくは、同年同月以降に行用されていた永徽令」と説明している(9頁)。

³³ 「格式律令事類」40卷は、律・律疏・令・式・開元新格とともに開元25年に編纂された。『舊唐書』卷五〇、刑法志によれば、その體裁は「以類相從、便於省覽」というから、法の實務に攜わる者を對象に編まれたもののように思われる。

³⁴ 榮新江・史睿「俄藏 Дx.3558 唐代令式殘卷再研究」(『敦煌吐魯番研究』9、2006年)では、本

Дx-3558 は、「メンシコフ目録」には採録されておらず、また『俄藏敦煌文獻』の圖版にはスケールが附されていないため、従来、古文書學的な情報はほとんど不明であった。そこで筆者は、

拙稿『『格式律令事類』殘卷の發見と唐代法典研究——俄藏敦煌文獻 Дx.03558
および Дx.06521 について』（前掲）

において、本殘卷を「格式律令事類」とする李氏論文の見解に依據しつつ、IOM
より提供された彩色圖版を分析して、

寸法：縦 16.8 × 横 25.2cm（いずれも最長部分の寸法）

界線：有り（天・地、縦。烏糸欄）

紙質：簀目の細かい上質の黄麻紙

等のデータを明らかにし、寫本の體例（まず篇目名を示し、その後に條文を列挙）・引用
法令（主客式・祠令。いずれも開元 25 年制定のものと思なし得る）・復原案（1 行あたり 16～
18 字）について考察を加えた。

⑤ 「格式律令事類」殘卷（Дx-6521）

『俄藏敦煌文獻』が「唐律」と擬題した Дx-6521³⁵を「格式律令事類」に比定し
たのは、

雷聞「俄藏敦煌 Дx.6521 殘卷考釋」（『敦煌學輯刊』2001 年第 1 期）

である。雷氏によれば、本寫本殘卷は、種類・篇目ともに不明の冒頭條文 1 條（1
～3 行目）に續いて、「考課令」1 條（4～9 行目）、「戸部格」1 條（10～13 行目。考課令・
戸部格ともに開元 25 年制定のもの）、開元 22 年 8 月に下されたと思われる敕（14 行目）
の 4 條が書寫されており、いずれも朝集制度に關するものであるという（冒頭條文
を除く）。

なお、雷氏の論考とは別に、土肥義和氏が、

土肥義和「唐考課令等寫本斷片（Дx 六五二一）考——開元二十五年撰『格式
律令事類』に關連して」（『國學院雜誌』105-3、2004 年）

において、本殘卷を「格式律令事類」の寫本であろうと推定している。氏は「時限
の異なる規定が時代順に並記」されていることをその特徴として挙げつつ、殘卷
所載の條文の年代を「7 世紀唐考課令」・「開元 25 年戸部格」・「開元 25 年に近い敕
文」（いずれも朝集使の任務に關連する條文）と比定している（冒頭 1～3 行目の條文につい

殘卷に引用された法令のうち最初のを「祠部式」とし、また殘卷じたいは顯慶年間に編まれた
未知の「令式彙編」であると結論づけ、前稿の見解を改めている。

³⁵圖版：『俄藏敦煌文獻』第 13 冊、卷頭圖版四（彩色）および 120 頁（モノクロ）。

ては未比定)。

これらの先行研究を承けて、筆者は D_x-6521 についても IOM より彩色圖版を取り寄せ³⁶、若干の考察を行った(上掲論文)。D_x-3558 と同様、D_x-6521 についても「メンシコフ目録」には記載が無いが、拙稿では、取り寄せた圖版をもとに分析を行い、

寸法：縦 16.5 × 横 25.8cm (いずれも最長部分の寸法)

界線：有り(天・地、縦。烏糸欄)

紙質：簀目の細かい上質の黄麻紙

を明らかにし、寫本所掲の法令條文について、考課令 1 條・戸部格 2 條(いずれも開元 25 年制定のもの)として復原案を示した(1 行あたり 16~19 字)。書式について言えば、D_x-3558 と同様、篇目名に次いで條文が示され(格の場合は敕が發布された年月日が續く)、同じ篇目に屬する條文が續くときは篇目名が省略される(格の場合は「敕」字が冒頭に掲げられる³⁷)。したがって、雷・土肥兩氏が「敕」とされた條文は、前條と同じく「戸部格」(開元 25 年)であると判断し得る。

(3) 中國國家圖書館所藏文獻からの發見

中國國家圖書館が所藏する敦煌出土文獻の図録刊行が進んだ結果、次の法制文獻が新たに「發見」された。

① 雜律疏(38 條) 殘片(BD01524)

BD01524「金剛般若波羅蜜經」の紙背に貼付された紙片が「唐雜律疏」寫本の殘片であることを初めて指摘したのは、史睿氏である(史睿「殘片研究」、215~216 頁)。『敦煌寶藏』未收のこの殘片について、『國家圖書館藏敦煌遺書』第 22 冊の「條記目録」は「應爲殘文書」と記すに過ぎない(8 頁)。

史氏の録文および復原案(現行本『唐律疏議』による)によれば、寫本は 1 行約 16 字であり、その内容は唐雜律疏 38 條「乘官船違限私載」の一部である。史氏はさらに李盛鐸舊藏「唐雜律疏」殘卷と書體の比較を試み、唐初の寫本と考えられる李氏舊藏本と本殘片とは「同一時代の寫本ではない」との判断を下している。

史氏の研究を承け、岡野誠氏が本殘片について更に検討を加えている。

岡野誠「新たに紹介された吐魯番・敦煌本『唐律』『律疏』斷片——旅順博

³⁶『敦煌寫本研究年報』創刊號(2007 年)、卷末「彩色圖版 1-2」(圖版キャプションの「D_x.3558」は「D_x.6521」の誤り)。本圖版寫眞の撮影に際し、寫本殘片に若干の修復が施されている。上掲拙稿、88 頁を参照。

³⁷唐代の格の書式については、滋賀秀三「法典編纂の歴史」(『中国法制史論集 法典と刑罰』創文社、2003 年)、77~78 頁、および坂上康俊「有關唐格的若干問題」(戴建國主編『唐宋法律史論集』上海辭書出版社、2007 年所收)を参照。

物館及び中國國家圖書館所藏資料を中心に」（土肥義和編『敦煌・吐魯番出土漢文書の新研究』東洋文庫、2009年。以下、岡野「紹介」と略稱）

「條記目錄」によれば、BD01524紙背には2つの紙片が貼付されているが、史氏はこのうち大きな紙片の文字のみを取り上げている。岡野氏は、「條記目錄」が「弘(?) 戒(?)」と釋した文字が雜律疏にある「私載」の文字である可能性、および2つの紙片が上下に接合できる可能性を指摘している。また、李氏舊藏「雜律疏」が開元25年律疏であることは先行研究により確定しており、本殘片も「開元律疏」の一部と見なしてよいとの見解を示している。のち、岡野氏は本殘片について原卷調査を行い、その結果を、

岡野誠「旅順博物館・中國國家博物館における『唐律』『律疏』斷片の原卷調査」（土肥義和編著『内陸アジア出土4～12世紀の漢語・胡語文獻の整理と研究』平成22～24年度科學研究費補助金（基盤研究(C)）研究成果報告書、平成22年度分冊）、2011年所収。以下、岡野「原卷調査」と略稱）

として報告している。

（4）旅順博物館所藏文獻からの發見

大谷探檢隊蒐集の西域出土文獻のうち、旅順博物館所藏のものについては、前述したように近年公開が進みつつある。それに先立ってなされた研究のうち、唐代法制文獻を扱ったものとして、

榮新江（森部豊譯）「唐寫本中の「唐律」「唐禮」及びその他」（『東洋學報』85-2、2003年）

がある。これは、2000年5月に榮氏が東洋文庫で行った講演原稿の修訂版であるが、その中で氏は、

- 1) 「唐律」斷簡
- 2) 唐烽堠文書殘片

の2點の法制文獻について言及している。このうち、2は、劉『考釋』が「開元職方格」に比定した中國國家圖書館藏「周51號」文書に關してであり、榮氏は劉氏の録文の誤りを正し、それが「職方格」の寫本ではなく「鎮戍守捉烽堠に關する文書」であることを指摘している。

① 賊盜律（46～48條）斷片（LM20_1457_20_01）

1は、榮氏が探してた旅順博物館所藏トルファン文書の高寫眞に基づく研究であり、氏はこれを唐賊盜律46條「略和誘奴婢」・47條「略賣期親以下卑幼」條・48條「知略和誘和同相賣」に比定し、大谷5098・大谷8099との接合が可能であ

ると指摘している。しかも、この唐律寫本斷簡には、現存の唐律とは異なる文言が含まれており、氏はこれを「永徽律」もしくは「垂拱律」の寫本であると断定している。なお、『旅博選粹』（202頁）・『旅博研究』（179頁）によれば、この唐律寫本斷簡は、「LM1457-20-1」なる編號のもと、確かに旅順博物館に所蔵されているが、現状は榮氏の寫眞とは異なり、臺紙に貼り込まれている³⁸。

本寫本斷簡の賊盜律47條については、岡野誠氏によって詳細な検討がなされている（岡野「紹介」、93～106頁）。なお、岡野氏はその後、本殘片について旅順博物館で原卷調査を行い、そこで得られた知見を寫本斷片の彩色圖版とともに報告している（岡野「原卷調査」、9～11頁）。

② 名例律疏（27・28條）斷片（旅順：1509_1580、1507_988、1507_1176_4）

『旅博研究』には、「館藏大谷コレクションより新たに整理された文書」の中の「經册中の社會文書」の項において、「法律文書」として4點のモノクロ寫眞が録文と共に掲載されている。岡野誠氏によれば、このうちの3點は、唐名例律疏27條・28條の寫本斷片である（岡野「紹介」、86～91頁。なお、残りの1點は、前項で取り上げた賊盜律斷片である）。これら3點の斷片は、直接には接合しないものの、同一鈔本から分離したものであり、書式から判断して「地方の官人が自己のために開元刊定『律疏』を書き寫したもの」と考えられるという（90頁）。

（5）「大谷文書」からの發見

『大谷文書集成』の刊行に觸發される形で、次の法制文獻が「大谷文書」中より「發見」された。

① 祠部格殘片（大谷8042・8043）

これら殘片の圖版は、『西域考古圖譜』下冊に、「史料」（9）の（3）「唐文書斷片（吐峪溝）」として夙に掲載されていた。それが『大谷文書集成』叁（法藏館、2003年）に

8042 唐乾封二年（667）佛教關係文書〔圖版四六〕

8043 唐文書殘片〔圖版四五〕

として、文書データ・録文とともに収録されると、ほぼ同時期に發表された次掲の論考、

史睿「殘片研究」（前掲。216～218頁）

³⁸「藍册」もしくは「藍皮册」と呼ばれる、青い表紙の折り本形式のファイル（大小あわせて52冊あるという）として整理されている。橘堂晃一「二樂莊における大谷探検隊將來佛典斷片の整理と研究——旅順博物館所蔵のいわゆる「ブルーノート」の場合」（『東洋史苑』60・61、2003年）および『旅博選粹』解説（251頁）を参照。

坂上康俊「有關唐格的若干問題」（注 37 參照。66～67 頁）

において、これらは唐格と比定されるに至った。史・坂上兩氏はいずれも録文を示した³⁹後、具體的にどの格にあたるかを検討しているが、結論は少し異なる。すなわち、史氏は儀鳳・垂拱・神龍のいずれかの時期に編纂された「禮部格」であろうと推測し、坂上氏は「神龍散頒祠部格」である可能性が最も高いとしている。卑見を申し述べれば、どの時期に編纂された格であるかについては容易に斷じ難いが、篇目については「祠部格」とするのが妥當であると思う⁴⁰。

(6) 「新獲吐魯番出土文獻」からの發見

① 禮部式（或庫部式）殘卷（2002TJI:043⁴¹）

『新獲吐魯番出土文獻』に「2002年交河故城出土文獻」として掲載される殘片は、そのほとんど全てが漢文佛典に比定されているが⁴²、その中に1點のみ、佛典以外の漢文文獻が含まれている。書寫された内容から、雷聞氏は、

雷聞「吐魯番新出土唐開元《禮部式》殘卷考釋」（2007年初出。増訂版が榮新江・李肖・孟憲實主編『新獲吐魯番出土文獻研究論集』中國人民大學出版社、2010年に収録）

において、開元25年刪定の「禮部式」に比定している。雷氏によれば、本寫本殘片に記された内容は、①儀刀に關する規定、②緋衫袂に關する記述、③十六衛の袍服制度（異文袍）に關する規定、の三つに分けることができる。このうち雷氏は特に③の部分に着目し、黃正建氏の唐代服飾史研究の成果⁴³に依據しつつ、次のように論じている。

- ・異文袍（動物の圖柄を刺繡した袍服）は、唐代では「常服」と見なされていた。
- ・唐代では、冠服（朝服・公服・祭服等）制度については基本的に「衣服令」において、常服制度については主に「禮部式」において規定されていた。

³⁹録文にも若干の相違があるが、史氏の方が正確であるように思う。

⁴⁰史氏は、『唐六典』卷四、尚書禮部、祠部郎中員外郎條に依據して「禮部格」と推測するが、唐の格は尚書省の二十四司を篇名としていることを考えれば、その説はよりどころを失うのではないか。『唐六典』卷六、尚書刑部、刑部郎中員外郎條。凡格二十有四篇。〈以尚書省諸曹爲之目。〉

⁴¹文獻番號は、「2002年、トルファン交河故城出土」を意味し、Iは出土遺物に附された番號である（『新獲吐魯番出土文獻』上册「凡例」）。なお、雷聞氏の論文では本寫本殘卷の編號を「2002TJI:042」とするが、『新獲吐魯番出土文獻』下冊242頁に掲載された圖版には「2002TJI:043」の編號が附されており、「2002TJI:042」の編號は「五〇 婆羅謎文文書殘片」に與えられている。

⁴²2002年春、トルファン・交河故城大佛寺（E-15）の寺院外壁周圍の虛土（鋤き返された柔らかい土）から大小80餘の寫本殘片が出土した。『新獲吐魯番出土文獻』下冊231～251頁に掲載された殘片は、ウイグル語文獻1點・ブラフミー語文獻1點および本稿で紹介する寫本殘片を除けば、全て漢文佛典寫本である。

⁴³黃正建『唐代衣食住行研究』（首都師範大學出版社、1998年）、および「王涯奏文與唐後期車服制度的變化」（『唐研究』10、2004年）。

- ・したがって、異文袍についても「禮部式」で規定されていたはずである。
- ・『唐令拾遺補』⁴⁴は、『大唐開元禮』卷二、序例の「大駕鹵簿」の記事（「異文袍」に關するくだりを含む）を一括して開元7年「鹵簿令」（一丙）として復原しているが、これには問題がある。なぜなら、『開元禮』所引の「異文袍」に關する記述は、開元11年（723）6月敕に基づく新たな規定であり、『開元禮』が「其新製……」と記していることからそれは明らかである。「序例」は必ずしも「鹵簿令」を引き寫しているとは限らないのである。
- ・①の「儀刀」に關する規定は諸衛の儀仗に關係するが、それが朝會に關するものなのか、出行鹵簿に關するものなのかについては確定できない。②の諸衛服の「緋衫袂」については、朝會の儀仗に關連がある。「異文袍」については、冬至や元正の大朝會で身につける服である。これらはいずれも鹵簿とは關わりが無く、逆にこれら三者を同時に全て含む内容をもつのは、「禮部式」であると考えられる。

『新獲吐魯番出土文獻』は「唐開元二十五年（737）禮部式(?)」と疑問符付きで擬題し、解説では「或いは監門宿衛式か」と別案を併せて示しているが、その根據は示されていない（242頁）。

雷氏自身が指摘するように、①～③の内容はいずれも「儀仗」に關係する。尚書省24司のうち、儀仗に關する職掌を擔當するのは、兵部に屬する「庫部」である。

庫部郎中・員外郎、掌邦國軍州之戎器・儀仗、及冬至・元正之陳設、並祠祭・喪葬之羽儀、諸軍州之甲仗、皆辨其出入之數、量其繕造之功、以分給焉。（『唐六典』卷五、尚書兵部、庫部郎中員外郎條）

そして、祭祀や朝會の際に備品を供給する衛尉寺⁴⁵（衛尉卿、武庫令・武器署令）は、兵部の節制を受けていた⁴⁶。そして唐代の式は、次の33の篇目で構成される。

凡式三十有三篇。〈亦以尚書省列曹及祕書・太常・司農・光祿・太僕・太府・少府及監門宿衛・計帳爲其篇、曰凡三十三篇、爲二十卷。〉（『唐六典』卷六、尚書刑部、刑部郎中員外郎條）

⁴⁴仁井田陞著・池田温編集代表『唐令拾遺補』（東京大學出版會、1997年）、669～675頁。

⁴⁵『唐六典』卷一六、衛尉寺、衛尉卿。衛尉卿之職、掌邦國器械・文物之政令、總武庫・武器・守官三署之官屬。（中略）凡大祭祀・大朝會、則供其羽儀・節鉞・金鼓・帷簾・茵席之屬。同じく武庫令。武庫令掌藏天下之兵仗器械、辨其名數、以備國用。同じく武器署。凡大祭祀・大朝會・大駕巡幸、則納於武庫、供其鹵簿。若王公・百官拜命及婚葬之禮應給鹵簿、及三品已上官合列啓戟者、並給焉。

⁴⁶嚴耕望「論唐代尚書省之職權與地位」（1953年初出。『唐史研究叢稿』新亞研究所、1969年所收）、39～59頁。

これらを勘案すれば、本寫本殘片が「庫部式」である可能性も出てくるのではなからうか。

なお本寫本は、黄麻紙に界線（烏糸欄）が施され、比較的謹直な楷書で書寫されている。圖版に附されたスケールから、界線の間隔は2cm前後と判断される。雷氏が指摘する如く、筆者もこれを盛唐期の官製寫本と見て問題ないように思う。

（7）既知の法制文獻に對する再検討

① 吏部留司格→太極散頒吏部格（TIIT. Ch.3841）

TIIT. Ch.3841は、池田・岡野「法制文獻」では「現在所在不明であり、その寫眞の存否も明らかでない」とされていたが、TTD-I 英文解説には「1978年に池田温氏が行った調査により、ドイツ民主共和國科學アカデミーに存することがわかった。編號はTIIT. Ch.3841、トヨク（Toyug）から將來されたものである」とあり、TTD-Iの刊行前に新事實が判明したことが知られる。

本寫本殘片の擬題については、池田・岡野「法制文獻」・TTD-Iともに「吏部留司格 那波 神龍」（英文解説では Retained Regulations of the Board of Personnel (?). Fragment.）と、若干曖昧な書き方になっている。これは、従来、本寫本殘片に関する唯一の研究であった那波利貞氏論文⁴⁷が「吏部留司格」に比定し、この結論に對し内藤乾吉・仁井田陞兩氏から疑義が呈されたために他ならない⁴⁸。

その後、坂上康俊氏は、唐格の書式について全面的に検討を進める中でこの寫本殘片にも考察を加え、これを「太極散頒吏部格」と比定するに至った（前掲論文、62～67頁）。

② 兵部選格殘片（P.4978）→（格として扱わない）

P.4978は、池田・岡野「法制文獻」、TTD-Iともに「（天寶）兵部選格断簡？」と擬題し、「准兵部格云々を含む右の書式からみて、本断簡全體は兵部格とは別の選格の類の可能性が考えられる」と記す。TTD-Iの英文解説では、更に『白氏六帖事類集』卷一四所引「兵部敍録格」や『李衛公會昌一品集』卷一六に引く「開元二年軍功格」「開元格」を参照資料として挙げていることから、本殘片を必ずしも「（法典としての）格」として扱っているわけではないことは察し得る。但し、一覽表等では「格」に分類したため、些か不分明さが残る結果となった。この點は、劉『考釋』でも同様である。

⁴⁷那波利貞「唐鈔本唐格の一断簡」（『神田博士還曆記念書誌学論集』平凡社、1957年所収）。

⁴⁸内藤乾吉「那波利貞「唐鈔本唐格の一断簡」・仁井田陞「唐の律令および格の新資料」書評」（『法制史研究』9、1959年）、仁井田陞『中國法制史研究 法と慣習・法と道德』（東京大學出版會、1964年）、269頁補注4。

前掲坂上論文は、本寫本殘片を書式の面から再検討し、それが「格」の一般的な書式（前述）と符合しないことから、これを「法典としての格ではなく、毎年作られる召募要領の一種である」と断じている（68頁）。

おわりに

以上、煩瑣を顧みず、TTD-I刊行以後に見出された唐代法制文献を列挙し、それらをめぐる研究状況について概観してきた。TTD-Iで紹介された法制文献と比較すると、

	TTD-I	本稿
律	8 點	12 點 (+4 ⁴⁹)
律疏	5 點	8 點 (+3)
令	2 點	2 點
格	5 點	6 點 (+1 ⁵⁰)
式	1 點	2 點 (+1)
事類	0 點	2 點 (+2)
表	1 點	1 點
判集	3 點	8 點 (+5)
合計	25 點	41 點 (+16)

のように、文献の点数が大幅に増加し、TTD-I刊行後の30年餘りの間に、唐代法制文献が多数「発見」され、それらについての研究が進展したことがわかる。この分野の研究についても、資料状況・研究環境の好轉が目覚ましい結果を齎したと言えるであろう。

なお、末尾の附表「敦煌・トルファン出土唐代法制文献一覽」には、TTD-I所収のものも含め、現在知られている全ての「唐代法制文献」を掲げておいた。併せて参照いただければ幸いである。

（作者は京都大學大学院人間・環境學研究科准教授）

⁴⁹この他、接合可能な殘片2點が発見された。

⁵⁰TTD-Iで格に分類されたP.4978を除外し、新たに2點を追加した。

敦煌・トルファン出土唐代法制文獻一覽

	文獻番號	法制文獻名(内容)	TTD (A)	備考	
律	Дx-1916 Дx-3116 Дx-3155	名例律(6條、「十惡條」)	TTD-I, p.2		
	S.9460Av	名例律(6-7條、「十惡條」「八議條」)	TTD Supplement, p.1		
	Дx-1391 Дx-8467	名例律(44-50條)	TTD-I, p.8 —	『俄藏敦煌文獻』第8冊(卷頭彩色圖版、p.133):唐永徽名例律 『俄藏敦煌文獻』第14冊、p.55	
	P.3608 P.3252	職制律9-59條、戸婚律1-33條・43-46條、廩庫律1-4條	TTD-I, p.1		
	BD16300	職制律(39-41條)	TTD Supplement, p.2	舊「北圖 麗85・霜89貼付」	
	Дx-11413v	廩庫律(17-19條)	—	『俄藏敦煌文獻』第14冊、p.151。トルファン出土。	
	大谷8098	擅興律(9-10條)	TTD-I, p.5		
	TIVK70-71(Ch.991)	擅興律(9-15條)	TTD-I, p.6		
	IOL Ch.0045	捕亡律(16-18條)	TTD-I, p.7		
	LM20_1457_20_01 大谷5098 大谷8099	賊盜律(46-48條)	— TTD-I, p.3	『旅順博物館藏新疆出土漢文佛經選粹』(法藏館、2006)p.202	
	大谷4491 大谷4452	詐僞律(1-2條)	TTD-I, p.4		
	Дx-9331	斷獄律(3條)	—	『俄藏敦煌文獻』第15冊、p.151	
	律疏	P.3593	名例律疏(6條、「十惡條」)	TTD-I, p.11	
		BD06417	名例律疏(17-18條、「律疏卷第二」)	TTD-I, p.9	舊「北圖 河17」
		旅順:1509_1580 旅順:1507_988 旅順:1507_1176_4	名例律疏(27-28條)	—	『旅順博物館藏西域文書研究』p.180 『旅順博物館藏新疆出土漢文佛經選粹』p.202
73TAM532:1/1-1、1/1-2		名例律疏(55-56條)	TTD Supplement, p.3 (No plates)	『吐魯番出土文書[肆]』pp.366-377	
P.3690		職制律疏(12-15條)	TTD-I, p.13		
S.6138		賊盜律疏(1條)	TTD-I, p.12		
BD01524v		雜律疏(38條)	—	『國家圖書館藏敦煌遺書』第22冊、p.120	
羽20		雜律疏(55-59條)	TTD-I, p.10	李盛鐸舊藏。『敦煌秘笈』影片冊1、pp.172-174	
令	P.4634 S.1880 S.3375 P.4634C ₂ S.3375 S.11446 P.4634C ₂ P.2819	東宮諸府職員令(「令第六」。永徽2年、651)	TTD-I, p.14 TTD Supplement, p.4		
	P.3078 S.4673	散頒刑部格(存18條)(神龍2年、706)	TTD-I, p.16		
	S.1344	戸部格(存18條)(開元前格。開元3年、715)	TTD-I, p.17		
	BD09348	戸部格(存5條)(開元新格。開元25年、737)	TTD Supplement, p.5 (No plates)	舊「北圖 周69」。『中國國家圖書館藏敦煌遺書精品選』pp.14-15	
	TIIT_Ch.3841 P.4745 大谷8042 大谷8043	散頒吏部格(存6條)(太極中) 吏部格(或吏部式)(存3條)(貞觀或永徽中) 祠部格殘片	TTD-I, p.18(吏部留司格?) TTD-I, p.19 —	『西域考古圖譜』下冊。『大谷文書集成』叁、圖版46・45。	
式	P.2507 2002TJI:043	水部式(存約30條)(開元25年、737) 禮部式(或庫部式)(存3條)(開元25年、737)	TTD-I, p.21 —	『新獲吐魯番出土文獻』p.242	
	事類表	Дx-3558 Дx-6521	格式律令事類(存3條) 格式律令事類(存4條)	TTD Supplement, p.9 (No plates) —	『俄藏敦煌文獻』第10冊、p.332:道教經典 『俄藏敦煌文獻』第13冊(卷頭彩色圖版、p.120):唐律
P.2504		唐職官表(天寶中)	TTD-I, p.22		
判集	P.2593	唐判集(存3道)	TTD-I, p.23		
	P.3813	唐判集(存19道)	TTD-I, p.24		
	P.2754	安西判集(存6道)	TTD-I, p.25		
	P.2979	岐州郿縣尉口勅牒判集(開元24年、736)	—	『中國古代籍帳研究』pp.374-376	
	P.2942	河西節度使判集(c.765)	—	『中國古代籍帳研究』pp.493-497	
	73TAM222:56-1~10(a)	判集	TTD Supplement, p.6 (No plates)	『吐魯番出土文書[叁]』pp.375-378	
	67TAM380:02	判集(存4道?)	TTD Supplement, p.7 (No plates)	『吐魯番出土文書[肆]』pp.364-365	
	65TAM341:26(b)	判文	TTD Supplement, p.8 (No plates)	『吐魯番出土文書[肆]』p.63	
P.4978	(兵部招募要領?)(存4條)	TTD, I-20(兵部選格?)			

伯編敦煌文獻目錄羅譯本考*

蔡淵迪

要討論伯希和編《伯希和敦煌收集品目錄》(Catalogue de la Collection Pelliot, Fonds des manuscrits chinois de Touen-houang, 2001–3511, 4500–4521, 以下簡稱《伯目》)的羅福萇譯本, 首先就要對《伯目》作一點說明。假如《伯目》本身已完全沒有價值, 那么, 皮之不存, 毛將焉附, 對於相關中譯本的辛勤討究也將會是徒勞。然而, 在今天敦煌學如此發達的光照下, 一個撰作於九十多年前的敦煌文獻目錄是否還有意義和價值, 卻並非不證自明。因此, 對《伯目》本身多花點筆墨是完全必要的。

一、《伯目》在今天的意義和價值

由於敦煌文獻數量龐大、內容紛雜, 極大多數都互不統屬, 研究者若要系統、全面地把握它們, 就必須依賴一個著錄精準、條理清晰的目錄以執一禦萬。因此, 對大綜的敦煌文獻進行編目就顯得十分必要。法藏大綜敦煌漢文文獻最早即由伯希和本人編目。據學者考證, 至晚在 1920 年, 伯氏即已放棄編目工作。所以如今所見的《伯目》從嚴格意義上來說是個半成品, 是個草目, 故祇編到 3511 號為止¹。相對於質優量大的法藏敦煌文獻而言, 這份草目顯然是不完善的。於是, 仍有大批學者從事於法藏敦煌文獻的編目工作。此後的八十餘年間, 先後告竣的編目成果主要有:《伯希和劫經錄》(載《敦煌遺書總目索引》, 初版於 1962 年, 王重民撰寫);《巴黎國家圖書館藏敦煌漢文寫本注記目錄》(Catalogue des Manuscrits chinois de Touen-houang,

*本文為浙江省社會科學界聯合會“當代浙學論壇——2011 學術月”專項研究課題的成果, 編號 2011XSYN55。

¹王重民在《敦煌遺書總目索引後記》中論及《伯目》時, 認為《伯目》除了編到 3511 號之外, 還有 4500–4521 號(商務印書館編《敦煌遺書總目索引》頁 547, 北京:中華書局 1983 年, 下凡引及此書均簡作《索引》), 白化文從其說(白化文《敦煌文物目錄導論》頁 101, 臺北:新文豐出版公司 1992 年);但榮新江先生對於《伯目》僅言及 2001–3511 號寫卷(榮新江《海外敦煌吐魯番文獻知見錄》頁 45, 南昌:江西人民出版社 1996 年;榮新江《敦煌學十八講》頁 110、155, 北京:北京大學出版社 2001 年)。兩種說法未知孰是。至於王冀青為伯希和撰寫的傳記中, 稱伯希和只編了 2001–2500 號, 肯定是錯誤的。(王說見陸慶夫、王冀青主編《中外敦煌學家評傳》頁 402、406, 蘭州:甘肅教育出版社 2002 年。)

以下簡稱《法目》，第1冊、第3-6冊，分別初版於1970年、1983、1991、1995、2001年；《敦煌遺書總目索引新編》（由施萍婷主撰，初版於2000年），等等。就中以《法目》最為詳盡，著錄準確、體例精嚴，“無疑是迄今為止已出版的敦煌漢文寫本日錄中最佳的一種”²。這些後出的目錄，其中的任何一種，在總體成就上都遠遠超越了《伯目》。學術如積薪，後來者居上，也是順理成章的事。

但這並不意味著《伯目》已完全沒有存在的價值了。

如果一位學者在他所編的目錄中對於被編文獻發表了許多真知灼見，那麼，這份目錄就將具有學術史上的意義了。就像《漢書·藝文志》那樣，它作為一部用來著錄群書、按圖索驥的目錄，早已喪失了其原先的意義，記載在上面的書籍如今都不存一了；然而，由於它除了開列書目之外還附載了大量的對於各種學術的看法和意見，於是便具備了“辨章學術，考鏡源流”的學術史意義。而今天我們還將《漢書·藝文志》作為一部目錄學名著，主要是取其後一種價值。同樣的，《伯目》在今天的敦煌學範圍中，其主要的意義和價值即在於學術史方面。

也許正是因為《伯目》是一個體例並不嚴謹的草目，隨意性強，所以裡面往往穿插有伯希和本人的研究心得和學術意見。例如：P.2139號《釋迦牟尼如來像法滅盡記》條下謂：“其中藏人均以古名‘赤面’表之，赤面者，藏文所謂Gdon-dmar也。”此條涉及文獻內容的考證。P.2461號“太上洞玄靈寶智慧上品大戒四卷……道經起首有字曰：‘元始天尊以開皇元年七月一日午時，於西那玉國鬱察山浮羅之岳長桑林中授太上道君智慧大品戒……’”條下伯氏按語曰：“‘西那’見《化胡經》，其中十大戒恐被西方宗教影響，或與摩尼教有關。”伯氏此條按語大概是未為深考而僅憑著學術直覺寫下的，以備將來進一步研究之用。但伯氏早年即致力於中國宗教史的研究，是第一個考證出《老子化胡經》起源於佛教的學者³，所以他對於宗教史方面的意見顯然是具有重要參考價值的。又如P.2721“雜抄”條下謂：“……由此可以考見《兔園策》為杜嗣先著，《開蒙要訓》為馬仁壽著，《千字文》為鍾繇著，李暹注，周興嗣次韻。”這不僅是在提示文獻內容，同時也是在提示文獻的價值所在。另外，P.2721號寫卷中提到的著作尚多，而伯氏僅舉此三種者，顯然也與他本人的學術興趣有關，他後來就撰成了一篇《〈千字文〉考》⁴。P.2551號下謂“……背以朱色（今色已淡）錄武周時千佛洞碑文一篇。此碑已有徐松考釋。……余取此文與徐氏釋文對勘，校補其闕遺處甚多。”這不但了交待已有的研究成果，指出了文獻價值，並且提示了伯氏曾作過校勘，這些都能給後來的研究者提供重要的線索。像這樣的意見，其他條目下還有很多，比如P.2514下指出該卷《毛詩》殘本與今本之異同，P.2516下指出

²榮新江《敦煌學十八講》頁111。

³陸慶夫、王冀青主編《中外敦煌學家評傳》頁390。

⁴Le Ts'ien-Tseu-Wen ou Livre des mille mots, *T'oung Pao* vol.24, 1925. 馮承均將此文譯成漢文，題作《〈千字文〉考》，發表在《圖書館學季刊》第六卷第一期。

隸古定《尚書》的重要價值等等。總之對於研究者來說，在涉及相關寫卷時，必須取作參考。

除了上面這些非常明顯的學術意見之外，《伯目》中還有大量關於文獻定名和斷代的意見。定名和斷代是任何一個敦煌文獻目錄都無法迴避的問題，這也是敦煌文獻目錄區別於一般的文獻目錄的一個重要特點。《伯目》在這兩方面均可圈可點。

細考《伯目》，其定名的成果在道教文獻方面最為薄弱，在四部群書方面最為突出。例如 P.2005 號殘地理文書，無首尾題，伯氏發現 P.2695 號寫卷與本卷的末尾部分相同，而 P.2695 號卻存有尾題，於是便利用該卷來比定 P.2005 號的文獻名稱，作“沙州都督府圖經”，這個定名一直延用至今。又如 P.3501 號，劉復在編《敦煌掇瑣》時，將其定名作“舞譜”，並得到了學界的廣泛認同。而《伯目》謂“敘述各種舞蹈[之]書”，也算是思過半了，而《伯目》的撰成時代卻遠早於《敦煌掇瑣》。至於那些傳統經史典籍如《詩經》、《漢書》之類的識別，伯氏幾乎無一錯判，充分顯示了其深厚的漢學素養。

至於其斷代方面的意見，尤值得一提的是，伯氏似乎對中國書法極為了解，不僅在目錄中對各種寫本往往予以“書佳”、“書法粗拙”之類的評價，更有利用書法體態來為寫卷斷代的，比如 P.2260 “大般若波羅密多經卷三。無題識，似為洞中藏經最古寫本”，P.2313 “不知名佛經卷一，當為六世紀物”，P.2381 “法句經。此寫本無年月，然可決其為千佛洞中最古寫本，當是五世紀物，其文字排列及書法，皆極饒趣味”。對比看這幾個寫卷的彩色圖版，可知伯氏此處的斷代意見必是根據寫卷的書法形態而提出的。

二、《伯目》的流傳與羅譯本之始末

大概因為草稿的原故，《伯目》的法文原本從來沒有正式發表過。然而，上文已說過，敦煌文獻的目錄對於研究者而言是十分重要，甚至是急需的，因此，在當時，敦煌文獻的編目工作還遠遠沒有充分開展的情況下，這份並不完善，也乏嚴謹的草目卻不脛而走。先是日本京都大學教授狩野直喜於 1912 年（日本大正元年）遊法時將它抄回日本⁵。再就是羅福萇和陸翔的兩個中文譯本。另外，白化文稱“羽田亨曾將它帶到日本，於 1926 年在京都出版”⁶，則不知何據。

今天絕大多數研究者對《伯目》的了解，都是通過陸譯本而得的。上文中所引《伯目》文字，但凡沒有注明出處的，也都錄自陸譯本。

⁵狩野直喜在 1912 年 10 月底抵法，至 12 月底已將《伯目》全部抄畢。說見神田喜一郎著，高野雪等譯《敦煌學五十年》頁 72-77，北京：北京大學出版社 2004 年。

⁶白化文《敦煌文物目錄導論》頁 102。

陸譯本所用的底本是張鳳留學法國時抄回的。張鳳（1887-1966），字天方，浙江嘉善人，先後任浙江第一師範學校教師，上海國立暨南大學教授、圖書館館長，曾一度代理過暨大的文學院院長。1922年至1924年，經浙江省教育廳批准，張氏用絲葉觀成堂款留學法國，學習埃及文字、歷史、考古⁷。在留法期間，張鳳“手抄伯希和所編之目錄以歸”。雖說《伯目》在當時已有中文譯本流傳，即是羅福萇所譯者，但在1932年之前，人們對於羅譯本還祇能見到它的前半部分（2001-2700號）。另外，張氏對比了羅譯本與《伯目》原稿後，發現“羅譯於伯氏按語頗多漏略”。於是，到了1930年暮春，張氏將這份自己抄回的目錄交與陸翔翻譯。在1931年底1932年初的時候，陸翔完成了全部的翻譯工作⁸。陸氏的中文譯稿分兩次連載於《國立北平圖書館館刊》的第七卷第六號（1933年11、12月）和第八卷第一號（1934年1、2月）。這就是我們今天所見到的陸譯本《伯目》。學界對陸翔的這個譯本給予的評價是很高的。正如王重民所說：“陸譯本竭力譯出了伯希和的原文原意，還附加了一些有關的參考資料，在過去近三十年的時間內，是我們參考巴黎殘卷的一部最好、最有用的目錄⁹。”

回過頭來我們再看羅福萇的譯本——《巴黎圖書館敦煌書目（伯希和氏敦煌將來目錄）》。

相比於陸譯本，羅譯本的確顯得非常簡略，正如上面所引張鳳的評價“於伯氏按語頗多漏略”。比如P.2003號寫卷，陸譯作“華文。《佛說閻羅王授記四眾預修生七往生淨土經》。用顏色寫。參觀2249號及2870號，3761號之《地獄十王經》”，羅譯作“《佛說閻羅王授記四眾預修生七往生淨土經》（同2249號）”，兩相比較，羅譯本的缺略是很明顯的。然而就是這一條，其中“華文”、“用顏色寫”之類的語句還可解釋為是羅氏翻譯時的節略，而參考寫卷中卻脫去2870、3761兩個卷號，總不能說是故意為之或說是不負責任吧！從所譯底本中加錄兩個參考卷號，不過舉手之勞，祇要所譯底本確實如此，那我想沒有哪個人會不負責任到這般田地。又如P.2009號寫卷，陸譯本作“華文。記吐魯番道里之殘籍。收入《敦煌石室遺書》。”羅譯本無“收入《敦煌石室遺書》”。按：《敦煌石室遺書》是羅氏之父羅振玉輯印，如果羅福萇所用的底本真有這一參考項，即從表彰家族德業的角度，也不致有此漏略，其他諸項如2004號、2007號下即都有“載《敦煌石室遺書》”的記載，則何以此號下面缺漏？如此“大面積”的缺略恐怕不是可以用一句簡單的“於伯氏按語頗多漏略”可以解釋的，不得不叫人懷疑：羅、陸二譯本的底本是否各不相同？

⁷張鳳的生平見《張天方年譜》，《嘉善縣文史資料（第十八輯）——文史大家張天方》頁220-230，杭州：浙江攝影出版社2005年。

⁸陸翔翻譯《伯目》始末見陸翔《巴黎圖書館敦煌寫本書目序》（載《國學論衡》第三期，頁11-12，1934年）。

⁹王重民《敦煌遺書總目索引後記》（《索引》頁547）。

可是，相比較陸譯本而言，羅譯本的底本問題恐怕就不那麼簡單了。榮新江先生謂：

1921年，葉恭綽在北京發起成立“敦煌經籍輯存會”，以收集海內外敦煌寫本目錄為主要任務。葉恭綽通過各種關係，抄得伯希和目錄稿本的P.2001-2700號部分，由羅福萇翻譯為《巴黎圖書館敦煌書目》，連載於1923年和1932年出版的北京大學《國學季刊》第1卷第4期和第3卷第4期上¹⁰。

榮新江先生是筆者十分敬重的學者，治學嚴謹，他的說法肯定是有依據的，可惜在這裡榮先生沒有交待這段掌故的出處。而以筆者淺見，這個說法恐怕是有問題的。考“敦煌經籍輯存會”的設立時間為1925年9月1日（以前學界一般將之定為1921年11月1日，恐怕是個誤會，這一點孫玉蓉已作了令人信服的考證¹¹），而羅福萇在1921年農曆九月即已逝世¹²，所以不可能等到“敦煌經籍輯存會”成立以後再去翻譯《伯目》。

那麼羅譯本的底本究竟從何而來？羅振玉對其作了說明。

羅氏該譯本是與他編譯的另一個目錄《倫敦博物館敦煌書目》一起，在他卒後由羅振玉交與《國立北京大學國學季刊》發表的。羅振玉為這些遺作寫了個總序，發表時放在了《倫敦博物敦煌書目》之前。其中有關於羅福萇譯出諸目所用底本的說明，稱：

法京目錄則就日本狩野博士直喜遊歐時錄本與得之伯希和博士者參考移錄¹³。

羅振玉是福萇的父親，又是敦煌學早期的重要創始人之一，與國際漢學界有著很深的學術交誼，他的這些說明應該可信。祇是既然《伯目》原本在羅譯本參考之列，則何以羅譯本仍有那麼多令人匪夷所思的節略？我們的困惑仍然得不到解決。

合理的解釋應該是：羅福萇的譯本主要是轉譯自狩野直喜的抄本，直到後來才得到了伯氏的原目，這份原目比之於狩野所抄時，已有不少增益。而等羅氏得到《伯目》原本時，健康狀況已不佳，未及校竟而卒。

既然羅譯本所用的底本主要得自於狩野直喜的抄譯本，那麼要論證上面的推論，我們首先就要對狩野抄本的始末有所了解。狩野直喜當年在法國考察時曾給時任京

¹⁰榮新江《海外敦煌吐魯番文獻知見錄》頁45。

¹¹孫玉蓉：《“敦煌經籍輯存會”成立時間探究》，載《理論與現代化》2008年第4期，頁106-109。

¹²甘孺（即羅繼祖）《永豐鄉人行年錄（羅振玉年譜）》頁80，南京：江蘇人民出版社1980年。羅福萇生平資料除此譜所提及者外，尚有王國維《羅君楚傳》（載《觀堂集林》下冊頁705-707，河北教育出版社2001年），沈曾植《羅君楚墓碣》（見錢仲聯輯錄《沈曾植海日樓佚碑傳》，載《文獻》1993年第2期，頁141-142）。

¹³見國立北京大學《國學季刊》第1卷第1期（1923年1月）頁160。

都帝大教授的內藤湖南和桑原陟藏寫了一封信，信中談到了他當時抄寫《伯目》的情況：

這份目錄並未出版，是伯希和先生自己整理書寫的。假如漢字目錄還好一些，遺憾的是，他是根據支那語發音用羅馬字拼寫的，題目下面加入一些法語的解題注解，加上伯希和先生的字跡不好辨認（對我來說），所以進展不是很順利……十二月底好不容易全部完成，權且作為帶回日本的禮物¹⁴。

從上面所引的這段話，我們可以發現，狩野抄寫《伯目》時，當是將書名等專門名詞改寫成漢字，否則他可以直接將那些表示“支那語發音”的羅馬字照樣抄下，不必為此而感到為難。

羅譯以狩野抄本為底本。《伯目》第 2198 號，羅譯本作“《楞伽阿跋多羅寶經疏》（齊竿序，丹暉贊）”。“丹暉”，陸譯本作“圓暉”，覈之於原卷，陸譯本確。“暉”之誤作“暉”，當是形近之訛，可問題是“圓”字怎麼會誤作“丹”的呢？這兩字於漢文中無論形、音均相去甚遠。考日語中表“圓”字義者常作“円”，羅譯作“丹”者，恐正是因這個日本俗字——“円”字而誤。由此一條，即可確知羅譯本《伯目》所用底本必經日本學者轉手。

狩野的抄本在 1912 年底即已抄出，而伯氏的編目工作到 1920 年才完全放棄，這中間有八年時間，伯希和對於自己的草目應該會有不斷的增益。

我絲毫不懷疑羅振玉的說明，《伯目》的法文原本羅福萇應該是見過的。但有兩個問題：一、羅氏所見《伯目》是不是伯希和增益以後的全本草目？二、即便羅氏所得者確為全本草目，他是否曾拿來對自己的舊譯全部校改一遍？我想，他至少是未及校竟而卒的。羅福萇“年二十二而病，瘍生於胸，仍歲不瘳，二十六而夭，所著書多未就”¹⁵，這份《巴黎圖書館敦煌書目》，雖說羅振玉稱它為“清本”，夷考其實，恐仍是校改未竟之作也。祇不過較之它作，此為完璧耳。

羅譯《伯目》分兩次發表，其中第 2001–2700 號發表於國立北京大學《國學季刊》第一卷第四號（1923 年 12 月），第 2701–3511 號發表於同刊第三卷第四號（1932 年 12 月）。由於《國學季刊》的人事幾經變遷，該稿的下半部分被羈留了將近十年才被發表出來¹⁶。這就給人以錯覺，羅譯《伯目》僅至 2700 號為止。《國立北平圖書館館刊》第七卷第六號在發表陸譯本時，編者加了按語，即謂“（羅譯本）所著錄及於 2700 號止，不及全數之半，十年來未聞續刊”，而那時已是 1933 年底，羅譯本的

¹⁴神田喜一郎著，高秀芹、付凌譯《敦煌學五十年》頁 77。

¹⁵王國維《羅君楚傳》，見《觀堂集林》頁 706。

¹⁶參《巴黎圖書館敦煌書目（伯希和氏敦煌將來目錄）》下半部分的編者按語（《國學季刊》第三卷第四號，頁 770–771）。

下半部分刊行已將近一年了。這個誤解的影響十分深遠，此後王重民、白化文、榮新江均有此誤會¹⁷。

三、羅譯本對陸譯本的補正

前面我們已證明了，在總體質量上，陸譯本遠遠高於羅譯本。但由於抄錄、謄寫、排校方面諸多原因，在《國立北平圖書館館刊》上刊出的陸譯本仍存在諸多瑕疵。而以羅譯本與之參校，卻有不少可以補正之處，列表如下。為省文起見，下表僅列出 P.2001–P.2700 號中羅譯本可校正陸本的地方。

卷號	陸譯本	羅譯本	說明
2025	一面為《大般若波羅蜜多經》之第五百六十三卷，係華文本，他面為梵文 原本	《大般若波羅蜜多經》卷五百六十三（背面為梵書）	
2026	一面《金光明經》卷三，他面為梵文 原本	《金光明經》卷三（寫於敦煌，背面梵書）	
2027	一面華文佛經，他面為梵文 原本	殘卷（一面為漢文佛經，一面為梵書）	
2028	一面華文佛經，他面為梵文 原本	同上	以上四號陸譯均謂背面為“梵文原本”，以原卷考之，自非其正面佛經的梵文原本，反不若羅氏僅譯出“梵書”為好。且其文字實為于闐文。
2032	《維摩經》卷五	《維摩疏》卷五	羅譯雖於“背面”一項略去，但對於正面文獻的定名是對的，該號文獻當是《維摩經疏》（簡作《維摩疏》）而不是《維摩經》。
2033	《十地論離垢地》卷之第四節。	《十地經論離垢地》第二卷之四	羅譯題名中多一“經”字，但“第二卷之四”不誤，原陸譯“卷之第四節”中“之”當是“二”字之誤，此或是手民之誤。
2036	《瑜珈論》卷三	《瑜珈論》卷三十三	羅譯卷第正確
2052	《佛為心王菩薩說報施經》惠辨注。	《佛為心王菩薩說投出投陀經》（惠辨注）	
2056	《阿毘曇婆娑抄》卷五十二。龍朔二年（六六二）寫本。	《阿毘曇毗婆娑》卷五十二（龍朔二年寫， 尾題佳 。）	原卷尾題作“阿毗曇毗婆娑沙卷第五十二”，“毗婆沙”、“毗婆娑”二譯相通。陸譯作“抄”字，必誤。且陸譯無“尾題佳”三字說明。

¹⁷ 《索引》頁 547；白化文《敦煌文物目錄導論》頁 102；榮新江《海外敦煌文獻知見錄》頁 45。

2060	《光讚摩訶般若波羅蜜經》	《光讚摩訶般若波羅蜜經》 卷五	羅譯多“卷五”兩字
2066	《淨土五會念佛誦經觀行儀》，法照撰	《淨土五會念佛誦經觀行儀》 卷中 （法照撰）	羅譯多“卷中”兩字
2078	《佛說觀佛三昧海經》。	《佛說觀佛三昧海經》 卷四	羅譯多“卷四”兩字
2079	《淨名經關中釋抄》。	《淨名經關中釋抄》 上	羅譯多“上”字
2086	《十地論》卷十至十二。寫本極佳。唐開元十四年（五九四）書。	《十地論》卷十至十二（開皇十四年寫）	羅譯作“開皇”者正確，原卷正作“開皇”，開皇十四年正合西曆 594 年。陸作“唐開元”云云者必誤。
2096	《大莊嚴法經》	《大莊嚴法門經》	
2098	陸譯闕，引羅譯	《佛說八陽神咒經》	
2121	《四分律刪繁補闕行事要鈔》 卷上卷中	《四分律刪繁補闕行事要鈔》 卷中之上	
2132	參觀二一七三號、二二三〇號	見第二一七三號、二二三〇號	羅譯“二三三〇”正確。
2141	《大乘起信論略述》，曇曠撰，澄漪序	大乘起信論略述（曇曠撰，澄漪序。 背面為《地持義記》。 ）	羅譯多出“背面……”內容。
2152	《楞嚴經》，般利蜜帝譯於廣東	《楞嚴經》（般刺密帝譯於廣州）	“刺”字羅譯確，“蜜”字陸譯確（般刺蜜帝是梵文“Paramiti”的音譯）。羅作“廣州”正確。
2154	《淨名經關中釋抄》卷下。佛經定斷類（Dotmatique boudhique），道淨譯	《淨名經關中釋抄》（見第二〇七九號）	羅譯多出互見項。附帶說 Dotmatique 應為 Dogmatique，陸目原誤。
2165	《六門陀羅尼金論》	《六門陀羅尼經論》	
2172	《大般若涅槃經言》（北宗）	《大般若涅槃經音》（北宗）	
2186	前有黃自強傳	前有黃仕強傳	
2198	《伽楞阿跋多羅寶經疏》	《楞伽阿跋多羅寶經疏》	
2218	佛經，未詳其名	《維摩詰經》	實當作“維摩義記（卷第三本）”，羅譯未必確，但至少比陸譯明顯好。
2223	《法華經》卷廿七、廿八	《法華經》第二十七品至二十八品	陸譯卷第與品數混淆。第廿七、廿八品實為卷七。
2234	《法華經》卷二十九以下	《法華經》第二十九品	陸譯卷第與品數混淆。第二十九品實為卷九。
2243	《佛說般涅槃略說教戒經》	《佛垂般涅槃略說教戒經》	
2249	卷二百廿三	卷二百三十三	
2252	《佛說翔名經》	《佛名經》	陸譯“翔”字蓋“佛”字之訛。《佛說佛名經》可簡作《佛名經》
2256	《廣擇開決記》	《廣釋開決記》	
2259	《善才入法界緣起鈔》	《善財入法界緣起鈔》	
2265	首繪金剛小軀	前有八金剛像	陸譯“小”字乃“八”字之訛。

2288	《淨名經關中雜鈔》	《淨名經關中釋鈔》	
2312	貞明五年	貞明六年	
2319	《大目連冥間救母變文》	《大目乾連冥間救母變文》	
2337	《三洞奉教科誠儀範》	《三洞奉道科誠儀範》	
2339	參觀二二一九號	同第二二一四號	
2348	《天尊為一切眾生說三塗五苦存已往生救苦拔出地獄妙經》	《天尊為一切眾生說三塗五苦存七往生救苦拔出地獄妙經》	陸譯之“已”、羅譯之“七”實皆是“亡”字之訛。羅作“七”者於形差近耳。
2388	《太上妙法本相經》	《太上妙法本相經》卷二十三	陸譯無卷次。
2412	三戒佛法密記	三階佛法密記	
2413	《大樓炭經》卷二	《大樓炭經》卷三	
2439	《薩婆多毘尼婆泥》	《薩婆多毘尼婆娑》	
2461	《太上洞玄靈寶智慧上品戒》	《太上洞玄靈寶智慧上品大戒》	陸譯“戒”上脫“大”字。
2467	《天上內秘真藏經》	《无上內秘真藏經》	
2546	第十八篇《矢人》……第二十篇《記附》	第十八篇《知人》……第二十篇《託附》	
2566	開元九年	開寶九年	
2581	何為天地	何謂天地	
2592	天寶五年	天寶六年	
2594	是以侯王自謂孤寡	是以侯王自謂孤寡不穀	陸譯本少“不穀”二字。
2594	《孔子修問書》	《孔子備問書》	
2602	開運六年	開元六年	
2607	《勤讀書抄》	《勤讀書抄》	
2613	咸通十九年	咸通十四年	
2615	《帝推五姓陰陽等宅圖經》	《口帝推五姓陰陽等宅圖經》	羅譯本於“帝”字前加一“口”號表示殘缺，確。
2616		背為《刪定書儀諸家略集》尺牘	背面內容的敘述陸譯缺。
2632	《平決》	《手決》	
2636	《上易定虛相書》	《上易定虛尚書》	
2647	背為初學抄錄之雜文，中有《晏子》及《文中子》殘節	背《千字文》，殘；《晏子》殘	考該卷卷背有《千字文》雜寫，而無《文中子》。至於《晏子》者，乃《晏子賦》之訛。
2651	《太上洞玄無量度人經》	《太上洞玄靈寶無量度人經》	陸譯脫“靈寶”二字。
2668	《受八關齋戒簡錄》	《受八關齋戒文》	
2690	《敦煌十二詠》	《敦煌二十詠》	
2694	《辨中邊論》	《辯中邊論》	
2695	具仲如上訖	具件如上訖	
2699	《論語》卷九	《論語》卷四	

P.2001–P.2700 號是羅譯本的前半部分，陸譯時已取作參考，這部分僅 700 號寫卷，可以用羅譯本校正的地方竟達 66 條之多（倘若筆者在校勘上還有疏漏，則可校正條目尚不止於此數）。下半部分陸譯未參考者，其中可用以校正的當更多了。知乎

此，則取用《伯目》時當以陸譯為主，而不廢羅譯本。

四、結論

《伯目》撰作于上世紀 10 年代，距今已有 90 多年的歷史了，但由于其編撰者——伯希和教授具有着極高的漢學素養，所以在今天看來它仍然有著很豐富的學術價值。但這份頗有重要價值的目錄卻因為僅是草目的原因，其原本一直沒有出版。這就使得流傳開來的譯本成為了解《伯目》的第一手資料。其漢語譯本共有兩種，一種是羅福萇的譯本，另一種是陸翔的譯本。後一種從總體質量而言要遠高過前一種，因此也成了學術界了解《伯目》的主要憑借。這也導致了對於羅譯本的過分不重視，甚至於誤會成羅譯本僅僅譯出了一半。事實上，陸譯本雖說總體質量很高，但與羅譯本兩相對照，還是可以發現有不少地方可以用羅譯來補正。這說明羅譯並不可全廢。另一方面，羅譯所出現的如此巨大的問題，其主要原因恐怕是翻譯所用的底本是伯希和的初期編目成果，而且又是由日本學者狩野直喜轉手而來。雖然，羅福萇後來也許的確看到了相對成熟的《伯目》法文原本，但彼時的身體狀況已不容許他對之前的譯本重新校改一番了。這些，大概就是同樣譯自《伯目》的兩份中譯本為何有如此大差異的原因所在了。

[本文經過“中國中世寫本研究班”班員審讀，感謝班員們的認真與辛勤；另，本文在撰寫、修改的過程中得到了許建平先生、高田時雄先生的指導和意見，一併在此致謝。]

(作者為浙江大學古籍研究所、敦煌學研究中心博士研究生)

李滂と白堅（再補）

高田時雄

李盛鐸の第十子で、日本人横溝菊子を母とする李滂が、古物ブローカーであった白堅の斡旋によって、一九三五年に李盛鐸が所蔵していた敦煌寫本を舉げて日本に賣却した経緯は、本誌第一號に詳しく述べておいた¹。しかし李滂の経歴については不明な點が多く、とりわけ大戦後の動向に関しては全く分からなかった。

ところが二〇一〇年十二月、偶々筆者の北京滞在中に、金融時報社の艾俊川氏から同氏所蔵の李滂関係資料一括（以下「李滂文書」と稱する）の借覽を許され、それによって李滂の生涯について多くの新たな情報を得ることができた²。該資料の内容は李滂の著作、書信、日記などであるが、ほとんどがまったく整理を経ない草稿の類であって、反故といってもよいほどである。當然まとまったものは数少ない。しかしその中に李滂自身が一九四八年に書いたと思われる履歷書（下掲圖1）が含まれていて、それにより極めて興味深い事実を知ることが出来るのである。再補としてここに紹介する所以である。

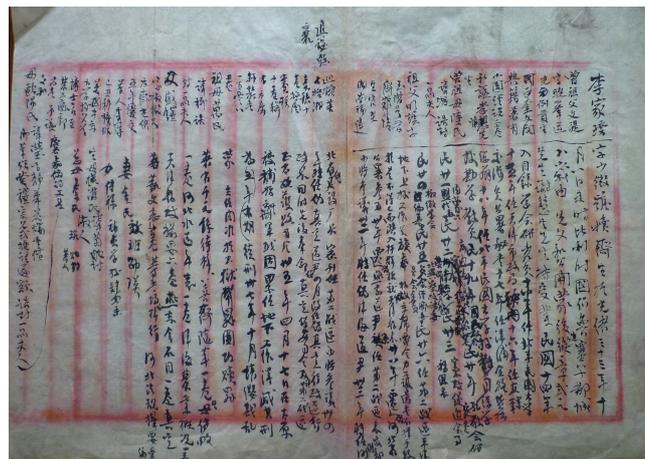


圖 1: 李滂履歷書

¹ 「李滂と白堅——李盛鐸舊藏敦煌寫本日本流入の背景」『敦煌寫本研究年報』創刊號（2007年3月）1-26 頁。

² 艾俊川氏と相知ったのは、もと友人王丁氏の紹介である。今回貴重な所蔵資料を提供していただいた艾氏に對し満腔の感謝を捧げるとともに、王丁氏にもこの場を借りて謝意を表明したい。

まずはその履歷書を以下に逐録しておこう³。

李滂，字少微，號犢齋，生於光緒三十三年（1907）十月八日未時比利時國伯魯塞爾都城。八歲由先父和公開蒙，後從章式之先生、謝慧生先生持受業。民國十四年（1925）入目錄學會研究員，十五年任天津市政局秘書，十六年任直隸交涉員公署秘書，十七年任津浦全路貨物總辦，十八年任北平民國大學校目錄學校勸學教員，民十九年國民政府（…中略…）秘書，民廿年孔教會研究員，民廿一內蒙六盟代教，民廿二河南大學作□月遊，民廿三憲政促進會事務組長，民廿四椒微學會編纂，民廿五冀察政務委員會經濟委員會委員，民廿六任第二戰區平津地下上校工作員，旋奉林故主席電令，力護遺書，不擇手段，於是不得已而潛入，扞群抬就偽天津縣長。廿八年遷偽河北省公署參事，卅年遷偽燕京道尹，實任第二戰區長友部少將參議，卅二年轉任偽津海道尹，卅三年轉任偽河北省建設廠長，密升任第二戰區中將參議，卅四年轉任偽真定道尹，四月改任偽真真定行政區行政長，同時先後奉命任偽真定保安司令及任第二戰區石太護路司令，卅五年四月十七日在太原被捕，始離軍職，因累任地下工作得減其刑，爲期五年徒刑，卅七年十月靖僂戡亂，蒙主任閣准於出獄，圖功贖罪。

著書《千元錄》待梓，《八喜齋隨筆》一卷、《母傳略》一卷、《河北水道年表》一卷、《津海農業概況》一卷、《天津縣政撮要》六卷、《燕京金石目》一卷、《真定藝文志》一卷等書，均梓行。《河北法規擇要彙編》⁴。

形式どおり最初に生年月日及び出生地が記される。すなわち李滂は光緒三十三年（1907）十月八日の未時（午後二時）に、父の赴任地である比利時（ベルギー）國の首都伯魯塞爾（ブリュッセル）で生まれた。李滂文書中にはまた『鄴亭憶舊錄』（書き出しのみ七行の斷片）があり（圖2）、そこでも「予於光緒三十三年歲在丁未十月初八日未時（公曆一千九百零七年十一月十二日）生于比國使署，日本橫溝氏出」と詳しく書き記している。この生年月日や出生地はこれまでも既に知られていた。

しかしこの履歷書にはこれまで知られなかった多數の事柄が書かれている。そこで以下、上の逐録の繰り返しになる嫌いはあるが、李滂の述べるところを順次見ていくことにしよう。

李滂は物心つくとまず父親の李盛鐸について文字を習った。和公というのは李

³この履歷書も草稿であると思われる、抹消や補筆が多い。判讀不明の文字は□で標示した。また小字で示した「偽」は後から書き加えられたものである。上欄には李家の系譜を、曾祖父の文澁及び曾祖母陸氏、祖父の明輝及び祖母萬氏、父の盛鐸及び母歐陽氏について、字號、官職、著作などを列挙し、履歷書本體及び著作一覽の末尾には李滂自身の妻金氏及び女の名、生母橫溝氏、慈母秦氏の名が挙げられているが、ここでは省略する。

⁴最後の一書は後から補入したもの。

盛鐸の諡號が文和公だったことによる。清朝は亡んですでに久しく、世間でも李盛鐸をこのように稱することは稀である。李滂が殊更に家父をこう稱したのには、やはりこの人物に特有の保守的な心情が籠められていると思わざるを得ない。

次いで、章式之を師として學んだ。章式之は本名章鈺（1865-1937）で、蘇州の人。光緒二十九年の進士で、辛亥以後は天津に僑居したというから、この人に就いたというのは確かであろう。章鈺はまた校勘學者でもあった。「少微先生幼承家學、性好讀書、尤精目錄版本之學」⁵とあるように、李滂が後年この方面に進んだについては、父李盛鐸の涵養によるところが大きいであろうが、この人の影響もあったものと推測される。次に挙げる謝持（1876-1939）、字は慧生は國民黨西山會議派の大物だが、蔣介石の登場後は次第に影響力を失い、天津の租界に住んだこともある。その頃に就學したものであろうか。

民國十四年に目錄學會に入ったとあり、李滂がすでに十代からこの方面に強い關心を有していたことがわかるが、一方で強い自負の念も込められているように見える。職歴は民國十五年（二十歳）に天津市政局秘書となったのを皮切りに、十六年（二十一歳）に直隸交涉員公署秘書、十七年（二十二歳）に津浦全路貨物總辦、十八年（二十三歳）に北平民國大學校の目錄學校勘學教員となり、十九年（二十四歳）に國民政府の某部署⁶の秘書となっている。民國大學の教員であったことはこれまでもすでに知られていたが、その他の経歴は今回初めて知る事柄である。

次いで、民國二十年（二十五歳）に孔教會の研究員、同二十一年（二十六歳）に内蒙六盟代教、二十二年（二十七歳）には河南大學に招かれ講義を行った。二十三年（二十八歳）には憲政促進會事務組長、二十四年（二十九歳）には椒微學會の編纂をつとめた。孔教會は清朝の遺老を中心とする復古的な團體で、その研究員になったというのは父李盛鐸の影響が大きいであろう。椒微學會がどれほどの活動を行ったものかは不明だが、李盛鐸を領袖に仰いだ團體であったろうことは云うまでもない。六盟というのは清朝時代に施行された内モンゴルの行政組織で、その下に四十九旗が屬していた。代教というのが代理教師のことだとすれば、一時にもせ

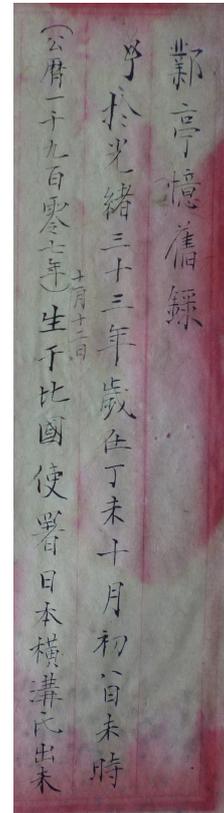


圖 2: 鄴亭憶舊錄 (部分)

⁵李少微講「近世藏書家概略」の首に載せる邵次公による紹介辭。『進徳月刊』第2卷第9期（1937）、123頁。なおこの文獻は中國國家圖書館（現北京大學古代史研究中心圖書室）の史睿氏の好意により入手し得た。ここに記して感謝したい。

⁶この前後、文字が読み取れない。

よ李滂は内モンゴルに赴任したことになる。河南大學は開封にあり、この數年前に省立河南中山大學を改稱して、省立河南大學となっていた。當時國文系主任であった邵瑞彭（字は次公、1887-1937）の招きに應じたものである。履歷書では、月の前の字がよく読み取れないが、そう長い期間ではなかったと想像される。この時の講義「近世藏書家概略」は後に公刊されている⁷。教職に従事する一方で、憲政促進會に關與するなど、早くから政治の世界にも足を踏み入れていたことが窺われる。このあたり原則として毎年一つの職歴を書き込んであるが、必ずしも一年ごとに職を變えたというのではなく、それぞれの就任の年を挙げたものと思われる。したがって、時には學會會員、時には官職、時には教職など、その種類は區々である。

民國二十五年（三十歲）に冀察政務委員會經濟委員會委員となったのは、おそらくそういった志向の延長線上にあるものと考えられる。冀察政務委員會とは言うまでもなく日本の壓力によって華北に設けられた行政機關であり、その委員に就任したことはその後の李滂の命運を決定づけることとなった。翌二十六年（三十一歲）に「第二戰區平津地下上校工作員となり、ついで林故主席の電令を奉じ、力めて遺書を保護するために、手段を擇ばなかった。そこでやむをえず（敵方に？）潜入した」とあるのは筆者には何か遁辭のようにも聞こえるが、実際には一體何を指しているのであろうか。林故主席というのはおそらく林世則（1894-1937）であろう。同じく冀察政務委員會で樞要の地位にあった人物である。地下工作員というのは、第二戰區そのものが國民黨の設定した抗日戰爭の戰區であるから、やはり國民黨の工作員という意味であろう。またやや唐突な「遺書の保護」という目的は、あるいは李家の藏書のことをいうものであろうか。李滂は一九四〇年に李家の藏書を擧げて當時のいわゆる偽北京大學に賣却したことはよく知られた事實である。いずれにせよ李滂はこの年に天津縣長の任に就いた。以下、李滂自身がこの履歷書で主張するのは、國民黨の地下工作員として敵方に潜入し、詐って敵方の官職に就いていたということである。

かくして二十八年（三十三歲）に河北省公署參事に異動、三十年（三十四歲）には燕京道尹に異動となり、實際には第二戰區長たる友軍の少將參議であったという。さらに三十二年（三十六歲）には津海道尹に轉じ、三十三年（三十二歲）に河北省建設廠長となり、（國民政府側の職務としては）密かに第二戰區中將參議に昇任した。三十四年（三十八歲）眞定道尹に昇任、その四月に改めて眞定行政區行政長に任じ、また前後して命を奉じ眞定保安司令及び第二戰區石太護路司令に任じたという。これら戰時中の官歴のうち、天津縣長（知事）や燕京道尹などはこれまですでに知ら

⁷ 『進徳月刊』第2卷第9期（1937年5月）及び第10期（1937年6月）。

れていたが、其の他大部分の経歴はこの履歴書により新たに判明するものである。

このように、戦時中、敵方の官職に就いていたため、民國三十五年四月十七日（三十九歳）、太原において逮捕、五年の徒刑を宣告されて服役した。この時期、地下工作員として敵方に潜入していたとするなら、なぜ罪に問われたのかがよく分からない。李滂をして斯くの如き書き方を餘儀なくせしめたについては、この履歴書が何のために、そして何處に提出するために書かれたかという点を想像してみるほかにはなさそうである。

その後、三十七年（1948）十月（四十二歳）「靖僂戡亂」を理由に出獄したという。要するに國共内戦の情勢が切迫してきたために、満期を待たずに放免されたものと想像される。服役期間は二年半、ちょうど半分程度で出所したことになる。李滂の戦中の経歴を以てすれば、おそらく戦後はその責任を追及されたであろうことは想像されたが、果たせるかな逮捕服役していたことがこの履歴書から明白となった。また刑期半ばにして釋放されていたことも全く新しい知見である。残念ながら、この履歴書は釋放までしか書かれていないため、當時四十二歳の李滂がその後どのような人生を歩んだのかは、相変わらず不明である。もっとも分かったところで、あまり意味はないかも知れない。

李滂文書中には履歴書とは別に『東行棧録』というものがある（圖3）。李滂の日本旅行を記録した日記で、庚辰九月十九日から廿八日までの部分を存している。庚申年は一九四〇年で、この年の十月に至って李滂はようやく生母の國を訪問し、母の墓參も済ませることが出来たのである。この日記は、李滂がまだ中國で出發準備を行っているところまでしか残されていないが、これまで僅かに傳聞としてしか知られなかった李滂の日本渡航時期がこの材料によって明らかとなる。もし日本滞在中の日記が残されていたならば、相應に興味深い記事が見られたと思われるが、残念ながらそれは叶わない。

ただこの日記を通じて幾つか分かる事柄もある。それは李滂が妻を帯同していたこと、そしてその名が金穰であったことである。九月十九日、李滂は天津から北京に行って、華北政務委員會の委員長王揖唐ほかの要人を表敬訪問するとともに、旅行證明書の手続きを行い、また東方文化委員會の橋川時雄や董康といった學者たちを訪問している。二十日も同じく表敬訪問のほか、七兄、八兄など親族の家で食事をしたりしている。二十一日には傅增湘を訪問して、近刻の《藏園群書題跋續記》を貰った。以後、連日こうした記載が続くが、煩を避けてすべ

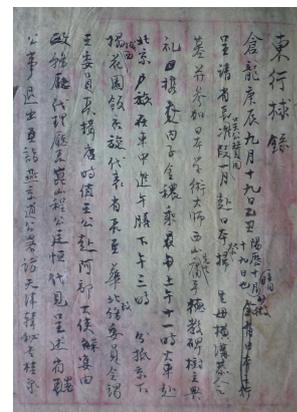


圖 3: 東行棧録

て省略する。原文を文末に附載したので、ご覧頂きたい。夫妻は二十三日に天津に戻った。少しく旅行證明書の交付にとまどり、出發の日取りの變更を再三餘儀なくされたが、結局二十九日の出發に決定した。二十七日には父を葬った義園に參り、このたびの東行を報告した。現在残る日記はそこで終わっている。

李滂の日本渡航は生母の墓參を目的としたものだが、別に「日本學術大師」西山庸平を讃える徳教碑の建立式典に参加するという目的があった。おそらく公式にはこちらのほうが主たる用務であり、その公務出張の機會に生母横溝氏の墓參りをしたものであろう。もちろん李滂にとっては墓參のほうが重要であったのは云うまでもない。西山庸平（1872-1939）は四國高知の人で、長く小學校の校長を務め、デューイの理論に基づく西山式學習指導法を開發實施した。教育學關係の著作が多數あり、李滂渡航の前年、昭和十四年十二月九日に死去している。華北政務委員會委員長の王揖唐は“行修名立”と書いた匾額を揮毫して、李滂に託した。その背景にどういった事情があったのかを、筆者は知らない。

また李滂はこの時の旅行記を『扶桑警觀球錄』として出版したらしく⁸、その序文が残っている。それは以下の通りである。

扶桑警觀球錄序

先文和公薨後四年，歲次庚辰十月之初，少微呈請省長吳公給假一月，整裝東行，展掃生母橫溝恭人之墓。彼邦名儒時彥來與辱交，復幸舊刊名鈔秘冊得一閱覽，記其大概，勒而成編，厘為二卷，命曰《扶桑警觀球錄》，付於聚珍印行，用代鈔胥以贈同好，兼誌鴻爪。禹域絕續之交文物久矣，屢棄殆盡，遠涉重洋，觀光三島人文之盛，嘆為觀止。中日同文提携，似難緩圖云爾。

孔子紀元二千〇〇年倉龍辛巳正月中浣五日河北省公署參事大興李少微序於保陽延壽寺右寓居。

以上、簡単ながら李盛鐸第十子李滂の身世について、李滂文書により若干の新たな知見を加えることが出来たように思う。先に草した一文の補いともなれば幸いである。

【附録】東行球錄

倉龍庚辰（1940）九月十九日乙丑⁹（陽曆十月十九日也），晴。少微呈請省長吳公贊周

⁸実際に出版されたかどうかは不明。筆者自身は見る事が出来なかった。

⁹この年九月十九日は乙丑でなく乙未、乙丑なら十月十九日となる。思うに、この年の陰曆九月一日は偶々陽曆の十月一日に当たっていたため、干支を数えるのに誤って十月の曆を用いたものかと推測する。

准段一月赴日本祭掃生母橫溝恭人之墓，并參加日本學術大師西山先生庸平德教碑樹立典禮，携內子金穠乘上午十一時火車赴北京，在車中進午膳，下午三時一分抵京下榻城西花園飯店，旋代表省長至華北政務委員會謁王委員長揖唐，時值王公赴阿部大使茶宴，由政務廳代理廳長崑山程公廷恆代見，呈述省署公事退出。詣燕京道公署訪天津韓秘書桂泉託其携省署公文往日本使館及滿洲通商代表處加蓋旅行證明書關防以便往還。復往（*欄外に插入されたもの：東方文化委員會訪橋川子雍兄時雄，告其石門特務機關長石田中佐對鉅鹿縣發掘大物事囑其約日考古家前往開辦云。伊言對先文和公生前瑣記，從其日記錄出，已成鉅冊，將來刊行，其意殊可感也。）宣南武進董綬金年伯處辭行，談甚久。近日董年伯有《毘陵董氏彙刻詞集》之舉。又往常熟沈公職公處辭行，旋至七兄處晚飯，歸旅館已夜半矣。閱日本法典。

九月二十日丙寅，沉陰，着重棉猶寒也。往七兄處午飯，謁南長街森岡長官邸，值其公出，留名刺辭行，又往謁吾鄉鈕公傳善，談甚久，又至八兄處，旋回七兄處，晚携內子及棧姪往西單半畝園食羊肉，飯後至姊丈章子怡處長談。姊丈對防共問題頗有深究，當前最要之舉也。步歸旅舍，程公廷恆來訪三次，均值相左，歉甚。閱明袁中道《遊居柿錄》。

九月二十一日丁卯，晴，仍寒。訪江安傅沅叔尚書。增湘尚書以近刻自著《藏園群書題跋續記》六卷見貽。晚赴殷亦鼓邸中公聚、孝感盛朱廳長兆熊之宴，旋至八兄處，兄嫂宴我夫婦也，歸已夜半。閱《藏園題跋》。新民會金爾功來，值余出門未晤。

九月二十一日¹⁰戊辰，晴。晨九時程公廷恆來言王委員長知余赴日參加西山先生德教碑樹立典禮，王公贈其匾額一方，囑余携往云。晚鈕公及其謝夫人在其家宴我夫婦，歸已十時矣。閱董年伯所著之《書舶庸談》。

九月二十二日戊辰，晴。寧晉王令啟文來，未見談。職公處晤朱廳長兆熊、加藤先生正義，旋與朱公往市樓薄酌，即歸。椿姪來言韓秘書囑其告余先赴天津，旅行證備妥寄津。余即整裝定明晨啟程，後至職公處辭行，至七兄處晚飯歸。

九月二十三日己巳，晴。携內子乘十時三十五分火車，下午一時車抵津，乘車至須磨街寓所。七兄來津已一周矣，旋與七兄往訪橫山大弟初美談赴日諸事，又訪加藤師，不值。詣李鶴仙兄，坐半時即歸。估人賈姪携宋本《友林乙稿》求售，索值太昂，還之。

九月二十四日庚午，晴。加藤師來談。武清穆蓋忱秘書、儀徵方孝吾科長來談縣事，

¹⁰もと二十二日と書かれていたものを李滂が自身で訂正。これ以降二十六日まですべて訂正したものに據る。すると二十一日の記事は重複していることになるが、書かれた内容は、同日のこととすれば不可解である。何れの日に懸けるべきか検討の餘地あり。

交代諸事，均已清楚，迺是外來之功也。午後往河東抱一龕訪門脇先生商量東行諸事。原定念六啟程，後改十一月二日，現又定本月廿九。歸作書，分致程參事及韓秘書催取旅行證書。命孟僕憲章往京投送，倘不果廿九行期，又不能成行。晚間作日記五頁。得省署秘書謝四石書，并將橫山大弟電報催余來津。

九月二十五日辛未，晴。得程參事信，寄來旅行證，接孟僕自北京電話言程公代辦旅行證已郵寄津矣。往豐太公司晤加藤師及橫山商洽赴日諸事，携內子往市購置旅行諸物。晚飯後□潤張太世丈志澂派車接往其寓，告余明日赴保就財政廠長任，歸已深夜矣。得程參事書，附來王委員長贈西山公匾額一方，文曰“行修名立”。

九月二十六日辛未，晴。往橫山及王相六法師，均值公出不晤。又往山陰周孝懷，疊訪建德周公孫暹，談片刻辭歸。晚周孝老宴門脇先生招余往陪同座，有橫山、加藤、小林三公。蓋孝老弟三世兄欲携往日本求學。作書上省座。儀徵方孝吾、閩侯甘榕人來、均出門未晤。

九月二十七日壬申，晴。訪門脇商董東行事。晚間故吏及舊雨爲我餞行，即墨段大令來。王委員□任來談戴朗軒本月四日在漢口被刺，現在吾贛省政問題討論頗詳。詣浙江義園，祭先文和公，告此次東行也。

九月二十八日癸酉，晴。穆蓋丞、方孝吾、鄭少卿來，椿姪自京師來。剃頭沐浴，往加藤處此行。方若老來，因出門未晤面，頗歉然。

(作者は京都大學人文科學研究所教授)

〔敦煌寫本研究年報 第六號〕

2012年3月31日發行

編者 高田時雄

發行者 京都大學人文科學研究所
「中國中世寫本研究班」

〒606-8265 京都市左京區北白川東小倉町47

Phone 075-753-6993 Fax 075-753-6999

ISSN 1882-1626

